

経営安定プロジェクト
研究資料 第2号

**水田・畑作経営所得安定対策下における
集落営農組織等の動向と今後の課題**

平成21年3月

農林水産政策研究所

目 次

まえがき

第 1 章 北海道大規模水田地帯における営農集団活動の実態と課題

－ 南空知・長沼町 －

北海道大学大学院 東山 寛

第 2 章 北海道における集落営農の展開状況と定着に向けた検討課題

北海道立十勝農業試験場 山田 洋文

第 3 章 秋田県における集落営農組織の実態

秋田県立大学生物資源学部 椿 真一・長濱健一郎

第 4 章 青森県における集落営農の特徴と今後の課題

弘前大学農学生命科学部 泉谷 眞実

第 5 章 山形県における集落営農の特徴と今後の課題

山形大学農学部 角田 毅

第 6 章 宮城県および角田市枝野地区における品目横断的経営安定対策への対応

宮城大学食産業学部 柳村 俊介

第 7 章 広域の土地利用集積と水田経営所得安定対策

－ 宮城県登米市豊里地区の事例から －

東北大学農学研究科 石井 圭一

第8章 北陸地域の集落営農の特徴と今後の課題

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

中央農業総合研究センター 宮武 恭一

第9章 水田経営所得安定対策への移行と集落営農組織の経営

— 富山県における経営状況と経営上の重要管理点 —

富山県 農林水産部農業技術課 池田 太

第10章 品目横断的経営安定対策下の集落営農組織の再編の現状と課題

— 岐阜県を中心として —

岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡

第11章 兵庫県における集落営農の現状と課題

兵庫県立農林水産技術総合センター専門技術員 森本秀樹

第12章 島根県における集落営農の動向と課題

— 初年度調査結果による予備的考察 —

島根大学農学部 井上 憲一

第13章 広島県における「集落法人」の経営展開と課題

広島大学農学部（現：愛媛大学農学部）板橋 衛

第14章 佐賀県における集落営農の動向

佐賀大学経済学部 品川 優

第15章 北九州稲麦大豆輪作地帯における品目横断的経営安定対策への対応

— 生産組織の集落営農への再編と個別経営の戦略 —

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

九州沖縄農業研究センター 笹原 和哉

まえがき

本研究資料は、当研究所が実施しているプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」（平成 19 ～ 21 年度）の成果の一部として刊行するものである。

平成 19 年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）は、①担い手の育成・確保、②担い手経営の安定・発展、③望ましい農業構造の実現を主な目的としており、その円滑な推進のためには、これらの目的の達成状況を継続的に把握・検証し、必要な見直しや関連対策の実施を行っていくことが必要である。特に、経営所得安定対策に加入した集落営農組織については、組織化間もないものも多いことから、将来の経営安定・発展のために様々な課題を抱えている状況にある。このため本研究では、経営所得安定対策の導入が、各地域内での集落営農組織をはじめとした農業経営体の経営・行動や農地の利用集積等にどのような影響（効果）を生じさせるかについて継続的に把握・検証し、今後の地域農業の発展の方向性と農業構造の変化を予測することを課題としている。

本研究では、経営所得安定対策下における集落営農等の動向に関する分析のため、農林水産政策研究所を中心に、経営局と密接に連携しつつ、大学、試験研究機関の研究者、普及組織等の専門家の参画による共同研究として、経営所得安定対策の導入に伴う集落営農組織等の農業経営の動向等について定点観測的な継続的調査を実施している。その全国的調査結果の一部は別途、公表したところである（『農林水産政策研究所レビュー』No.28、平成 20 年 7 月）。

本研究の共同研究に参画する研究者、専門家の方々には、経営所得安定対策下における各地域の集落営農組織等の動向や今後の課題について研究を分担いただいている。本資料は、その初年度の研究成果を研究資料としてとりまとめ刊行するものである。

最後になるが、共同研究に参画していただいている研究者、専門家の方々にはほとんどボランティアに調査にご協力いただいている。記して感謝申し上げたい。

平成 21 年 3 月

農林水産政策研究所

経営安定プロジェクト研究 農地・集落営農チーム

本資料中の用語について

平成19年度より導入された「品目横断的経営安定対策」は、平成19年12月に制度の見直しが行われ、対策の名称が「水田・畑作経営所得安定対策」（北海道向け）あるいは「水田経営所得安定対策」（都府県向け）に変更され、また「緑ゲタ」、「黄ゲタ」、「ナラシ」等の用語も「固定払」「成績払」「収入減少補てん」等に変更された。

したがって本資料の標題は、新名称を用いている。

しかし、本資料に収録されている各報告は、平成19年に行った調査をもとにとりまとめられているために、報告の一部には旧名称や旧用語を用いているものがあるが、調査時の事実を尊重する観点からあえて修正は行わなかった。そのため本資料全体では制度の名称や用語に不統一があることを御了知願いたい。

第1章 北海道大規模水田地帯における営農集団活動の実態と課題

— 南空知・長沼町 —

北海道大学大学院 東山 寛

1. はじめに

本報告は北海道の代表的な大規模水田地帯である南空知の長沼町を対象として、1992年から進められた営農集団の全町的組織化に注目し、営農集団活動の実態を現状から把握すると共に、現局面における集団活動の意義と課題について若干の検討をおこなっておくこととしたい。

経営所得安定対策との関連で言えば、対象地域に適用される規模要件は特例措置を用いれば6.4haであり、対策への加入は個別農家（1戸1法人を含む）を単位として進められている。それを下回る小規模農家が存在することも事実であるが、そうした層をもカバーするような対応が、地域課題として意識的に追求されるような状況にはない。後述するように、＜稲作＋麦・大豆＞という水田土地利用をベースにしている対象地域においては、経営所得安定対策を基本的な「下支え」としつつ、土地利用型農業の高度化を図ることが基本的な課題となっている。なお、以下の実態分析は2007年に実施した調査結果に基づいており、その時点の認識であることをあらかじめお断りしておきたい。

2. 農業生産の動向と特徴

以下では主として農林統計を用い、農協資料によって補いながら、1990年代半ば以降の長沼町における農業生産の動向を特徴づけておくこととしたい。

（1）土地利用の動向

直近（06年）の農林統計によれば、長沼町の耕地面積は11,500haである。地目別には水田が9,200haと80%を占めており、このほかに普通畑が1,600ha、樹園地が23ha、牧草地が655haとなっている。

94年以降の主要作物の作付動向などを示したのが第1表である。農林統計から算出した転作率は、93年冷害を経過して大幅な転作緩和がおこなわれた94年がおおよそ20%であったが、98年からの緊急生産調整、2000年からの水田農業経営確立対策を通じて大幅に引き上がり、01年以降は50%をこえる水準となっている。直近の06年は64%にまで達している。こうした転作の大幅な拡大に伴って、稲作面積は94年の7,150haから06年の3,190haへおおよそ45%の水準に縮小している。関連して農協資料を見ておけば（表出略）、07年の水田本地面積は8,808ha、稲作面積は3,146ha、生産調整面積は合計5,656haであり、生産調整の割合は同じく64%となっている。

第1表 主要作物の作付動向（長沼町）

年 産	水田本地 面 積 (ha)	水稻作付 面 積 (ha)	転作率 (%)	主要転（畑）作物の作付面積				単収水準 (kg/10a)	
				小 麦 (ha)	大 豆 (ha)	小 豆 (ha)	ビート (ha)	小 麦	大 豆
1994	8,910	7,150	19.8	493	132	466	180	296	280
1995	8,910	6,650	25.4	541	168	512	152	85	261
1996	8,900	6,310	29.1	576	266	521	168	127	158
1997	8,900	6,300	29.2	571	295	526	170	303	203
1998	8,890	5,630	36.7	756	597	398	187	217	232
1999	8,890	5,320	40.2	1,030	732	393	176	179	269
2000	8,880	4,950	44.3	1,270	1,060	284	173	182	238
2001	8,880	3,980	55.2	1,720	1,440	175	150	279	242
2002	8,880	3,800	57.2	2,140	1,410	171	185	396	208
2003	8,880	3,600	59.5	2,120	1,360	164	219	498	194
2004	8,800	3,550	59.7	2,430	1,020	243	201	431	224
2005	8,790	3,420	61.1	2,170	1,280	267	188	413	241
2006	8,760	3,190	63.6	2,450	1,680	107	187	364	255

資料：「北海道農林水産統計年報」によって作成。

次に、転（畑）作の主要4作物の作付動向を見ると、小麦と大豆の作付けが大幅に拡大してきた。小麦は99年に1千ha、02年に2千haをこえるようになり、直近の06年は2,450haに達している。同様に、大豆は2000年に1千haをこえ、直近の06年は1,680haにまで拡大している。小豆は97年の526haをピークにその後は縮小基調であり、ビートはおおむね200ha弱の水準で横ばいに推移している。関連して農協資料を見ておけば（表出略）、07年の生産調整面積のうち第1位は秋小麦であり、全体の39%を占めている。第2位は大豆であり、同様に28%を占めている。この他に、そば・地力作物・飼料作物が14%、野菜類が10%を占めている。

再び第1表によって大幅に拡大した小麦・大豆の単収水準の動きを見ておくと、小麦単収は02年以降に急速な伸びを見せ、それまでの200～300kg台から400～500kg台で推移している。他方、大豆についてはそうした目立った変化は見られず、200～300kg台で安定した推移を見せている。転作については秋小麦と大豆が大部分を占めるが、土地利用の面では秋まき小麦と大豆の交替作が一応定着していると見て良い。秋まき小麦の播種時期は通常は9月下旬であるが、前作の大豆がユキホマレ（早生）の場合は10月上旬、トヨムスメ（中生）の場合は間作栽培が普及している。また、小麦収穫後には「麦跡緑肥」（エン麦、キカラシ、ヒマワリ）が産地づくり交付金の助成措置にも支えられて普及している。収量水準は町全体として小麦10俵（600kg）、大豆5俵（300kg）が一応の目標として設定されている（農協理事からの聴き取りによる）。

こうした転作の動向とも関連して、07年から次期対策が始まった産地づくり交付金の助成体系を見ておきたい（表出略）。長沼町における産地づくり交付金の総額は「新需給調整システム定着交付金」を合わせておよそ23億円となっている。小麦の場合、「基本額」「地区加算」「担い手加算」の合計が10a当たり41千円であり、これに一定の品質・収量に対する支払いである「特別加算」（秋小麦の場合、収量300kg以上の1・2等麦）を加え

ると46千円、さらには「麦跡地力」を足し合わせるとその最高額は54千円となる。大豆も同様の助成体系であり、特別加算（収量180kg以上の1～3等及び合格品）を加えると最高額は46千円である。小豆は「新需給調整システム定着交付金」の特例作物に指定されており、その上乗せも含めると最高額は28千円となっている。そば・飼料作物の最高単価も同じ水準である。この他に、地力作物、野菜、花き・花木、土地改良通年施工は23千円である。転作の実情を反映して、小麦・大豆に手厚い助成体系が組まれている。

（２）農業産出額の動向

次に、農林統計による94年以降の耕種部門の農業産出額を示したのが第2表である。耕種の産出額は94年のおよそ139億円から05年の85億円と61％水準に減少している。減少幅が大きいのは米であり、同じく94年の104億円から05年には32億円と実に30％水準に縮小している。耕種全体に占める米の構成比も94年の75％から05年は37％にまで低下している。他方、畑作物（麦類・豆類・工芸作物）は98年に10億円、02年に20億円をこえるようになり、直近の05年は25億円と全体の29％を占めている。野菜類はおよそ20億円台半ばで推移しており、05年は畑作物と同水準の24億円、29％を占めている。

第2表 農業産出額（耕種）の動向（長沼町）

年次	耕種計 (百万円)	米 (百万円)	畑作物 (百万円)	野菜類 (百万円)	花き (百万円)	戸当たり 農業所得 (千円)
1994	13,924	10,421	752	2,477	69	5,718
1995	12,080	8,798	488	2,432	124	6,062
1996	10,851	7,782	555	2,160	145	4,679
1997	10,274	6,793	772	2,320	144	4,119
1998	11,143	6,848	1,018	2,724	178	4,622
1999	10,190	5,983	1,072	2,616	265	4,383
2000	9,570	5,470	1,240	2,240	130	4,948
2001	9,320	4,570	1,710	2,510	160	5,953
2002	8,570	3,580	2,070	2,030	210	5,296
2003	8,250	2,550	2,580	2,280	200	6,091
2004	8,810	3,090	2,610	2,330	200	5,694
2005	8,480	3,150	2,480	2,420	200	5,999

資料：「北海道農林水産統計年報」によって作成。

注1. 畑作物は麦類、雑穀・豆類、工芸農作物の計。

注2. 野菜類にはいも類を含めた。

転作助成（産地づくり交付金）を含む1戸当たり生産農業所得を見ると、1990年代半ば以降は落ち込む傾向にあったが、転作率が50％をこえるようになった01年頃から回復基調にあり、05年はおおよそ600万円の水準となっている。関連して、農協の販売取扱高を見ておけば（表出略）、06年度は全体でおおよそ62億円であり、内訳は米が27億円（44％）、畑作物（小麦・豆類・ビート）が9億円（14％）、園芸（そ菜・種芋・花き）が19億円（31％）、畜産（肉畜・生乳）が7億円（11％）となっている。

(3) 小括

以上のように、1990年代半ば以降の長沼町における農業生産の動向を特徴づけておけば、01年以降に小麦・大豆を中心とした転作が水田利用の過半をこえるようになり、稲作・米のウェイトは著しく低下してきたが、現時点では転作助成（産地づくり交付金）が農家経済の落ち込みをカバーするかたちになっている。また、小麦を中心とした転作の生産性も大幅に引き上げられてきた。

ただし、07年からの経営所得安定対策への移行について、農協は小麦の「緑ゲタ」の単価が低く算定されていることを問題視している。農協が作成した資料によれば、長沼町に適用される秋小麦の緑ゲタ単価は10a当たり22,378円であり、それに対応する平年的な単収水準は313kgである。これに対して、直近の3年（04～06年）の実単収は平均405kgであり、この限りでも23%乖離している。このことにより、06年の秋小麦の生産者受取価格は60kg当たり8,536円（品代1,926円＋麦経6,610円）であったものが、07年は6,561円（品代1,654円＋緑ゲタ2,797円＋黄ゲタ2,110円）に低下することが予測されている。07年度のうちには補正予算などによる「上乘せ措置」が見込まれるが、一般的に組勘の精算が終わった後の年明け（2008年）の入金となることもあり、その詳細については今後の調査で把握していくこととしたい。

3. 営農集団活動の実態

(1) 町全体の概況

長沼町では市街地を除く全31行政区に営農集団が設立されている。町全体の営農集団の概況を一覧表のかたちで示したのが第3表である。

営農集団の設立年次を見ると、最も先発のものが92年であり、最後の設立は2000年である。9年間のあいだに順次設立されてきた様子がうかがえる。この2000年まではリース事業など何らかのかたちで機械導入にかかわる補助事業が活用されており、営農集団を設立する現実的な契機となっている。なお、こうした営農集団の全町的組織化は農協の振興計画にも規定された取組であったが、そもそもの狙いは機械の共同利用を軸にした受託組織を育成し、高齢化の進行に対応することであった。

次に、表示した05年の農協調べによって営農集団への参加状況を見ると、町全体の31集団で579戸であり、実営農戸数（873戸）の66%を占めている。参加率は集団ごとに差があり、100%から25%までのばらつきがある。

これら営農集団を束ねる組織として「営農集団協議会」が設立されており、事務局は農協に置かれている。現在の機構図によれば（図示略）、単位組織としての31営農集団とは別に2つの部会が設置されている。1つは「クローラートラクター部会」であり、21集団が35台を保有している。もう1つは「無人ヘリコプター部会」であり、3集団が4機を保有し、オペレーター数は23名である。

第3表 営農集団の一覧表（長沼町）

地区名	行政区	設 立 年 次	営農戸数	営農集団 加入戸数	参加率 (%)	部会構成集団 (○) クロトラ 無人ヘリ	共乾施設
北長沼	1区	1995	26	15	57.7		
	2区	1999	33	33	100.0	○	
	3区	1999	36	25	69.4		
	4区	1999	20	20	100.0		
	5区	1998	31	19	61.3		
	7区	1998	39	21	53.8	○	
	8区	1998	30	28	93.3	○	
中 央	6区	1998	28	16	57.1	○	△
	9区	1997	36	9	25.0	○	
	10区	1998	30	21	70.0		△
	11区	1999	22	10	45.5		◎
	12区	1997	27	21	77.8	○	
	13区	1993	16	13	81.3	○	
	14区	1994	15	14	93.3	○	○
	15区	1994	41	13	31.7	○	○
	16区	1999	28	14	50.0	○	
	25区	1992	22	7	31.8		
	26区	1998	17	14	82.4		
	市街地	—	9	—	—		
南長沼	17区	1992	25	7	28.0	○	
	19区	1998	24	24	100.0		○
	20区	1997	15	5	33.3	○	△
	21区	1998	25	15	60.0	○	
	27区	2000	21	18	85.7		○
舞 鶴	22区	1994	26	24	92.3	○	○
	23区	1996	24	23	95.8	○	○○
	24区	1996	34	31	91.2	○	
	31区	1997	18	10	55.6	○	
西長沼	28区	1995	30	19	63.3	○	
	29区	1993	41	28	68.3	○	
	30区	1995	41	20	48.8	○	
幌 内	18区	1998	43	42	97.7	○	○
町 計		—	873	579	66.3	(計21) (計3)	(計10)

資料：農協提供資料によって作成。

注1. 営農戸数・参加戸数は2005年の農協調べによる。

注2. 共乾施設の◎は営農集団，○は集団以外の組織（23区は2組織），△は複数地区にまたがる組織をあらわす。この他に，北長沼の旧農協施設を利用している組織がある。

事務局である農協は営農集団の活動を把握するために，機械利用の日報提出を義務づけていた。これにより作業受委託の実績も把握することができたが，05年からは集団が自主的に提出する「総会資料」をベースとした把握に留まっている（様式も任意）。直近の06年実績について見ると，全31営農集団のうち「総会資料」の提出があったのは23集団である。当初の狙いであった作業受委託の実績把握に重点が置かれなくなったのは，ある意味では集団活動の「停滞的」状況を反映しているものとみられる。

ただし，表示したように町全体では共乾施設（ミニライスセンター）を保有して秋作業

を中心とした共同利用・作業受託をおこなう10組織が設立されている。このうち、後述する11区は営農集団との一体的な運営がおこなわれているが、大部分は営農集団とは別の少数戸を構成員とした任意組織である。以下では、こうした組織を北海道における一般的な呼称にしたがって、ひとまず「機械利用組合」と呼んでおくこととしたい。

（２）調査対象集団の概要

以下では07年におこなった実態調査にもとづいて、11区（中央）、19区・27区（南長沼）、22区（舞鶴）、28区（西長沼）の5地区の事例について概況を記しておくこととしたい。長沼町では現在、2010年の着工に向けて「国営農地再編整備事業」が計画されており（受益予定面積1,700ha）、11区を除く他の4地区はこの事業地区に該当する（この他に南長沼の20・21区が該当）。基盤整備によって十分な排水改良などがおこなわれれば転作の生産性向上にもつながると同時に、新たな地域営農の姿をデザインする契機ともなり得る。以下の調査対象地域について言えば、今後の営農集団活動を土地利用型農業の高度化に結びつけていくことが現実的な課題となっているのである。

１）11区営農集団（施設部会）

11区は上述したように共乾施設が営農集団と一体的に運営されており、モデル的な集団とみられていることから最初に取り上げることとする。

11区は市街地に隣接する町の中央部に位置し、山際の高台という地形条件をもつ。農協資料によれば、07年の水田保有世帯は20戸であり、地区全体の水田面積はおよそ102ha、1戸平均は5.1haである。小規模保有世帯も多く、水田保有面積階層別に見ると20ha台が1戸、15～20haが2戸、10～15haが2戸、5～10haが1戸、5ha未満が14戸であり、このうち7戸が50a未満である。同じく農協資料によって地区全体の水田利用の状況を見ると、稲作が37ha、秋小麦8ha、大豆9ha、飼料作物34ha、野菜3haなどとなっており、転作率は64%と町平均並みである。牧草転作が多いが、酪農を基幹とする1戸の農家が20haを占めている。

11区では5年前に共乾施設を設置し、水稻・秋小麦・大豆の秋作業（収穫・乾燥調製・出荷）を共同でおこなっている。保有する機械は、汎用コンバイン2台（稲・麦・豆兼用）、狭小な圃場条件を考慮した自脱型コンバイン1台（稲専用、4条刈）である。汎用コンバイン2台のうち最初に導入した1台は2分の1補助、1年後に導入したもう1台は中古機の単独導入である。乾燥施設は60石の乾燥機7台を保有し（稲・麦・大豆兼用）、このうち5台が2分の1補助による導入である。なお、建物に対する助成はなかったという。

これらは営農集団のなかの「施設部会」としての活動である。設立当初の出資者は11戸であったが、戸数減少に加えて各戸の事情等もあり、現在の実質的なメンバーは10ha以上の5戸を含む6～7名である。したがって、地区の中上層の農家はすべてこの施設部会に加入しており、共同利用を軸にした組織的作業受託をおこなっている。裏返して言えば、11区の共乾施設が営農集団と一体的に運営されているのは、この地区の農家の階層構成を反映している面があると言えよう。

営農集団長からの聴き取りによれば、07年に予定している各作物の収穫面積は、稲作が50ha、秋小麦50ha、大豆20ha程度である。員外の作業受託は稲作で3割程度であるが小麦は7割程度あり、継続的な受委託関係があるという。大豆はすべて員内である。

これらの秋作業はすべて組作業による共同作業のかたちで実施されている。組作業の単位は稲作がオペ2名・隅刈7～8名・籾運搬2名・乾燥調製1名、小麦はオペ2名・運搬2名・乾燥調製1名、大豆はオペ1名・運搬1名・乾燥調製1名である。オペレーターは最大規模のメンバー（55歳の兄弟経営）に加えて、8ha台の兼業農家（50歳）と場合によっては員外委託者が担当することもある。運搬はもっぱら高齢のメンバーが担当する（農地貸付者を含む）。乾燥調製は営農集団長（65歳）が専任で担当している。オペレーターに対して1時間当たり1,500円、作業員に1,000円の賃金を支払っている。員内からは実費の割返分に償還金を加えて徴収しており、員外はあらかじめ料金水準を設定している。収穫作業の場合、水稻が10a当たり9,000円、小麦が5,500円であり、ほぼ標準料金並みである。

当初は人件費が思いのほかかかったため、できるだけ少人数で組作業が編成できるように工夫を図ってきたという。設立から5年を経過して償還も順調であり、過剰投資を避ける意味合いからも集団活動を継続する意向である。

2）19区営農集団（S機械利用組合）

19区は南長沼地区に位置している。農協資料によれば、水田保有世帯は22戸、地区水田面積は245haであり、1戸平均は11.0haである。水田保有面積階層別にみると、15～20haが5戸、10～15haが7戸、5～10haが9戸、5ha未満が1戸となっている。地区全体の水田利用は、稲作が167ha、秋小麦36ha、大豆24ha、ビート2ha、飼料作物8ha、野菜5ha、花き2haなどとなっている。19区は排水不良の土地条件が支配的であり、転作率も32%と全町平均を大きく下回っている。

営農集団は1998年に設立され、当初から全戸が加入している。現在の構成員は22名である。設立の契機は稲作防除用のビークルと稲わら搬出用のロールベアラーを、補助事業を活用して導入することにあった。上述したように湿田が多く、ベアラーによる稲わら搬出は構成員によっても高く評価されている。

営農集団とは別に、麦・大豆の秋作業を共同でおこなう「S機械利用組合」が設立されている。19区のなかの「第3班」を範囲とした組織であり、現在の構成員は6戸である。07年の小麦収穫はおよそ30haであり、このうち員外受託が5ha程度ある。現在抱えている課題として、施設の老朽化と更新の困難を挙げている。

3）27区営農集団（W機械利用組合）

27区も南長沼地区に位置する地域である。同じく農協資料によれば、水田保有世帯は18戸であり、2つの1戸1法人を含む。地区水田面積は354haであり、1戸平均は19.7haである。水田保有面積階層別にみると、80ha台が1戸（法人）、40ha台が1戸（法人）、30ha台が1戸、20ha台が2戸、15～20haが3戸、10～15haが4戸、5～10haが6戸である。地区全体の

水田利用は、稲作が19ha、秋小麦158ha、大豆142ha、ビート14ha、飼料作物12ha、花き2haなどとなっている。転作率は95%ときわめて高く、2戸を除いて全転である。

営農集団は事実上の休眠状態にあるが、小麦の秋作業を共同でおこなう「W機械利用組合」が設立されている。構成員は6戸である。設立は1981年であり、共乾施設はいまも健在である。普通型コンバイン1台（刈幅4.5m、2000年頃導入）を保有しており、07年で合計65haの収穫作業をこなしている。

4) 22区営農集団（M機械利用組合）

22区は舞鶴地区に位置している。水田保有世帯は24戸、地区水田面積は369haであり、1戸平均は15.4haである。水田保有面積階層別にみると、30ha台が1戸、20ha台が5戸、15～20haが5戸、10～15haが8戸、5～10haが5戸となっている。地区全体の水田利用は、稲作が123ha、秋小麦81ha、大豆94ha、小豆13ha、ビート20ha、そば2ha、野菜22haなどとなっており、転作率は町平均を若干上回る67%である。

営農集団は94年に設立され、当初から全戸加入である。現在の構成員は24戸であり、後継者を確保している農家も多い。営農集団は「親和営農集団」と称しており、農協青年部を引退した中堅層の親睦組織がその由来である。営農集団にはその保有機械にあわせて、「モロオカ（クロトラ）部会」「ベラー部会」「スタブルカルチ部会」という3つのサブ組織がある。構成メンバーはモロオカ（1台）が22戸、ベラー（2台）が14戸、スタブルカルチ（3台）が6戸とそれぞれ異なっており、実質的にはこれらの機械導入に際しての「受け皿」が営農集団であるという色彩が強い。

営農集団とは別に、共乾施設を保有する「M機械利用組合」が組織されている（97年設立）。共乾施設を建設する際、最初の呼びかけは営農集団を窓口にしておこなわれた経緯があるが、結果的に5～6名の有志が参加して組織を立ちあげるに至った。汎用コンバインを2台保有しているが、メンバーのなかには個別装備がすすんでいる実態もある。

5) 28区営農集団

28区は西長沼地区に位置し、相対的に兼業化が進んでいる地域である。水田保有世帯は26戸（新規参入の1法人を除く）であり、地区全体の水田面積は314ha、1戸平均は12.1haである。水田保有面積階層別にみると、20ha台が2戸、15～20haが5戸、10～15haが7戸、5～10haが10戸、5ha未満が2戸となっている。地区全体の水田利用は、水稻が133ha、秋小麦110ha、大豆52ha、小豆2ha、飼料作物10ha、野菜2haなどとなっており、転作率は58%と町平均をやや下回る水準にある。

営農集団の設立は95年であり、現在の参加戸数は19戸、非参加は7戸である。クロトラ1台、自走式防除機2台（400リットル）の導入を契機としている。当時、地区内には大型トラクターが導入されておらず、クロトラの希望が多かったこと、また、小麦については品種がそれまでの「ホロシリ」から現在主流の「ホクシン」に交替し、防除を徹底する必要が生じていた。さらに、大豆転作が拡大してきたため、集団設立の3年後に汎用コンバイン1台

を導入している。その他の保有機械・アタッチメントは豆プランタ1台、畦塗機2台、移動用トレーラー1台、サブソイラ1台（2連）、ディスクプラウ1台（5連）である。

汎用コンバインによる麦・大豆の収穫は専任オペレーター（20ha台の大規模農家）を配置した員内の組織的受委託により実施しており、その他は持ち回りの利用を基本としている。現在、員外受託をおこなっている作業はサブソイラのみに留まる（委託者は2戸）。トータルの作業面積は小麦収穫で40ha、大豆収穫で15ha程度であり、大豆収穫はメンバーのなかでも個別化が進んでいる実態もある。

今後の課題として機械更新を挙げる。営農集団のなかでも大規模農家は大型・高性能機械の新規導入に対する要望が強いが、兼業農家を中心とした「多数派」は現状維持を望んでいる。階層間の機械更新をめぐる考え方の差がひらいており、営農集団とは別の枠組みの対応も今後はあり得るかもしれない。

4. まとめ

以上の実態分析を踏まえて、事例地域の営農集団活動をめぐる基本的な特徴と課題を指摘しておきたい。

第1に、営農集団がクロトラやベラーなどの新たな機械導入をすすめる単位として有効に機能しており、その延長上で28区営農集団のような転作作業の組織的受委託にまで踏み込んだ展開を生み出していることである。ただし、今後の機械更新をめぐって専兼間の意見対立が表面化しつつあり、つねに個別化の契機をはらんでいることには注意が必要である。

しかしながら第2に、実質的な農業生産の共同活動は、共乾施設を保有し、営農集団とは別に組織された少数戸の専業農家集団によって担われているケースが多いことである。ただし、乾燥施設の能力に規定されて、こうした小集団の活動が地域全体をカバーするような動きに発展することは考えにくい。

事例地域においても、現在の専門的な小集団と一部の突出した大規模個別経営だけで地域農業の生産基盤を維持していくことは困難である。地域農業の生産基盤を維持していくためには、担い手農家を中心とした現在の営農集団活動により一層の「ひろがり」をもたせることが必要だろう。

こうした観点から次年度以降は、共乾施設を保有しない地区の営農集団活動を対象として継続的な実態調査をおこなうこととしたい。そこにおける基本的な課題は、現在の＜稲作＋麦・大豆＞という水田土地利用をベースにまとめた機械の共同利用方式を確立し、地域全体として農家戸数・生産基盤の維持を図ることである。

(参考文献)

- [1]坂下明彦（2004）「大規模水田地帯の地域農業再編－北海道長沼町・南幌町－」，田代 洋一編『日本農業の主体形成』，筑波書房.
- [2]坂下明彦（2005）「水田農業再編と営農指導－石狩川下流域の動向を中心に－」『北海道農業経済研究』12(2)，北海道農業経済学会.
- [3]坂下明彦・小山良太（2006）「農協による地域営農システムの展開」，岩崎 徹・牛山 敬二編著『北海道農業の地帯構成と構造変動』，北海道大学出版会.
- [4]坂下明彦（2008）「地域支援システムの形成と類型－中間まとめ－」『ニューカントリー』2008年3月号，北海道協同組合通信社.

第2章 北海道における集落営農の展開状況と定着に向けた検討課題

北海道立十勝農業試験場 山田 洋文

本稿の目的は、北海道で展開している「集落営農」について、担い手⁽¹⁾としての位置づけを明らかにするとともに、定着に向けて検討すべき課題を提示することである。集落営農の展開については、十勝管内 A 町における畑作を対象とした集落営農を事例として、その設立からの動向を明らかにした。

1. 北海道農業における集落営農の地位

まず、北海道農業における主要な担い手である総農家と農業生産法人の展開について整理する。北海道における総農家戸数は、1980 年の 119,644 戸から 65,028 戸の減少をみせ、2005 年時点で 54,616 戸となっている（第 1 表）。この 2005 年時点の総農家による経営耕地面積は 1,072,222ha であることから、1 戸当たりの経営耕地面積は 19.6ha に達している。また、農業生産法人数は 1980 年で 1,394 法人であったものが、2006 年までに 895 の増加をみせて 2,289 法人となっている。所有されている経営耕地面積は 103,468ha⁽²⁾ と推計されるので、1 法人当たりの経営耕地面積は 45.2ha に達している。

一方、集落営農数は 2000 年で 647 であったものが、2007 年までに 323 の減少をみせて 324 に半減し、展開数でみると全国の 15 番目、全国に占める展開数割合は 2.7%となっている⁽³⁾（第 2 表）。センサスにより担い手数の把握が可能な 2005 年時点で担い手としての位置づけをみると、北海道における集落営農数（396）は、全体の担い手数（総農家戸数 54,616 戸，農業生産法人数 2,182）のわずか 0.7%にとどまっている。このように、北海道農業の担い手は総農家（個別農家）と農業生産法人が大部分を占めており、さらに、経営耕地面積の所有という点からみても、総農家が約 9 割を、農業生産法人が残りの約 1 割を所有しているという実態にある⁽⁴⁾。よって、北海道農業において、集落営農の担い手としての位置づけが低位な状況⁽⁵⁾を考えると、その展開と定着に向けた課題を明らかにすることが急務といえる。

第1表 北海道における総農家戸数と農業生産法人数の推移

	総農家戸数 (戸)	経営耕地面積 (ha)	農業生産法人数
1980	119,644	968,668	1,394
1985	109,315	1,014,065	1,292
1990	95,437	1,031,573	1,318
1995	80,987	1,023,364	1,559
2000	69,841	996,637	1,794
2005	54,616	1,072,222	2,182
2006	—	—	2,289

注. 1 「農林業センサス」および北海道農政部資料により作成。

注. 2 2005年は農業経営体数とその経営耕地面積を用いた。

2. 集落営農による「品目横断的経営安定対策」への対応状況

(1) 「品目横断的経営安定対策」への加入状況

前述のように、北海道における集落営農展開数は減少傾向にある一方で、「品目横断的経営安定対策（以下、特に断らない限り「対策」と標記）」への加入数をみる、2006年で16、07年で56、08年で71と増加傾向にある（第2表）。これを反映して、「対策」に加入している集落営農数割合も06年4%、07年17%、08年で22%と増加傾向にあるが、一貫して、全国における加入割合（06年28%、07年29%、08年51%）を下回る状況にある。

また、支庁別に2007年時点の集落営農展開数をみると、網走支庁73、上川支庁68、十勝支庁58、空知支庁47、石狩支庁23という順となっていることがわかる（第3表）。このうち、「対策」加入数という点でみると、稲作を基幹とする上川支庁（29）や石狩支庁（12）で多く、畑作を基幹とする十勝支庁（6：足寄町6）や網走支庁（3：津別町3）における加入割合が低調なことがわかる。

第2表 集落営農数と「対策」加入状況割合の推移

単位：組織、%

	全国			北海道		
	集落営農数	うち「対策」加入 済み集落営農数	加入 割合	集落営農数	うち「対策」加入 済み集落営農数	加入 割合
2000	9,961	—	—	647	—	—
2005	10,063	—	—	396	—	—
2006	10,481	2,941	28	357	16	4
2007	12,095	3,545	29	324	56	17
2008	13,062	6,663	51	320	71	22

注. 「集落営農実態調査」各年次より作成。

第3表 集落営農組織の「対策」への加入状況(2007年・北海道)

	組織数	うち、加入済み 組織数	「加入している」組織数の市町村別内訳
網走支庁	73	3	津別町:3
上川支庁	68	29	中富良野町:24、士別市:2、上富良野町:3
十勝支庁	58	6	足寄町:6
空知支庁	47		
石狩支庁	23	12	当別町:12
留萌支庁	16		
釧路支庁	16		
後志支庁	10		
胆振支庁	7		
渡島支庁	2		
宗谷支庁	2		
日高支庁	2		
	324	56 ^(注2)	

注. 1 「平成19年度集落営農実態調査」より作成。

注. 2 非公表「x」事例を含むために、支庁合計値と一致しない。

(2) 「対策」への申請状況(2007年産)

「対策」への申請状況についてみると、北海道における申請数は22,301であることから、全国(72,431)の31%に達していることがわかる(第4表)。また、北海道では、申請した経営体(22,301)のうち、99.8%に当たる22,253が総農家を中心とした認定農業者で占められており、集落営農による申請数は48(0.2%)にすぎない状況にある。

作目別に集落営農による申請状況をみると、都府県では米を対象にして合計344,420haの申請がなされているなかで、集落営農により申請された面積は105,435haとなり、30.6%に達していることがわかる。同様に、4麦は47.9%、大豆は44.1%となっている。一方、北海道における作物ごとの申請面積をみると、米1%、4麦0.8%、大豆1.3%、てんさい0.1%、でん粉原料用ばれいしょは0.0%となっている(集落営農合計2,193ha、第5表)。このことから、北海道における集落営農による申請面積割合は都府県に比べて低く、1%程度の水準にとどまっていることがわかる。

第4表 品目横断的経営安定対策の申請状況(2007年産)

		単位:経営体数、%				
		計	認定農業者		集落営農組織	
			うち個人		うち特定 農業団体	
経営体	全国	72,431	67,045	63,415	5,386	1,696
	北海道	22,301	22,253	21,319	48	2
	都府県	50,130	44,792	42,096	5,338	1,694
構成 割合	全国	100	100	100	100	100
	北海道	31	33	34	1	0
	都府県	69	67	66	99	100

注. 「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」より作成。

第5表 品目横断的経営安定対策における作物別申請状況(2007年産)

		単位:ha、%				
		米	4麦	大豆	てんさい	でん粉原料用 ばれいしょ
全国	計	436,869	253,860	110,073	66,027	22,191
	うち集落 営農組織	106,331	66,567	39,721	63	2
	割合	24.3	26.2	36.1	0.1	0.0
北海道	計	92,449	117,017	20,578	66,027	22,191
	うち集落 営農組織	896	955	277	63	2
	割合	1.0	0.8	1.3	0.1	0.0
都府県	計	344,420	136,843	89,495	—	—
	うち集落 営農組織	105,435	65,613	39,444	—	—
	割合	30.6	47.9	44.1	—	—

注. 1 「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」より作成.

注. 2 「計」は認定農業者と集落営農組織によるものの合計である.

3. 十勝畑作地帯における集落営農展開の実態 —A 町の事例—

ここまでの整理によると、北海道における集落営農数は年々減少傾向にあり、その担い手としての位置づけを低下させていることがうかがえる。そこで、本項では十勝管内 A 町において「対策」への加入に伴って設立された集落営農の事例により、展開に当たっている課題が存在するのか明らかにしていく。

(1) A 町農業の概況

A 町は十勝平野北東部の中山間に位置し、総世帯数 3,501 世帯、総人口 8,317 人（平成 17 年国勢調査）の農業を基幹とする町である。

第 6 表により、A 町の農業生産構造をみていく。販売農家戸数は 314 戸であり、専業農家戸数は 212 戸（67.5%）となっている。このうち、後継者がいる経営体数は 80 戸で、販売農家戸数に占める割合は 25.5%となるので、十勝平均である 32.4%と比較しても後継者が確保されている経営の割合が低いことがわかる。経営耕地面積は町全体で 13,400ha に達し、主な作付けは小麦 913ha、てんさい 497ha、ばれいしょ 66ha、大豆 20ha、小豆 369ha、その他の豆類 364ha、牧草 10,400ha となっている。さらに、家畜飼養についてみると、乳用牛 9,384 頭（飼養農家 112 戸）、肉用牛 8,960 頭（飼養農家 83 戸）となっており、農業算出額（91 億 5 千万円）の 76.4%（69 億 9 千万円）を畜産部門が占めている。

第6表 A町農業の概要

項目	単位	項目	単位
販売農家戸数	314 (戸)	経営耕地面積	13,400 (ha)
専業農家	212 (戸)	主要作物の作付面積(統計年報)	
第1種兼業農家	83 (戸)	小麦	913 (ha)
第2種兼業農家	19 (戸)	てんさい	497 (ha)
		ばれいしょ	66 (ha)
後継者の確保状況		大豆	20 (ha)
同居後継者がいる	67 (戸)	小豆	369 (ha)
他出後継者がいる	13 (戸)	その他豆類	364 (ha)
		牧草	10,400 (ha)
借入耕地のある農家	217 (戸)	畜産の概要	
借入面積	3,289 (ha)	乳用牛飼養農家	112 (戸)
農業算出額(統計年報)		〃 頭数	9,384 (頭)
合計	91.5 (億円)	肉用牛飼養農家	83 (戸)
うち、耕種	21.6 (億円)	〃 頭数	8,960 (頭)
うち、畜産	69.9 (億円)		

注1. 「農業センサス」、「農林水産統計年報」より作成。

注2. 2005年の実績を示している。

(2) 集落営農組織の設立とその後の経過

ここから、A 町における集落営農組織の設立とその後の経過についてみていく。

1) 設立の背景

A 町では「対策」の導入の前年に当たる 2006 年時点で、「経営主の年齢が 65 歳以上で、認定農業者になることができない畑作農家」が 33 戸存在し、畑作農家戸数の約 2 割に達していた。また、この 33 戸には「対策」の担い手要件である 10ha に達していない経営も含まれていたため、これらの経営の継続をはかるために、集落営農の設立が検討されることとなった。同年度中に、町と農協による主導のもと、町内に 6 つの集落営農 (No. 1 ～ 6) が設立された (第 7 表)。これら集落営農の構成戸数をみると 2 ～ 10 戸 (平均で 5 戸) であり、その保有面積は 33.02 ～ 88.29ha で合計 355.84ha (平均で約 59ha) に達した。これは、集落営農が設立された活動予定地区内の農地面積 (2,190.5ha) の 16.2% に達している。さらに、A 町の経営耕地面積は 13,400ha であるのでその 2.7% に達し、また、畑作物作付面積 (2,400ha) の 14.8% に達していることになる。

2) 集落営農の解消

上記の背景のもとで、2007 年度より集落営農の運営が開始された。しかし、関係機関への聞き取りによる、初年度から経理一元化 (口座管理や交付金・販売代金・営農費用等の管理) による事務作業量の増加が集落営農活動の継続に当たって制約となることが、問題点として指摘されていた。こうしたなか、07 年度には「対策」の担い手要件が見直されたことを契機に、関係機関で集落営農の解消が検討・決定され、08 年度より解消手続きが行われることとなった。集落営農を構成していた 29 戸のうち、5 戸が年齢を理由に 07 年度末までに離農し、残り 24 戸が個別での営農継続意向を示している。これらの農家について、

関係機関で申請締切り（08 年 6 月 30 日）に向けて最終的な事務手続きが行われている状況にある⁽⁶⁾。

第7表 A町における集落営農組織の概要

番号	集落営農 参加戸数 (戸)	保有農地 面積 (ha)	活動予定地区内 の農地面積 (ha)	集落内に 占める割合 (%)
1	4	33.02	243.4	13.6
2	10	59.43	624.9	9.5
3	4	56.04	415.8	13.5
4	4	88.29	297.0	29.7
5	5	63.10	123.6	51.1
6	2	55.96	485.8	11.5
計	29	355.84	2190.5	16.2
(参考) A 町	-	-	13,400.0	2.7

注. 関係機関への聞き取り、農業センサスにより作成。

(3) 地域農業への影響と支援策の役割

1) 集落営農の解消による影響

A 町において集落営農の解消により離農した経営の農地は、08 年 6 月時点で、周辺の農家によって集積・利用されており、農地移動をめぐる混乱や農地の遊休化といった問題は生じていない。さらに、近年、A 町では毎年 2～3 戸程度の U ターン等による後継者就農がみられ、これらの経営が地域農業の担い手として期待されている状況にある⁽⁷⁾。そのため、現状では、新たに集落営農を設立する予定はない。

2) 集落営農以外の「対策」対応（「固定払」不足分への対応）

A 町では「対策」の対象品目のうち、てんさいの収益性が相対的に低下し、将来的に作付指標面積を維持し難くなるという状況が懸念されていた。そのため、集落営農による地域農業支援策と並行して、07 年度から農協単独で期間（04～06 年）平均生産面積（固定払）不足分の対応として、10a 当たり 15,000 円の作付奨励金を支給している。08 年度からは奨励金として支給するために、「とも補償」制度の構築を目指している。これは、第 8 表に概要を示すように、期間平均実績の 5%を超えて、小麦、てんさいの作付けを拡大し、「担い手経営革新促進事業」の対象とならない場合に、10a 当たり 20,000 円を拠出する仕組みである。08 年度には、35 戸が利用予定となっている。本制度は適正な輪作や生産量の維持に当たって、その効果が期待されている。

第8表 A町における「とも補償制度」実施概要

項目	2007年度	2008年度
対象	2004～06年における過去実績より5%以上作付面積を拡大し、「担い手経営革新促進事業」の対象にならない場合	同左
対象作物	てんさいのみ	てんさい、小麦
支払い単価	15,000円/10a	てんさい、小麦とも20,000円/10a
財源	農協資金	畑作の輪作体系を維持するために、賦課金制度(270円/10a)を創設した(農協総会で了承を得た)。※飼料作面積を除いた畑作作付面積に基づいて徴収(A町では約2,400ha)。
支払い実績	3戸(972a)、計145万8千円	計35戸(両作物を含む) 計500～700万円(2008年6月時点の計画値)
備考	緊急対策の位置づけで実施した。	今後も地域農業維持対策の一環で継続予定。

注. 関係機関への聞き取り調査により作成。

4. 集落営農組織は北海道農業の担い手になり得るか

以上により、現状では北海道農業における担い手は総農家（個別農家）が中心であり、集落営農の担い手としての位置づけは低調な状況であることが確認された。こうした状況ではあるが、付表に示したように、北海道における10ha未満の経営は46%に達しており、今後、こうした経営が多数を占める地域では、営農継続策として、集落営農や複数戸による農業生産法人といった組織的な対応をとることが重要な選択肢となろう。

そこで、こうした組織的な担い手を北海道農業の担い手として定着させるために、展開条件を検討することが必要であるが、ここでは以上の整理にもとづいて、以下の3点を指摘したい。具体的には、個別農家が組織的な営農体制を選択する要素となる個別の生産手段や資本蓄積という経営的な構造に、いかなる特徴があるのかを明らかにする必要がある。また、地域内の関係機関がこうした組織の支援や実務を担うことが多いという点を考えると、これら関係機関の組織展開に対する意向を明らかにする必要がある。さらに、北海道における集落営農は、稲作を基幹とする地域における展開が中心であるが、作付けの団地化や集落内の土地利用調整機能をもつものが少ないという実態がある⁽⁸⁾。そのため、道外の先進集落営農における農地管理手法を明らかにし、北海道における集落営農を対象とした農地維持・管理手法として適応できないか合わせて検討する必要がある。

注 (1) 本稿では「担い手」の構成主体として、総農家、集落営農および農業生産法人を対象とした。

(2) 北海道農政部資料の集計値。

(3) 北海道における集落営農数について、以下の点に留意する必要がある。「集落営農実態調査（平成19年）」では、平成19年2月時点で324、そのうち「対策」加入申請組織数は56と公表されている。また、「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」によると、加入申請組織数は48と公表されている。

(4) 北海道農政部および斉藤・平井（2007年11月、『農業経営ステップアップ作戦』、ニューカントリー編集部）によると、北海道では年間100法人を超すペースで農業生産法人が設立されている。特に、上川支庁や空知支庁

を中心とした水田作地帯では、2001～06年の5年間に120以上の農業生産法人が設立されている。また、全道では、1法人当たりの経営面積が40haを超えており、農畜産物の加工や作業受託に取り組む法人数も増加している。2006年時点で設立されている2,289法人のうち、関連事業を実施するもののがのべ341（14.9%）法人に達しており、その内訳は農畜産物の加工・製造144、貯蔵・運搬・販売110、農業生産資材の製造41、作業受託129、農村滞在型余暇活動20となっている。

(5) 北海道における集落営農展開が低調である背景として、吉岡は専門的な担い手が多数存在し、生産手段の個別所有化を通して高い生産性を実現してきたことを指摘している（酪農学園大学吉岡徹、北海道農業研究会総会シンポジウム報告「水田作地帯における地域農業の動向と経営対応」、2008年5月24日）。

(6) 2006年6月上旬に関係機関を対象に行った聞き取り調査による。

(7) A町では、「農業後継者育成資金（200万円まで無利子、5年間償却）」を設けており、年間5戸程度の利用がみられる。

(8) 「集落営農実態調査」によると、北海道において「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」を行う集落営農数は41で北海道における集落営農（320）の12.8%となる。一方、全国（13,062のうち8,073）では61.8%に達していることから、低調であることがうかがえる。

付表 北海道畑作地帯における経営規模別農家数(2005年)

単位:戸、%								
		農家数	10ha未満	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
実数	北海道	51,990	24,126	10,882	6,072	6,285	4,220	405
	十勝支庁	6,596	726	835	1,568	2,546	886	35
	中央部	2,736	352	429	799	992	158	6
	中央周辺部	2,202	218	261	482	940	293	8
	山麓部	733	88	84	127	256	169	9
	沿海部	925	68	61	160	358	266	12
	網走支庁	5,619	1,095	1,194	1,545	1,317	425	43
	斜網地域	2,744	332	525	993	778	108	8
	内陸地域	1,529	482	484	336	191	35	1
	東紋地域	867	223	161	188	212	78	5
西紋地域	479	58	24	28	136	204	29	
構成割合	北海道	100	46	21	12	12	8	1
	十勝支庁	100	11	13	24	39	13	1
	中央部	100	13	16	29	36	6	0
	中央周辺部	100	10	12	22	43	13	0
	山麓部	100	12	11	17	35	23	1
	沿海部	100	7	7	17	39	29	1
	網走支庁	100	19	21	27	23	8	1
	斜網地域	100	12	19	36	28	4	0
	内陸地域	100	32	32	22	12	2	0
	東紋地域	100	26	19	22	24	9	1
西紋地域	100	12	5	6	28	43	6	

注.1 「農林業センサス」より作成。

注.2 十勝支庁における地域区分は以下のとおり。

- ・中央部:帯広市、芽室町、音更町、幕別町
- ・中央周辺部:清水町、士幌町、鹿追町、本別町、池田町、更別村、中札内村
- ・山麓部:新得町、上士幌町、足寄町、陸別町
- ・沿海部:忠類村、大樹町、広尾町、豊頃町、浦幌町

注.3 網走支庁における地域区分は以下のとおり。

- ・斜網地域:網走市、東藻琴村、斜里町、清里町、小清水町、常呂町、女満別町、美幌町、津別町
- ・内陸地域:北見市、端野町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町
- ・東紋地域:佐呂間町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町
- ・西紋地域:紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町

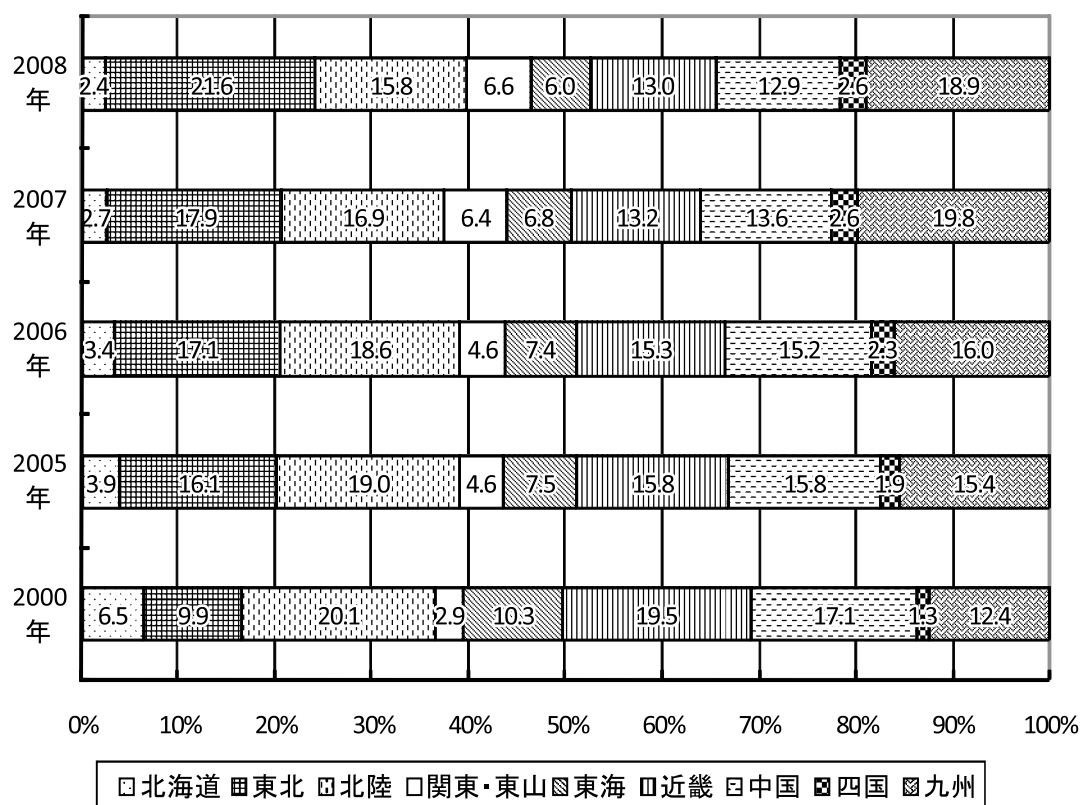
注.4 表中の下線は、構成割合の各規模層におけるモード層を表す。

第3章 秋田県における集落営農組織の実態

秋田県立大学生物資源学部 椿 真一・長濱健一郎

1. 東北地方における集落営農組織の特徴

2008年2月時点での集落営農組織のブロック別シェアでは、東北 21.6%、九州 18.9%、北陸 15.8%、近畿 13%、中国 12.9%で高く、この5ブロックで全体の8割強を占めている（第1図）。ただし、2008年の集落営農数は1万3,062で、2000年から31.1%も増える

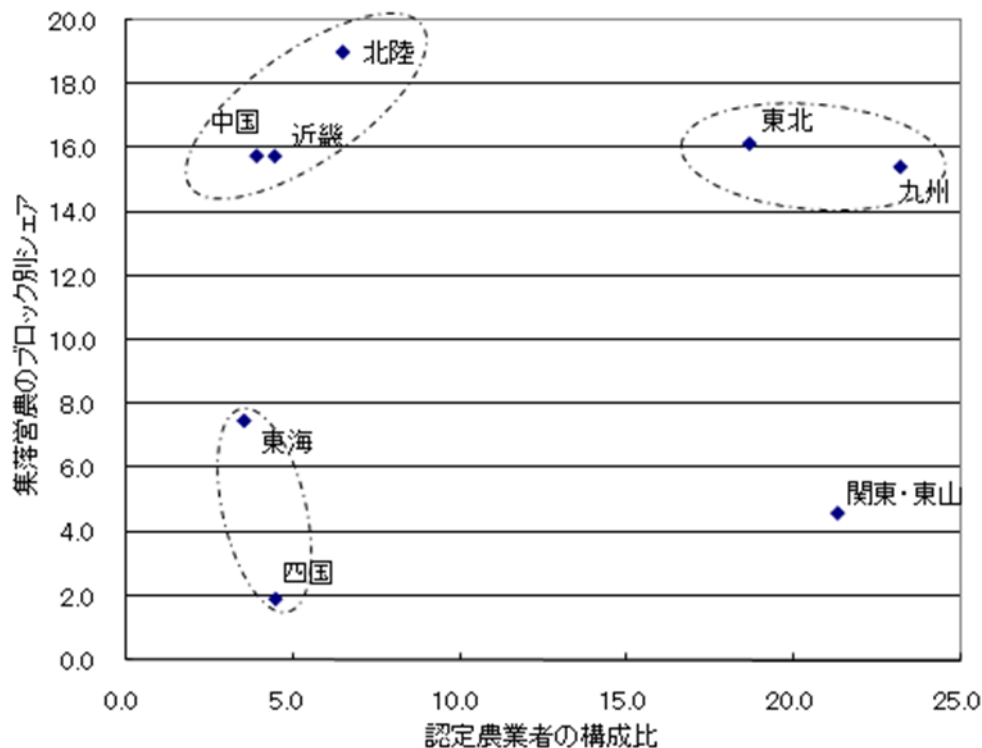


第1図 集落営農の地域ブロック別構成比

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」2008年7月17日。

<http://www.maff.go.jp/www/info/bunrui/bun01.html>

ることとなったが、この間に北陸は 2.9%の微増にとどまり、近畿、中国にいたっては減少している。他方で、東北は約 3 倍、九州でも 2 倍の大きな伸びを示しており、この 2 つが全体の伸びを支えたことになる。特に、九州では 2006 年から 07 年にかけて、東北では 07 年から 08 年にかけて大きく増加したが、これは「品目横断的経営安定対策」（現「水田経営所得安定対策」）に乗り遅れまいとする動きが推進力となった。同対策は麦で先行したため、麦作付面積の大きい九州でまず集落営農の組織化が進み、大豆、米の申請が始まる



第 2 図 集落営農組織と認定農業者の賦存状況（2005 年）

資料：農林水産省統計部『平成 17 年集落営農実態調査報告書』2006 年、及び農林水産省「農業経営改善計画の認定状況」2008 年 6 月 12 日。

<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/keiei-kaizen2005-03/keiei-kaizen2005-03.pdf> による。

と同時に東北においても集落営農の組織化が進んだのである。

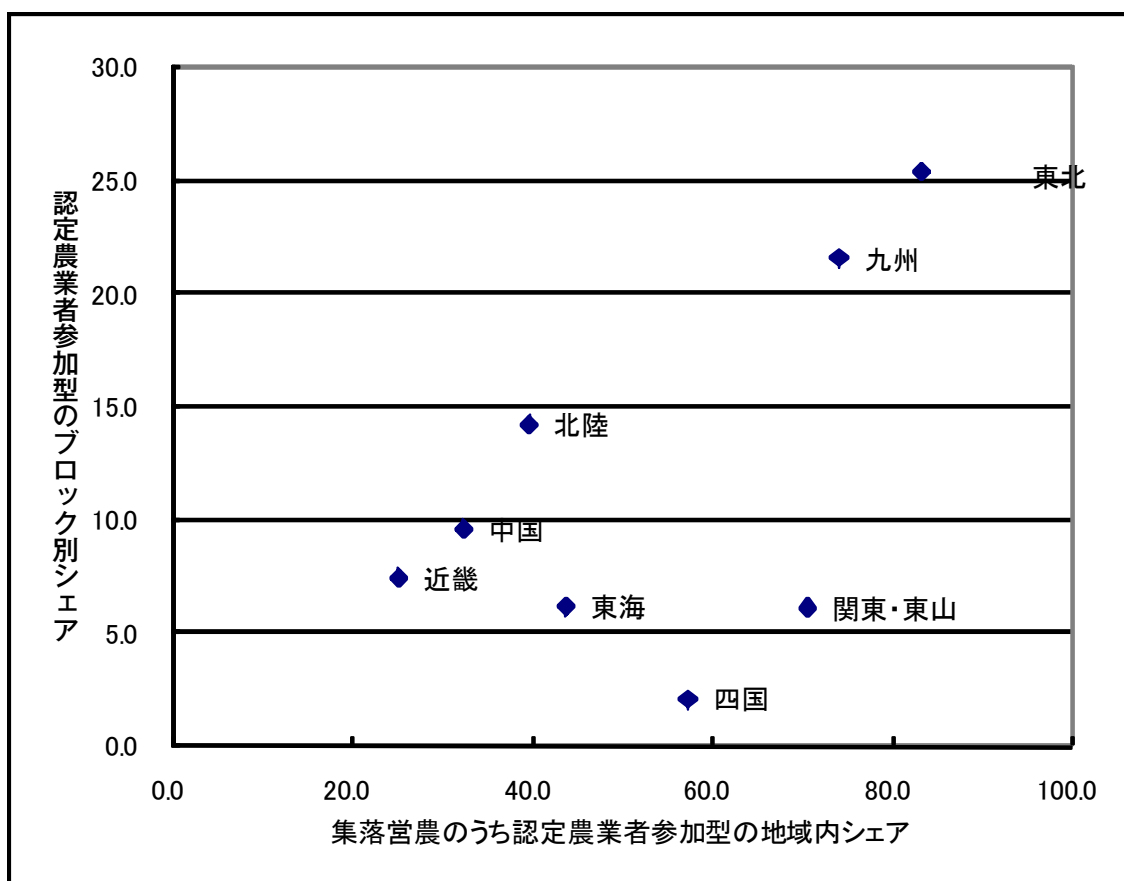
さて、現時点では集落営農のメッカと呼べなくもない東北と九州であるが、この 2 地域には共通した特徴が指摘できる。それは、認定農業者が数多く存在するにもかかわらず、集落営農組織が非常に多い点である（第 2 図）。第 2 図は 2005 年時点のものであるが、認定農業者が多いにも関わらず、2008 年には集落営農組織が一層増えることになったことは非常に興味深い。

つまり、担い手不在を理由に設立された集落営農組織ではないということである。他方で北陸、近畿、中国は認定農業者が少なく、集落営農組織が多いことから担い手不在を理由に集落営農組織が設立されたものだと考えられる。関東・東山は認定農業者が地域農業を牽引しているようである。

次に、2005 年度のものではあるが、第 3 図、第 4 図をみてもらえばわかるように、東北と九州は認定農業者と集落営農組織が併存・対立関係にあるのではなく、併存・共生関係にあることがうかがえよう。

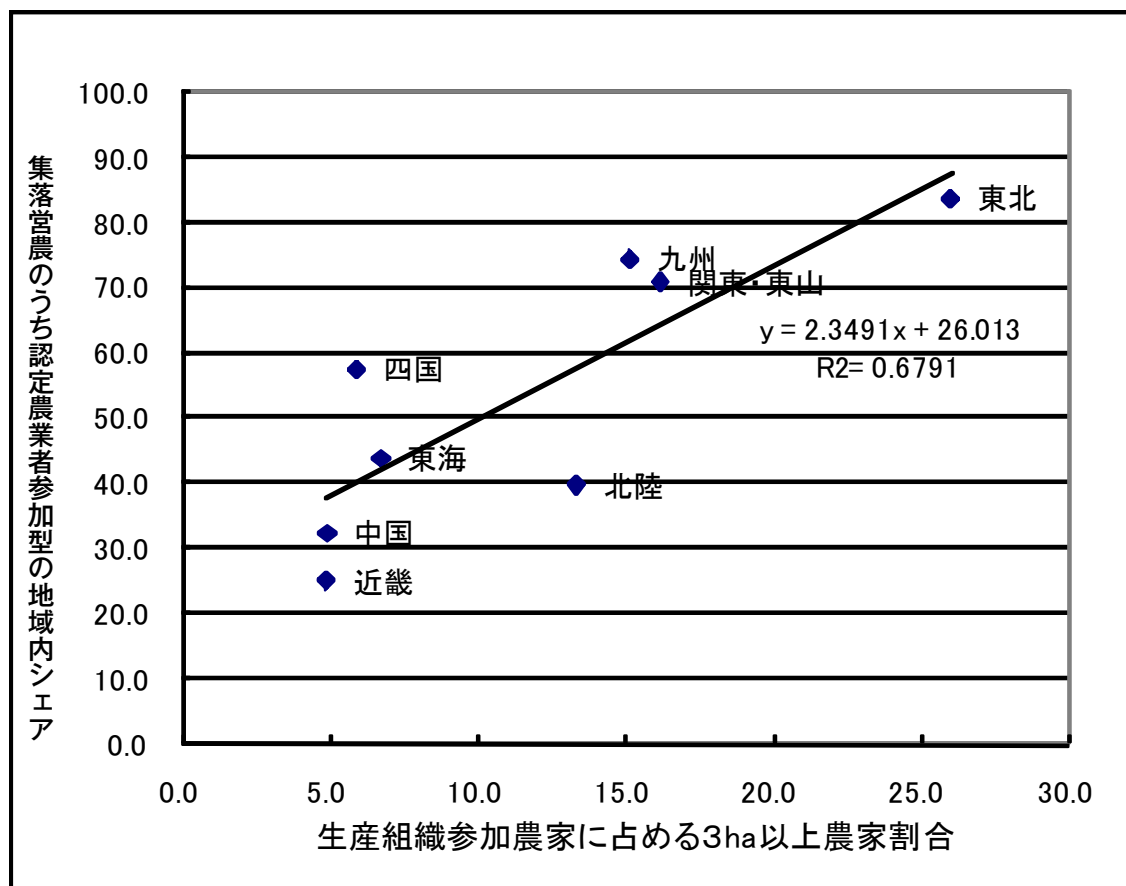
東北地方に設立されている集落営農組織では 8 割以上に認定農業者が参加しており、九州でも 7 割強がそうである（第 3 図）。

中でも東北は 3ha 以上層の農家の 27%が集落営農組織に参加している。



第 3 図 認定農業者参加型集落営農のブロック別シェアと地域内シェア

資料：農林水産省統計部『平成 17 年集落営農実態調査報告書』2006 年。



第4図 認定農業者参加型集落営農と3ha以上の参加農家

資料：農林水産省統計部『平成17年集落営農実態調査報告書』2006年および農林水産省統計部『2005年農林業センサス』2007年。

以上のように、東北の集落営農を特徴づければ、認定農業者参加型集落営農が多いということにつく。水田経営所得安定対策をうけて、東北地方でも集落営農が格段に増加したが、そうした組織が2005年までの傾向に即して、認定農業者を取り込んだ組織が増加しているのか否かは現時点では明らかではないが、いずれにしても認定農業者だけでは地域農業を支えられなくなってきたということだけは明らかであろう。

2. 秋田県の集落営農の特徴

秋田県の集落営農は、1972年～82年にかけて、集落単位による複合経営を確立することが目指された「集落農場化運動」によって大幅に増加した（ただしそれは複合化をもたらさず、兼業化を促進した）。同運動の終わりとともに、集落営農の設立は、一旦は下火になったが、その後、「低コスト大区画圃場整備事業」（1991～92年）、「担い手育成基盤整

備事業」（1993 年～）の付帯要件を満たすために集落営農の設立が目立った⁽¹⁾。

しかし、最近はそれらとは比較にならないほどの動きを見せている。すなわち、品目横断的経営安定対策に乗り遅れまいと、駆け込み的に集落営農の設立が急増していることである。秋田県では市町村、JA グループ、及び知事が参加した「あぜ道ミーティング」を開催し、強力的に集落営農の組織化を推進した結果でもある。秋田県集落営農は 2006 年に 361 組織だったものが、07 年には 526 組織、そして 08 年には 703 組織へと大幅に増加しており、全国トップの組織数となった。

かくして、水田と畑地（樹園地を除く）を合わせた経営耕地面積に占める集落営農の活動面積（経営地＋作業受託地）は、秋田県では 19%（全国 14%）になっており、農業の担い手としての位置が高まっている。

ところで、秋田県集落営農の特徴は、「ぐるみ型組織」よりもむしろ、「担い手型組織」の傾向が強いということである。すなわち、活動範囲が 1 集落にとどまる組織が全体の 85%を占めており、5 集落以上という広域型の組織はわずかである（第 1 表）。さらに、参加農家割合をみると、活動範囲内の農家参加が 50%未満の組織が 35%と高く、80%以上の農家が参加している集落営農組織は 30%にすぎない。

第 1 表 秋田県集落営農の特徴 I

		集落営農 数	組織形態		活動範囲		参加農家割合	
			法人	非法人	1 集落	5 集落以上	50%未満	80%以上
実数	全国	13,062	1,597	11,465	9,886	868	2,631	6,763
	東北	2,825	244	2,581	2,123	147	662	1,205
	秋田	703	76	627	600	12	244	214
構成比	全国	100	12.2	87.8	75.7	6.6	20.1	51.8
	東北	100	8.6	91.4	75.2	5.2	23.4	42.7
	秋田	100	10.8	89.2	85.3	1.7	34.7	30.4

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」2008 年 7 月 17 日。

(<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/syuraku2008/syuraku2008.pdf>)。

また、機械共同所有・共同利用タイプが全体の約 6 割を占めていること、担い手・集落営農への農地集積が 17%ときわめて低いこと、その前提となる土地利用調整も全国、東北よりも低く 5 割程度となっていることも特徴である（第 2 表）。主たる従事者がいない集落営農は 6%と際だって低く、1～4 人ほど確保されている組織が全体の 7 割を占めており、主たる従事者は確保されている。

以上から、秋田県集落営農は、稲作あるいは転作大豆を対象に、担い手を中心としたいくつかの農家が機械作業を中心に結合した組織と考えられるが、急激に集落営農が増加

したことから、組織設立が先行して、活動実態がそれについて行けてないという可能性も否定できない。

第2表 秋田県の集落営農の特徴Ⅱ

		集落営農数	機械共同所有		営農一括管理	担い手・集落営農への農地集積あり	土地利用調整あり	主たる従事者		
			共同利用	オペレータ組織が利用				なし	1～4人	5人以上
実数	全国	13,062	6,387	5,299	3,505	3,360	8,073	3,182	6,314	3,566
	東北	2,825	1,187	900	737	1,197	1,967	378	1,539	908
	秋田	703	405	182	235	122	382	40	498	165
構成比	全国	100	48.9	40.6	26.8	25.7	61.8	24.4	48.3	27.3
	東北	100	42.0	31.9	26.1	42.4	69.6	13.4	54.5	32.1
	秋田	100	57.6	25.9	33.4	17.4	54.3	5.7	70.8	23.5

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」2008年7月17日。

(<http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/syuraku2008/syuraku2008.pdf>)。

それはさておき、これほど集落営農が組織されたという事実こそ注目すべきであって、これは秋田県の農業構造とも深く関わっている。品目横断的経営安定対策との関わりで集落営農が多く組織されたのは、第1に米に極端に依存した農業構造だからであり、第2に、同対策の対象から外れるはずの、経営規模は小さくない2～4ha層が厚く存在していたからである。

この点にふれる前に、まずは秋田県における品目横断的経営安定対策の取組状況を確認しておこう。品目横断的経営安定対策の開始にともない、秋田県では、全国で北海道、新潟に次ぐ5,781の経営体（認定農業者5,298、集落営農483）が加入申請した。集落営農に限って言えば、2006年時点で、品目横断的経営安定対策に加入予定の集落営農は16.9%と、全国の28%よりかなり加入意識は薄かったが、蓋をあけてみると、2007年2月の時点で集落営農は526にまで増え、品目横断的経営安定対策に加入した組織は483にのぼり、全国トップとなった。ただし、集落営農のうち81.4%までが「特定農業団体に準じる組織」となっており（全国68.5%）、今後は法人化を含め、如何に経営の内実を有した組織として発展させていくかが問われることになる（第3表）。

再び全体に目を移すと、申請品目では、米が5,710経営体で、大豆1,684、麦106（その94%までが小麦）であった。申請した経営体の実に98.8%が稲作で申請（全国は米

81.3%) しており（大豆は秋田 29.1%，全国 30.4%），集落営農でも 91.3%が米の申請（大豆は 54.9%）を行っている（集落営農でも米が 441 経営体と最も多く，大豆は 265 で，麦に至っては 4 である）。

第3表 秋田県における品目横断的経営安定対策の取り組み状況

単位:経営体, %

		申請経営体数				品目別申請			うち集落営農			品目組み合わせ					
		認定農業者	集落営農	(特定農業団体に準ずる組織)		米	麦	大豆	米	麦	大豆	米のみ	米+大豆	大豆のみ	米のみ	米+大豆	大豆のみ
実数	全国	72,431	67,045	5,386	3,690	58,873	29,150	22,024	3,785	3,193	3,371	31,298	9,463	651	750	1,082	355
	東北	19,871	18,294	1,577	951	19,469	1,310	5,575	1,309	256	1,012	13,401	4,867	285	443	672	204
	秋田	5,781	5,298	483	393	5,710	106	1,684	441	4	265	4,031	1,575	69	216	221	42
構成比	全国	100	92.6	7.4	(68.5)	81.3	40.2	30.4	70.3	59.3	62.6	43.2	13.1	0.9	13.9	20.1	6.6
	東北	100	92.1	7.9	(60.3)	98.0	6.6	28.1	83.0	16.2	64.2	67.4	24.5	1.4	28.1	42.6	12.9
	秋田	100	91.6	8.4	(81.4)	98.8	1.8	29.1	91.3	0.8	54.9	69.7	27.2	1.2	44.7	45.8	8.7

資料:農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況(2007年8月)」2008年7月17日

(<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8/state.pdf>)

注. 集落営農に関する構成比では、分母は集落営農全体の数字を使った。

作物の構成でみれば，米のみが 69.7%で最も多く（全国 43.2%），次いで米+大豆 27.2%（全国 13.1%）で，その次に多い大豆のみではわずか 1.2%であり，米単独あるいは米+大豆の組み合わせによる申請で 96.9%を占める。集落営農でも米のみが 44.7%，米+大豆が 45.8%であって，この 2 タイプで 9 割を占めている。

品目横断的経営安定対策の対象となる面積は，米 4 万 624ha，麦 293ha，大豆 6,815ha であり，集落営農の占める割合（米 1 万 2,629ha，麦 13ha，大豆 2,277ha）は，米で 31.1%，麦 4.4%，大豆 33.4%である（全国は米 24.3%，麦 26.2%，大豆 36.1%）。

2007 年産の作付面積は米 9 万 4,100ha，麦 392ha，大豆 8,130ha なので，作付面積に占める品目横断的経営安定対策の対象割合は，米で 43.2%，麦 74.7%，大豆 83.8%になる（全国では米 26.2%，麦 75.6%，大豆 94.6%）。

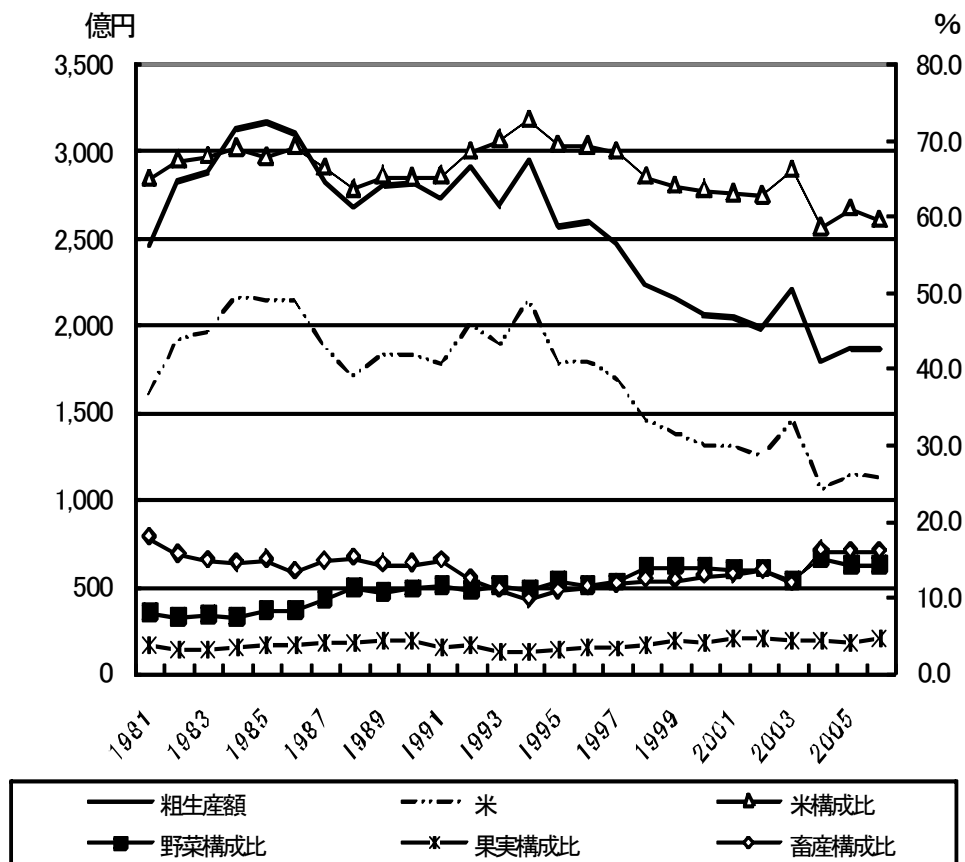
品目横断的経営安定対策に加入した集落営農の平均経営面積（田+畑+受託）は 36.3ha であり，都府県平均と同水準であるが，東北では福島に次ぐ小ささである。

このように，秋田県で品目横断にこれほど取り組まれるようになったのは，農業構造の特徴と関わっているからである。

秋田県農業の特徴に，稲作への特化がある。2005 年農業センサスで，農業経営体が販売目的に作物を作付けた面積のうち，水稻が占める割合は，都府県 66.1%に対して秋田は 87%とかなり高い。また販売のあった農業経営体のうち稲単一経営の割合は都府県 52.8%に対して秋田は 81.1%である。

農業粗生産額をみても，粗生産額の 6 割は米が占めており，稲作に極端に依存した農業

構造のため、米の粗生産額の減少と連動して全体の粗生産額も年々減少傾向にある（第5図）。



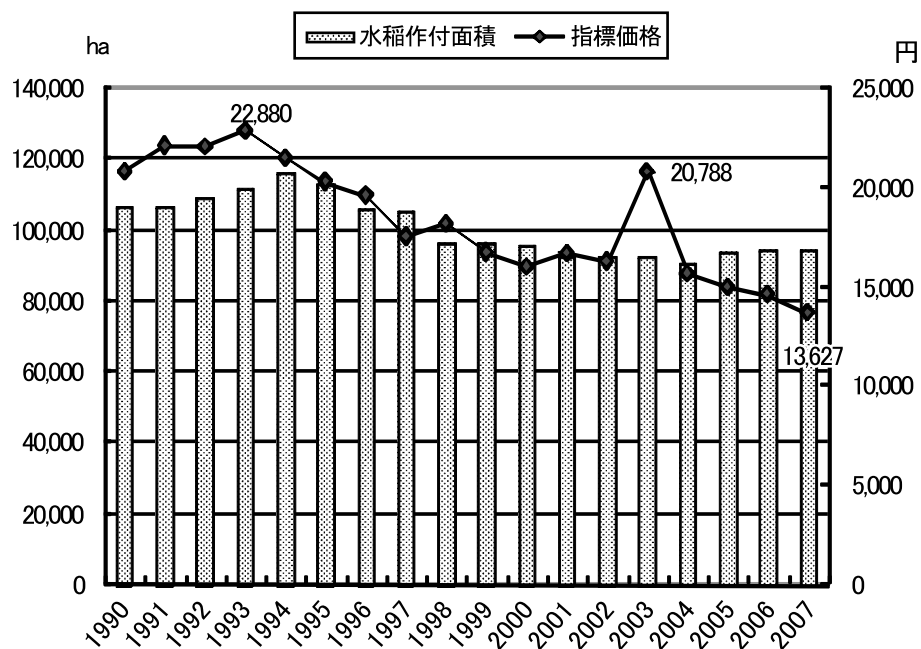
第5図 秋田県の農業粗生産額と構成比

資料：東北農政局秋田統計・情報センター『秋田県農林水産統計年報』各年次より作成。

特に米価の下落に歯止めがかからないような状況が続いており、2007 年産では1万3,627 円とピーク時の6割程度まで下がったことで、経営安定対策に加入する必要性がでてきたのである（第6図）。

しかし一方で、同対策への加入条件である経営面積4ha以上という敷居を越えられない農家が多かった。秋田県は専業農家率が13.6%（都府県21.8%）と低い一方で、第二種兼業農家率は69.4%（都府県63.1%）と高く、また、経営規模が2～4ha層の構成比が23.3%（都府県11.7%）と、中規模農家が厚く存在している（第4表）。つまり、比較的規模の大きい兼業農家が広範に滞留しているのであって、こうした自己完結的に経営を続けてきた農家が、集落営農を結成して品目横断に参加することとなったのである。

では、こうしてつくられた集落営農はどのような問題を抱えているのだろうか。まずは秋田県の低賃金構造があげられる⁽²⁾。2005年時点で、秋田県は全国最低の最低賃金時給608円で、1人当たり県民所得も年間230万円と下から6番目である（第7図）。



第6図 秋田県の水稲作付面積と秋田県産あきたこまちの指標価格

資料：指標価格は全農秋田県本部提供資料による。作付面積は東北農政局秋田統計・情報センター

『秋田県農林水産統計年報』による。

注.指標価格は、価格センター落札価格の加重平均（1等価格で包装代金と消費税は別）。

第4表 秋田県の経営耕地規模別農家（販売農家）

		計	1ha 以下	1-2ha	2-3ha	3-4ha	4-5ha	5ha 以上
構成比	1985 年	100	40.5	33.2	16.3	6.0	2.0	2.0
	1990 年	100	39.6	32.5	16.2	6.6	2.5	2.7
	1995 年	100	38.5	32.0	15.9	6.8	2.9	3.8
	2000 年	100	37.1	31.5	16.0	7.1	3.3	5.1
	2005 年	100	35.0	31.4	15.9	7.4	3.7	6.6
増減率	90-85	▲ 7.9	▲ 10.0	▲ 10.0	▲ 8.6	1.1	16.4	25.6
	95-90	▲ 8.4	▲ 10.8	▲ 9.8	▲ 10.1	▲ 4.9	7.7	29.2
	00-95	▲ 9.4	▲ 12.9	▲ 10.8	▲ 8.6	▲ 5.7	3.0	21.3
	05-00	▲ 13.9	▲ 18.7	▲ 14.1	▲ 14.3	▲ 10.8	▲ 4.0	10.9

資料：農林水産省統計部『農林業センサス』各年次より作成。

注. 1ha 以下には例外規定を含めている。



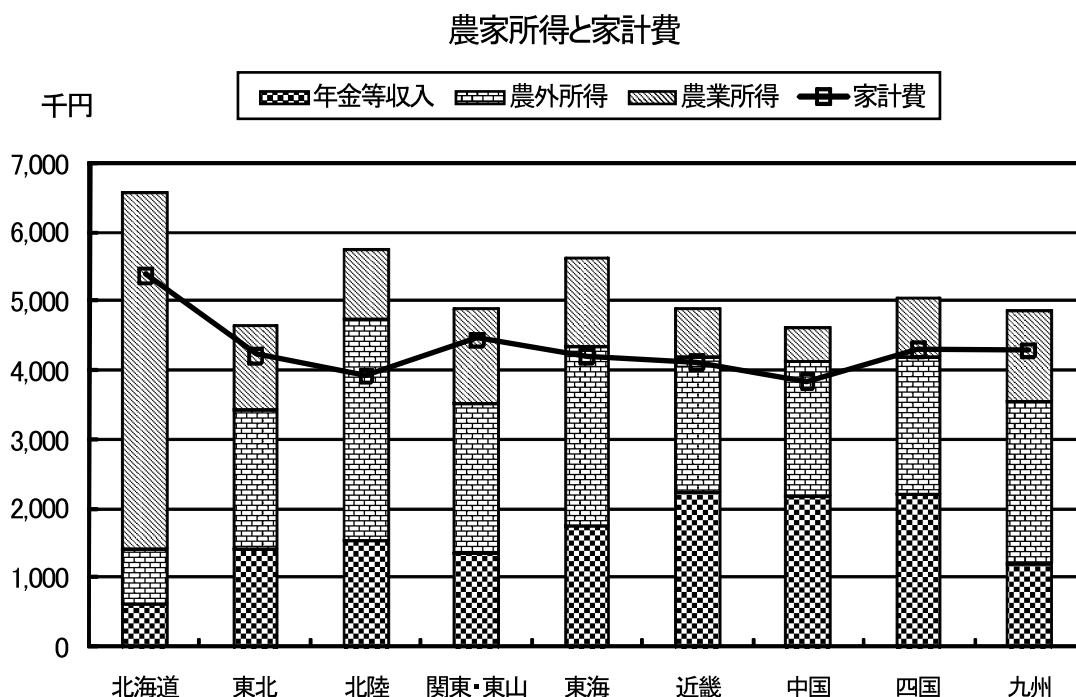
資料：内閣府「2005年度の県民経済計算」2008年7月17日。

ちなみに 1990 年に出されたサラリーマンの生涯所得では、生涯賃金、退職金、年金の合計は 1 億 9,970 万円で、全国最下位であった。つまり、農外所得がそれほど期待できない中での集落営農組織化という点である。

次に、農業所得と家計費の関係をみた第8図では、秋田県の属する東北地方は農外所得＋年金だけでは家計費を充足することができず、農業所得が兼業農家においても不可欠なのである。したがって、農業すなわち稲作からの撤退が困難なのであって、集落営農を組織した場合、主たる従事者への作業の集中は困難である。

また、秋田県農業試験場の調査によれば、秋田県の集落営農組織の主たる従事者の所得は1人当たり136～205万円とのことであった⁽³⁾。例えば水稲+大豆を対象とする経営規模が40haの集落営農組織では、主たる従事者1人当たり労働時間は最大でも1,092時間にしかない。「効率的かつ安定的経営」の労働時間は1,800～2,000時間が目標とされていたことを考えると、そのおよそ半分しかない。さらに、規模拡大したとしても、旬別最大労働時間を超えてしまい、主たる従事者1人当たりの総労働時間の伸びは少なく、逆に準

労働者の時間が増えるだけになるという。



第8図 農家所得と家計費

資料：農林水産省統計部『平成17年経営形態別経営統計（個別経営）』2007年7月。

つまり、準労働者の離農は、低賃金構造および農家経済状況の点から社会経済的に難しく、仮に離農したとしても、主たる従事者に作業集中することは物理的にも困難なのである。秋田県における土地利用型集落営農では、稲作主体でいく限りにおいては、主たる従事者が他産業並の所得を得ることは困難といえる。

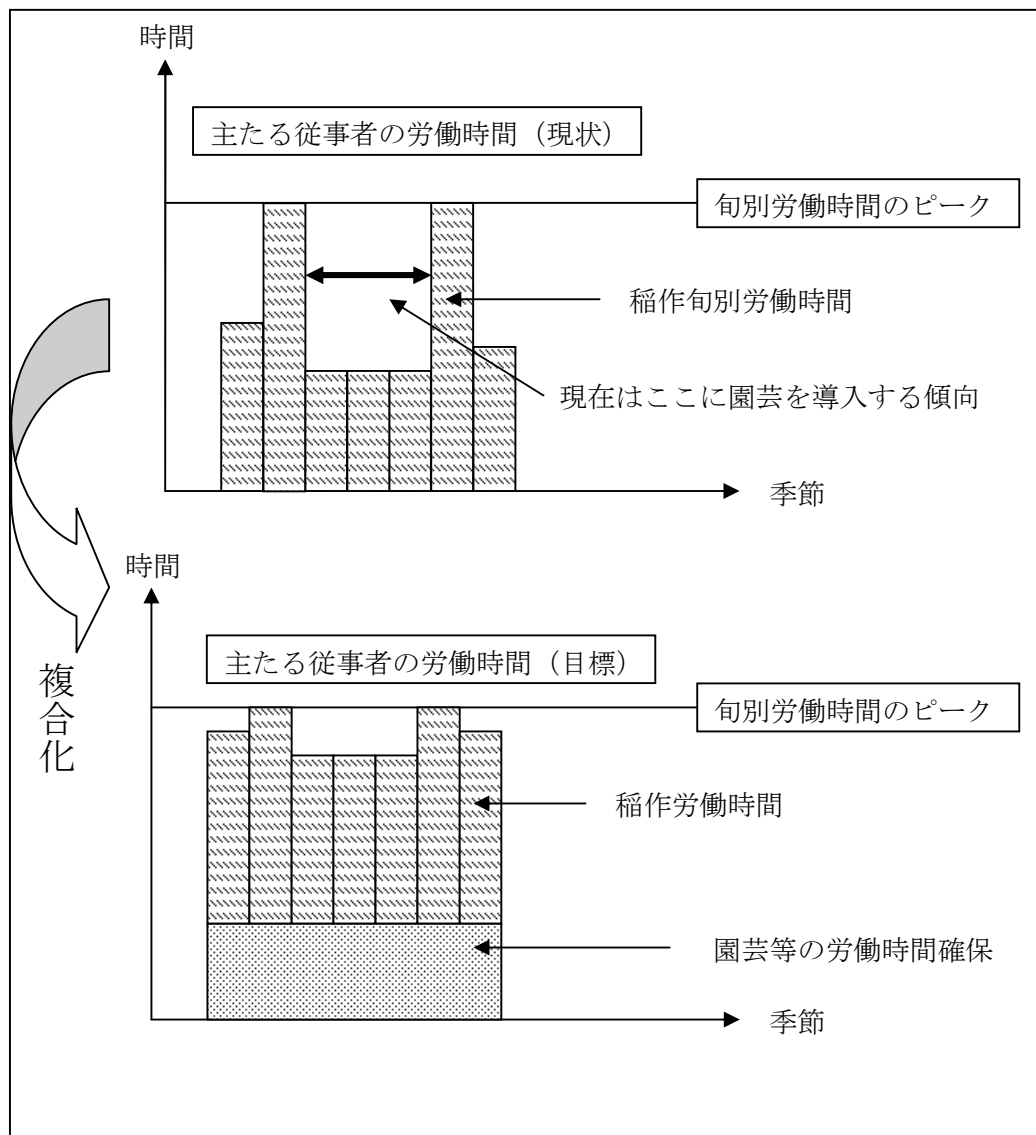
3. 秋田県の集落営農の課題と今後の研究方向

以上のような構造上の問題を抱えた秋田県の集落営農組織はいったい何を目標せばよいのであろうか。1つは集落営農の構成員全体の所得拡大を図る方向、すなわち、全構成員の家計費を充足できるだけの農業所得を確保できるようにすることであり、もう1つは、主たる従事者が他産業並の所得を得るための労働時間の確保である。そして、このふたつを同時に追求する方向が集落営農の複合化である⁽⁴⁾。

現在、集落営農の主たる従事者には、稲作の春作業と秋作業で旬別労働時間のピークを迎えるが、春作業と秋作業の間の労働時間はそれほどない。したがって、全体としては年

間 1,000 時間程度の労働時間にとどまっている。現状のまま、春作業と秋作業の間に園芸を導入しても、園芸作物の植栽、収穫が稲作春作業、秋作業と一部重なるために、園芸から期待できるだけの収益を得ることができない。

これを、主たる従事者の稲作作業を一部解放して園芸作物中心の作業を行い、園芸で労働時間を確保しつつ、加えて稲作作業で旬別労働時間のピークに届かない分を補う方向である。主たる従事者は稲作作業から後退するわけだが、その分、準労働者の稲作作業が増え、構成員全体の所得は増えることになると考えられるのである（第9図）。



第9図 集落営農の今後の展開方向

さらに、秋田県の集落営農が抱える問題に集落営農の法人化がある。経営安定対策に対応するために集落営農の育成を進めた帰結といえる。この点に関しては県やJAが対応を急いでおり、集落営農の法人化は全国、東北に先んじて一定程度は前進しているものの、急いで法人化したものが多く、赤字経営が目立っているのが現状である。法人化以前に、

所得拡大を図れる方向を見いだせるのが課題となっている。

最後に秋田県における集落営農研究の課題を述べて結びにかえたい。秋田県の集落営農では、構成員の労働参加，地代配当による家計費充足できるだけだけの農業所得確保や，主たる従事者の他産業並の所得確保のための農業労働時間確保が必要である。これには複合化による所得拡大方策を検討する必要がある，集落営農組織の労働時間調査や新たな作物の導入の検討を行うことが具体的研究課題となる。そこから集落営農組織設立を契機とした新しい地域農業システムの検討を行うことが今後の研究課題となろう。

- 注（１） 秋田県農政部（2008年7月17日）「秋田県における水田作担い手の現状と集落営農組織育成の考え方」（<http://www.pref.akita.jp/noseika/keiei/saito/6moderu.pdf>）。
- （２） 細山隆夫・東山寛（2006年10月）「地域労働市場の動向と農業構造－東北・北陸」平野信之編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム－東北・北陸－』農林統計協会，40頁。
- （３） 秋田県農政部（2008年7月17日）「秋田県における水田作担い手の現状と集落営農組織育成の考え方」（<http://www.pref.akita.jp/noseika/keiei/saito/6moderu.pdf>）。
- （４） 東山寛「東北地域における複合型集落営農の新展開」（2006年10月）平野信之編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム－東北・北陸－』農林統計協会，80頁。

第4章 青森県における集落営農の特徴と今後の課題

弘前大学農学生命科学部 泉谷 眞実

1. 青森県における集落営農の特徴 -農水省「集落営農実態調査結果」による-

本稿では、青森県における集落営農の全体的な概況を把握し、現時点で想定される集落営農の種類と地域性の対応関係について整理し、今後の研究課題についてまとめておきたい。

第1表に示したように、青森県の集落営農数は2006年5月の123組織から2008年2月には181組織へと増加しているが、東北の各県別ではいずれの年次においても最も数が少ない。特に、2006年には福島県とほぼ同じ数であったが、2008年にかけて福島県では141組織が増加したのに対して、青森県では58組織の増加にとどまり、福島県との差も大きくなった。

第1表 東北地方の集落営農数

	2006年5月	2007年2月	2008年2月
全国	10,481	12,095	13,062
東北	1,792	2,170	2,825
青森	123	152	181
岩手	383	451	563
宮城	536	561	679
秋田	361	526	703
山形	220	246	389
福島	169	234	310

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」

第2表と第3表から、青森県の集落営農の特徴を、全国および東北地方全体との比較で整理しておきたい。

まず、第2表から、集落内の総農家に占める参加農家の割合（第2表の「構成農家数割合」）をみると、集落内の80%以上の農家が加入している集落営農数の割合は、全国と東北がおよそ4～5割なのに対して、青森県では3割を切っており、かなり低くなっている。

また、現況集積面積規模別の状況では、経営耕地面積の集積では、5ha未満の小規模な集落営農の割合が全国や東北では2割程度なのに対して青森県では5割をこえて極端に高くなっている。これに対して農作業受託面積での集積では、5ha未満の割合が全国や東北では6割なのに対して青森県では4割とかなり低く、30ha以上の受託面積がある集落営農の割合は青森県で34%と全国や東北よりもかなり高くなっている。このように、青森県では、経営耕地面積としての集積よりも農作業受託での集積が際だって高いのが特徴である。

さらに、集落内の田の面積割合別の集落営農数をみると（第2表の「田面積割合」）、全国や東北では80%以上の集落の集落営農数が7割をこえているのに対して、青森県は5

割を切っており、田面積が 50%未満の集落割合が全国や東北よりも高く、2 割をこえているのが特徴である。

第2表 青森県の集落営農の特徴①（2008 年 2 月）

地域	集落 営農 数	組織形態		関係農業 集落数		構成農家数 割合		経営耕地面積		農作業 受託面積		田面積割合	
		法人	非法人	1集落	5集落 以上	50% 未満	80% 以上	5ha 未 満	30ha 以上	5ha 未満	30ha 以上	50% 未満	80%以 上
全国	13,062	1,597	11,465	9,886	868	2,631	6,763	3,487	3,611	8,598	1,017	907	9,960
東北	2,825	244	2,581	2,123	147	662	1,205	656	1,093	1,783	403	154	2,167
青森	181	14	167	146	7	60	54	97	57	71	63	41	90
全国	100.0	12.2	87.8	75.7	6.6	20.1	51.8	26.7	27.6	65.8	7.8	6.9	76.3
東北	100.0	8.6	91.4	75.2	5.2	23.4	42.7	23.2	38.7	63.1	14.3	5.5	76.7
青森	100.0	7.7	92.3	80.7	3.9	33.1	29.8	53.6	31.5	39.2	34.8	22.7	49.7

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要（平成 20 年 2 月 1 日現在）」

注．上段は実数，下段は集落営農全体に占める割合。

第3表から、青森県における集落営農の特徴を活動内容の点から見ると、集落内の営農を一括管理・運営している組織は（第3表の「営農一括管理」）、全国と東北が 26%程度なのに対して青森県では 7%と極めて少ない。認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施している組織も（第3表の「担い手・集落営農への農地集積あり」）東北では 4 割なのに対して、青森県では 1 割にすぎない。

担い手に関してみると、主たる従事者が「いない」割合は、東北平均では 13%で全国の 24%よりもかなり低い、青森は東北平均よりもさらに低く 2%程度にすぎない。また、主たる従事者が 5 人以上いる集落営農の割合は青森では 5 割をこえており、全国のみならず東北平均と比較しても労働力の保有は豊富であるといえる。

第3表 青森県の集落営農の特徴②（2008 年 2 月）

	集落 営農 数	機械共同所有		営農一括 管理	担い手・ 集落営農 への農地 集積あり	共同作業	団地化	主たる従事者		
		共同利用	オペア 組織利用					いない	1人	5人 以上
全国	13,062	6,387	5,299	3,505	3,360	5,528	8,073	3,182	2,924	3,566
東北	2,825	1,187	900	737	1,197	1,366	1,967	378	419	908
青森	181	86	67	14	23	103	113	4	51	98
全国	100.0	48.9	40.6	26.8	25.7	42.3	61.8	24.4	22.4	27.3
東北	100.0	42.0	31.9	26.1	42.4	48.4	69.6	13.4	14.8	32.1
青森	100.0	47.5	37.0	7.7	12.7	56.9	62.4	2.2	28.2	54.1

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要（平成 20 年 2 月 1 日現在）」

注．上段は実数，下段は集落営農全体に占める割合。

2. 青森県における品目横断的経営安定対策への加入状況

次に、青森県における品目横断的経営安定対策への加入状況を見ていきたい。

まず、第4表には、先の「集落営農実態調査結果」から集落営農組織の加入状況を示したが、2008年2月現在の青森県の加入割合は、東北全体と比較すると若干低く、加入予定がない集落営農は青森では若干高くなっている。

次に、認定農業者と集落営農全体の加入状況について2007年産の実態（2007年8月3日公表）から見ていきたい。

第4表 品目横断的経営所得安定対策への集落営農の加入状況

	集落営農数	加入している（割合）	加入予定なし（割合）
全国	13,062	6,663 (51.0)	5,839 (44.7)
東北	2,825	1,761 (62.3)	923 (32.7)
青森	181	101 (55.8)	71 (39.2)

資料：農林水産省「集落営農実態調査結果の概要（平成20年2月1日現在）」

第5表から青森県の加入申請経営体数は2,595経営体であり、このうち認定農業者が2,508人で97%を占め、集落営農が87組織となっている。認定農業者数と集落営農数の割合をみると、青森県では全国や東北よりも認定農業者の割合が若干高くなっている。また、加入申請経営体数に占める集落営農数の割合は3.4%と東北の半分以下となっている。

総申請経営体数に占める各品目別の申請経営体数の割合を見ると、青森県では東北平均と同様に米で申請した経営体の割合が9割をこえて高い。しかし、青森県では、大豆で申請している経営体の割合が15%と東北平均の半分程度と低く、麦で申請した経営体数の割合が19%と東北平均の3倍になっている。

また、この点について集落営農だけをみると、大豆で申請した経営体の割合は全国と東北と同じ60%水準になるが、米で申請した経営体の割合が69%と東北平均よりも14%低くなり、麦で申請した経営体の割合が29%と12%高くなっている。

第5表 品目横断的経営所得安定対策への加入申請状況①（2007年産）

	申請経営体数				品目別申請経営体数			うち集落営農		
	合計	認定農業者	集落営農組織	うち準ずる組織	米	麦	大豆	米	麦	大豆
全国	72,431	67,045	5,386	3,690	58,873	29,150	22,024	3,785	3,193	3,371
東北	19,871	18,294	1,577	951	19,469	1,310	5,575	1,309	256	1,012
青森	2,595	2,508	87	59	2,520	500	384	60	25	58
全国	100.0	92.6	7.4	68.5	81.3	40.2	30.4	70.3	59.3	62.6
東北	100.0	92.1	7.9	60.3	98.0	6.6	28.1	83.0	16.2	64.2
青森	100.0	96.6	3.4	67.8	97.1	19.3	14.8	69.0	28.7	66.7

資料：農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」（2007年8月3日）

注：上段は実数、下段はそれぞれの経営体数に占める割合。

次に、第6表から品目の組み合わせを見ると、青森県では東北平均と同様に米のみで申請している割合が7割近くを占めているが、「米＋麦」で申請した経営体の割合は東北平均の3倍の16%となっており、逆に「米＋大豆」で申請した経営体の割合が東北平均の

半分以下の 10%となっている。

この点について集落営農についてみると、「大豆のみ」が 22%と東北平均の 2 倍、「米＋大豆＋麦」が 17%で東北平均より 10%高いのに対して、「米＋大豆」では 25%と東北平均よりも 17%低くなっている。

第 7 表から加入申請状況を経営面積の割合からみると、青森県は東北平均と比較した場合、田の割合が若干低く、畑の割合が 12%と東北平均の 2 倍となっている。このうち集落営農についてみると、1 経営体当たりの経営面積は 56ha で東北平均よりも 10ha ほど大きく、比較的経営規模の大きな集落営農が存在するが、経営面積に占める集落営農の割合は、合計でも 18%と東北のおよそ半分であり、受託地では 20%と東北平均の半分以下となっている。

第 6 表 品目横断的経営所得安定対策への加入申請状況②（2007 年産）

	品目組み合わせ別申請経営体数					うち集落営農				
	米のみ	大豆のみ	米＋麦	米＋大豆	米＋大豆＋麦	米のみ	大豆のみ	米＋麦	米＋大豆	米＋大豆＋麦
全国	31,298	651	8,704	9,463	7,966	750	355	701	1,082	1,245
東北	13,401	285	843	4,867	358	443	204	95	672	99
青森	1,776	43	413	269	62	19	19	4	22	15
全国	43.2	0.9	12.0	13.1	11.0	13.9	6.6	13.0	20.1	23.1
東北	67.4	1.4	4.2	24.5	1.8	28.1	12.9	6.0	42.6	6.3
青森	68.4	1.7	15.9	10.4	2.4	21.8	21.8	4.6	25.3	17.2

資料：農林水産省「平成 19 年産品目横断的経営所得安定対策加入申請状況」（2007 年 8 月 3 日）

注．上段は実数，下段はそれぞれの経営体数に占める割合。

第 7 表 品目横断的経営所得安定対策への加入申請状況③（2007 年産）

	経営面積 (ha)					うち集落営農 (ha)				
	計	田	畑	受託地	1 経営体当経営面積	計	田	畑	受託地	1 経営体当経営面積
全国	1,122,942	663,422	380,950	78,570	15.5	196,398	170,004	4,011	22,383	36.5
東北	223,115	179,279	13,775	30,061	11.2	75,878	61,199	615	14,065	48.1
青森	26,590	20,109	3,187	3,294	10.2	4,870	4,164	34	672	56.0
全国	100.0	59.1	33.9	7.0	-	17.5	25.6	1.1	28.5	-
東北	100.0	80.4	6.0	13.5	-	34.0	34.1	4.5	46.8	-
青森	100.0	75.6	12.0	12.4	-	18.3	20.7	1.1	20.4	-

資料：農林水産省「平成 19 年産品目横断的経営所得安定対策加入申請状況」（2007 年 8 月 3 日）

注．上段は実数，下段「経営面積」は構成比，「うち集落営農」は経営面積に占める割合。

次に、作付面積について加入状況を第 8 表からみると、総作付面積に占める加入面積の割合は、東北平均と比較すると、水稻と麦で若干低く、それぞれ 26%と 80 %であるが、大豆についてはほぼ東北と同じ水準の 76%の加入面積割合となっている。

加入面積に占める集落営農の面積割合は、東北平均と比較するとかなり低い。すなわち、東北平均では集落営農が水稻では作付面積の 35%を、麦では 44%を占めているのに対し、

青森ではそれぞれ 14%である。

第8表 作付面積と加入面積、集落営農面積の関係（2007 年産）

	作付面積に占める加入面積割合			加入面積に占める集落営農面積の割合		
	水稲	麦	大豆	水稲	麦	大豆
全国	26.2	94.6	79.6	24.3	26.2	36.1
東北	32.6	88.3	75.6	34.8	44.7	49.6
青森	25.9	80.9	76.2	14.4	14.0	44.4

資料：農林水産省「平成 19 年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」
（2007 年 8 月 3 日）他

3. 青森県における集落営農の類型と地域性

（1）青森県農業と転作の地域性

次に、青森県における集落営農の類型と地域性について見ていきたい。

ここでは、青森県農業の地域性を県民局の配置区分で見ると、青森県は日本海側の東青、中南、西北地域と太平洋側の三八、上北、下北地域に分けられる。

第9表には、地域別の農業産出額の構成比を示したが、日本海側の東青、西北、中南では米と果実の割合が高いのに対して、太平洋側の上北、下北、三戸では野菜と畜産の割合が高いのが特徴である。

特に後述する集落営農との関係でみると、西北では米の粗生産額の割合が 48 %と半分近くを占めており、米への依存度が高いのに対して、中南では果実の割合が 67%を占めており、米の割合が 18%と低く、果実に依存する割合が極めて高くなっている。

第9表 青森県における農業産出額の地域性(2005 年)

		米	野菜	果実	畜産
青森県		21.9	21.1	25.8	25.4
日本海側	東青	35.2	14.9	33.5	13.3
	西北	48.1	17.0	25.2	5.0
	中南	17.6	9.4	66.8	2.6
太平洋側	上北	15.3	34.9	0.1	44.6
	下北	7.8	21.7	0.4	63.1
	三戸	9.1	20.9	13.8	44.8

資料：青森県「図説 農林水産業の動向」

また、第 10 表には地域別の生産調整の状況を示した。野菜を除いて見た場合、集落営農との関係では、東青地区で自己保全管理やそばのような粗放的な生産調整が主体であるのに対して、中南地域では大豆での転作が多く、西北地域では大豆と小麦が多い。上北地域では地力増進作物や飼料作物、そばのような粗放的な転作が多くなっている。

第 10 表 青森県における地域別の生産調整面積（2006 年度）

	実施 面積	作物 作付	実績算入 (加工用米 含む)	調整 水田	自己保 全管理	大豆	飼料 作物	小麦	そば	地力 増進 作物	そ の 他	永年 作物	野菜	た ば こ
計	33,533	20,343	6,812	1,054	5,092	3,366	5,185	1,969	2,297	1,734	607	142	4,746	297
東青	3,038	1,599	190	172	1,077	52	286	43	1,076	1	14	2	123	2
中南	4,753	1,615	2,458	178	471	447	45	52	31	88	162	98	692	0
西北	8,681	6,135	1,592	235	527	2,057	596	1,625	479	362	88	11	913	4
上北	12,043	8,815	1,007	168	2,045	569	3,522	237	564	1,026	248	16	2,516	117
下北	1,252	637	263	5	347	48	454	1	56	41	15	3	19	0
三戸	3,766	1,542	1,302	296	625	190	282	11	91	216	83	12	483	174

資料：「図説 農林水産業の動向 平成 19 年度」（青森県）

注 1：作付面積は、産地づくり対策に取り組む農業者からの営農計画書による。

（2）青森県における集落営農の地域性

第 11 表には、青森県の 2007 年 12 月現在の品目横断的経営安定対策に加入している集落営農の、地域配置と概要を示した。

第 11 表 品目横断的経営安定対策への加入集落営農数と概要（青森県，2007 年 12 月現在）

地域・ 市町村	集 落 営 農 数	組織形態				構 成 員 人 数	経営面積(ha)				経営形態
		準 ず る 組 織	特 定 農 業 団 体	農 業 法 人	農 業 生 産 法 人		水稲	麦	大豆	そ の 他	
東青	12	12	0	0	0	486	295	18	43	333	水稲＋その他
青森市	4	4	0	0	0	232	61	18	0	130	水稲＋その他
蓬田村	1	1	0	0	0	39	42	0	0	41	水稲＋その他
外ヶ浜町	7	7	0	0	0	215	192	0	43	160	水稲＋その他
中南	25	14	3	8	3	2,110	787	77	309	10	水稲＋大豆
弘前市	10	7	0	3	1	805	342	25	141	9	水稲＋大豆
平川市	8	3	3	2	1	624	219	0	39	0	水稲＋大豆
黒石市	2	1	0	1	1	381	127	51	0	0	水稲＋麦
藤崎町	2	0	0	2	0	190	46	0	106	0	水稲＋大豆
田舎館村	3	3	0	0	0	110	52	0	23	0	水稲＋大豆
西北	34	30	0	4	0	982	230	162	1349	0	大豆
五所川原市	12	8	0	4	0	279	50	102	288	0	大豆
つがる市	8	8	0	0	0	307	132	60	744	0	大豆
鰯ヶ沢町	1	1	0	0	0	27	0	0	28	0	大豆
板柳町	7	7	0	0	0	256	7	0	139	0	大豆
鶴田町	3	3	0	0	0	103	41	0	64	0	水稲＋大豆
中泊町	3	3	0	0	0	10	0	0	85	0	大豆
三八	3	0	2	1	1	264	12	0	80	9	大豆
八戸市	1	0	1	0	0	85	0	0	22	9	大豆
五戸町	2	0	1	1	1	179	12	0	58	0	大豆
上北	25	1	23	1	1	638	860	84	106	687	水稲＋そば
十和田市	24	0	23	1	1	618	822	84	106	660	水稲＋そば
一戸町	1	1	0	0	0	20	38	0	0	27	水稲＋そば
下北	2	2	0	0	0	72	0	0	58	33	大豆＋そば
東通村	2	2	0	0	0	72	0	0	58	33	大豆＋そば
県計	99	57	28	14	5	4,465	2,080	325	1,867	1,073	

資料：青森県資料

県内には 99 の加入集落営農がある。構成員数は 4,465 人、経営面積は、水稻 2,080ha、麦 325ha、大豆 1,867ha、その他 1,073ha である。

地域別の集落営農数では、日本海側の稲作地帯である西北地域が 34 で最も多く、次いでリンゴ地帯である中南地域と太平洋側の畑作野菜畜産複合地域である上北にそれぞれ 25 組織がある。

構成員数が最も多いのは 2,110 人の中南であり、1 組織の平均構成員は 84 人となる。

準ずる団体が多いのは西北地域の 28 組織であるが、特定農業団体が多いのは上北で 23 組織、農業法人はリンゴ地帯の中南で 8 組織と多くなっている。

経営面積で見ると、水稻は、西北地域では水田地帯であるにもかかわらず水稻の面積は少なく、対照的に果実と野菜の割合が高い中南地域と上北地域で水稻の面積が大きい。大豆はそのほとんどが西北にあり、「その他」の品目は上北に多い。

作付品目の構成では、①水稻＋転作の地域と、②転作大豆主体の地域に大きく分けられる。

①の水稻＋転作の組織は、日本海側の東青、中南、および太平洋側の上北（そのほとんどが水田の割合が高い十和田市）であり、②の大豆主体の組織は日本海側の西北と太平洋側の三八、下北である。

（３）青森県における集落営農の類型と地域性

次に、集落営農の類型と地域性について見ていきたい。青森県の集落営農は、およそ下記の 3 つのタイプに分けられると考えられる。

第 1 に、転作受託組合から転換した集落営農であり、西北の大豆作業受託集団がある（転作組合型集落営農）。第 2 に、水稻受託組織を基礎として転作の受託も始めた組織から転換した集落営農であり、中南の水稻＋大豆の集団がある（果樹部門支援＋稲作生産組合型集落営農）。第 3 に、今回の政策をきっかけに新しく出来た集落営農であり、上北の水稻＋その他品目の組織である（地域農業維持型集落営農）。

第 2 のタイプが見られる中南地域では、リンゴの高い所得を前提として、小規模な水稻作の省力化のために水稻の受託組織が発達してきた。その組織が転作大豆の受託も行うようになり、それが集落営農に転換したものである。

例えば、中南地区・弘前市の旧相馬村地区にある「相馬村稲作生産組合」は 1999 年に設立されているが、そこではりんご栽培のために水稻部門は生産組織を作って省力化しており、その組織では旧相馬村の 2004 年産水稻作付面積 123ha のうちの 8 割を受託している⁽¹⁾。また、中南地区・藤崎町の「藤崎営農組合」では、リンゴ部門に労力を振り向けるために水稻部門を集団化・直播栽培導入等によって省力化している⁽²⁾。さらに、中南地区・黒石市の「浅瀬石水稻生産組合」も 1 戸当たり 40a 平均の水稻を省力化し、りんご栽培に労力を向けるため集落の 9 割近くの水田（転作含む）の作業を受託している⁽³⁾。

これに対して、第 1 のタイプが見られる西北地域は水稻に依存する割合が高いため、転

作の効率化のために転作のみを主体とした受託組織が形成され、これら組織が集落営農に転換している場合が多い。なお、西北地域の集落営農での水稻面積は、つがる市の海岸沿いの畑野菜地帯（メロン等）にある集落営農組織のものであり、第2のタイプに含まれる。

第3のタイプがみられるのは、上北地域の中でも水田面積の位置が大きい十和田地域である。そこでは、集落の担い手が空洞化している状況下で地域農業を維持するために、担い手を中心に組織化をはかったものである。

なお、最近の集落営農組織における新品目の導入に関しては、第12表に示したようなものがみられる。

4. 今後の課題

まず、集落営農組織の類型と地域性を整理すると、第1に転作受託組合から転換した西北の大豆作業受託組織、第2に水稻受託組織を基礎として転作も受託した組織から転換した中南の水稻＋大豆の組織、第3に今回をきっかけに新しく出来た組織で、上北の水稻＋その他品目の組織である。これらの3つの類型は地域性と対応しており、タイプごとの推進方策も地域性を踏まえることの必要性を示している。

これら集落営農の特徴としては、経営支援組織的な性格が強いという点である。ここでの課題は、これら組織の自立した経営体としての発展の可能性の検討である。具体的には、西北では水稻を除いた転作部門で、中南ではりんごを除いた水稻と転作大豆・麦の部門のそれぞれだけで経営が成立するかどうかである。そこでは第12表に示したような、新品目導入の取組とその成果の現状と課題を把握することも必要である。

第12表 集落営農における新品目への取組

組織名	地域・市町村	導入品目	導入のねらい	品目選定の理由
上小国 営農組合	東青・外ヶ浜町	ニンニク 7a	将来の専従者雇用 に向けた収益確保	地域農家に栽培経験、 JAが重点作物として推奨
農事組合法人 くらし	上北・五戸町	山ごぼう 25a 契約大豆 45a	安定経営の実現	既存の農業機械の活用、 契約栽培が可能
出来島みらい 集落営農組合	西北・つがる市	えだまめ 15a	地域の労働力の有 効活用	既存の農業機械の活用、 農作業の端境期に収穫可能
赤沼地域 営農組合	上北・十和田市	ごぼう 35a	穀物一辺倒の経営 からの脱却	年内に収穫可能、 比較的労働力がかからない

資料：青森県担い手育成総合支援協議会『あおり集落営農通信』第3号、2007年12月25日

また、個別経営をめぐる存立条件が急激に悪化している中で、個別経営の担当部門と集落営農の担当部門をどのように将来的に考えるかを解明する必要がある。まず、西北の水

田地帯では稲作＋農外所得の混合所得で家計が成立してきた。しかし、米価の下落と生産調整の強化によって稲作所得の低下が起きているのと同時に、農村部の不況によって農外所得も急激に低下している。また、中南の果樹地帯でも、りんご価格の低迷と経営の悪化が進んでいる。そのため、個別経営と集落営農経営の関係、特に所得の帰属関係を解明することが必要であると考えられる。

注（１）農林水産省「農林水産業の先進的取組事例」（2008年8月27日）。

<http://www.jri.maff.go.jp/jirei/doc/2005/001/005.html>.

（２）青森県農林水産部「平成19年度モデル経営体の新技術取組結果」（2008年8月27日）。

http://www.applenet.jp/~kouzou/ninaiteG/nintei_syuraku/19kakusinmoderu/fujisaki.pdf.

（３）青森県農林水産部「平成19年度モデル経営体の新技術取組結果」（2008年8月27日）。

http://www.applenet.jp/~kouzou/ninaiteG/nintei_syuraku/19kakusinmoderu/aseisi.pdf.

第5章 山形県における集落営農の特徴と今後の課題

山形大学農学部 角田 毅

1. 山形県に於ける集落営農の動向

平成19年8月3日に農林水産省より公表された「品目横断的経営安定対策加入申請状況」によると、山形県では191の集落営農組織が加入申請を行った(第1表)。秋田、岩手、宮城と比較してその数は少ないが、集落営農1経営体当たりの平均経営面積は約73haと東北の中で最も大きいことが特徴である。

第1表 水田経営所得安定対策加入申請状況

	実 数		面 積			集落営農 1経営体 当たり平均経営 面積(ha)
	認定農業 者数	集落営農 組織	認定農業 者数	集落営農 組織	集落営農 の占める 割合(%)	
青森	2508	87	21720	4870	18.3	56.0
岩手	1852	326	17400	16656	48.9	51.1
宮城	2323	434	20141	21516	51.7	49.6
秋田	5298	483	41314	17511	29.8	36.3
山形	4722	191	34265	13913	28.9	72.8
福島	1591	56	12395	1412	10.2	25.2

資料：農林水産省（平成19年8月3日公表）

県内の地域別に集落営農の存在状況をみると、県全体の約60%が平場水田地帯である庄内地方に集中し、さらに25%が、さくらんぼ等果樹作の盛んな村山地域にある(第2表)。こうした地域では昭和旧村単位で数百haの規模を持つ集落営農が複数設立されている。

そこで本報告では、山形県内で集落営農が最も多く設立された庄内地域の酒田市を対象に、その特徴と課題について検討する。

第2表 山形県における地域別集落営農数

	集落営農数			
	計	特定農業団体数	農作業受託組織数	特定農業法人数
村山	51	5	46	0
最上	1	1	0	0
置賜	29	5	23	1
庄内	115	102	9	4

注. 平成19年7月現在.

2. 庄内地域における農業の特質と組織化

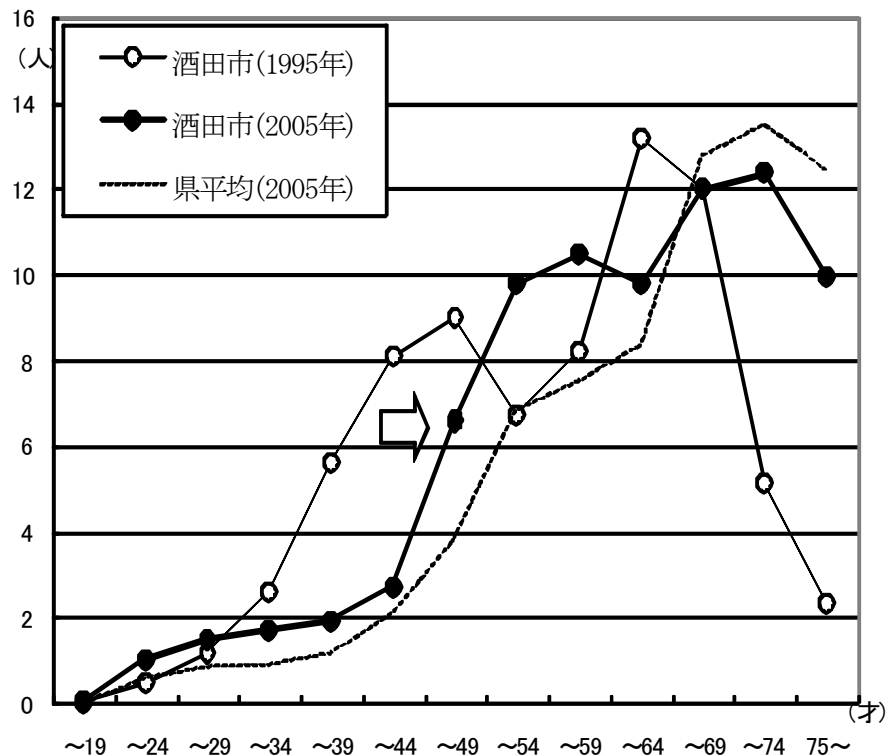
庄内地域は、山形県北西部に位置し、古くからわが国有数の稲作地帯として知られてきた。庄内地域の農業における主要な特徴を統計等により概観すると、以下の諸点をあげることができる。(表3)(第1図)

第3表 庄内地域における農業の特徴(2005年)

	1戸あたり経営耕地面積(ha)	経営耕地規模別農家割合(%)			稲単作経営割合(%)	100戸あたり認定農業者数(人)	39歳未満基幹的農業従事者のいる農家割合(%)	主として農業に従事する後継者がいる農家割合(%)
		3～5ha	5～10ha	10ha～				
山形県	211	13.2	7.6	1.2	56.1	14.8	3.7	6.2
庄内地域	304	23.8	14.0	2.0	71.7	27.7	4.4	6.7
酒田市	309	29.4	13.5	1.5	60.7	24.7	6.2	7.7
三川町	372	35.3	21.5	1.4	87.7	38.6	3.4	9.4

資料. 2005年農林業センサス等.

まず、1戸当たり経営耕地面積は山形県平均が約2haであるのに対し、庄内では3ha強と、1ha以上も大きい。経営耕地規模別農家割合をみると、3～5ha層の中規模層が全体の約24%をしめ、山形県平均を10%程度上回っており、加えて5～10ha層、10ha以上層も相対的に厚く存在している。また、100戸当たりの認定農業者数も約28人と県平均(約15人)を大幅に上回っている。一方、基幹的農業従事者の年齢構成をみると、65歳以上のしめる割合が47%と県平均(54%)に比べればやや低いが、やはり農業労働力の高齢化が進展している。また、39歳以下の基幹的農業従事者のいる農家割合はわずか4%にすぎず、主として農業に従事する後継者がいる農家割合も約7%程度にとどまっている。



第1図 年齢別基幹的農業従事者（男子・100戸あたり）

資料：各年次農林業センサス

このように、当該地域では、現段階においても中規模層が厚く存在し、担い手と目される認定農業者も依然として非常に高い割合で存在している。しかしながら、他地域と同様に担い手の高齢化は相当進行しており、また次世代を担う若い農業後継者の数は、非常に低水準にとどまっている。したがって、このままの状況で推移すれば、当該地域においても担い手不足が今後深刻な局面を迎える可能性があるものと考えられる。

3. 酒田市における集落営農組織の形成とその意義

（1）酒田市における水田経営所得安定対策への対応

酒田市では、おおむね昭和旧村（以下「地区」と表記）を単位に地域農業のマネジメント機能を有する組織（農業振興協議会）が存在している。この度の所得安定対策に対してどのように対応するかは、農協その他の関係機関の支援のもと、基本的には、この協議会の範域で話し合いが行われた。

その結果、各地区で設立された集落営農は第4表に示すとおりである。

第4表 酒田市における各地区の集落営農と農業の概要

地区	類 型	集落営農数	経営規模別農家割合 (%)			複合農家割合 (%)	備 考
			4 ha以上	4～2 ha	2 ha以下		
1	集落	7	44	27	29	23	
2	集落	7	36	34	30	9	
3	集落	14	33	43	24	11	
4	地区+集落 ^注	4	32	30	38	23	
5	集落	3	31	33	36	55	一部砂丘地
6	地区	1	31	44	26	36	
7	地区	1	30	44	26	11	
8	集落	6	27	46	27	13	
9	地区+集落 ^注	1	20	29	52	77	砂丘地中心
10	地区	1	18	47	35	33	
11	地区	1	14	40	46	17	

資料：2005年農林業センサスほか。

注．地区4，9はさらに2つの地区に分かれており，それぞれ地区単位，集落単位の対応が取られている。

これによると大観して，地区単位（数百 ha）で集落営農を設立した地区と，地区内の各集落単位で対応（集落営農か認定農業者）した地区の2つのパターンがある。そしてそれは，砂丘地帯で園芸作物に力点を置く地区を除くと，おおむね4 ha 以上の中規模層以上が相対的に厚く存在する地区では集落単位で，相対的に4 ha 以下層が多い地区では，地区単位で集落営農が設立された傾向がみてとれる。

そこで，次に地区単位で集落営農を設立したA地区（表中の6地区）と，集落単位で対応が行われたB地区（表中の1地区）について，立ち入って検討する。

（2）地区全体での大規模集落営農の設立－A地区の事例

1）A地区の概要

A地区は，水稻を基幹とし，転作は大豆が主流をしめる。当該地区は昭和旧村の単位で，14の集落からなり，地区全体の農家戸数は約200戸，耕地面積は約600haにおよぶ。2005年センサスによると，1戸当たり経営耕地面積は約320aと山形県平均（210a）を大きく上回り，4 ha 以上の占める割合も高く，認定農業者は約70名確保されている。

当該地区でも，かつて水稻集団栽培が行われており，これまで水稻作にかかわる組織化がとりわけ熱心に取り組まれてきた。近年でも，地区全体を範囲とする①カントリー利用組合，②無人ヘリ防除組合，③大豆の作業受託組織（収穫作業）など，多様な組織が設立されてきた。

2）集落営農の方向

こうした認定農業者が多数存在するA地区で集落営農が検討された主な理由は以下の点

にある。まず、将来の米価下落に対する担い手の強い危機感である。当該地域の関係機関が行ったシミュレーション分析によると、米価水準が仮に1万円程度になった場合、認定農業者としての所得目標（約400万円）をクリアするためには、経営規模を約13haまで拡大する必要がある、との結果が得られた。差し当たって農地の流動化がそれほど急激に見込めない当該地区においては、層をなして存在する3～4ha規模の経営といえども、そこまでの規模拡大を実現することは困難をとまなうことである。そこで、米価下落に対抗するためには、個別経営での対応では限界もあり、機械利用の共同化等を一層推進すること等によって何とかコスト削減を図っていく必要がある、という意識が地区の農家の間で共有されることとなった。

加えて、当該地区においても高齢化が進行し、後継者不足等で将来の農業経営に不安を抱く農家が近年増加し、その解決の方向の1つとして、集落営農が志向されることとなった。また、当該地区の転作は大豆が大半を占めることから、所得安定対策にできるだけ加入する必要がある。しかし、仮に少数の認定農業者のみが担い手となれば、これまで連綿と築かれてきた集落内の関係が崩れてしまうことが危惧されたのである。

3) 集落営農の具体像

地区内での話し合いの結果、地区全体で、約600haの水田面積を擁する特定農業団体を立ち上げることとなった。その理由は、まず、現状の集落を単位とすると、面積が20haに満たないところや担い手がいなくて数集落あるためである。また当該地区では集落間の出作、入り作が多いため、集落を単位とした場合、集落営農と認定農業者の共存が困難になる可能性がある。こうした問題を緩和するためには、地区一本にした方がまとまりやすくなる、という考えからである。

その結果、2006年秋に、地区全体でほぼ100%に近い合意を得て、まず農用地利用改善組合を設立し、その後集落座談会等を経て、2007年初めに、約600haの規模を有する特定農業団体を設立した。

(3) 集落単位での対応—B地区の事例

1) B地区の概要

一方、B地区の耕地面積も約600ha、農家戸数は150戸で、11の集落からなる。1戸当たり経営耕地面積は約400aとA地区よりさらに大きく、認定農業者も約60人程度存在している。当該地区もA地区と同様に、カントリー利用組合や大豆の転作組織、とりわけ稲作における数戸単位でのコンバイン共同利用組織など、多様な組織化が図られてきたことが特徴である。

2) 集落営農の具体像

当該地区では、A地区のように出入り作や担い手不在集落の存在がそれ程大きな問

題ではなく、また小規模層がほとんど離農し、認定農業者しかいない集落が1／3を占めていたこともあり、当面は各集落単位で所得安定対策への対応を決めることとなった。その結果、11集落のうち、認定農業者のみでの加入申請が4集落、集落営農のみが2集落（約30ha、50ha）、その他の5集落は集落営農（約20ha～50ha）と認定農業者が併存するかたちとなった。

3）所得安定対策による影響と方向性

以上のような形態が選択されたB地区での所得安定対策の影響は以下の点にある。

まず、これを契機に担い手に農地が集約された集落（1集落）がある。当該集落には認定農業者が3名、また小規模農家も数戸存在したが、集落の農地面積が約10haと小さいことから、方向について検討が行われ、その結果若年の担い手1名に農地を集約し、それ以外の農家（認定農業者2名を含む）は離農するという選択が行われたのである。

また、集落全体で組織化がまとまった集落（2集落）は、もともと集落全体でコンバインの共同利用を行うなど、まとまりの良い集落であった。今回集落営農を結成したことにより、来年度をメドに田植機の共同利用を開始するなど、段階を追って法人化に向けた取組を開始する予定である。

一方、当該地区では、昨年度まで9つの大豆転作組合があったが、今年度からその大半が解散し、集落営農組織に吸収されることとなった。その中で、それまで他集落の転作を受託していた組織では、今年度受委託契約を解消し、また別の組織では集落内の認定農業者のみで対策に加入することとなったため、転作組織を解消し、個別に対応せざるをえなくなるなど、この度の対策によって個別認定農業者か集落営農かの二者択一を迫られたことにより、これまでの展開を方向転換せざるを得ない状況も生じてきていることに留意しておく必要がある。

以上のように酒田市では、集落営農組織が結成されたばかりという段階であり、今後の法人化を視野に入れて、組織の発展をいかに図っていくかが、これから早急に検討していかなければならない課題となっている。そこで次に、酒田市に設立された集落営農の今後の展開方向に関して示唆を得ることを目的に、隣接する三川町でいち早く法人化を図ったC農場を対象にとりあげ、その実態と課題を考察する。

4．特定農業法人の設立の意義と課題

（1）組織の概要

C農場のある三川町は酒田市に隣接する平場水田地帯であり、酒田市とほぼ同様の農業構造を有している。C農場の位置する集落は、農地面積約80haであり、上述のA地区で将来検討されている法人化の規模（100ha前後）とほぼ同様の規模である。昨年までの農家戸数は30戸強であり、そのうち認定農業者は10名程度となっている。

C農場は2007年春に結成された農事組合法人である。現在の経営規模は約40haに加え水稲の収穫作業の受託が約18haである。主要作物は水稲、大豆、枝豆である。当農場の構成員は4名で、うち認定農業者は3名である。その経営概要は第5表に示すとおりである。年齢は50～60代、経営規模は3～7ha（いずれも昨年度の数値）である。その他臨時雇用として集落の住民（委託農家）を6名程度雇用している。

第5表 C農場における構成員の経営概況

構成員	役職	年齢	経営規模	作目構成
1	代表理事	50代後半	720a	水稲(600)＋大豆(120)＋ハウスイチゴ＋野菜＋柿(10)
2	理事	60代前半	340a	水稲(260)＋大豆(74)＋柿(20)
3	理事	50代後半	430a	水稲(340)＋大豆(90)＋柿(50)
4	会計	50代前半	450a	水稲(350)＋大豆(100)＋柿(50)

注. 1) 作目構成は法人化以前のもの。

2) 作目構成の括弧内は面積(a)，柿については本数。

(2) 組織化の歴史

当集落においても1960年代に水稲の集団栽培が進められたが、1970年代前半に30a区画の基盤整備が行われたのを契機に、育苗、田植え、トラクター作業を共同で行う機械利用組合が結成された。その後トラクターの共同利用組織と田植えの共同作業組織（田植組合）に分化し、そのまま崩壊することなく継続されてきた（概要は第6表参照）。

第6表 法人設立前の作業受託組織

名称	設立年次	構成戸数	作業内容	作業面積	機械装備
機械利用組合	1974年	14戸	耕起、代かき	36ha	トラクタ60ps 2台(H3) トラクタ40ps 1台(H7)
田植組合	1974年	11戸	育苗、田植	24ha	6条田植機3台(H8)
カントリー利用組合	1991年	163戸		340ha	
集団営農組合	1991年	23戸	刈り取り	50ha	4条コンバイン3台(H9)
大豆生産組合	2000年	6戸	大豆作業	9ha	大豆コンバイン1台定植機、 収穫関連機械
枝豆生産組合	2001年	6戸	枝豆作業	2ha	

注. カントリー利用組合の構成戸数、面積は地域全体のものである。

さらに、1990年代にはいと、カントリー設立に伴い、カントリー利用組合が結成され、当該集落においても刈り取り組織がつくられた。また、2000年代では、大豆の

受託組織、枝豆の受託組織が設立された。

このように、当集落では法人設立以前に、水稻部門、転作部門の双方で組織化が図られ、それぞれの農家はそれぞれの意思で必要な組織に参加し、作業の効率化や低コスト化を図ってきたのである。

（３）組織化による集落農業の変化

そうした中、2002年頃からこうした重層的な組織を再編して一本化し、より効率的な農業を目指そうとする考えのもと、集落の農家間で話し合いが続けられてきたが、この度の品目横断の施行を1つのきっかけとして、法人化が行われた。

当初は集落の主要な担い手がおおむね参画するような組織が目指されたが、最終的には法人の構成員は4名となり、法人に参加しない認定農業者が8名（申請予定者2名を含む）、その他の小規模農家9戸が残ることになった。こうして、集落の農家戸数は、当該法人の設立を契機にそれまでの33戸から17戸へと半減した。

（４）収益配分の方法

当該法人の主な収入は、農産物販売収入、作業受託料金、助成金を加えたものである。一方主な支出として、生産に関わる資材等の他、借地料（地域の標準料金である23,000円/10a）、さらに構成員と臨時雇用に対する賃金（構成員には時給約900円程度）が支払われる。構成員1人当たりの年間所得は、今のところ賃金としておおむね200～250万円程度、それに地代収入を加えた額となる見込みである。

（５）法人化によるメリットと今後の課題

構成員が評価する法人化のメリットを摘記すると以下の通りである。

まず、「家族をあてにしない農業ができる」という点である。庄内地域ではいわゆる「ワンマンファーム」とよばれる男性労働力1人のみで営まれる経営が多いという特徴を有するが、当法人の構成員の妻の農業従事は手伝い程度（主として家事に従事）であり、また後継者も地元で恒常的勤務に就き、今のところ農業従事の予定は立っていない。こうした中で他の構成員と協業できるメリットを感じ、また将来法人化したことにより、集落内の誰かが経営を継承していった欲しいと考えている。

次に、法人化したことによって労働意欲が一層増大したことがあげられる。これまでの機械利用組合等では、作業した時間分の賃金しかもらえなかったが、法人化したことにより、経営の仕方次第によっては経営者報酬等が得られるため、作業の効率化により努めるようになった。

一方、現在抱える課題としては、まず、土地利用上の問題があげられる。法人設立以前は集落全体でブロックローテーションを行うなど、集落の合意にもとづく合理的な土地利用がなされていた。しかし、集落で当該法人と認定農業者が併存するようになったこと等により、集落全体での土地利用の調整が中断することとなった。

また、法人化によって新たに機械等への投資がかさんだこと等もあり、現状では構成員の所得がそれ程高くない水準にあることである。今後は新規作物の導入や販売ルートの開拓などを図っていくことが検討されている。しかし現在のところ、構成員の労働時間は一月に 220 時間程度となっており、現有労働力のみでは対応が難しい面もある。構成員の妻や集落の女性労働力等を積極的に活用していくことが望まれる。

5. おわりに

以上、認定農業者が層をなして存在する庄内地域における集落営農設立の意義と今後の課題について、平場水田地帯におけるいくつかの典型事例の考察をもとに検討を行った。

庄内地域における集落営農設立の動きは、所得安定対策にできるだけ加入するという要因に加え、昨今の米価下落や後継者不足などに対抗するために、担い手自らが「地域農業再編」について考えざるを得ないという状況にあったことも影響していると考えられる。庄内地域で近年形成されてきた組織をベースとすることにより、生産性の高い農業を実現していくことが求められている。

〔参考文献〕

- 〔1〕 中村勝則「東北・庄内地域における地域農業再編の特質と「共生」構造」平野編著『東日本穀倉地帯の共生農業システム』農林統計協会、2006 年。
- 〔2〕 安藤光義編著「集落営農の持続的な発展を目指して」全国農業会議所、2006 年。

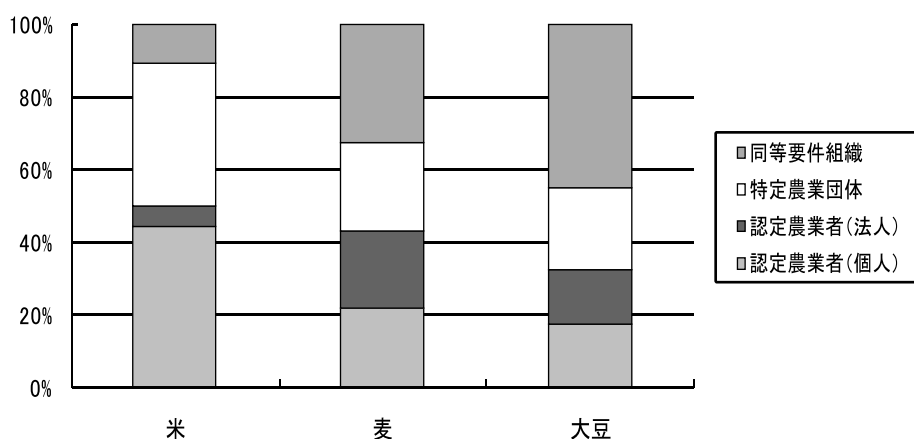
第6章 宮城県および角田市枝野地区における品目横断的 経営安定対策への対応

宮城大学食産業学部 柳村 俊介

1. 宮城県における品目横断的経営安定対策の加入申請状況

まず、宮城県における品目横断的経営安定対策の加入状況を概観しておく。平成19年産の加入面積は米24,052ha（作付面積比30.8%）、麦2,777ha（同94.1%）、大豆9,429ha（同97.7%）で、合計36,258ha（同39.9%）である。東北全体の3作物合計の加入面積割合は36.9%であるので、宮城県はこれを上回、東北では山形県、秋田県に次いで3番目に加入率が高い。ただし、麦と大豆はほぼ全面積が加入しているものの、米の加入面積割合は東北平均の32.1%を下回る。

加入申請をした経営体の性格をみると（第1図）、米については認定農業者と集落営農組織が半々だが、麦と大豆については集落営農組織のシェアが高い。



第1図 作物別にみた認定農業者と集落営農組織の面積シェア

地区別にみると、大崎地区・石巻地区で加入申請面積の割合が高い。県南の小規模・兼業地帯である大河原地区で低いが、県北の登米地区・栗原地区の加入割合も高くはなく、モザイク状態を示している。加入申請割合の差は米の割合の高低によって左右されているが、大豆についても差が見られる。

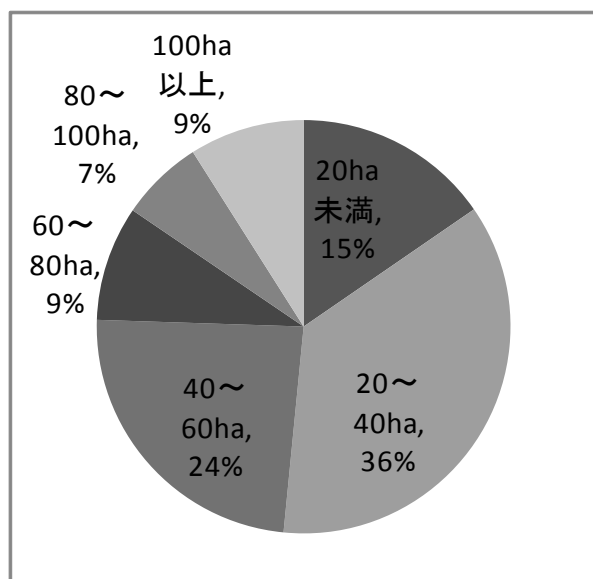
第1表 地区別にみた品目横断的経営安定対策の加入申請状況

地区	加入経営体数	加入申請面積(作付面積に対する割合)				認定農業者の割合		備考
		米	麦	大豆	合計	経営体数	加入申請面積	
大河原	243	15.4	93.7	61.6	21.6	94.7	83.5	認定農業者のシェアが高い
登米	444	22.2	80.0	89.8	31.0	92.6	73.2	
石巻	429	35.3	108.5	108.0	50.5	88.5	51.3	
栗原	341	27.5	0.0	80.0	31.8	89.1	49.9	
仙台	487	20.4	90.8	107.7	30.6	83.4	42.2	
大崎	808	49.3	91.0	109.1	57.9	72.9	29.4	集落営農組織のシェアが高い
気仙沼	5	0.8	0.0	12.7	2.8	60.0	17.9	
宮城県合計	2757	30.8	94.1	96.2	39.9	84.3	44.7	

第2表 作物別にみた認定農業者の面積シェア

	米	麦	大豆
大河原	95	54	67
登米	76	98	66
石巻	66	42	25
栗原	52	—	41
仙台	63	19	11
大崎	29	39	27
気仙沼	22	—	0
宮城県合計	50	42	33

認定農業者と集落営農組織のシェアはかなり異なっており、大河原地区・登米地区では認定農業者、大崎地区では集落営農組織のシェアが高い。こうした認定農業者・集落営農組織のシェアに関する地域差は作物別にみても同様の現れ方をしている。



第2図 経営面積規模別にみた集落営農組織

集落営農組織の平均経営面積は 49.6ha で、20 ～ 60ha が 6 割を占めるが、200ha 以上も 4, 5 組織存在する（第 2 図）。平均構成員数は 27 戸で、集落ぐるみ型が組織数の 70 %, 構成員数の 85 %を占める（第 3 表）。

第 3 表 集落営農組織の組織構成

	組織数	構成員総数	平均構成員数
オペレーター型	130	1,732	13.3
集落ぐるみ型	304	9,792	32.2
合計	434	11,524	26.6

2. 宮城県角田市枝野地区における集落営農組織

宮城県全体についての観察はこのぐらいいとどめて、次に宮城県における調査地点のひとつ角田市枝野地区の集落営農組織についてみる。角田市は県南の大河原地区に位置している。大河原地区は上述のように集落営農組織よりも認定農業者のシェアが高いのだが、調査対象の角田市枝野地区では転作組合を母体とする集落営農組織が形成されている。

（1）枝野地区における転作組合の形成

転作組合が設立されるきっかけになったのは県営ほ場整備事業（担い手育成型）である。事業の対象面積は 211.3ha で、関係する土地改良区組合員は 296 名を数える。平成 10 ～ 19 年度の期間に工事が実施され、平成 20 年 3 月に換地が行われた。標準区画は 1 ha (28 %) と 50 a (72 %) である。ほ場整備事業の実施時期が比較的遅いのは、枝野地区では昭和 33, 34 年に積雪寒冷地の事業で 10 a の区画整理を実施しており初期のトラクター導入に際してほ場整備の必要に迫られなかったからである。

当該事業は担い手育成型であるので、ソフト事業として「作付連坦化加算」による農家負担の軽減、すなわち一定の担い手集積率を確保すると地元負担が 3.75 %に（通常 7.5 %）に軽減される措置が講じられた。土地改良区組合員 296 名の内訳は兼業農家 262 戸、専業農家 34 戸であるが、当地区にはさらに作業委託農家 89 戸があり、これを加えると当地区の総農家数は 385 戸である。そして今回の品目横断的経営安定対策では認定農業者 13 戸（79.1ha）、転作組合 2 組合（70.0ha）が加入した。担い手育成型のほ場整備事業と品目横断的経営安定対策が重なることによって農地集積が急速に進行しているのである。

さて、転作組合は平成 11 年に「枝野集団転作組合」として設立された。転作はブロックローテーション方式ではなく、工事の事前・事後転作を中心に一時利用地を毎年団地化して集団転作として実施し、この転作の作業を転作組合が受託した。こうした集団転作の

背景には、①高額の土地改良区賦課金（当地区の土地改良区賦課金が 10 a 当たり約 18,000 円と高く、調整水田による転作対応では土地改良区費が支払えない）、②小作料の低下（標準小作料は大区画地帯で 10 a 当たり 15,000 ～ 23,000 円だが、実勢小作料は米 30 ～ 40kg で、1 万円を切るまでに低下した）、③転作の交付金だけでは生活ができないので転作田固定では支障が生じるといった事情があり、転作組合による転作物の作業委託が展開した。

転作組合は 3 班 13 名のオペレーターの体制を組み、その内訳は 1 班（枝野 1 区～ 6 区）・オペレーター 5 名、2 班（枝野 7 区、8 区）・オペレーター 6 名、3 班（藤尾地区）・オペレーター 2 名であった（なお、3 班は藤尾からの入作農家である）。受託面積の実績は H12 年：55.9ha、13 年：90.3ha、14 年：66.0ha、15 年：85.5ha、16 年：70.5ha、17 年：73.8ha、18 年：70.0ha という推移をたどった。

（２）アグリセンター（農用地利用改善団体）の設立と集落営農組織

ほ場整備事業の完了によって一時利用地の指定ができなくなり、そのままでは集団転作が崩れることになる。そこで、平成 16 ～ 18 年にかけて県の水田農業プロジェクトチームの協力を得、農地利用調整の手法を検討するために土地改良区主催で 100 回に及ぶ会合を開いた。その結果、平成 17 ～ 19 年にかけて以下の 6 つのアグリセンターが設立され、集団転作の維持に向けた農地利用調整の体制が整えられていった。農協座談会の出席率が近年低下する一方、アグリセンターは 8 割程度の出席率を維持しており、高い関心をもたれているという。

枝野 4 区アグリセンター	旧転作組合 1 班	集落営農組織なし＊	1 区～ 4 区をカバー
枝野 6 区アグリセンター	旧転作組合 1 班	〃	
前原郡山営農改善組合	旧転作組合 1 班	Green5 えだの	＊ 5 区
枝野 7 区アグリセンター	旧転作組合 2 班	夢の里えだの	
枝野 8 区アグリセンター	旧転作組合 2 班	〃	
大防地区転作協力組合	旧転作組合 3 班	集落営農組織なし	＊藤尾地区

アグリセンターを通じた農地集積は平成 20 年度から一括利用権設定によって進められることになった。具体的には、農地保有合理化事業によって枝野地区全体の農地の利用権をいったん角田市農業振興公社に集積し、それを担い手農家等に再配分するという内容である。

集落営農組織は、①前原郡山営農改善組合において旧転作組合のオペレーター 1 名を中心に新たに組織化した「Green 5 えだの」（構成員 6 名、耕作面積 8.8ha、うち 2 ha でブロッコリー作付、直売所を経営）、および②枝野 7 区、8 区アグリセンターにおいて旧転作組合のオペレーター 6 名に共済組合職員を経理等実務担当者として加えて設立された「夢の里えだの」（構成員 7 名、耕作面積 55ha）の 2 つである。4 区、6 区のアグリセンターにおいては旧転作組合 1 班のメンバー 4 名による大豆用コンバインの共同利用が続い

ている。

なお、農地・水・環境保全保全向上対策については4区、6区、7区、8区がエントリーし、うち4区、6区、8区の3つは同対策の営農活動の取組も行っている。

（３）枝野地区における対応の特徴

転作に対する組織対応が不可欠であるという認識は浸透しており、転作組合の設立や一括利用権設定については受け入れられてきた。その一方、ほ場整備事業の終了と品目横断的経営安定対策の開始に際しては枝野地区全体での転作組合の強化ではなく行政区単位の対応に変わり、結果として転作組合が弱体化した。枝野地区が農地利用調整については一括利用権設定のような思い切った方法を取りながら、なぜ枝野地区全体での集落営農組織の強化を打ち出せないのか、現時点では解明できておらず、今後の調査研究の課題である。

さて、将来的に枝野地区の多くの部分の耕作を担うことになるだろうとみられているのが上述の集落営農組織「夢の里えだの」である。旧転作組合の中核を担った2班のオペレーター6名によって設立された組織で、構成員はそれぞれ8～20haの経営耕地をもつ認定農業者であり、個別的に農地集積をはかってきた。各構成員は水稻については個別作業、転作については転作組合の共同作業を実施している。

しかし「夢の里えだの」は法人化に向けて踏み出すかどうか、なかなか決断できない状況にある。転作だけではなく水稻についても個別経営による対応が困難になるので法人化が意味を持つことは共通に認識されている。具体的には、将来における農業機械投資の不安を解消するとともに、転作物に対する管理作業を周到化し収量向上が期待できるという点で法人化の意義が認識されている。6名の認定農業者のうち5名は農業専従者だが、残り1名も法人経営が形成された場合は農外就業を中止して農業専従化をはかる意向をもっているし、後継者の農業専従化を希望する経営主もいる。

一方で、以下のように法人化に対して慎重となる事情がある。それは、すでに各農家が個別的な農地集積を進め農地機械投資を行っているからであり、稲作に関する規模の経済は個別経営においてすでに一定程度達成されている。したがって、稲作を共同で取り組んだとしても大きく収益性が向上することは期待しにくい。そして法人化すると元の個別経営に戻ることは容易ではないので、法人経営の優位性が明確にならないまま法人化に踏み切ること躊躇するのである。

（４）転作組合型の集落営農

小規模・兼業農家が主体となって形成された北陸の集落営農組織と「夢の里えだの」のような集落営農組織を比べると、かつて中農層の滞留が特徴とされた東北においても過去十数年間に農民層分解が相当進行している点で北陸と類似した動きをみることができる。しかし、①転作の比重の大きさが大きく個別稲作＋転作組合の再編問題という現れ方をしている点、②水稻については個別でスケールメリットを一定程度達成しており、集落営農による稲作の経済的メリットが表れにくい点において、北陸とは違った問題状況を抱えて

いる。集落営農によって稲作の共同化をはかっても、ある程度の省力効果は期待できるものの、新たな労働投下場面を形成して収益確保につなげられるかが大きな課題となる。

第7章 広域の土地利用集積と水田経営所得安定対策

－ 宮城県登米市豊里地区の事例から －

東北大学農学研究科 石井 圭一

1. はじめに

豊里地区は2005年4月に9カ町合併により登米市の一部となった。2005年センサスによれば、総農家数816戸、うち販売農家663戸である。2000年の総農家数は960戸であり、この間15%減少した。経営耕地総面積は1,503ha、うち1,395haが水田である。水田の生産基盤の整備が進んでおり、整備済み面積は89%、50a以上の区画の圃場は65%に達している（宮城県全体でそれぞれ、57%、18%、2004年）。（第1表）

第1表 登米市における担い手の状況

地区 (旧町)	水田のある 集落数	経営耕地		圃場整備率 うち50a区 画以上		水田農業ビジョン担い 手がいない集落数	
		ha/戸	ha/集落	%	%		%
迫	57	1.9	50	62	20	16	28
登米	21	1.4	32	78	64	5	23
東和	38	1.1	23	39	14	18	47
中田	51	1.7	60	68	35	2	4
豊里	17	1.8	70	89	65	0	0
米山	40	1.9	63	100	8	7	18
石越	21	1.8	59	100	76	2	10
南方	29	2.1	77	90	8	0	0
津山	27	0.8	9	－	－	16	59
登米市	301	1.7	49	80※	29※	66	22

資料：宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所「登米地方の経営所得安定対策ニュース」（2008年5月）および東北農政局資料による。

注：圃場整備率は2004年3月、旧登米郡8カ町の整備率で、津山地区を含まない。

2008年水田農業ビジョン担い手リストによると、認定農業者数は13法人、75名、水田経営所得安定対策の加入者数は11法人、38名である。

同地区は水田経営所得安定対策の対応として、従来の転作集団を法人化した。JA登米管内では集落営農の構築を推進しているところだが、豊里地区ではこれまでの農地集積の経緯から取り組んでいない。本稿では、豊里地区における農地集積の実績、農地の利用調整や転作農地の管理にかかる広域的な徹底の仕掛け、水田経営所得安定対策への対応ぶりに

について報告したい。集落を超えた農地集積と利用調整の取組が、集落営農を通じた水田経営所得安定対策の対応を難しくした事例である。

なお、登米市の水田農業は経営耕地1戸当たり1.7ha、1集落当たり49ha、圃場整備率は83%である。農業産出額の5割は米で、環境保全米の取組は全国でも名高い。豊里地区は水田農業ビジョンにおける担い手がない集落がなく、地区の関連機関でも「担い手過多」の地域として認識している。

2. 農地集積の先進性

(1) 全国・県内の集積比較

「経営確立助成面積を生産調整水田における構造再編の進展を示すもの」⁽¹⁾と捉え、農地集積の地域間格差を眺めたい。宮城県における経営確立助成面積割合(生産調整実施面積に対する)は38%と東北トップであるが、全国的には滋賀(62%)、佐賀(59%)、福井(45%)で低い。

宮城県の経営確立助成面積のうち、団地型の割合は22%である。東北では福島で34%とその割合は高い。全国的には茨城(53%)、福井(63%)、滋賀(82%)、佐賀(85%)で高率である。茨城を除くと、これらは集落営農を積極的に推進している県として知られている。

また、高度利用加算(1年2作型)面積の割合は宮城県で10%と東北では最も高い。全国的には、北関東、福井、滋賀、愛知、愛媛、九州各県といった伝統的な畑作地帯、西南暖地で高い割合となっている。

全国的にみると、集積率が高い県では集落を媒介に地域資源管理の一環として、農地が集積されている。ここでは「地域を守るための規範」の表れであり、他産業従事者なみの生涯賃金を獲得できるような農業専従者は生まれない。他方、集積率が低い県では個別経営による農業生産本位の経営展開が反映しており、個別経営が支配的な北関東などでは、集落による制約を受けないことで、土地利用型の「経営体」として展開が進む。しかし、反面では水田の合理的利用はますます困難な様相を呈する。

平成15年度の特別調整水田を含めた生産調整実施面積473haのうち、団地型経営確立助成は313ha(66.9%)、集積型経営確立助成集積型は2ha、計315haである。1年1作型高度利用加算278ha(59.4%)、1年2作型高度利用加算が29haである。

第2表は平成15年の宮城県の市町村別の経営確立助成面積について上位10市町村の実績を示す。県内平均の該当面積割合37%に対して、南郷町を筆頭に米山町、豊里町、石越町といった現登米市を構成する旧町で高い成績を上げた。豊里町の経営確立助成金等該当面積割合は68.4%(県内第3位)、経営確立助成金等交付額(10a当たり)は30,829円(県内第3位)、転作等実施面積割合は89.2%(県内第4位)である。豊里町は県内第3位で高位に位置する。助成面積割合上位の市町村において団地化型で実施したのは、豊里町のほか、桃生町、中田町である。桃生町、豊里町は全町規模の集団転作を行ってきた地域として知られ、県内でも指折りの転作団地が形成された。このため、転作集団は集落の枠を飛び越え、組織化と利用調整の範囲は広域の旧町レベルとなっている。

第2表 水田農業経営確立助成の実績（平成15年度）

	基本助成		高度加算 一年二作 型	確立助成等 該当面積	転作実施面 積	交付額	10a当たり交 付額
	団地化型	土地利用集 積型					
	%	%	%	%	ha	1,000円	円
南郷町	0	100	6	84.1	614	233,893	38,072
米山町	1	99	12	68.7	951	296,886	31,220
豊里町	99	1	9	68.4	473	145,777	30,829
石越町	0	100	0	68.0	405	123,700	30,551
桃生町	99	1	89	60.9	607	176,491	29,065
古川市	0	100	4	64.4	2,078	603,099	29,022
中田町	100	0	8	64.3	1,091	315,637	28,943
松山町	0	100	15	50.5	324	74,537	23,032
南方町	0	100	7	51.5	756	173,275	22,928
仙台市	1	99	22	50.8	1,964	446,888	22,749
県計	25	75	13	37.1	36,710	6,034,900	16,440

資料：宮城県

注：米山町、豊里町、石越町、中田町、南方町は2005年4月町村合併、登米市に移行。

豊里地区は担い手が比較的豊富にいる地域にありながら、集落営農の育成に熱心な地域なみに組織的な集積を進め、全国的に見ても極めて合理的で先進的な農地利用を行うことができた。これらの成果は水田農業経営確立対策の実績をベースにして配分される産地作り交付金額に反映している。

（２） 豊里地区の仕掛け

これまでの農地集積にかかる豊里地区の取組を見ておこう。

第1は、「21 世紀型圃場整備事業」の集積要件を達成するための仕掛けである。1996 年に町内 19 集落に農用地利用改善団体に類似の地域農業集団として「地区アグリセンター」を設置、その連合組織として「とよさとアグリセンター」を設置した。「地区アグリセンター」では、地権者の意向調査を踏まえ、農作業受委託（基幹3作業以上）を通じた担い手への農地集積の推進を担い、「とよさとアグリセンター」では転作制度や農地流動化、担い手支援等の推進の企画、総合調整を図る。このとき、地区アグリセンターには実行組合長、副組合長、換地委員など、地区の信頼を集める「顔役」を中心に構成された推進部会が農地集積の推進を行う一方、担い手どうしの連携を図る担い手部会が置かれた。推進部会と担い手部会の2つの部会を設置したのは、アグリセンターによる集積の推進に受益者たる担い手が参加することで、円滑な利害調整を阻害するのではないかという点に配慮した結果である。

担い手への集積の仕掛けとして、経済的な誘因も機能した。1つは、「21 世紀型圃場整備事業」促進費を受益地の均等配分とせず、集積に協力する農家に対して大きな傾斜をつけたことである。2つは、農作業受託の作業料金の割引（10～15%）である。3つは、契約の管理や賃貸料、作業料金の受け渡しなどを宮城県農業公社が実施することで、当事者双方の手間を大幅に省いた。このように集積の仕掛けには利害調整を円滑にする制度と経済的誘因が働いた。

第2は、ブロックローテーションから固定団地における転作作物の本作化である。集落ごとに組織されたアグリセンターを介して土地利用調整を果たし、2001年から約300haの固定団地において、麦、大豆、園芸作物、飼料作物などの輪作体系の確立を進めた。転作作物の統一栽培や固定団地の管理、団地の配分はJA登米豊里営農経済センターの呼びかけで2000年に結成された豊里町転作集団連絡協議会が行う。豊里町の転作にかかる諸々のルールを決める団体である。

転作配分面積の74%における期間3年の連担団地型固定転作である。転作団地数は20数か所に上るが、それぞれの団地の面積は6～45haである。1995～99年の間、ブロックローテーションを行った後、固定団地による転作は第1期(2001～03年)、第2期(04～06年)、第3期(07～09年)を進んだ。

一般に固定団地による集団転作は地権者間の不公平や転作地の管理への不安などから、合意が難しい。仕掛けとして機能したのが、アグリセンターを通じた調整と地権者には魅力的な水準の転作補償であった。2004年の補償額は58,000円/10aで、その原資は転作奨励金と地域とも補償金(水稻作付面積10a当たり5,500円の拠出)である。なお、2008年度の補償金額は37,000万円/10aに下がっている。水利費は地主負担、転作集団から地主に対する小作料の支払いはない。

第3は、転作集団の構成員の要件を厳しく設定したことである。構成員は55歳以下、構成員数は3人以上とし、同一家族内から複数名の参加は不可、認定農業者を含むこととした。2001年に成立した転作集団は13集団、このうち、麦・大豆を生産する集団が9、畜産経営による自給飼料生産を行う集団が3、野菜生産の集団が1であった。転作集団は18まで増えたが、転作地の管理が不十分であったり、夜間に作業する集団はやめてもらっている。転作集団の構成員の絞り込みと、転作地管理の徹底が広域的に実現した。担い手として位置づけられる転作集団の構成員のそれぞれの経営は、水稻のほか、路地野菜もしくは施設野菜の生産、繁殖牛や乳牛を飼養する多角経営が多い。

第4は、転作地の管理にかかる地権者の信頼の獲得である。その1つが、2002年に畜産・堆肥センターを設置、圃場への堆肥投入を徹底した。これにより化学肥料は使用していない。一義的には転作作物の安定生産、品質向上を目的とするが、地権者から見れば適切な農地管理手法として信頼を集める。また、転作団地の栽培管理について、復田に先立ち実施する事項、団地のローテーションのために実施する事項について、全町的にルールを設定することで、集団ごとの管理の平準化に努めた。

2008年度には各転作集団がトラクターを購入し、プラウ、レザーレベラーにより340haの転作地の整地を実施する。これは転作地の効率的利用とともに、借入地の管理を目的とした。財源は水田に戻して返却する時の費用に充てる積立金である(10a当たり3,000円/年)。2008年度に転作面積は23ha増加したが、転作地への希望を募ったところ46haに上っている。

第5は、転作作物の販売促進である。大豆、小麦のほか、青大豆、ハト麦の「豊里産」の名称で契約販売に成功したほか、大豆や小麦の後作の飼料作物として、ライ麦(11月播種、5月中旬収穫)の普及を図り、転作地の高度利用を展開している。また、「豊里産」大

豆による油揚げが県内生協で販売されるなど、固定団地による安定的な畑作輪作体系を構築し、転作作物の高収益化を追求している。

3. 水田・畑作経営所得安定対策への対応

さて、旧町内全 19 集落に対して、転作集団は 14 組織、このうち、大豆・麦の転作集団 9 組織が法人化（農事組合法人）した。残る 5 集団は畜産農家による自給飼料生産を行う転作集団である。（第 3 表）

第3表 豊里地区の転作集団

転作集団	集落	平成16年度 経営面積 ha	平成20年度		法人
			経営面積 ha	経営類型	
1	A	13.5	29.1	大豆, 麦	○
2	B	11.5	28.6	大豆, 麦	○
3	C	21.7	28.2	大豆, 麦	○
4	D	27.3	29.0	大豆, 麦	○
5	E	18.3	32.1	大豆, 麦	○
6	F	24.7	28.9	大豆, 麦	○
7	G	16.8	29.1	大豆, 麦	○
8	G	—	28.7	大豆, 麦	○
9	H	—	14.2	大豆, 水稻	○
10	I	13.0	—	解散	
		146.8	247.9		
11	C	14.7	9.3	飼料作物	
12	D	15.5	9.3	飼料作物	
13	J	21.2	9.7	飼料作物	
14	F	8.1	10.5	飼料作物	
15	K	40.5	23.9	飼料作物	
		100.0	62.7		
16		33.7	—	解散	
転作集団経営面積		280.5	310.6		

資料:水田農業ビジョン担い手リストより作成.

大豆・麦による所得目標を 250 万円/人とする、おおむね構成員 1 人当たり 10ha が必要になる。そこで、従来、各転作集団の利用面積はそれぞれ異なったが、1 集団の構成員を 3 名に限定し、各集団への配分面積を原則 30ha とした。これにより、47 名（2005 年）を数えた大豆・麦の転作集団の構成員を 27 名に絞り込んだ。3 名を超える構成員がいる転作集団では、集団内で調整の上、構成員からはずれた者については新たな法人が雇用することとした。法人構成員から外れたのは高齢の転作集団構成員である。

法人の構成員になるに当たって要件とされたのが、構成員が個別に受ける水稻の作業受託を 2010 年より法人組織に統合し、法人内で作業の調整を行うとしたことである。転作集団の構成員は、それぞれが個別に作業受託や借地を通じて水稻作を展開しており、作業の

調整を行い効率化する余地は小さくない。このような水稻作の法人組織への統合を嫌い、法人組織に参加しなかった転作集団の構成員は、転作集団構成員全体の約2割に上った。この要件を嫌ったのも比較的高齢者が多いという。

こうして、旧町を単位として担い手を絞り込み、絞り込まれた担い手に対して、転作団地の徹底した管理による地権者の信頼醸成と売れる転作作物作りに向けた栽培管理を求め、転作集団の法人化と水稻作の統合まで進む道筋が付けられた。

なお、野菜畑作の転作集団は解散した。転作集団の構成員はそれぞれ異なる野菜の作付を望み、団地内の統一的な栽培ができていない。このため、種類が異なれば薬剤の種類や散布時期が異なり、飛散のリスクが大きいことが懸念された。

豊里地区における経営所得安定対策の加入者は大豆・麦転作集団9法人、認定農業者に個人加入者は38名、有限会社2法人である。2008年度に市町村特例で加入するのは2～3名程度と見られている。(第4表)

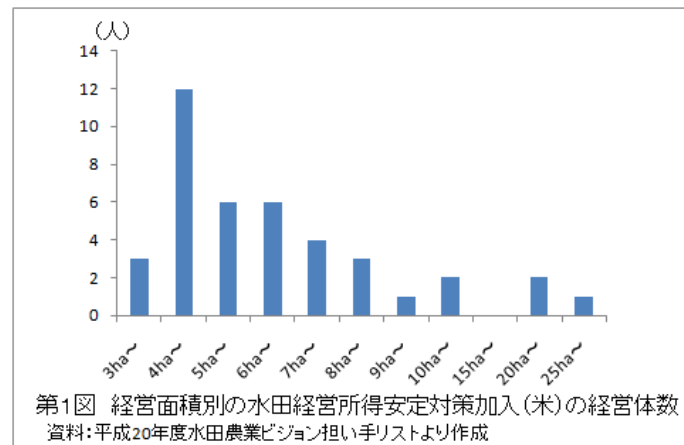
第4表 経営組織別の「担い手」と経営所得安定対策加入者(米)

経営組織	水田農業ビジョン 担い手		認定農業者		水田経営所得安定対策加入者	
	人	%	人	%	人	%
水稻単作	35	31	20	27	15	39
水稻+繁殖	4	4	3	4	1	3
水稻+肉牛	31	27	21	28	10	26
水稻+酪農	14	12	8	11	6	16
水稻+野菜	15	13	11	15	4	11
その他	14	12	12	16	2	5
計	113	100	75	100	38	100

資料:平成20年度水田農業ビジョン担い手リストより作成.

水田農業ビジョンの担い手は計113名、そのうち35名、31%が水稻単作経営である。ビジョンで数えられた担い手の43%が酪農もしくは畜産経営である。認定農業者数は75名、水稻単作経営の割合は27%と、ビジョン担い手に比べて若干、割合を下げる。経営所得安定対策加入者38名のうち水稻単作経営は15名、全体の39%である。ビジョン担い手の水稻単作経営のうち、経営所得安定対策の加入者は5割に満たないが、認定農業者の水稻単作経営の75%が加入した。家畜生産(繁殖、肉牛、酪農)経営では、経営所得安定対策の加入者はビジョン担い手の35%、認定農業者の53%である。経営面積別では4～5haが最も多い。10ha以上の経営体は有限会社による2経営体を含め、5経営体にすぎない。

(第1図)



4. 今後の土地利用調整の課題

以上のように、豊里地区では集落営農を媒介とせずに、水田・畑作経営所得安定対策に対応した。転作集団に組織された担い手は集落の枠を飛び越え、旧町単位の土地利用調整の中で営農に取り組んでいるからである。しかし、このことは必ずしも集落との関連を失わせているわけではない。法人組織は同一集落の仲間たちで構成されており、他集落の担い手が加わったとしても、構成員の親戚筋に限られる。将来、集落の農家が集落営農を必要とした場合、法人組織をその作業班として活用できるとする見方がある。

さらなる土地利用調整として、2つが検討されている。

1つは、法人化した転作集団と認定農業者間の農作業受委託の調整である。法人に対して地権者が信頼を寄せていることから、個別展開の認定農業者の間には農地が法人に集積するのではないかという不安がある。転作集団を前身とした法人と認定農業者の間で、不平等が起きないような調整が求められている。

2つは、法人化した転作集団における水稻作を含めた一元化と利用権の設定である。2010年から構成員の作業請負を法人に一元化する際に利用権を設定、高齢の地権者を臨時に雇用し水管理や育苗の作業を担ってもらおう構想がある。

これまで、転作団地の利用調整と農地管理の徹底について、旧豊里町全体で広域的に行ってきた。他方、圃場整備の完了と転作の固定化により、地区アグリセンターを媒介にした集落レベルの調整が不要となり、アグリセンターの活動は休止している。今後、転作組合構成員も含めて、個別に展開してきた水稻作の農作業受委託もしくは利用権についても、広域的な調整ができるか否か、また、法人化した転作集団と集落の関わりは、今後深まるか、薄まるか、注視していくべき点である。

注(1) 経営確立助成面積からみた全国の農地集積の動向については、安藤光義「米政策改革による水田農業構造再編の可能性と限界」『農業問題研究』第58号、2005年による。

第 8 章 北陸地域の集落営農の特徴と今後の課題

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業総合研究センター 宮武 恭一

1. はじめに

北陸地域の集落営農については、1980 年代から多くの調査研究が進められてきた。北陸地域の集落営農は、同じく集落営農が多く立地する近畿や中国地域と比べて、平場の兼業機会に恵まれた地域に多く、水稻単作傾向が強い安定兼業農家がメンバーとなり、水田転作への対応や農業機械の共同利用などの取組を通じて、生産性向上をめざしてきた点が特徴であるといえる。しかしながら、兼業化や高齢化の一層の深化、水田・畑作経営所得安定対策（以下では「経営所得安定対策」と呼ぶ）の導入などを背景に、その性格は徐々に変化しているように思われる。また、従来、集落営農の取組が少なかった新潟県などでも新たに多くの集落営農が設立されているが、長年にわたって活動してきた富山県などの集落営農と、こうした新たな集落営農では性格の違いがあると思われる。本稿では、こうした問題意識に基づきつつ、農水省が実施している「集落営農実態調査」などの最新データを用いて、北陸地域の集落営農の特徴を年次比較や県間比較によって明らかにし、北陸地域における集落営農の現地調査・分析に当たって検討すべきポイントを整理したい。

2. 北陸地域における集落営農の概況

経営所得安定対策を契機に、東北、関東・東山、九州などを中心に、全国的にみると集落営農の設立が急増しているが、もともと集落営農の多かった北陸地域では、集落営農の数そのものは 2,000 前後で推移している（第 1 表）。ただし、集落営農の経営する農地面積が全経営体の経営面積に占める割合（以下では集落営農による「カバー率」と呼ぶ）は、全国平均 9.7%に対して北陸地域では 15.2%，作業受託まで含めると全国平均 13.1%に対して北陸地域では 19.3%と大幅に高く、九州・沖縄地域と並んで全国トップ水準にある（第 2 表）。特に集落営農が多い、富山と福井では、集落営農の「カバー率」は、それぞれ 30.7%と 31.1%，作業受託まで含めると、それぞれ 37.5%と 35.5%を占め、3 分の 1 の農地が集落営農によって管理されており、集落営農の動向が地域農業全体を左右する状態にある。一方、新潟、石川における集落営農の「カバー率」は、それぞれ 7.2%，9.1%にとどまっております。県別にみると、集落営農の占める地位には大きな違いがあることがわかる。

集落営農の活動内容についても、北陸地域は、全国に比べて共同化、協業化が進んでおり、農業機械を参加する農家で共同利用するものが 56.7%，農家の出役により、機械作業以外についても共同で農作業を行うものが 53.7%，集落内の営農を一括管理・運営するものも 34.9%に達している（第 3 表）。ただし、集落営農の活動内容に関しても県ごとの差

が大きく、富山県では、集落内の営農を一括管理・運営するものが41.2%と北陸の中でも特に協業化が進展している。新潟県では逆に、集落内の営農を一括管理・運営するものは26.6%と少なく、認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、

第1表 北陸地域における集落営農数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
新潟	347	357	409	518
富山	837	858	868	754
石川	252	257	249	261
福井	476	481	516	530
北陸	1,912	1,953	2,042	2,063
全国	10,063	10,481	12,089	13,056

資料:集落営農実態調査各年次.

第2表 集落営農がカバーする経営面積・受託面積

単位:%

地域	集落 営農数	経営面積 カバー率	受託面積 カバー率	合計 カバー率
新潟	518	7.2	2.3	9.5
富山	754	30.7	6.9	37.5
石川	261	9.1	7.3	16.4
福井	530	31.1	4.3	35.5
北陸	2,063	15.2	4.1	19.3
全国	13,062	9.7	3.3	13.1

注. カバー率は、平成20年度の経営面積、受託面積を2005年センサスの全経営体の経営面積で除して求めた。

第3表 活動内容別集落営農数

単位:%

	農業機械を共同利用 参加する 農家で 共同利用	オペレーター 組織が 利用	集落内の 営農を 一括管理 ・運営	担い手に 農地集積 集落単位 で営農	農家出役 により、 共同作業	作付地の 団地化等 土地利用 調整
新潟	63.9	45.4	26.6	37.8	56.4	61.6
富山	58.2	28.9	41.2	15.9	56.6	85.9
石川	44.4	60.2	33.7	25.7	45.2	59.0
福井	53.2	44.3	34.7	28.5	51.1	57.0
北陸	56.7	41.0	34.9	25.9	53.7	69.0
全国	48.9	40.6	26.8	25.7	42.3	61.8

注. 平成20年集落営農実態調査にもとづく。(複数回答)

営農を実施するものが37.8%と多い特徴がある。また、石川県では農業機械を共同利用する際に、オペレーター組織がそれを利用するものが60.2%を占め、農家の出役により、機械作業以外についても共同で農作業を行うものは45.2%と少なく、特定のオペレーターが集中的に作業を担うという特徴がある。さらに、北陸地域の集落営農の経営規模について

みると（第4表）、1組織当たりの経営面積の平均は20.3ha、受託面積の平均は5.5ha程度と全国平均の27.5ha、9.4haに比べると、やや小さい規模にとどまっている。ただし、石川県については、他の3県とは異なり、受託面積が9.5haと全国平均とほぼ同じ規模である一方、経営面積は平均11.8haに過ぎず、受託中心の経営となっている。

以上のような北陸地域の集落営農の特徴をまとめると、富山県や福井県では、経営面積の3～4割を集落営農が占めており、参加農家が農業機械を共同利用し、機械作業以外の作業も共同で行うなど、集落ぐるみの共同化・協業化も進んでいる一方、石川県では、特定のオペレーターが担い手となって参加農家の作業受託を行うタイプが多く、新潟県では認定農業者や農業生産法人も参加し、集落単位で集積した転作田などを彼らに託すタイプが多いといった特徴があるといえる。

第4表 集落営農の構成農家数と経営規模

単位:戸、ha							
	全体	構成 農家数	1組織 当たり	経営面積	1組織 当たり	受託面積	1組織 当たり
新潟	518	14,584	28.2	10,871	21.0	3,539	6.8
富山	754	23,839	31.6	16,578	22.0	3,714	4.9
石川	261	6,707	25.7	3,091	11.8	2,474	9.5
福井	530	15,707	29.6	11,344	21.4	1,569	3.0
北陸	2,063	60,837	29.5	41,884	20.3	11,296	5.5
全国	13,062	524,373	40.1	359,440	27.5	123,238	9.4

資料:平成20年度集落営農実態調査。

3. 経営所得安定対策への加入に伴う変化

次に、経営所得安定対策への加入という視点から北陸地域の集落営農の特徴を分析したい。平成20年の集落営農実態調査によれば、北陸地域では集落営農の57.9%～61.8%が対策に加入しており、全国平均と比べると10%以上高い加入率となっている（第5表）。集落営農が「集落型経営体」として同対策に加入するに当たっては、地域の農用地の3分の2以上という利用集積目標、規約・定款の整備、収支の一元化、主たる従事者の所得目標を定めること、農業生産法人化計画の策定といった5要件を満たす必要がある。そこで、これらの5要件のうち、集落営農の9割以上が達成している規約・定款の作成を除いた、4つの要件について、北陸各県における達成度合いを検討した。

まず、地域の農用地面積の3分の2以上を集積しているまたは集積目標としている集落営農の割合をみると（第6表）、全国平均では48.1%にとどまっているが、集落ぐるみの共同化・協業化が進む富山では55.6%、福井では65.3%にも達する。一方、新潟では47.3%、石川44.4%と全国平均をやや下回っており、「生産調整特例」など、農用地集積要件を回避する形で経営安定対策に加入するケースが少なくないことが示唆される。次に、生産物の出荷・販売の一元化についてみると（第7表）、平成20年の調査では、収支一元化を行っている集落営農の割合は、全国平均59.0%に対し、新潟68.0%、富山69.5%、石川69.0%、

福井 72.1%といずれも全国平均を 10%以上上回っている。協業型の集落営農の育成が先行していた富山県では、制度開始以前の平成 17 年の調査でも、収支一元化割合が 45.3%と高かったが、その他の 3 県を含めて全集落営農のおよそ 7 割が収支一元化を実現した背景には、経営所得安定対策の開始が、大きく影響しているように思われる。

第5表 経営所得安定対策の加入割合

単位：％

	集落 営農数	対策 加入割合	対策 加入予定
新潟	518	61.8	6.8
富山	754	59.7	6.1
石川	261	57.9	3.8
福井	530	61.7	3.2
北陸	2,063	60.5	5.2
全国	13,062	51.0	4.3

資料：平成20年集落営農実態調査。

第6表 集落営農の農地集積目標

単位：％

	集落 営農数	現況又は 目標 2/3	設定割合
新潟	518	245	47.3
富山	754	419	55.6
石川	261	116	44.4
福井	530	346	65.3
北陸	2,063	1,126	54.6
全国	13,062	6,287	48.1

資料：平成20年度集落営農実態調査。

**第7表 生産物の出荷・販売に係る
収支一元化の実施割合**

単位：％

	平成17年	平成20年
新潟	32.9	68.0
富山	45.3	69.5
石川	34.5	69.0
福井	36.6	72.1
北陸	39.4	69.7
全国	28.2	59.0

資料：集落営農実態調査各年次。

一方、北陸地域の集落営農においては、主たる従事者がいない場合が多いという特徴があった。平成 17 年の集落営農実態調査を見ても（第 8 表）、全国平均で 53.1%の集落営農

が主たる従事者を擁していたのに対し、新潟県では 72.0%の集落営農に主たる従事者がいたものの、福井県では 37.2%、富山県では 16.0%、石川県では 7.5%の集落営農にしか、主たる従事者がいなかったのである。その後、平成 20 年の調査では、主たる従事者を確保した集落営農の割合が全国平均でも 75.6%にまで増加したが、新潟で 85.1%、福井で 84.3%、石川で 71.3%、富山でも 61.3%というように劇的に増加した⁽¹⁾。さらに、経営所得安定対策への加入条件である主たる従事者の目標所得についても、目標所得を設定した集落営農の割合が急増し、福井県の 71.5%を筆頭に 4 県とも全国平均 54.3%を上回っている。

第8表 主たる従事者がいる集落営農の割合

	主たる従事者がいる		目標所得定めている	
	平成17年	平成20年	平成17年	平成20年
新潟	72.0	85.1	21.0	56.4
富山	16.0	61.3	12.4	59.7
石川	7.5	71.3	2.0	61.7
福井	37.2	84.3	18.1	71.5
北陸	30.3	74.5	14.0	62.1
全国	53.1	75.6	9.2	54.3

資料:集落営農実態調査各年次。

最後に農業生産法人化の取組に関してみると（第 9 表）、北陸地域の集落営農においては、農業生産法人の割合が 24.7%と全国平均 11.7%の倍以上であり、特に新潟県では、41.3%の集落営農がすでに法人化している。

第9表 地域別農業生産法人化状況

	農業生産法人割合		計画策定	
	法人割合	法人化計画あり	予定あり	予定なし
北海道	8.1	15.3	0.6	75.9
東北	7.8	57.9	4.1	30.2
北陸	24.7	39.2	4.2	31.9
関東・東山	10.2	58.1	3.7	28.0
東海	9.4	29.0	4.6	57.1
近畿	3.8	39.6	6.2	50.5
中国	17.5	13.5	8.5	60.4
四国	14.3	21.1	2.7	61.9
九州・沖縄	8.0	55.5	4.5	32.0
全国	11.7	42.6	4.9	40.8

資料:平成20年度集落営農実態調査。

また、福井には LLC 形態の集落営農が複数みられるなど、北陸地域は集落営農法人化の先進地域であるといえる。経営所得安定対策では、農業生産法人化計画の策定を加入要件としていることから、北陸地域ではさらに 39.2%の集落営農が法人化計画を策定し、法人化計画を持たないものは 31.9%に過ぎない（全国では 40.8%）。以上のように、経営所

得安定対策が想定する「集落型経営体」としての要件を基準としてみると、収支一元化や主たる担い手の確保といった面で、急激な変化が起きていることが示唆される一方、農地集積目標に関しては、上述のように集落ぐるみ型の性格が強い富山県や福井県と、特定の担い手やオペレーター集団が活躍する新潟県や石川県では違いが大きいように思われる。そこで以下では、富山県と新潟県を代表として取り上げ、それぞれの地域の集落営農の特徴をさらに掘り下げつつ、今後検討すべき課題について整理したい。

4. 富山県における集落営農の変容とその背景

富山県では、「集落営農促進事業（1982）」、「集落営農育成事業（1988）」など、1980年代から集落営農の育成が進められ、集落ぐるみの土地利用調整や機械施設の高度利用により、転作対応や生産性向上の面で大きな成果を上げてきた。こうした集落営農に関しては、経営体としての継続性や発展性という面から限界を指摘されることも少なくなかったが、富山県では、近年、県などの支援を受けて、経営を協業化し、さらに法人化する動きがあるほか、主たる従事者の確保、複数集落の統合などによる経営規模の拡大といった動きが見られる（この結果 20 年には、集落営農数は若干減ったが、集落営農の経営面積は維持されている）。平成 17 年と平成 20 年の集落営農実態調査の結果を比べてみても（第 10 表）、集落内の営農を一括管理・運営する組織が 26.9%から 41.2%に、法人化したものは 10.0%から 18.6%へと大幅に増加しており、富山県が進める集落営農の高度化が、かなり進展してきたと言える。集落営農の規模についても、経営面積 10ha 未満が 41.6%から 25.6%に減る一方、20ha 以上は 35.9%から 51.5%と過半数に達し、複数集落を含むものも 9.8%から 13.3%へと増えている。さらに、主たる従事者を確保した組織が 16.0%から 61.3%へと 4 倍近くにまで増加している。

第10表 富山県における集落営農の動向

	単位：％	
	平成17年	平成20年
集落内の営農を一括管理・運営	26.9	41.2
法人化したもの	10.0	18.6
経営面積10ha未満	41.6	25.6
10～20ha	22.5	22.9
20ha以上	35.9	51.5
複数集落を含む	9.8	13.3
主たる従事者あり	16.0	61.3

資料：集落営農実態調査各年次。

こうした変化の背景には、30～40 代の農業従事者が急激に減少し、集落営農においてもオペレーターの確保が難しくなるとともに、若手オペレーターの中には 1 シーズンに数日

しか機械に乗らないため、経験不足、技能の低下が見られるといった問題が指摘されている。また、長年、集落営農のリーダーを務めてきた 60 代の役員層がリタイアの時期を迎え、栽培管理や作業の段取りを理解し、指示を出すリーダーが確保できないなど、長年、集落営農の活動が続いてきた富山県においても、構成農家の農業従事者が弱体化する中で、農業に関する経験・知識や作業技能を持ち、メンバーに指示を出せる「専従的な担い手」が必要とされてきたことが考えられる。

さらに、地域によっては、高齢化と後継者の他出により、オペレーターとしての出役はもとより、自分の農地の畦畔草刈りや水管理もできず、他のメンバーに管理作業を再委託するようなケースも見られる。このようにメンバーの均一性が低下すると、従来の平等公平を目指した運営方法では、逆に集落営農に熱心なメンバーがバカを見るような不公平感が生まれることがある。こうしたことも、複数集落が合併するなどして、大きな経営規模を確保し、主たる従事者の地位を法人化等で保証して、専従的な担い手＝主たる従事者を確保するといった組織形態の見直しが進む動機となると思われる。

5. 新潟県における集落営農の役割と今後の展望

新潟県では、従来、集落ぐるみで農業生産に取り組むような生産組織は少数派であり、県内に 1,400 ほどある水田作部門の地域営農組織の中では、数戸の農家が集まり、機械の共同利用や作業受託を行うものが大半を占めていた（新潟県農業生産組織実態調査，成 18 年 3 月）。また、転作対応のために集落単位で土地利用調整を行う場合も、集落内の有志による農業機械の共同利用組織や個別の大規模農家が、団地化された転作田の全作業あるいは機械作業を受託するケースが多かった。

しかし、新潟県における転作動向を見ると(第 11 表)，新潟県では、転作対応のうち調整水田や自己保全管理などの割合が高く、さらに、新たな米政策が始まって以降、米の生産目標数量が増えたこともあり、水田における麦、大豆、ソバ、飼料作物などの作付面積は、平成 15 年から 18 年までに 33%から 48%も減少しており、土地利用率という面からみると水田農業の弱体化が顕著である。こうした状況を改善する支援策として、新たな経営所得安定対策は大いに期待されるが、平成 19 年の加入面積を作物別に比較すると(第 12 表)，水稻 100 に対して大豆 13，大麦 1 と転作部門の加入が少なく、米中心の制度活用となっている⁽²⁾。そうした中で、新潟県においては、経営所得安定対策の導入と前後して、集落営農が平成 19 年の 409 組織から平成 20 年の 518 組織へと急増している。そこで、新潟県における平成 19 年の経営所得安定対策への加入状況を経営形態別にみると、制度へ

第11表 新潟県における転作の動向

単位:ha

	転作実績 15年	田の農作物作付面積(稲を除く)				増減割合 18年/15年
		15年	16年	17年	18年	
麦類	633	776	753	505	452	0.58
雑穀(ソバ)	2,528	2,710	1,910	1,480	1,410	0.52
豆類(大豆)	9,014	9,400	7,070	6,110	6,260	0.67
野菜	5,338	4,980	5,000	4,990	4,990	1.00
飼肥料作物	2,319	2,680	1,720	1,430	1,440	0.54
その他	1,838	1,272	1,061	945	822	0.65
延べ作付	21,670	21,818	17,514	15,460	15,374	0.70
作付なし ^{注)}	18,975	18,492	18,686	18,018	18,455	1.00

資料:農水省生産局農産振興課「水田農業経営確立実績調査結果表」.

農水省生産局「面積調査」各年次.

注. 転作実績は景観形成等、調整水田、自己保全管理、水田預託
通年施行、実績参入から加工用米を除いたもの.

第12表 平成19年産経営所得安定対策への加入状況

単位:ha

	加入者数	加入面積	うち水稻	大豆	麦類
認定農業者	6,824	43,290	38,775	4,260	255
	97.6%	92.4%	94.3%	80.4%	59.9%
集落営農組織	146	3,554	2,347	1,036	171
	2.1%	7.6%	5.7%	19.6%	40.1%
合 計	6,970	46,844	41,122	5,296	426

資料:新潟県農政部地域農政推進課.

の加入者数は、認定農業者が大部分を占め、集落営農の加入は146組織2.1%にすぎないものの、作物別に見ると大豆の契約面積5,296haの2割、麦類の契約面積426haの4割を集落営農が占めており、集落営農は、転作の担い手として大きな役割を担っていることがわかる⁽³⁾。

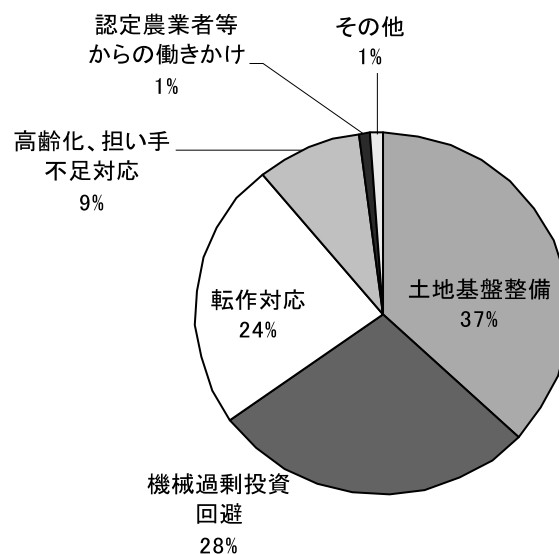
ただし、新潟県内における集落営農の分布には大きな偏りがある(第13表)。集落営農518組織のうち58%が、経営面積でみると64%が上中越地域に集中する一方、水田面積の45%を占める下越地域には21%、111組織しか立地していない。上越地域は、従来、農地流動化率が高く、大規模経営が多く成立した地域として注目されていた。しかし、上越地域には中山間地も多く、こうした地域では集落営農が重要な担い手となっている(こうした事例では経営規模が小さいため、定農業法人となって担い手に認定されているケースも少なくない)。また、近年、大規模な基盤整備事業が次々と導入され、それを契機に集落営農を立ち上げるケースが急増している点も注目される(第1図)。一方、下越地域では上中越に比べると、経営規模が大きく、園芸、畜産などとの複合経営も多いことから、個別の経営対応が主流であったと思われるが、下越地域でも兼業化や高齢化の深化に対応

するため集落営農が徐々に設立されており、今後は、転作部門を含めた担い手としての活躍が期待されている(下越地域には転作未達の市町村が多く立地している)。

第13表 新潟県における集落営農の地域特性

	組織数	県内構成	対18年比	経営面積	1組織平均	県内構成	受託面積	1組織平均	県内構成
上越	127	25	1.37	2,998	23.6	28	123	1.0	3
中越	171	33	1.44	3,937	23.0	36	1,074	6.3	30
下越南	44	8	1.63	980	22.3	9	232	5.3	7
下越北	67	13	1.56	1,651	24.6	15	280	4.2	8
岩船	55	11	1.49	654	11.9	6	724	13.2	20
魚沼	35	7	1.21	250	7.1	2	960	27.4	27
佐渡	12	2	1.33	306	25.5	3	92	7.7	3
新潟県	518	100	1.45	10,871	21.0	100	3,539	6.8	100

資料：平成20年度集落営農実態調査。



第1図 新潟県における集落営農の設立動機

資料：平成12年、北陸農政局アンケート調査。

6. おわりに

以上のように、最新のデータからは、経営所得安定対策導入と前後して、北陸地域の集落営農の経営組織や活動内容が急激に変容しつつあることと、北陸4県の間において大きな差異があることが改めて示された。また、県別の特徴を見ると、富山県のような集落ぐるみ型の集落営農が主に展開している地域においては、これまで数少なかった主たる従事者を確保した集落営農が急増していることが示されたが、これらの中には、定年後に専従となった組合長などを主たる従事者と見なしているケースも考えられるため、「主たる従事者」の実情について、今後、検討する必要がある。また、主たる従事者の所得目標として年間400～600万円を設定しているケースが多いが、そうした収益をいかなる経営部門から得ていくのか、組織内での収益配分をどうするのかといった経済的な裏付けについても確認していく必要がある。さらに、担い手確保や収益確保の上で有望と思われる複数集落の合併の可能性についても検討する必要がある。

一方、新潟県のような新たに集落営農が設立されている地域においては、従来、地域の農業を担ってきた専門的農家や受託型営農集団をどう再編してきたのか、特に集落の境を超えた活動を行っていたような場合、どういった調整が行われたのかについて、農地集積の観点を中心に検討する必要がある。また、専門的農家においては、調整水田や自己保全管理の形で対応することが多かった転作部門において、いかに生産性向上を進めていくかについても検討する必要がある。なお、最後の点に関しては、経営所得安定対策とも関わって、過去実績に基づく支払いでは、転作部門の新たな作付けや増収努力が報われない点、地域ごとの補填単価、作物ごとの補填単価の格差が経営部門構成に与える影響⁽⁴⁾といった諸点の検討も重要であろう。

注(1) ここでの「主たる従事者」については、センサスの「農業専従者」などとは異なり、市町村の農業基本構想の農業所得水準に達している、あるいはめざしている者である。後述のように、構成員間の出役状況に大きな差が生まれていることや、収支一元化により作付計画や経理作業が役員などの特定のメンバーを中心に進められるようになったことから、彼らが「主たる従事者」として認識されるケースが増えているように思われる。また、このため「主たる従事者」の農業従事日数が30日程度にとどまるケースも散見される。なお、経営安定対策への加入の際に、主たる従事者の予定人数について記入することになったため、統計上、そうした数値が用いられているケースも考えられる。

(2) 各作物の全作付面積に対する申請割合についてみると、米穀については34.1%と、平成18年の稲作所得安定対策への加入率65.6%(契約数量ベース)よりは低いものの、同年の担い手経営安定対策17.5%(米穀契約面積ベース)に比べると2倍の面積をカバーしている。大豆については18年産の大豆交付金の対象割合86.5%とほぼ同じ83.5%、麦については95.5%となっている。

(3) 集落営農の中には、法人化によって「認定農業者(法人)」となっているケースもある。20年の集落営農実態調査によると、新潟県の場合、集落営農518組織のうち208組織が法人化しているため、「認定農業者(法人)」として水田経営所得安定対策に加入者する集落営農を加えると、その役割はさらに大きいと思われる。

(4) 宮武の試算によると、平成 19 年産の水稻の収入減少補填の額は、上越地区で 12,403 円／10a、下越南地区で 5,762 円／10a と地域差が大きく、こうした条件では下越地域での制度加入を進める上で難しい面があるように思われる。また、平成 19 年産の大麦と大豆の補填状況を南砺市の例でみると、緑ゲタ、黄ゲタを合わせた 10a 当たり収入が、大豆では 3.7～3.9 万円に対し、大麦では 4.0～5.1 万円となっており、大麦が有利になっている。こうした条件は、産地づくり対策が始まって以降、大豆作付けが 15%も減少する一方、田作大麦の作付けが 3 割も増加するといった富山県の転作対応をさらに促進すると思われる。一方、転作部門において大豆からソバへの転換が進んでいる福井県のような地域では、こうした作物転換が見直されるきっかけとなる可能性がある。

参考文献

1. 高橋明広ほか（2002）「経営体としての集落営農等組織的営農形態の実態分析調査委託事業報告書」、中央農業総合研究センター。
2. 伊藤忠雄ほか（2004）「経営体としての集落営農をめざして」、新潟県農協中央会。
3. 土田志郎（2006）「良食味米生産地帯における水田高度利用と集落営農型水田作経営」『日本農業経営年報』No.5。
4. 宮武恭一（2007）「広域化・大規模化する集落営農の成果と意義」『農業経営研究』45・2。

第9章 水田経営所得安定対策への移行と集落営農組織の経営

― 富山県における経営状況と経営上の重要管理点 ―

富山県 農林水産部農業技術課 池田 太

1. はじめに

平成19年度から水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策、以下「安定対策」という。)が始まった。安定対策への移行においては、とりわけ土地利用型作物を中心とする経営体への影響について懸念されてきたのと同時に、各地において対象要件の具備に向けた取組がなされてきている。とりわけ、集落営農の組織化は、集落を基礎とし、そこで経営を展開している者の合意形成を得る必要があり、個々の実情の違いから難産の上、スタートした組織も多いと察している。

そのような中、安定対策の初年目となった昨年において、「苦労して、組織化したのに所得が少ない。」との声が上がリ、それは、短絡的に安定対策の制度内容に対する批判に通じた場合もあったのでないかと思っている。

そこで本稿では、富山県の農業経営における収益に影響を及ぼした要因の変化を整理し、それらが土地利用型作物を中心とする集落営農組織の経営に、どの程度の影響を及ぼしたかを探り、以後の組織運営における留意事項を述べる。

2. 富山県における集落営農

「集落営農」は、全国的には組織の事業内容、運営手法、沿革および集積率等に違いがあるが⁽¹⁾本稿で記述する集落営農の内容をイメージして頂くため、本県におけるその定義について紹介する。

(1) 集落営農と集落営農組織

本県では「集落営農」と「集落営農組織」とを厳密には区分し捉えている。

集落営農とは「集落(町内または生産組合)の農業者の総意に基づき、集落の実情に応じた営農計画を策定し、経営体を核としながら地域ぐるみの効率的で生産性の高い営農体制づくり」とし、一方、集落営農組織は「集落を範囲とし、水稻の基幹3作業(耕起・代掻き、田植え、収穫)について、80%以上を行う生産組織」と、それぞれについて定義している。

つまり、「集落営農」とは1つの地域営農計画であるのに対して、「集落営農組織」は集落を基礎としながら、水稻作業を直接的に行っているものである。

ここで確認しておきたいのは、本県で言う「集落営農組織」は、国の集落営農と異なっていること、また、組織の事業が大豆や麦類を中心としている場合は集落営農組織には含めていないこと及び集落を基礎とし、その農地集積率は高いという点である。

(2) 集落営農組織の細区分

集落営農組織は、その運営形態により第1表のとおり細かく分類している。

第1表 集落営農組織の分類

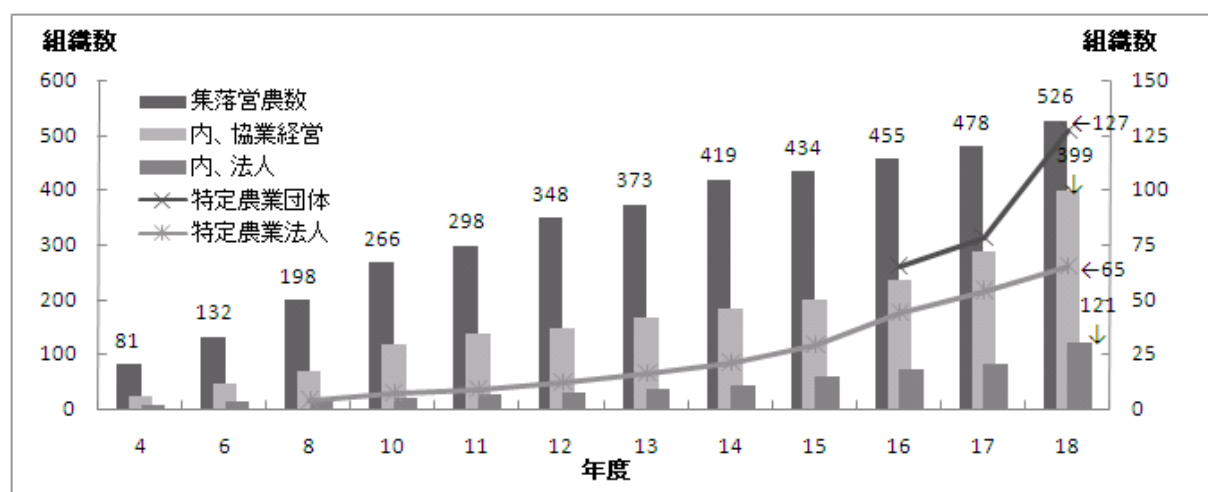
人格	運営区分		組織規則	機械施設 の所有 (資本)	実作業 計画実施 (労働)	米等の 出荷名義 (農地)	農用地 利用規程 位置付け
	法制度の位置付け						
任意組合	共同利用		規約	組織	個別	個別	—
	共同作業		規約	組織	組織	個別	—
	協業経営			規約	組織	組織	組織
農業法人		特定農業団体	規約	組織	組織	組織	必要
		農業生産法人	定款	組織	組織	組織	—
		特定農業法人	定款	組織	組織	組織	必要

注. 人格の区分は、実態に基づくもの。

分類は資本、労働および農地の経営三要素について、水稻の生産で組織と構成員のいずれが意思決定権を持っているかにより、共同利用共同作業、及び協業経営としている。安定対策でいう「共同販売経理」は、協業経営とほぼ等しいと考えてほしい。

(3) 集落営農組織数の推移

次に、本県における集落営農組織数の推移を第1図に記した。



第1図 集落営農組織数の推移

平成4年から直近で数値が明らかな18年までの各年度末時点での数である。まず棒グラフは、集落営農組織数の推移で18年度末時点では、全体が526組織、内、協業経営が399、内法人が121となっている。

近年は協業経営の増加が著しく、18年度末時点で集落営農組織の内、約75%は協業経営、また協業経営の内、約30%は法人として運営されていることがわかる。

次に、折れ線グラフは特定農業法人と特定農業団体の数である。これらの19年度末は、それぞれ78法人、139団体となっている。

3. 収益要因の変化

(1) 米の売上高の変化

本県の集落営農組織は、売上高の内、A米が 70%を超えており、よって、米売上高が収益へ及ぼす影響が最も大きい。そのため、米の売上高に影響する要因の変化を捉えることは、収益の変化を捕捉するのに有効であるため詳細に記す。

1) 米売上高に係る単価の変化

米売上高の生産者への入金、すなわち生産者手取金は、全農扱いを前提として概算金＋中間精算金＋最終精算金の 3 回に分けられる。

最も金額の大きいのは概算金で、生産者手取金の 9 割弱を占める。

平成 19 年産米の概算金は、全国的に安価に設定されたが、本県においては米の集荷が懸念され、コシヒカリ 1 等で 18 年産対比△800 円となる 12,000 円/俵で設定された。

ところで、18 年産米においては、「稲作所得基盤確保対策交付金」(以下、「稲得」という。)があり、これが JA の立替により概算金と同時に 1,200 円/俵が経営者に支払われていた。

稲得は、あくまでも価格支援策であり、米の入札価格の動向により、一定以上の下落が起きたことがほぼ明確になる翌年 6 月に収益として計上するのが最も正しい方法であるが、現金主義が多い生産者にとって、収入時に収益計上する場合がほとんどである。

その稲得は 18 年に廃止され、19 年からは、担い手へは「収入減少補てん(ナラシ)」、担い手以外は「稲作構造改革交付金」が新設されたところであるが、これらの入金時期はいずれも 20 年となっている。

つまり、収益の認識において第 2 図のような差が発生し、特に 19 年は補てんがないという錯覚を生じた生産者が多い状況となった。

会計年度 (個人は1～12月)	収益の認識	
	正式	生産者の感覚
H18	H17分稲得	H18分稲得
H19	H18分稲得	なし
H20	H19分ナラシ	H19分ナラシ

第2図 収益の認識の差

ここまですとまとめると、19 年産米単価を 18 年と比較した場合、正しくは概算金の 800 円/俵の低下であったが、生産者とすれば、800 円＋稲得分 1,200 円＝2,000 円/俵の下落という感覚があったのである。

ここでの感覚とは、集落営農組織の場合、正式な記帳を行っているが、構成員個々では生産者の感覚で捉えやすいという意味である。

2) 10a 当たり米売上高の変化

平成 19 年産米は、作況指数が全国で 99、本県においても 97 であったため、米売上高は前述の単価の低下に加え単収の減収の影響を受けた。

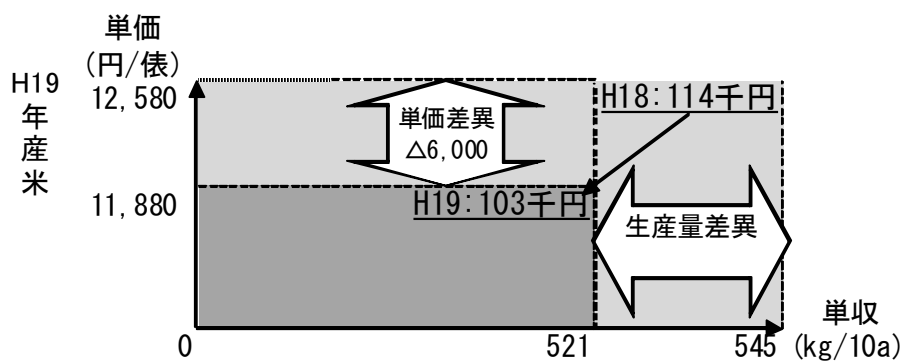
このことが 10a 当たり売上高に、の程度影響したかを第 3 図により差異分析して検討する。

第 3 図は、Y 軸に単価、X 軸に単収(統計情報センター数字)を配置し、単価は本県の作付比率が 8 割を超えるコシヒカリとし、その等級比率を加味し設定した。

なお、過年度精算金も考慮すべきだが、細くなるためここでは同額と考えることとする。

18 年産は、 $545 \text{ kg} \times 12,580 \text{ 円} = 114 \text{ 千円}$ が 10a 当り売上高となる。

19 年産は、 $521 \text{ kg} \times 11,880 \text{ 円} = 103 \text{ 千円}$ となり、18 年産と比べて 11 千円、約 1 割の減収益で、その要因は単価にもよるものが 6 千円、収量によるものが 5 千円ということがわかる。



第 3 図 18 年と 19 年産米の 10 あたり差異分析

現実的にも、後述する集落営農組織の損益状況からも米の売上高は約 1 割の減収益となっており、これを裏付けることができる。

つまり、減収益は、単価という外的要因と収量という内的要因がほぼ 1:1 の状態で発生していたことになる。

ところで、生産者の一般的な感覚は、これらに 1,200 円/俵の稲得が加わり、18 年産は $545 \text{ kg} \times (12,580 \text{ 円} + 1,200 \text{ 円}) = 125 \text{ 千円}$ となり、19 年産は 18 年産と比較し、22 千円の減収益で、その要因は単価によるものが 16.5 千円、生産量によるものが 5.5 千円、つまり、3:1 の状態で単価が圧倒的に強く減収益に影響したというものであった。

(2) 安定対策への移行による収入時期の変化

安定対策への移行に伴い、特に、大豆と麦類(本県は大麦、以下「大麦」という。)に係る影響が大きい。第 4 図は、本県における大豆、大麦に係る農産物販売金額および大豆交付金等の助成金の入金について、平成 18 年と 19 年とを比較したものである。

18 年までは、大豆や大麦を売り渡した段階で 1 俵当たり 8 千円や 5.5 千円の入金があり、収益計上していた。つまり、農産物の売り渡した年度と同一年度でその多くを回収することができた。

なお、この原資は、大豆交付金や麦作経営安定資金、すなわち国の助成金であり、実際の農産物の販売代金は翌々年に入金される仕組みとなっていた。

それに対して、19 年は大豆や大麦を売り渡した段階で 1 俵当たり 1.4 千円や 1.8 千円の仮渡金の入金しかなく、11 月に 10a 単価での固定払い(緑ゲタ)が支払われ、その多くの組織は 12 月決算を迎えることとなった。

そのため、例えば、大麦で 10a 当たり 5 俵を収穫した場合の収益額は、18 年は 27.5 千円に対し、19 年は 24 千円と 87% にすぎない。

翌年 2 月の成績払いがあり、作物部門毎の収益は前年産並みを実現できたろうが、19 年決算上は米の売上高の低下に相俟って、収益の減収に影響したことは間違いない。

○ 資金繰りの変化
【平成18年産を基準】

年	H18 (収穫年)					H19				H20
月	6	7	9	10	12	2	3	6	12	3
大豆	項目			交付金						販売代金
	金額(千円/俵)			8						5
大麦	項目		麦経営安定				麦経営安定			販売代金
	金額(千円/俵)		5.5				0.5			1

販売代金はH17年産を引用.

【平成19年産を基準】

年	H19 (収穫年)					H20				H21
月	6	7	9	10	11	2	3	6	12	3
大豆	項目			仮渡金	18	2				精算金
	金額(千円/俵)			2	固定払い (10aあたり)	成績払い (俵あたり)				3
大麦	項目		仮渡金					収入減少 補てん		精算金
	金額(千円/俵)		1		17	2				0.5

販売代金はH17年産を引用.

注.「月」は頃であり、年により変わる場合もある。
金額は概数とした。
固定払いの金額は、県平均額。

4. 実際の集落営農組織の経営状況

(1) 普及事業による経営状況の把握

本県の普及指導員は、1人に対して1経営体を対象に、診断・分析を通じた経営改善指導を行うこととしている。対象とする経営体は、①組織化・法人化等を行った、②新技術を導入した、③新規に制度資金等を利用した、④経営改善が要する等々、普及指導上、最も必要があると判断された者(組織)である。

それらは、年度末に農林振興センター内で協議を経て、筆者へ報告がなされる。

筆者は、それをある種のカテゴリー別に集計を行い、県全体としての大まかな動向を把握し、行政や試験研究に反映されるよう情報提供している。

土地利用型作物を経営の中心としている場合①企業的な法人、②集落営農組織(法人・任意組合)、③家族経営の認定農業者、の3区分に分類し、集計・解析をしている。

本稿では、その集落営農組織(法人・任意組合)の決算状況を記すこととする。なお、その対象は前述した理由による選定のため、県の平均を意味するものではないので注意してほしい。

(2) 集落営農組織の損益状況

1) 全体の概要

平成19年度、対象となった集落営農組織は、協業経営で、かつ、安定対策へ加入している組織を前提とし、法人14、任意組合14の計28であった。

法人はそのすべてにおいて、当期利益が発生していたのに対し、任意組合は7組織で当期利益が、また7組織で損失が発生していた。なお、任意組合は総会で利益処分または損失処理がなされ、繰越利益(損失)は存在しないことまた、損失の性格は、構成員へ支払われた「労賃」、「地代」および「畦畔や水管理の委託料」を減額すれば十二分に賄える範囲であり、真の損失とは考えていない。

これら損失の原因や程度は、本県内で配布した情報誌に記述しており、本稿では省略することとす

る。

2)平成 19 年度と 18 年度の比較

集落営農組織の損益状況について、平成 19 年度と 18 年度を比較する。

集落営農組織の平均P/L

H19事業年度				単位:千円
売上原価 64	材料費	24	米 73	売上高 93
	経費	40		
	商品棚卸差 (期首>期末)	0		
販売費及び一般管理費		5	大麦・大豆	3
営業外費用		3	野菜等	6
特別損失		5	農作業受託	11
構成員 付加価値 46	管理委託	12	営業外収益 29	
	地代等	14		
	構成員賃金	18		
当期利益		2	特別利益	1

H18事業年度				単位:千円
売上高 113	米 81	材料費	25	売上原価 66
		経費	41	
		商品棚卸差 (期首>期末)	0	
		販売費及び一般管理費		
	大麦・大豆 16	営業外費用	4	
		特別損失	4	
	野菜等 5	管理委託	15	構成員
	農作業受託 11	地代等	17	
19	営業外収益	構成員賃金	18	付加価値
2	特別利益	当期利益	5	

注. 収益を比較したいがため、借方と貸方を反対とした。

	水稻	大麦	大豆
生産面積	27.2	1.9	4.9
単収	469	369	142
常時従事者	0.5人		

	水稻	大麦	大豆
生産面積	27.2	2.1	4.7
単収	493	272	133
常時従事者	0.5人		

図5 集落営農組織の年度間の損益比較

19 年度取りまとめに用いた計 28 組織の内、両年において継続して診断が行われた 10 組織(集落法人 3, 任意組合 7)について、その損益状況を 10a 当たり平均値で算出し、また、生産概要をまとめた第5図により両年を比較することとした。

(i) 生産概要

生産面積は 3 作物の合計面積(本県の場合、ほとんど単作で生産)で 33.9ha⇒34.0ha に、また、水稻作付率はいずれも 8 割と、ほぼ同じである。

水稻作付率が高いのは、大麦や大豆について近隣の企業的な法人や家族経営の認定農業者へ委託している場合があるからで、米の生産目標数量は厳守している。

なお、生産面積の算出方法は、生産していない組織はゼロとして平均を出していることを承知願いたい。また、単収について、特に、水稻が△5%程度減収しているが、作況指数の状況からも理解できる。

(ii) 収益状況

第5図の表記は、損益結果を先の3作物の合計面積で単純に除算したものであることを、まずは確認しておきたい。

19 年度は 18 年度に比較し、収益は売上高で△20 千円、営業外収益等で+9 千円、計△11 千円となった。なお、特別利益は各種準備金の戻入等を実施した法人が存在し、発生している。売上高の減少は、米で△8 千円、大麦や大豆で△13 千円となっている。

大麦や大豆の減収益は、安定対策による助成体系の変更のためで、その分、営業外収益の増加となって表れている。米の減収率は約 1 割となっており、前述の試算結果ともほぼ一致していること

がわかる。

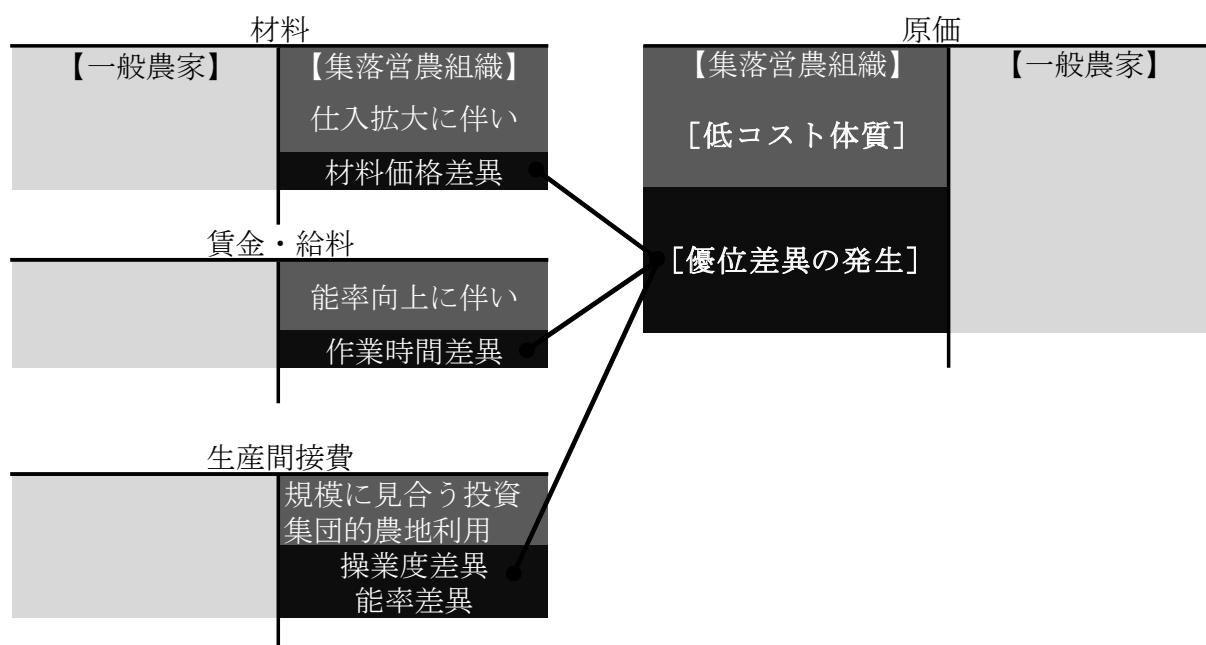
(iii) 費用状況

ここでの費用は、構成員に支払われた「労賃」、「地代」および「畦畔や水管理の委託料」は除外して算定しているので、注意してほしい。費用はコスト削減の努力もあっただろうが、合計で△2 千円と大きな変化はしていない。なお、特別損失は機械等の除却損や法人における各種準備金の繰入があり発生している。

ところで、集落営農の組織化により、どの程度のコスト低減効果が表れるか、組織以前の経営状況を「農業経営統計調査」の本県調査結果と仮定し、推計することとする。

18 年度の農業経営統計調査における、販売農家の経営費を 10a 当たりに換算すると 111 千円となる。一方、集落営農組織における費用合計額は第5図により、79 千円となった。

よって、その差額では 32 千円、組織化前を 100 とした場合の率換算で 29%のコスト低減効果があるのでないかと推測している。



第6図 集落営農の組織化による低コスト要因イメージ

第6図に示したが、本県では組織化により、ア)肥料・農薬等の大量予約購入等による価格値引きの発生確率が高まること。イ)高性能な機械作業により、作業時間の短縮が図られやすいこと。ウ)経営面積の大きな変化が起こりにくい中、経営規模に見合った能力の機械を計画的に導入できること。エ)農地の集团的な利用により、作業効率が極めて高くなることなどが運営時に発生し、低コストに寄与していると考えられている。

(iv) 付加価値

組織そのものの利益と構成員に支払われた額の合計額を付加価値と表記している。

付加価値は 18 年度 55 千円に対し、19 年度 46 千円と 9 千円、率換算で 16%が減少している。

詳細を見ると、構成員へ支払われた労賃は同額となったのに対し、畦畔や水管理の委託料および地代において 6 千円が少なくなっている。

つまり、これらの委託料や地代を調整弁としながら、組織としての利益が確保されるよう努力がなされていることがわかる。

しかし、その努力の裏には、構成員の理解があって実現できるものであり、そういうことから農業経

営環境が厳しさを増す昨今、組織役員の役割は、組織の持続的発展と構成員合意を兼ねた舵取りが求められ、重要な位置を担っている。

(3) 経営管理の重要管理点

1) 予算化と組織目標の設定

集落営農組織においては、組織としての費用があまり変化しない中、収益の変化する額とほぼ同額が、付加価値へ影響してくる特徴があると考えている。

逆にいえば、費用の変化が少ないことは、予算化しやすいということである。

この特徴を活かし、経営を取り巻く外部環境の変化を感じながら、収益予測を通じた目標を定め、生産計画の樹立とその確実な実施による農産物の収量・品質の高位・安定化を実現していくことが付加価値を高める最短で最善の策と思える。

2) 複式簿記の記帳と説明責任

組織リーダーは、多くの農家で構成される集落営農組織という点をよくよく理解し、構成員の出資により構成されている財産状況の把握、損益結果の検証を通じ、その原因と結果について構成員にアカウンタビリティを果たすことが重要と考えている。

そのためには、複式簿記による「記帳」はもちろんであるが、それに加え「読める」人材を育成することが不可欠であり、企業でいうCFO(最高財務責任者)の位置付けが必要になってきている。

5. おわりに

平成 19 年度は、経営の主力である米の概算金の単価下落と生産量の減少により減収した中、それを補う性格の助成金の収入時期が会計年度と不一致であったことが、慣れない組織経営を展開している集落営農組織の構成員の不安を増幅した。

しかし、今年になって入金された成績払いや収入減少補てん(ナラシ)にて、減収分は緩和され、また、20 年度は安定対策の制度の見直しがあり、固定払いや成績払いの収入時期も改善されたことから、一陽来復の感がある。

よって、今度は組織自身が落ち着いて経営を展開していくことが重要であり、また、地域の担い手として、各地で安定的に活躍することによって、国内各方面から期待が集まって来るのでなかろうか。

注 (1) 平成 20 年 6 月農林水産政策研究所「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」の調査・分析成果から。

(2) 大麦に係る成績払いを未収金として、19 年に収益計上することは、制度上可能であったが、その通知が年明けあり、決算を固めている時期であったことや証明書等手続きが煩雑なため、利用しない経営体がほとんどであった。

第 10 章 品目横断的経営安定対策下の集落営農組織の再編の現状と課題

— 岐阜県を中心として —

岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡

1. 本稿の課題

一般に兼業滞留地域においては、小規模個別経営が主体となり、集落を基礎とした任意の営農組織に補完されるなどして水田農業が営まれているところが多く、「担い手」として位置づけられる個別経営の割合は小さい⁽¹⁾。これら地帯においては、安定対策加入のいわゆる「5要件」を満たす集落営農組織の育成に期待がかけられているが、そのハードルが高く、特に米の場合、経営安定対策の対象となるものは一部に留まっている。こうした地域における集落営農組織の経理の一元化などの見通しや必要な支援措置のあり方について、実態に基づいてより明らかにすることが求められている。

そこで、ここでは岐阜県を対象として水田経営所得安定対策（旧：品目横断的経営安定対策）下の兼業滞留地帯における水田農業の担い手の現状とそこでの集落営農組織の位置づけ・役割などを明らかにすることを課題とする。まず、2007 年度における品目横断的経営安定対策への加入状況と集落営農組織の特徴を県内地域ごとに整理し、平地農村で同対策への加入率が高く、逆に中山間地・都市近郊地域での同対策への加入率が低い特徴を明らかにする。平地農村には集落営農が比較的形成され、それが安定対策への米の加入率を高めていること示す。次いで、安定対策への加入率が高く、集落営農組織が担い手の中心として位置づけられた海津市の事例と、逆に安定対策への加入率が低く、集落営農組織が会社化して認定農業者となっている岐阜市の事例に即して、安定対策で担い手として位置づけられようとしている集落営農組織の現状と課題を考察していく。

2. 岐阜県における水田経営所得安定対策への取組と集落営農の動向

（1）水田経営所得安定対策（旧：品目横断的経営安定対策）加入状況

岐阜県は農家 1 戸当たりの経営面積が 75 a と小さく、水田農業の担い手農家の成長があまりみられず、兼業滞留的に小規模経営が維持されている。特例を考慮しても安定対策の加入対象となる農家割合は小さく、集落営農組織による対応が期待されている。

2007 年度岐阜県の品目横断的経営安定対策での米の加入面積は 4,440ha であり、それは 2006 年米作付面積 25,700ha の 17.3% のカバー率に留まり、全国平均のカバー率 25.9% と比較すると低いものになっている（第 1 表）。他方で、水田転作が本格化する 1970 年代から 80 年代にかけて、特に平地農村地帯において圃場整備事業と一体化して集団転作が行わ

れ始め、そのための集落を基礎とした様々な組織が形成されてくる。そのためもあり麦・大豆の安定対策の加入面積率はやや高くなっている。4 麦合計で 2007 年加入面積は 2,721ha であり、2006 年作付面積 2,600ha に対し、104.7%の面積カバー率となっている。これは全国平均 93.3%より高い。また、それは 100%を超えており、過去実績がなくても若干の「担い手」が新たに麦作に取組み始めたことも意味している⁽²⁾。大豆の 2007 年加入面積は 2,171ha であり、2006 年作付面積 2,430ha の 89.3%の面積をカバーしている。これも全国平均のカバー率 77.5%より高い。このように岐阜県では、米の安定対策の加入率は低い、麦・大豆についてはほとんどが「担い手」に集積されていることがわかる。

第1表 品目横断的経営安定対策の加入実績(岐阜県2007年度)

農林 事務所	加入経営体数				麦加入面 積(ha)	大豆加入 面積(ha)	米加入面 積(ha)	米加入割 合(%)
	個別	法人	集落	計				
岐阜	30	12	7	49	204	24	506	8.7
西濃	62	19	73	154	1,664	1,541	2,647	37.0
揖斐	62	12	9	83	605	340	500	27.6
可茂	6	3	6	15	35	95	93	4.3
中濃	13	2	2	17	99	53	155	11.6
郡上	3	7	0	10	41	10	53	4.3
東濃	0	2	0	2	0	1	47	7.2
恵那	3	2	7	12	42	71	110	3.6
飛弾	71	10	0	81	30	31	316	12.3
下呂	1	2	0	3	0	5	14	2.7
合計	251	71	104	426	2,721	2,171	4,440	17.3
(岐阜市)	11	4	1	16	53	1	87	4.7
(海津市)	8	4	27	39	859	975	1,284	63.8

資料:岐阜県農産園芸課資料より作成

安定対策への加入組織数は、個別経営 251 戸、法人経営 71 組織、集落営農 104 組織で、合計で 426 経営体である。加入組織数に占める集落営農の割合は 24.4%であり、全国のその割合 8.7% (3,477/40,178) と比較すると高くなっている。

安定対策加入経営体数が多い地域は、西濃(154)、揖斐(83)、飛弾(81)、岐阜(49)の順であり、これら以外の地域は少ない。集落営農 104 組織のうち 73 組織が西濃地域に集中している。他の地域は、おおむね個人ないし法人を中心として対策に加入している。郡上、東濃、飛弾、下呂の各地域では、安定対策に加入している集落営農はない。特に、東濃は法人 2 組織のみ、下呂は個人 1 戸、法人 2 組織、計 3 経営と極端に少ない。西濃は、「担い手」として集落営農の割合が高く、逆に飛弾は個人が 71 戸と多く集落営農はゼロである。

主として麦は西濃(1,664ha)、揖斐(605ha)、岐阜(204ha)、大豆は西濃(1,541ha)、揖斐(340ha)、可茂(95ha)で安定対策に加入している。これら 3 地域で県の大豆・麦の加入面積のそれぞれ 91%を占めている。米の加入面積率は、西濃 37.0%、揖斐 27.6%のみ高く、他はおしなべて低い。特に、中山間地域での同加入率は、下呂 2.7%、恵那 3.6%などと極端に低い。

(2) 集落営農の動向

岐阜県の集落営農数は、2005年5月302組織から2008年2月306組織へと微増している（第2表）。ここ数年は解散・廃止と新設がほぼ拮抗しており、毎年1組織減となっていたが、2008年には+6組織とやや増加した。法人組織は2005年27組織（8.9%）から2008年56組織（18.3%）へと倍増している。農業生産法人化計画を「策定している」若しくは「策定予定あり」の合計は、47組織（15.6%）から121組織（39.5%）へと急増しており。法人化にむけて大きく動き出している。

第2表 集落営農の組織形態の推移(岐阜県)

調査年月	実数	解散・廃止	新規	法人					非法人			
				小計	農事組合 農法人	会社		うち農業 生産法人	小計	農業生産法人化計画		
						株式	有限			策定し ている	策定して いない	(策定予 定あり)
						会社	会社					
2005.5.1	302	*	*	27	18	—	9	*	275	11	264	36
2006.5.1	301	20	19	42	24	—	18	35	259	23	243	65
2007.2.1	300	26	25	52	34	—	18	45	248	61	194	58
2008.2.1	306	11	17	56	38	—	18	50	250	107	149	14

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

その活動内容（複数回答）としては、「農業機械を共同所有しオペレータ組織が共同利用する」もの276組織（90.2%）、「作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整をする」もの188組織（61.4%）などの割合が高い（第3表）。「認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施」する組織は83組織（27.1%）とあまり高くないが、徐々に割合を高めている。

第3表 種類別集落営農数の推移(岐阜県・複数回答)

調査年月	実集落 営農数	農業機械を共同所有		一括管理・ 運営	集落単位で 土地利用・営 農	共同で農 作業	集落内土地 利用調整
		共同利用	オペレータ				
2005.5.1	302	27	289	114	74	131	170
2006.5.1	301	25	279	111	80	131	171
2007.2.1	300	30	274	127	88	139	180
2008.2.1	306	33	276	126	83	150	188
2005.5.1	100.0	8.9	95.7	37.7	24.5	43.4	56.3
2006.5.1	100.0	8.3	92.7	36.9	26.6	43.5	56.8
2007.2.1	100.0	10.0	91.3	42.3	29.3	46.3	60.0
2008.2.1	100.0	10.8	90.2	41.2	27.1	49.0	61.4

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

2008年2月1日現在で、品目横断的経営安定対策に加入する集落営農数は144組織まで増加している。活動内容別にみた、品目横断的経営安定対策加入組織割合は、「認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施」する組織が94.0%、

「集落内の営農を一括管理・運営」する組織が 74.6%などと、経営体としての実体を持つ組織の安定対策への加入割合が高くなっている（第4表）。

第4表 品目横断的経営安定対策に加入している集落営農数

単位：組織、%

調査年月	加入実集 落営農数	農業機械を共同所有 共同利用	一括管理・ オペレータ 運営	集落単位で土 地利用・営農	共同で 農作業	集落内土地 利用調整
2007.2.1	111	3	106	84	68	97
2008.2.1	144	7	132	94	78	125
2007.2.1	37.0	10.0	38.7	66.1	77.3	53.9
2008.2.1	47.1	21.2	47.8	74.6	94.0	66.5

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』

県内主要地域の経営安定対策実施前の集落営農の状況を市町村別にみると、法人化計画は海津市、揖斐川町で策定予定割合が高く、岐阜市・中津川市などで低い（第5表）。法人化計画策定割合の高い地域では麦類に取り組んでいる集落営農の割合が高く、品目横断の条件不利補正対策への加入を想定して早くから法人化計画の策定を予定していた。

第5表 岐阜県内主要地域の集落営農

単位：組織、%

地域名	市町名	計	法人	非法人				法人または法人化計画策定、策定予定有り	同左割合	麦類に取り組んでいる	麦類に取り組んでいる割合
				法人化計画策定							
				小計	あり	なし	うち策定予定有り				
		A	B	C		D		B+C+D	(B+C+D)/A		
岐阜	岐阜市	27	1	26		26	2	3	11.1	5	18.5
	大垣市	10						0	0.0	7	70.0
西濃	海津市	37	3	34	1	33	10	14	37.8	33	89.2
	揖斐川町	14	4	10		10		4	28.6	10	71.4
中濃	郡上市	10	1	9		9		1	10.0	5	50.0
東濃	中津川市	35		35	2	33	—		0.0	5	14.3
西濃	高山市	5	2	3		3	2	4	80.0	2	40.0
岐阜県		302	27	275	11	264	36	74	24.5	131	43.4

資料：岐阜県資料より作成（原資料は、農林水産省『集落営農実態調査結果』2005年）

（3）県の集落営農育成対策

岐阜県でも集落営農組織の立ち上げと組織強化に支援策を講じてきている。2005年度には「集落営農組織化マネージャー養成講座」を開設するなどして、地域リーダーの育成につとめてきている。2006～2007年度は集落営農組織等育成支援事業により 35 組織に対し

機械整備の支援を行い新規組織の設立等を支援してきている。

県で把握している集落営農は 2007 年度で 314 組織あり、これを 2010 年度には 397 組織まで増やす目標を設定している。また水田農業関係の農業法人数は、2007 年度の 92 組織から 2010 年度の 108 組織へと増やす目標を設定している。このため、2008 年度の重点事項として小規模農家組織化支援事業（5,200 万円）、担い手経営力向上サポート事業（479 万円）、担い手農地集積高度化促進事業（875 万円）、担い手協議会活動事業交付金（789 万円）などを予算化している。

3. 経理一元化による集落営農組織の再編強化

— 高加入率・平地農村・海津市の事例 —

（1）市の水田農業の担い手の特徴

海津市の安定対策への 2007 年度加入面積は米 1,294ha、麦 859ha、大豆 975ha であり、どれも県では最大である。また加入面積率は米 63.8%、麦 95%、大豆 110%であり、米の加入率は県で最も高い。経営安定対策に加入した集落営農組織も 27 組織と最も多い。

海津市は岐阜県最南端の海拔ゼロメートル地帯を含む平地農村に位置する。2005 年 3 月に 3 町（海津町、平田町、南濃町）が合併し誕生した。旧海津町と旧平田町は長良川と揖斐川に囲まれた輪中地帯のなかにあり、肥沃な耕地が広がる。市の農用地総面積は 3977.8ha、うち田が 3221.8ha（81.2%）である。2005 年の農家戸数は 2,745 戸で、一戸平均経営面積は 145a とやや大きい。温暖な気候を利用してトマト、キュウリなど施設野菜作栽培も盛んで、野菜農家に認定農業者が多い。

1980 年より県営圃場整備事業が開始され、用排水分離で汎用化も可能な大区画圃場が整備されてきた。それにとともに、転作が集団化され、麦・大豆の作付けが広がるとともに、それらを担う営農組織も形成されてきた。しかし、兼業の深化とともにオペレータは不足傾向にあり、また土地持ち非農家もあらわれるなど農地の資産保有傾向も目立つようになる。そんななか機械更新、世代交代を機に徐々に農地の流動化が進んでいる。

産地作り交付金・稲作構造改革交付金の使途として麦・大豆のウエイトが高い。水田裏として集団での麦・大豆の栽培を奨励するためである。10a 当たりの交付単価は、担い手が小麦または大豆を作付した場合、4 万 9 千円（基本部分 1 万 2 千円、担い手加算 3 万 4 千円、新需給システム 3 千円）となる。

2006 年 7 月には合併後初めての農業基本構想が新しく策定され、水田農業のモデル営農類型は、個別経営で面積 20ha（水稻 12ha、麦 8ha・大豆 8ha）、組織経営で面積 100ha（水稻 60ha、小麦 40ha・大豆 40ha）の規模にまで引き上げられた。組織経営の就業者数は、基幹労働力 6 人、補助労働力 3 人である。専門的に経営が成り立つためにはこの程度の規模が必要であるとの試算に基づく。しかも、最近米価の低下により担い手の所得目標は引き下げされている。また、担い手の経営規模の目標値の上昇とは反比例して、育成目標担い手数は減少している。「担い手」の面積シェアの目標は 57%に設定している。

（２）安定対策への加入状況と集落営農の動向

水田農業ビジョンに位置づけられた担い手が安定対策の加入対象者である。現在の担い手数は 39 経営体であり、その経営面積の合計は 2,379ha である。これは市の水田面積の 59.8%となり、既に市の農地集積目標水準に達している。市では農地利用集積率を 7 割へ引き上げること検討している。

担い手の内訳は個人が 8 戸、集落営農組織が 27 組織、法人が 4 組織（いずれも有限会社）である（第 6 表）。39 経営体の栽培作物は、米が 39 経営、小麦が 35 経営、大豆が 27 経営である。個人の経営面積は 5～40ha に分布し、平均が 20ha と基本構想並みの規模に達している。集落営農組織は 21～126ha に分布し、平均 52ha であり、全組織が安定対策の面積要件を満たしている。法人は 127～324ha で、平均が 201ha と大きく、基本構想の規模目標を遙かに凌駕している。

第6表 品目横断的経営安定対策加入経営体の経営面積(海津市2007年度)

経営形態	経営体数	経営面積 計	平均経営 面積	最大経営 面積	最小経営 面積	単位:経営体、ha 作物別栽培経営体数		
						米	麦	大豆
集落営農	27	1,411	52.2	125.7	20.9	27	27	22
法人	4	804	200.9	323.6	127.4	4	4	4
個人	8	164	20.5	39.6	4.5	8	4	1
計	39	2,378				39	35	27

資料: JAI にしみの資料より作成

安定対策前後での集落営農組織数は、合併 1、解散 2、新設 1 の変化のため、2 組織減少している。合併 1 は、18.4ha の規模をもつ組織と 39.7ha の規模をもつ組織との合併である。解散 2 は、個人（15ha 経営）への吸収が 1 組織、法人（42ha）への吸収が 1 組織である。解散、吸収合併が行われているのは小規模組織であり、これら組織で中心的担い手が「不在」となった組織である。新設は 1 組織で、これまで組織のなかった南濃町に新設された。

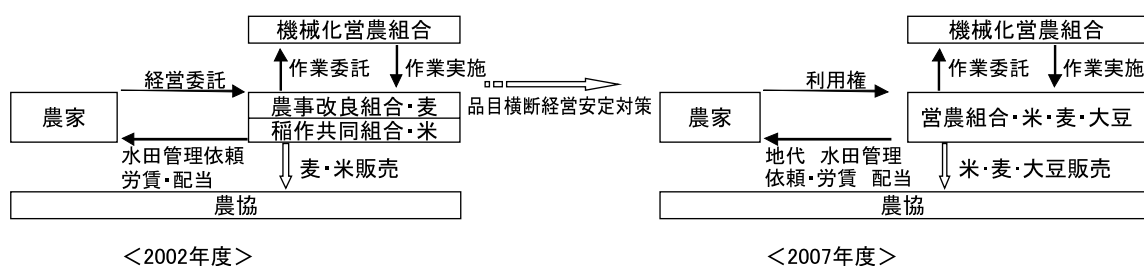
また 2005 年に 20ha 未満の集落営農が 4 組織あったが、うち 1 組織は解散し、3 組織は規模を拡大し 20ha 以上へと上昇した。これらは安定対策の加入対象となるための措置でもある。さらに、同対策加入への対応として 5 名の個人が新しく認定農業者となった。

（３）安定対策と集落営農組織の再編強化など ―経理の一元化等 5 要件への対応―

筆者はかつて海津市旧平田町の集落営農組織調査を通じ、任意の集落組織が機能別に重疊的に存在している実態を明らかにした⁽²⁾。そうした任意の営農組織は安定対策を契機としてドラスチックに再編されてきている。すなわち経営所得安定対策の加入要件に対応すべく経理を一元化した組織（営農組合）が 2006 年に新設され、5 年以内の法人化計画を策定

するなどその経営体化が図られている。任意組織ながらも経営受委託や農地の賃貸借が広範に展開しており、法人化の内実を高めている。

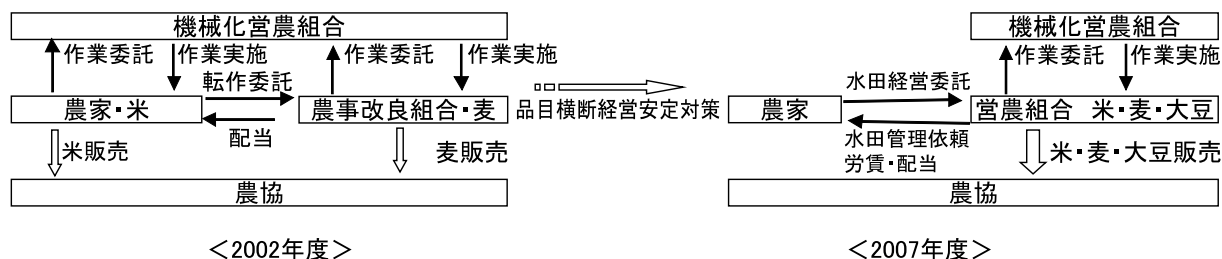
旧平田町内 15 集落のうち 11 集落で集落営農組織が形成され、うち稲作の共同経営にまでふみこんだものが 7 集落に及んでいた。その集落では、稲作の共同経営を行う共同稲作組合、麦作の共同経営を行う麦作共同組合（多くは全戸加入の農事改良組合）、実際に作業を実施する機械化営農組合などの組織が重疊的に形成され、それぞれ独立採算にて運営されていた⁽³⁾。それが安定対策加入のため経理の一元化が必要とされたため、新たに営農組合を立ち上げ、米・麦・大豆の生産を一元的に担い、販売・経理も一元化することになる。但し、それは任意の組織にとどまったままであり、依然として機械化営農組合も併存する段階にあり、組織として機械を保有するところは少なく、機械化営農組合に委託料を支払って、機械作業を委託している（第 1 図）。従来は、米・麦・大豆とも、それぞれ別の組織に経営委託をすかたちになっていたが、それを営農組合に一括委託することに集約化された。しかも、利用権の設定にまで踏み込んできている。但し、任意組織である営農組合には利用権を設定する権限がないため、代表者を認定農業者として利用権の設定を進めている。ここでの利用権設定は、J A 農地保有合理化事業を活用している。すなわち、地権者はいったん J A に利用権を預け、J A が営農組合代表者に利用権を再設定するのである。



第1図 品目横断経営安定対策実施前後における協業型集落営農の組織変化－利用権の場合－

資料：旧平田町における各年度の各組合等からの聞き取りにもとづき筆者作成。

また、かつて機械化営農組合による作業受託組織段階に留まっていた集落組織での、営農組合設立後の組織変化は顕著である。従来、ここでの構成員は、機械作業のみ機械化営農組合に委託し、管理作業、販売までは自らが行ってきた。それが営農組合への経理一元化にともない、また安定対策への加入対象となるために、自らの経営権を営農組合に委譲して、自らは営農組合の指示を受け、自己所有地の管理作業に従事し労働報酬を受け取ることに変わったのである（第 2 図）。



第2図 品目横断経営安定対策実施前後における営農組合の組織変化

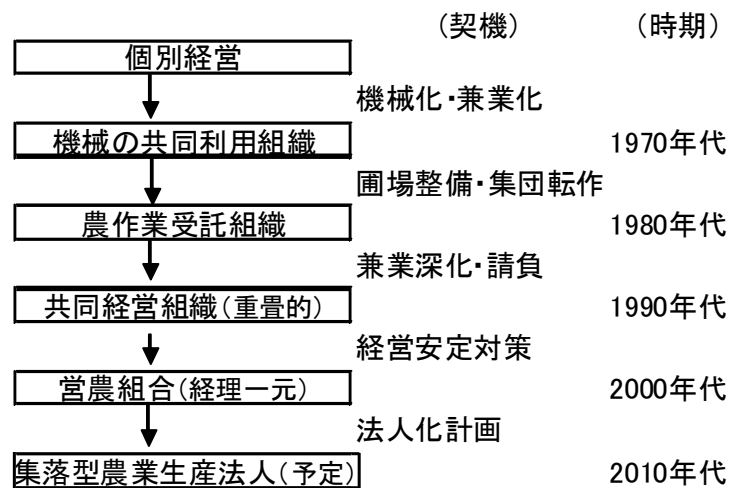
資料:旧平田町における各年度の各組合等からの聞き取りにもとづき筆者作成。

これは、組織として経営安定対策の加入対象となり、引き続き政策支援を受けるための措置である。JA担当者は幾度も地元へ足を運び、同対策の説明を繰り返すなかで、合意が図られた。しかし、生産者の耕作継続意向は強く、担当者にとり「地権者への説明は、きつい作業」であった。こうして安定対策を契機として、集落営農組織の経理一元化が進み、個別経営を補完する立場から転じて、自らが経営を主宰するところまで進む組織もあらわれた。これにより個別経営体が基本的に解体し、利用権設定も急増（850ha）することになる。集落の水田農業の担い手は営農組合に限定され、ドラスチックな農業構造の変動がみられた。安定対策への加入のために「あきらめて農地を貸す」といったところが農家の心情である。営農組合への農地利用権の委譲が余儀なくされるなど、地権者が安定対策を「農地改革」と受け止める向きもある。他方で、依然として個別経営には耕作継続意向もあり、組織がどう展開するかは、今後の政策展開に大きく左右される状況にある。

（４）集落営農組織の展開と経営安定対策の位置

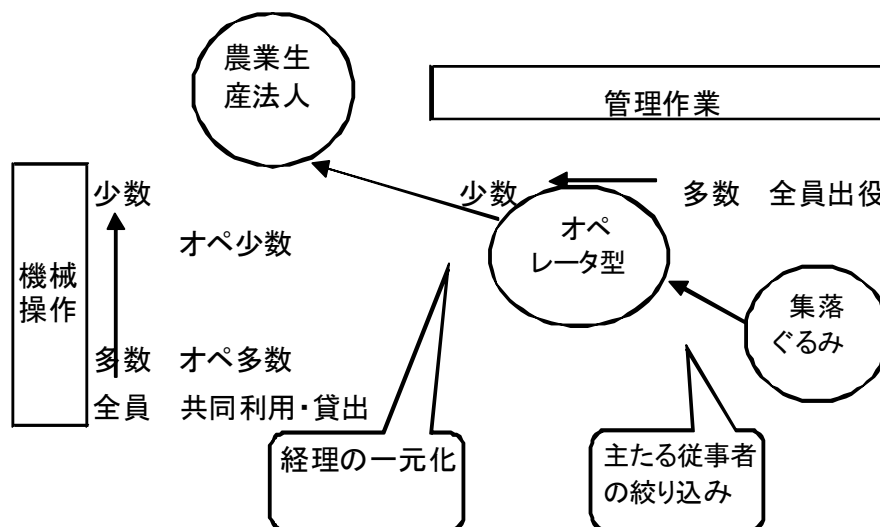
旧平田町での集落営農の展開過程を整理すると第3図のようになる。機械化、兼業化、圃場整備、集団転作などの諸契機により、集落営農組織は共同利用組織、作業受託組織、共同経営組織などとして、順次進化してきた⁽⁴⁾。この過程で機械の大型化などにより組織の構成単位は、数戸の組単位のものから集落単位のものへと拡大してきた。しかも機械の更新時期に対応するかのようになり、ほぼ10年を区切りとして組織が再編強化されてきている。経営安定対策への対応として2010年代には集落を単位とした農業生産法人が形成される見通しである。

これを、作業主体からみて集落営農組織の類型変化を整理すれば、第4図の通りとなる。機械作業・管理作業とも原則全員参加で行われていた「集落ぐるみ型」の機械共同利用組織から、組織の担い手が絞り込まれる「オペレータ型」へと変化してきている。構成農家が労働力不足や、機械の大型化への対応などの理由により、それぞれの作業労働力が徐々に失われているためである。「オペレータ型」組織の経理一元化と組織再編を進め、法人組織へと転化する見通しである。



第3図 旧平田町における集落営農の展開論理

資料: 現地実態調査等により筆者作成.



第4図 作業主体からみた集落営農組織の類型変化

資料: 旧平田町の集落営農組織の展開実態などをもとに筆者作成.

(5) 集落営農組織の経営体化にともなう変化

営農組合構成農家の多くは、営農組合の設立にともない自営から賃労働へと転化した。これにともなう効果として、作業の均質化・高位平準化が指摘されている。従来の個人経営での管理作業労働は個人の裁量において実施されてきており、管理の程度はまちまちで

あった。それが営農組合として年3回以上の草刈り実施などの管理基準を一括揭示し、日時を指定して作業を実施することになった。地権者には管理圃場の面積、畦畔の距離に比例して作業労賃が支払われる⁶⁾。収入から費用を差し引いて計上される剰余金は、面積に応じて組合員に分配される。管理作業に従事できない組合員を准組合員として、分配金を支給せず、地代支払いのみにしている組合もある。

営農組合は5年以内の法人化をめざしており、経営拡充のため新たに麦・大豆などの水田転作作物の栽培に取り組むところもある。例えば、旧平田町11集落で麦を栽培する組織は9組織から11組織へと増加、大豆は2組織から8組織へと増加している。また、ダイコン（T組合）、チコリ（W組合）を栽培する営農組合もある⁶⁾。これまで集落の転作作物栽培を旧町内の広域的な担い手集団（2006年に法人化）に委託していた組織も、営農組合に転化することにより、これら法人に委託していた麦・大豆栽培を自ら実施することになってきた。多いところでは麦・大豆あわせて40haの栽培面積を委譲することになった。転作版「貸し剥がし」とも言えなくもない。この場合、「過去実績」が元の転作実施者に留保されたままになることが多い。

営農組合として機械を保有するところは未だ少ないが、機械化営農組合が保有する農用機械の更新にあたり、リース支援事業（国2分の1補助）を活用しているところもある。また、自ら機械を購入したり、減価償却積み立てを始めたりするなど、法人化にむけた準備を開始している。

営農組合の収入は農産物販売代金が基本である。米がその中心であり、米代金が納入される前の7月に運転資金が不足する傾向がある。しかし、収入に占める販売代金の割合は、57.2%（米51.2%、麦2.5%、大豆3.5%）に留まる⁷⁾。収入に占める助成金の割合は、品目横断補助金12.5%、産地作り交付金23.7%と高い。これら助成金無しに経営は成り立たないのが現状である。費用と剰余の合計金額（＝収入金額）に占める剰余金割合は21.8%であり、助成金により剰余金が形成されている。

営農組合の規模や麦栽培「過去実績」の有無により配当金単価に大きな格差が生じている。大規模法人で「過去実績」が有る組織では、10a当たり3万5千円程度の配当金であるが、小規模で「過去実績」が無い組織では、1万円程度に留まる。仮に10a当たり1俵の飯米を確保するとすれば、1万円を超える米価の分を飯米確保のために支払う必要がでてくる。金銭を払って飯米を確保するということが習慣にはなく、これに違和感を覚えるものがでてきている。「過去実績」のない組織から何らかの支援要望が提出されている。

（6）集落営農の見通しなど

集落営農の活動範囲は集落内と定められており、エリア化されている。それぞれの機械格納庫から1km以内を活動範囲とすることが基準である。これにより農地の面的集積を図るとともに、組織間の競争による軋轢などが防止できる。営利を目的するのではなく、地域内農地の効率的維持・管理を目的としており、将来の法人形態も農事組合法人が念頭におかれている。

基本構想には営農組織規模を 100ha とする目標が示されており、いくつかの営農組合の統合も検討されている。JA としては、市管内にある 7 つの支店単位で 300ha 規模の法人組織を育成したいとのことである。

こうしたなか、安定対策の「見直し」により法人目標に関する要件も緩和されたことにより、営農組合の法人化の動きが止まっている。また市町村特認の創設により、4ha 未満の農家でも安定対策への加入の可能性がでてきており、個別経営の経営継続意向も強いところもあり、「せっかく営農組合として組織強化されたにもかかわらず、崩壊しかねない」可能性も孕んでいるという。今回の「見直し」は、安定対策という「直球からいきなりカーブ」を投げ込まれたようなもので、営農組合を育成するうえで「加入要件としての下限面積の引き下げは困る」とみる。

3. 広域的農業生産法人の形成 ー低加入率・都市近郊地帯・岐阜市の事例ー

(1) 水田農業の担い手の状況

岐阜市の安定対策への 2007 年度加入面積は米 87ha、麦 53ha、大豆 1ha で、加入面積率は米 4.7%、麦 87%、大豆 6%である。麦の加入率は高いものの、米と大豆の加入率は著しく低い。経営安定対策に加入した集落営農組織も 1 組織に留まる。いくつかの営農組織は、安定対策の実施前後に法人化し、法人として安定対策に加入している。

岐阜県の県都である岐阜市は県中央部の長良川中流域に位置する。市街化区域内農地面積も多く、農業は主として都市近郊地域において営まれている。水田の土地改良は 1953 年から始まり、ほぼ市全域で実施されているが、土地条件の制約から 10a 区画圃場が多い。長良川左岸では地下水位も高く用排水未分離地区も多い。2005 年センサスでの市の経営耕地のある総農家戸数は 6,727 戸、経営耕地面積は 3,379ha で、1 戸当たり平均 50a と小さい。内訳は販売農家が 4,071 戸、自給農家が 2,656 戸である。また、農業経営体数は 4,116 経営体で、うち田のある経営体は 3,804 経営体、2,262ha、畑のある経営体は 2,791 経営体 479ha である。経営耕地面積が 4ha 以上の上層農家数は 20 戸と少なく、3~4ha でも 12 戸に留まる。

市では、安定対策の実施前 2006 年 9 月に、市にある 380 の農業集落の代表者にアンケートを実施し、水田農業の担い手の状況を把握した。それによると、担い手の存在する集落は 177 集落 (46.6%) に留まる。ここでの担い手とは、集落営農、認定農業者、JA 出資法人・(有) 援農ぎふの 3 者を意味する。援農ぎふは、集落営農組織、認定農業者が不在の集落をカバーし、機械作業を受託して農家の稲作を補完している⁽⁸⁾。担い手の中心が「集落営農組織」の集落が 52 集落、「認定農業者」が 73 集落、「JA 出資法人」が 49 集落で、「担い手混在」集落が 3 ある。他方、自己完結中心集落は 203 集落にのぼる。

(2) 集落営農組織の状況

安定対策実施前の 2005 年に市には、集落を基礎とした営農組織が 29 組織あった。一集

落を事業基盤とする「集落型」組織が8組織、複数集落～旧村を事業基盤とする「広域型」組織が21組織である⁹⁾。稲作の部分3作業受託平均と全作業受託と経営受託を合計した実質的な経営面積は、「集落型」が平均5.5ha、「広域型」が平均7.7haに留まる（第7表）。

第7表 岐阜市営農組合の事業実績(2005年)

		単位: 戸、%、人、ha							
		オペレータ 人数	耕起	代掻	田植	収穫	全作業	経営受託	3作業平均+全 作業+経営受託
集落型 (8組織)	単純平均	8.3	4	2.9	4.2	6.2	0	0.9	5.5
	該当割合	100.0	87.5	50.0	50.0	75.0	0.0	25.0	100.0
	該当平均	8.3	4.6	5.8	8.4	8.3	0	3.6	
広域型 (21組織)	単純平均	6.2	6	4.5	5.4	11.1	0.4	0	7.7
	該当割合	100.0	90.5	76.2	71.4	90.5	9.5	0.0	100.0
	該当平均	6.2	6.9	3.9	7.8	12.8	4.2	0	
合計 (29組織)	単純平均	6.6	4.9	3.6	4.5	8.7	0.2	0.2	6.2
	該当割合	100.0	89.7	69.0	65.5	86.2	6.9	6.9	100.0
	該当平均	6.6	6.3	4.1	7.9	11.8	4.2	3.6	

資料: 岐阜市資料より作成.

いずれも任意組織として活動を行ってきたが、うち4組織が安定対策への加入に備えて、有限会社として法人化した（うち3社は商法改正直前の2006年）。うち1社が「集落型」、3社がJA単位の「広域型」である。4社とも過去3年平均で5.9～17.0haの麦栽培実績がある。

（3）品目横断的経営安定対策の加入と農業生産法人の状況

2007年度の品目横断的経営安定対策の市での加入経営体数は、個別経営11戸、法人4組織、集落営農1組織の合計16経営体に限定される。土地条件の制約もあり麦・大豆の栽培面積が少なく、集団転作率も10%程度に留まる。米の加入面積割合は4.7%と低い。これは、第1に同対策の加入対象となる上層農家が限られていること、第2に市にいくつかある集落営農組織もいわゆる「5要件」を満たしうるものが少なく加入にまでふみきれなかったこと、などのためである。

加入要件の「見直し」により個人は2名追加された。いずれも3ha前後の経営規模であり、ナラシ対策加入が目的である。またその後、旧村単位の「広域型」営農組織のうち2組織が株式会社となり、安定対策に加入した。うち1社は麦の栽培過去実績（9.6ha）がある。

岐阜市の集落営農組織で農業生産法人化したものは6組織ある。いずれも経営安定対策の加入要件を満たすために近年あいついで法人化された。多くは旧JAの農作業受託部門を引き継ぐかたちで組織を展開させたものであり、活動エリアは現JA支店や旧村を基礎とするものがほとんどである。組織設立にあたりJAが深く関与している。地域の農地の維持・管理が主目的であるが、法人形態は集落型を含めていずれも会社組織であり、新規作物への取組を模索するなどして経営体としての展開も計画している。稲作主要3作業の

受託平均面積は 10.5~40.0ha，麦の栽培過去実績は 4.1~15.8ha である（第 8 表）。

第 8 表 農業生産法人化した営農組織の組織概要

		K 社	M 社	A 社	G 社	I 社	N 社	平均
法人化した年	年	2006	2004	2006	2006	2008	2008	
組織形態		有限	有限	有限	有限	株式	株式	
組織基盤・活動エリア		K 集落	M 旧村北	A 旧村	G 旧村	M 旧村南	N 旧村	
オペレーター数	人	11	8	3	9	4	14	8.2
オペレーター平均年齢	才	58.9	63.9	52.7	58.4	68.5	60.4	60.5
稲作主要 3 作業受託面積平均値	ha	19.8	40.0	26.1	13.1	12.9	10.5	20.4
麦・過去実績	ha	15.8	4.1	9.3	9.1	7.8	0	7.7

資料：岐阜市資料から作成、数値は 2005 年度のもの。

麦作は集団転作によるブロックローテーションで面的集積が進んでいるものの、稲作は土地利用調整組織もなく、活動エリアの広域化に比例して分散化が進んでいる。「担い手」が混在する地域においては、法人は「悪い田だけ頼まれる」こともしばしばである。米の反収も低く非銘柄米地帯であることもあり、麦の過去実績が少ない組織では経営状態が芳しくなく、赤字を計上しているところもある。このような地域においては、たとえ法人が設立されたとしても、耕作放棄地の発生を防止できる保障はない。また、法人化にともない水田管理作業は、自己経営として行うのではなく法人からの委託により行うことになり、一部で管理作業がおろそかとなり単収減となることも散見される。

いずれにしても法人化まで展開できる営農組織は少数にとどまり、ほとんどが任意組織で、安定対策に加入の見込みのないままで組織を存続させている。市としては、これら組織への何らかの支援を継続し、市の農地の維持管理の担い手として位置づけるように計画中である。すなわち、経理一元化・法人化が困難な集落営農組織でも、次のような条件を備えているところは「岐阜市集落営農モデル」として支援対象にできないか検討している。それは、第 1 に組織の構成員は集落内農家の出資者で、組織規約は有るが、法人化計画は当面無く、主たる従事者の所得目標も無い。第 2 に、機械作業はオペレータが従事するが、管理作業は地権者が行い、収穫物の販売名義も地権者とする。第 3 に、農用地の利用集積目標は作業受委託で設定し、農用機械については非更新とするなどの集落内合意形成を行うなどである。また市では、今回の加入要件見直しは、これら組織の安定対策への加入可能性を高めるものとみており、「生産者の安定対策への加入努力の励みになる」と好意的にとらえている。

4. むすび ―集落営農研究の成果と課題―

小規模農家が兼業滞留する岐阜県では、水田農業の個別担い手の形成が微弱で、米の安定対策の加入率も低い。2007 年県産米は対前年比 11.12% 下落し、10% を超える 1.12% はそのまま補填対象となった。いわゆる戻し金は、10 a 当たり 1 万 2 千円になり、拋出金 3

千円との差は9千円となり、ナラシ対策のメリットを認識する機会となった⁽¹⁰⁾。そのためもあり市町村特認による面積要件の見直しにより、新たに約40経営体が安定対策に加入してきている。4haを超える大規模経営が少ない岐阜県の各地域では、今回の見直しをおおむね好意的にとらえている。その意味で2～4ha層の動向が鍵となる。

すなわち、第1にこれらの層が営農組織に加入し、その構成員として機能するか、個別経営として展開していくか、どちらを選択するかが一つのポイントとなる。中山間地域にあってはこれ以下の階層も含めて、集落営農との関わり方の可能性を検討する必要がある。またこれに関連し、法人化した、あるいは法人化を目指している集落営農組織の構成員の営農意欲の変化をどうみるかである。米の安定対策加入率の低さに示されるように、個人経営の耕作継続意欲は強いものがある。営農組織の経理一元化後の構成員農家の営農意欲と労働意欲がどう変化し、構造変動を引き起こす要因となりうるか、実態に即して明らかにする必要がある。いずれにしても、こうした層の集落営農への参加誘導のためには、法人化メリットをいかに示し得るかがポイントである。

第2に、集落営農の中心的担い手のあり方と関わりで、その「終着駅」をどうみるかである。集落営農をその中心的な担い手への農地利用集積の一過程と見るか、永続した組織とみるかでもある。営農組織の中心的担い手のみで管理作業をやりきれるところは少なく、地権者の参加が不可欠である。また構成農家も耕作意欲を示しており、意欲と能力を備えている者に農業生産に関わり続ける仕組み作りが必要である⁽¹¹⁾。

しかし兼業の深化とともに地権者の管理能力・意欲は次第に薄れ、土地持ち非農家する者も徐々にあらわれている。旧平田町の営農組織の展開過程からも、機械の大型化などにもないオペレータ数は次第に限定され、また労働力不足などから管理作業に従事できる営農組合構成員も減少し、総じて「集落ぐるみ型」から「オペレータ」型にゆるやかに移行してきている。構成員農家の耕作意欲が喪失してきているところでは、個別化の可能性もでてくる。例えば、S営農組合では、個人が集落の機械作業を一手に引き受けるなど、中心的な担い手は1名に絞り込まれている⁽¹²⁾。

第3に、圃場条件などを考慮しつつ集落営農組織の活動エリア、標準経営をどう措定するかである。岐阜県の集落営農は66%が1集落の範囲内で活動している。自治機能や水利の便などを考慮すれば、集落内での組織作りが最もまとまりのあるものとなりやすい。しかし集落内に中心的な担い手がない場合など、複数集落や旧村を単位として営農組織を再編せざるを得ない。また中心的な担い手が失われた集落で営農組織の継続も困難となり、他の集落の担い手に依存せざるを得ない。その割合は、徐々に高まってきている。

岐阜市などのように、担い手が集落にいない場合、営農組織は形成されず、JA受託部会やJA出資法人に頼らざるを得ない。担い手不在地域においては、営農組織が集落の枠を超えて組織されざるを得ない。その場合、農地の分散・利用調整など組織運営に独自の課題が生じるとともに、構成員の繋がりもうすれる。一部の中核的な担い手集団が組織運営を担うこともあり、その場合営農組織は会社組織として形成されている。そうした場合、集落機能をいかに組織運営に反映するかが課題である。

また、安定対策に加入する組織でも規模が 20ha ぎりぎりの集落営農も少なくない。低単収・非銘柄米という不利性を有する岐阜県の場合、現行の米・麦・大豆の価格水準では集落営農組織が経営の採算を十分採ることはできず、支援措置が不可欠な状況にある⁽¹³⁾。

注(1) 例えば、典型的な兼業滞留地域としての東海地域の水田農業の担い手の今日の特徴を明らかにしたものとしては、荒井(2005b)を参照のこと。

(2) 旧平田町の集落営農の重疊的な構成の詳細については、荒井(2004)を参照のこと。

(3) 楠本(2006)のいう、「2階建て方式」による集落組織が、別々に自発的に形成されている。同じ集落にある組織でもそれぞれの代表者は異なるところが多い。安定対策前までは実質的な作業主体である機械化営農組合が「担い手」として位置づけられていた。

(4) 1980年代半ばまでの平田町における集落営農組織の展開については、御園(1986)に詳しい。

(5) 例えばW営農組合の場合、草刈り代として1m当たり30円、水管理代として1㎡あたり2.5円が作業実施者に支払われる。作業は原則として地権者が行う。

(6) T営農組合でのダイコンは養老町からの入り作者が栽培している。またW営農組合でのチコリは、中津川市に本社があるサラダ・コスモが栽培している。これらの地代収入が営農組合の貴重な収入源ともなっている。

(7) 海津市の営農組織のうち任意に選んだ8つの営農組合（平均収入3,666万円）の2007年度決算平均値である。

(8) (有)援農ぎふの事業実績やその機能等については、谷口ら(2006)、荒井(2007)に詳しい。

(9) 岐阜市の集落営農組織の現状の詳細は、荒井(2007)を参照のこと。なお、同書には農業生産法人化した組織等の経営事例の詳細な紹介もある。

(10) この措置だけで米作担い手経営を十分に安定させることは難しく、標準的な経営を想定した価格の下支え措置を検討する必要がある。

(11) その意味では、組織化により析出される余剰労働力を活用して新規作物を栽培し、近年伸長が著しい地産地消活動に結びつけるなど、夢のある提起が必要である。そのため農地の利用調整を通じた集落内に地産地消ゾーンなどが設定できるかも1つの鍵となる。なお、集落営農組織による地産地消の取組の可能性を考察したものとして、荒井(2008)などがある。

(12) 「認定農業者を取り込んだ集落営農組織については、その後、組織が維持できなくても、結果として認定農業者への農地の利用集積が促進される可能性がある」（経営安定プロジェクト研究 農地・集落営農チーム(2008) 19頁）と指摘されるように、集落営農にいかにか認定農業者が取り込まれているかも一つのポイントである。

(13) 活動エリアを旧村にまで広げ規模を拡大した集落営農組織でも、その経営は各種助成金により支えられていることは揖斐川町での事例にも示されている。詳しくは、荒井(2005a)を参照のこと。

[参考文献]

[1]荒井聡(2004)「兼業深化平地農村における集落営農の展開と担い手の動向—岐阜県海津郡平田町を中心に—」(田代洋一編著『日本農業の主体形成』筑波書房, 所収)。

[2]荒井聡,(2005a)『「米政策改革」下における地域参加型集落営農法人組織の展開論理—岐阜県揖斐郡揖斐川町K営農組合を中心に—』『農業・食料経済研究』第51巻第2号。

[3]荒井聡,(2005b)「新基本計画と中部地域における水田農業担い手形成の課題—東海地区を対象として—」『農業・食料

経済研究』第 52 巻第 1 号,2005 年。

- [4]荒井聡(2007)「岐阜市における水田営農組織の特徴と担い手の形成の課題」(今井健・荒井聡編著『岐阜市における水田営農および担い手の現状と課題』に所収)
- [5]荒井聡(2008)「集落を基礎とした営農組織等の機能と地産地消の展開条件―大垣南営農組合を中心として―」(『大垣市の地産地消推進に関する提言と調査結果』に所収) >
- [6]経営安定プロジェクト研究 農地・集落営農チーム(2008)「経営所得安定対策下における農業経営組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響」『Primaff Review』No.28 農林水産政策研究所。
- [7]楠本雅弘(2006)『地域の多様な条件を生かす 集落営農』農文協。
- [8]御園喜博編著(1986)『兼業農業の再編』御茶ノ水書房。
- [9]谷口信和・李侖美(2006)『J A (農協) 出資農業生産法人』農文協。

第 1 1 章 兵庫県における集落営農の現状と課題

兵庫県立農林水産技術総合センター
専門技術員 森本秀樹

1. 兵庫県における集落営農の現状と課題

(1) 現状

平成 19 年度から 3 年間を「集中改革期間」と位置づけ、①集落営農組織の更なる育成、②水田経営所得安定対策の促進、③法人化と経営力の向上等に向け集落営農組織の担い手の育成に取り組んでいます。具体的な取組目標と現状は以下の通りです。

1) 集落農業活性化プラン策定の現状と目標

活性化プラン数 606 プラン (H18 末) → 1,000 プラン (H22 目標)

2) 担い手の現状と県ビジョン 2015 の中間目標(H22)

認定農業者 2,321 経営体 (H19 末)・・・2,300 経営体 (H22 目標)
(うち法人 130)

集落営農組織 825 集落 (H19 末) → 1,000 集落 (H22 目標)

3) 水田経営所得安定対策の現状と目標(H22)

認定農業者 300 (うち米 299) 経営体 (H19 現在) → 317 経営体 (H22 目標)

集落営農組織 244 (うち米 165) 集落(H19 現在) → 300 集落 (H22 目標)

4) 法人化計画を作成した営農組織数 (特定農業団体および特定農業団体に準ずる組織数 19 年 7 月)

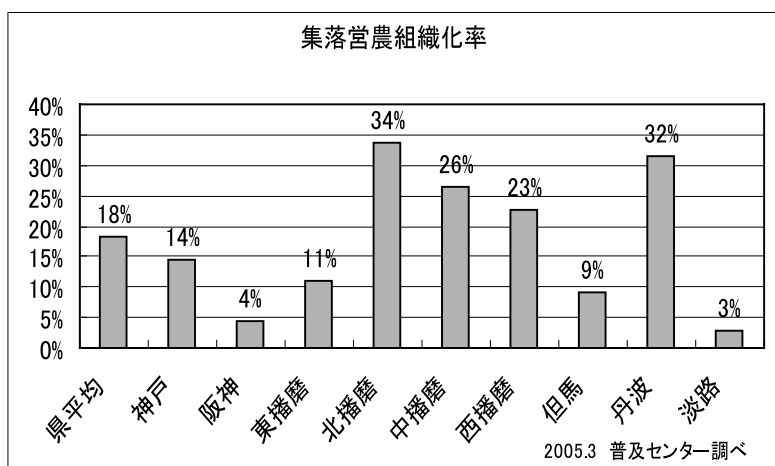
204 組織(特定農業団体 88 組織、特定農業団体に準じる組織数 116 組織)

5) 法人組織数 : 15 組織 (H19 末)

(2) 課題

普及現場から見た課題として、以下の点が上げられます。

1) 広がる地域差



第 1 図 兵庫県における集落営農組織化率

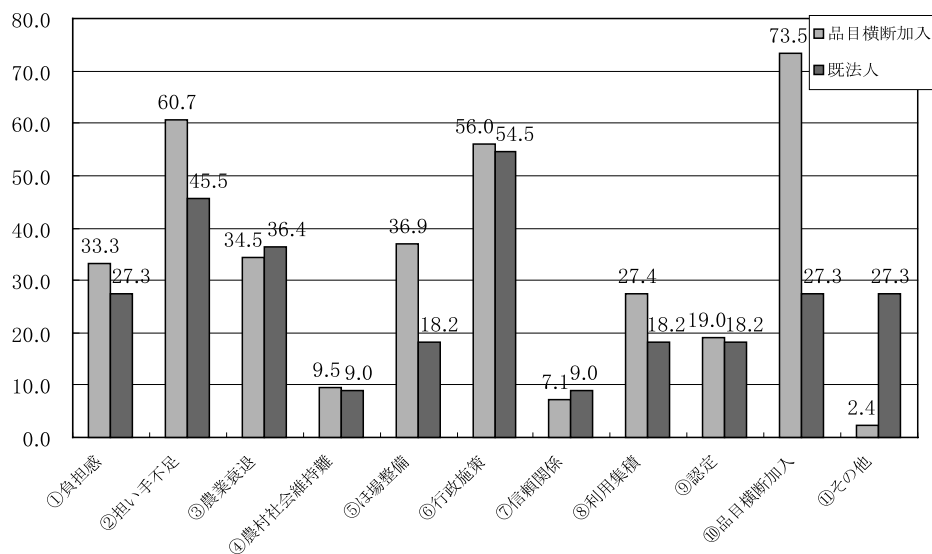
集落営農組織の「組織化率（集落営農に取り組んでいる農業集落数／全体の農業集落数）」を見ると、県平均では 18%（19 年 3 月末）ですが、昭和 50 年代より転作対応としてブロックローテーションなどに取り組んできた比較的條件の良い北播磨地域の 34%から、野菜などの農業が盛んな淡路地域の 3%まで地域による差が見られています。特に条件不利地を多く抱える県北部の但馬地域では 9%と低く、今後の推進が必要となっています。（第 1 図）

2) 「集落営農」に対する意識の向上

「集落営農」という考え方は、これまでの取組の経緯から、ブロックローテーションなどといった交付金を目的とした転作対応、また、経営所得安定対策のため、さらには、機械や施設の共同利用といった考え方が根強くあります。今後の農業に対する地域全体の危機感を高めるとともに、集落営農に対する意識を高めていくことが求められています。

3) 「法人化」に対する意識の向上

法人化計画を有している営農組織を対象とした調査（H19，86 組織）では、「品目横断加入（経営所得安定対策）に加入するため」が 74%と最も高く、次に「担い手不足が深刻化していた」が 61%であり、政策や制度の影響が強く出ています。（第 2 図）



第 2 図 営農組織を対象とした調査結果

4) 集落営農組織活動の充実

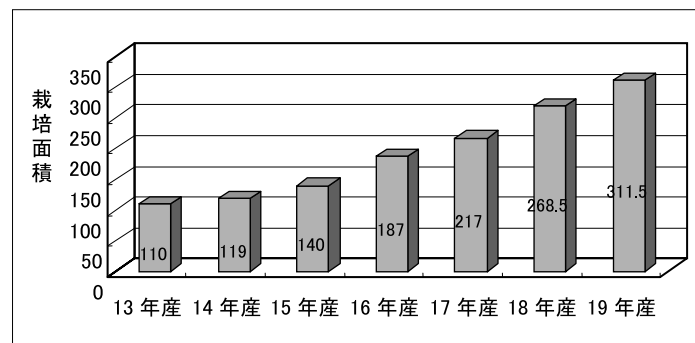
機械・施設の共同利用のみといったように、営農組織活動が発展せずマンネリ化し、次第に衰退していく組織があります。このため、営農組織が地域の担い手として発展できるように、①目指す姿を自ら描ける②それに基づいた実践ができるといった自発性を高めていくことが必要となっています。

5) 経営記帳と診断力の向上

19年度に実施した調査（経営所得安定対策加入 86 組織，未加入の任意組織 19 組織）では，決算書（貸借対照表，損益計算書等）の作成は，経営所得安定対策加入組織が 74% に対し，任意組織では 47% と低く，経営向上を図るためには，複式簿記の記帳と経営改善に対する支援が求められています。

6) 経営安定のための技術の導入

県下の水稻湛水直播栽培面積は 311ha，大豆の狭条密植栽培面積は 167ha と少なく，今後，収益性を高めるために，地域や営農組織に応じた低コスト・省力技術や高付加価値技術の導入が求められています。（第 3 図）



第 3 図 兵庫県の湛水直播栽培面積の推移（h a）

7) 社会性と収益性を備えた組織経営体づくり

H市の Y 営農組合は，専属のオペレーターが 20 数年間作業を受託し，効率的な活動や経営がおこなわれていました。しかし，いつの間にか集落内に無関心層が増加し，次の担い手が育たず，営農組織が解散寸前になったといったことがありました。

集落営農組織は地域を守る取組としての役割が大きいため，収益性を高める一方で地域の中にとけ込み，みんなの参画意識の高い「社会性」をベースにした組織体制づくりが求められています。

8) 経営者の育成とリーダー群の育成

米価の下落やオペレーターが不足する中で，「集落リーダー」から経営感覚を有した「経営者」の育成が求められています。また，組合長を補佐する専門的知識を有する「リーダー群」の育成も重要となっています。

9) 地域担い手育成総合支援協議会の活動充実

県および市町村に地域担い手育成総合支援協議会が組織されていますが，市町村や J A の合併，各種組織・団体の兼務などから担当者の業務に限界があり，本来の

目的とする活動がなかなか展開できない状態にあります。しかし、担い手育成は最も重要な課題であり、関係機関が一体となり進めることが必要であることから、今後も活動の充実が求められます。

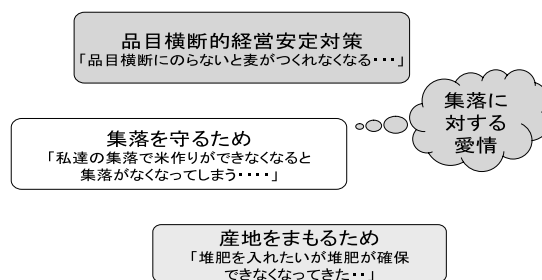
2. 集落営農育成指導の中で日頃感じていること

(1) 急速に関心が高まり、いろいろな形態が生まれている

集落営農に対する考え方や取組が、「経営所得安定対策に加入する」のではなく、「地域や地域農業を守る」、「地域の特産を守る」といった取組として広がってきています。（第4図）

地域に応じたシステム(集落営農)が

生まれ始めた！



第4図 イメージ図

(2) 「目標」と「指標」

本来の集落営農の目標よりも、法人化数や特定農業団体数といった政策上の指標値が現場では目標として取り組まれることが多くあります。

本来の集落営農の目的や目標をしっかり持ち、取り組むことが重要かと思います。

(3) 条件不利地（ほ場条件、高齢化、獣害など）での限界

圃場条件が悪いところ、過疎化や高齢化が進んでいるところ、イノシシやシカといった獣害の多いところでは、高い生産コストや労力不足などにより農業生産に対する意欲が減退してきています。

第 1 2 章 島根県における集落営農の動向と課題

— 初年度調査結果による予備的考察 —

島根大学農学部 井上 憲一

1. はじめに

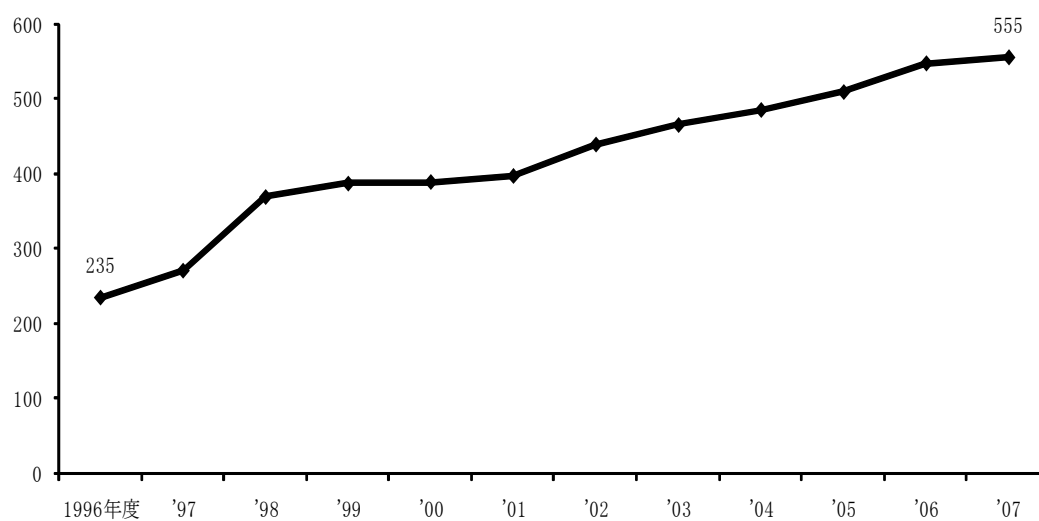
島根県は、県民の約 6 割が居住する中山間地域を中心に、過疎高齢化が進行している⁽¹⁾。それに対して県では、1975年の「新島根方式」以降、地域農業の担い手として集落営農を位置付け⁽²⁾、支援施策において先導的な取組を続けている⁽³⁾。現場の集落営農も、経営内容の選択から収益分配方式の決定にいたるまで、組織の個性に応じた仕組みづくりを進めるなど、多様な展開を独自に進めてきている（竹山[10]，竹山[11]）⁽⁴⁾。

集落営農の展開をめぐる課題として、これまで、「経営の論理」と「むらの論理」の調整が指摘されてきた⁽⁵⁾。農林水産省の支援施策は、水田・畑作経営所得安定対策（以下、経営所得安定対策）をはじめ、「経営の論理」により重点をおきつつある。それに対して、水田作兼業農家が厚い層を形成する島根県の集落営農におけるこの課題の検討は、次の 2 点において、今後一層重要性を増すものと考えられる。第 1 に、設立期間の短い集落営農が近年増加している。第 2 に、特に中山間地域において、農地の維持や耕作放棄地の解消を主な目的とした、「むらの論理」により重点をおいた集落営農が多く展開している⁽⁶⁾。

本稿では、集落営農の展開が進んでいる島根県を対象に、経営所得安定対策下における集落営農の動向と課題を明らかにする。本稿で用いる聞き取り調査結果は、島根県におけるプロジェクト研究の初年度（平成19年度）調査結果とする。本調査は、吉田行郷政策研究調整官、齋藤薫政策研究調査官および筆者が担当した。

2. 島根県下の集落営農の動向

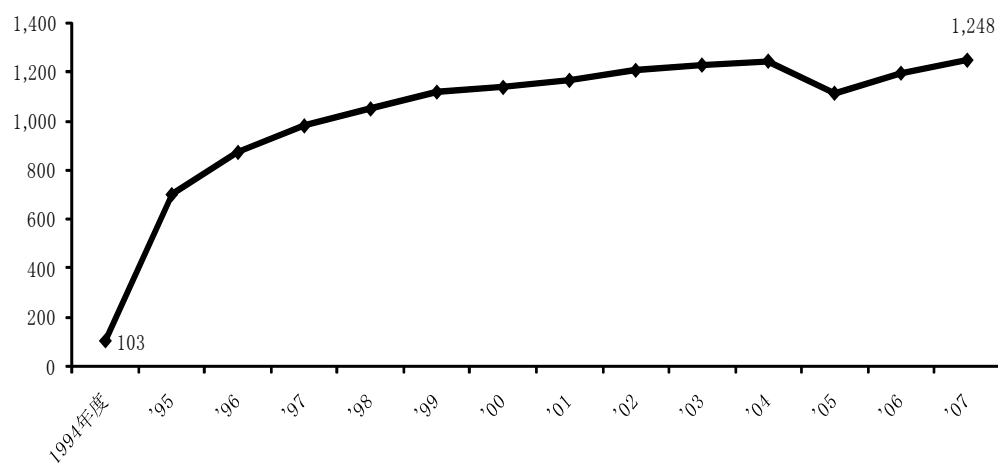
最近10年間の島根県下の集落営農組織数は、認定農業者数の2000年以降の緩やかな増加傾向に対して年々着実に増加を続けており、10年間で約2.4倍となっている（第 1 図，第 2 図）。法人・団体数も、経営所得安定対策等の後押しもあり、近年急速に増加している（第 3 図）。特定農業法人と農外参入企業は主に中山間地域、特定農業団体は主に平坦地域において展開している。2008年 3 月末の時点で、特定農業法人数は広島県に次いで全国第 2 位、特定農業団体数は全国第12位である（農林水産省[15]）。



第1図 島根県の集落営農組織数の推移

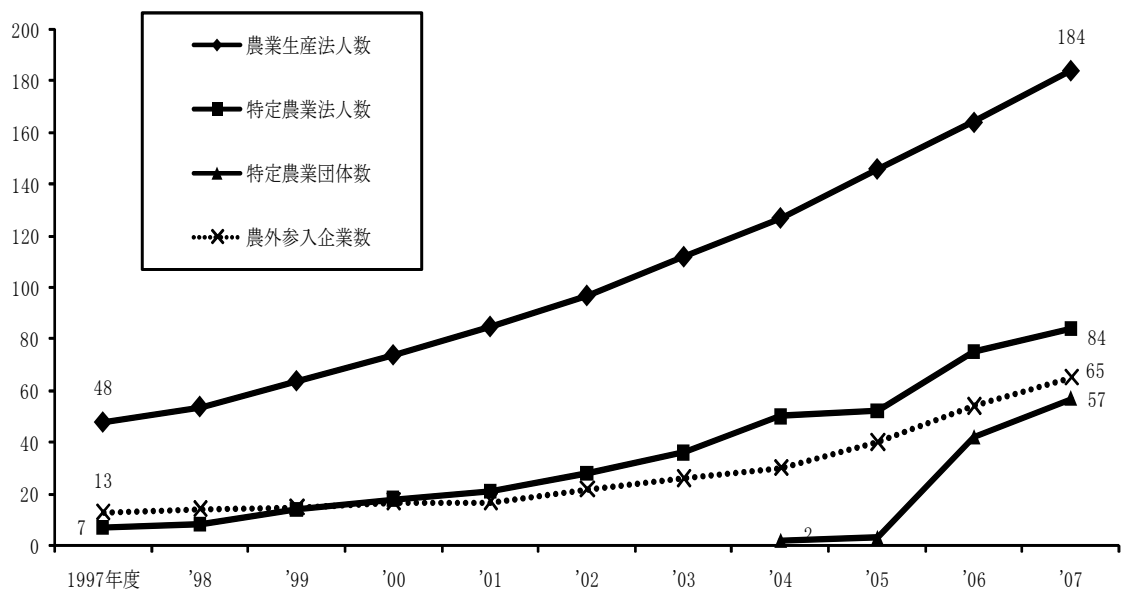
資料：島根県農林水産部農業経営課資料。

注：島根県が定義する集落営農は、共同利用型、作業受託型、協業経営型からなる。



第2図 島根県の認定農業者数の推移

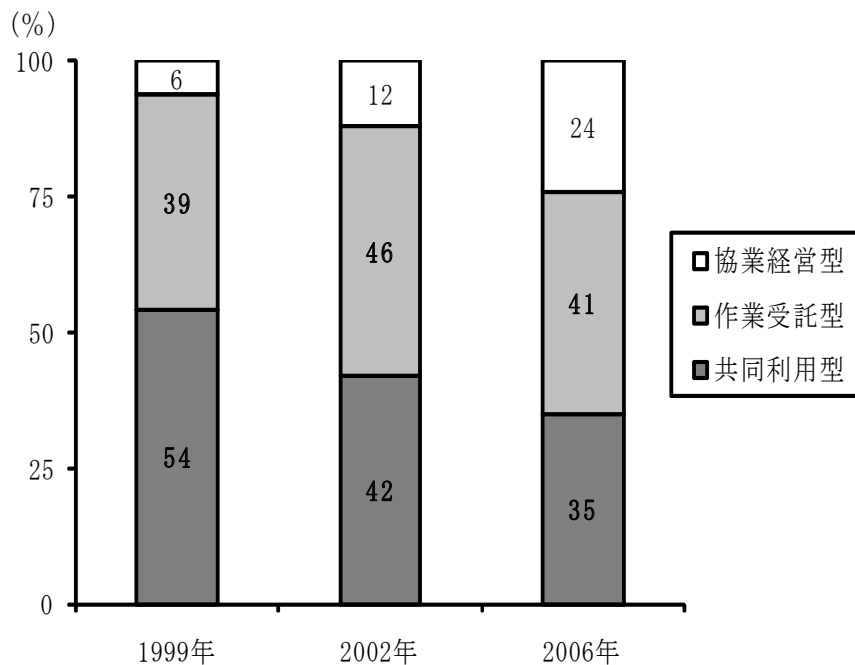
資料：島根県農林水産部農業経営課資料。



第3図 島根県の法人・団体数の推移

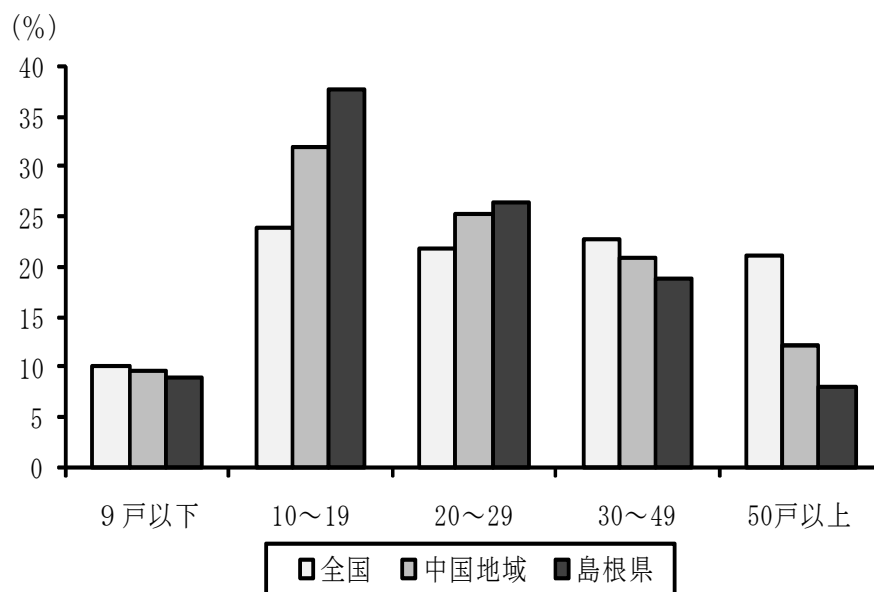
資料：島根県農林水産部農業経営課資料。

集落営農のタイプは作業受託型が多く、共同利用型は減少傾向，協業経営型は増加傾向にある（第4図）。集落営農の構成農家数・経営耕地面積規模は全国，中国地域と比較して小さく（第5図，第6図），かつ近年大きな変化はみられない（第1表）。

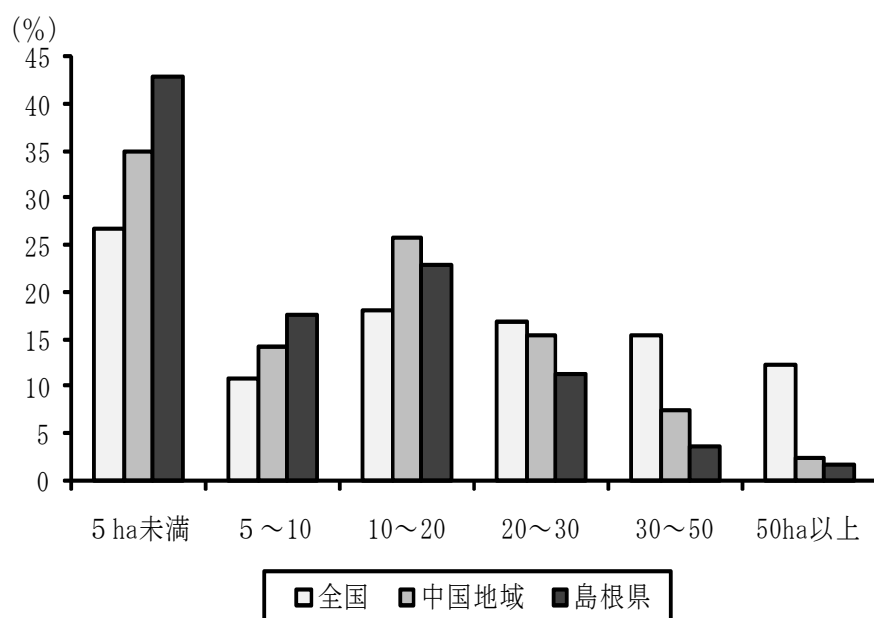


第4図 集落営農のタイプ別割合

資料：島根県[6]。



第5図 構成農家数規模別集落営農割合
資料：農林水産省[16].



第6図 経営耕地面積規模別集落営農割合
資料：農林水産省[16].

第 1 表 集落営農の平均規模

	1999年	2002年	2005年
構成集落数	1.9	1.9	1.5
経営水田面積(ha)	18.2	16.2	16.8
参加戸数(戸)	24	23	24
オペレータ数(人)	3.0	5.6	4.9

資料：島根県[6].

また、島根県が2007年6月に特定農業法人75・特定農業団体42を対象に実施した郵送調査の結果では(回収数97)、中山間地域と平坦地域の平均規模に大きな格差が存在し、黒字運営の割合も平坦地域の方が28ポイント高い(第2表)。

第 2 表 特定農業法人・特定農業団体の平均規模と収支

	全体	中山間地域	平坦地域
平均規模			
構成集落数	3.7	4.0	3.0
経営面積(ha)	20.3	15.5	30.1
作業受託面積(ha)	4.2	4.6	3.2
参加戸数(戸)	32.5	29.5	38.6
資本金(千円)	3,775	3,679	4,532
収支			
黒字(%)	44	35	63
収支均衡(%)	27	35	9

資料：島根県[6].

以上の結果から、島根県下の集落営農の動向として、主に次の3点が指摘できる。第1に、集落営農組織数、法人・団体数は着実に増加しており、数の確保という点では大きな成果をあげつつある。第2に、集落営農の構成農家数・経営耕地面積規模は、全国、中国地域と比較して小さく、近年において平均規模増大の傾向も確認できない。第3に、生産条件が不利で、過疎・高齢化が進展しつつある中山間地域における法人・団体と、平坦地域における法人・団体との規模間格差が大きい。

3. 島根県下の集落営農をめぐる課題

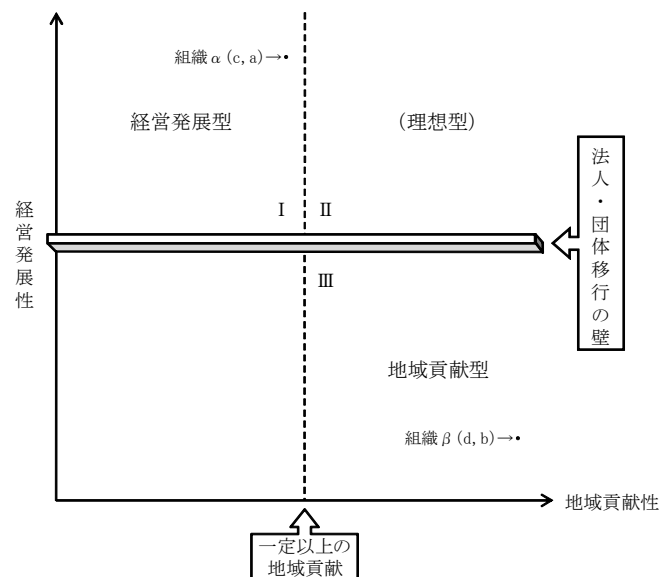
本節では、まず、県研究会が指定する課題と対応策を整理した後、島根県でのプロジェクト研究の初年度(平成19年度)調査結果をもとに、調査対象とした3組織の実態と課題に接近する。

(1) 県研究会が指定する課題と対応策

島根県では、農業・農村の発展に資する新たな集落営農の育成・支援方策を検討するため、「次世代の集落営農の在り方研究会」（以下、研究会）が組織された。研究会では、県下の集落営農に対する郵送調査や視察などを行って情報を収集し、さまざまな角度から県下の集落営農をめぐる課題と対応策について議論を続けてきた⁽⁷⁾。

研究会は、集落営農をめぐる経営面の課題として、①収益性の低下と、②零細な経営規模を、運営面の課題として、③人材不足と、④経営所得安定対策を十分に受けることができない集落営農が中山間地域を中心に多く存在することを⁽⁸⁾、それぞれ指摘している（島根県[6]）。

これらの課題をふまえ、研究会は、経営所得安定対策などによる経営発展の重視と並行して、集落営農が長年有してきた地域貢献の側面も重視することで、上記④の集落営農に対する支援を県独自に行う方向性を明確化した。つまり、経営発展性に加えて、地域貢献性という評価軸を加えた第7図をもとに集落営農を県独自に評価・分類し⁽⁹⁾、経営所得安定対策を十分に受けることができない図中の組織βにも支援の範囲を広げ、第3表に例示した対応策を具体的に検討するというものである。



第7図 集落営農の分類の模式図（島根県）

資料：島根県[6]をもとに作成。

注. カッコ内の記号は、(地域貢献性の評価値, 経営発展性の評価値)を表す。つまり、組織α、βの従来評価値はa, b, 新評価値はa+c, b+d。

第3表 集落営農の分類による対応策（島根県）

分類	経営発展型（Ⅰ）	地域貢献型（Ⅲ）
主な地域	平坦地域～中山間地域	中山間地域
主な目的	企業体としての経営発展	農地、集落機能の維持
柱となる支援施策	水田・畑作経営所得安定対策	県単独支援施策 (県独自の評価結果をもとに)
考えられる主な対応策	○経営規模拡大 ○専従的な担い手の育成 ○資本集約的作目の導入 ○経済活動多角化*	○労働力の確保・維持 ○地域資源の省力的維持・活用 ○資本・労働粗放的作目の導入
	○異業種への参入(共通) ○広域・組織間連携によるコスト低減・有利販売(共通)	

資料：島根県[5]，島根県[6]をもとに作成。

注：*直接販売や農産加工など。

研究会による集落営農の分類は、従来指摘されてきた「経営の論理」と「むらの論理」の調整をめぐる課題に対しても、今後、重要な論点を提供しうるものと考えられる。なぜなら、研究会が提示した経営発展性と地域貢献性は、「経営の論理」と「むらの論理」にそれぞれ対応する指標になっているからである。

（２）調査対象の位置付けと課題

１）調査対象の概要

調査対象は、県東部の平地農業地域に立地する組織A、組織B、県東部の中間農業地域に立地する組織Cの計3組織である（第4表）。組織Aと組織Bは、大区画圃場が広がる水田地帯に立地する。圃場条件、経営規模および労働力条件は県下の集落営農において恵まれた水準にある。また、役員に町役場職員やJA職員などが参画し、それぞれの専門知識を活かすことで組織運営の大きな力になっている。一方、組織Cは、圃場条件と経営規模が県下の中山間地域において平均的にみられる水準である。ただし、組織Cの集落は、市の中心部から自動車で15分程度の山あい立地することから、市の中心部などへの通勤が可能である。組織Cでは、70歳代の組合長を50歳代2人の副組合長が積極的にサポートしている。組織A～Cの共通点として、組織運営を担う60歳未満の人材が存在する点に加えて、集落の和が保たれている点が指摘できる。

組織Aは、圃場区画30a以上の割合が9割、うち圃場区画1ha以上の割合が6割を占める水田地帯に立地する6集落からなり、オペレータ24人、うち基幹的オペレータ9人（8人は60歳未満）、大区画圃場に対応した高性能機械を擁する県内屈指の規模の集落営農である。水稻一麦一大豆の2年3作を長年継続しており、2007年度より、二条大麦・大豆に加え、水稻の一部品種でもブロックローテーションを拡張する計画を立てている。

組織Bは、圃場区画30a以上の割合が6割を占める水田地帯に立地する1集落からなる。1989年の設立以降、集落ぐるみによる取り組みを重ねている。1集落内で水稲・転作の計画的土地利用と共同作業が進められてきており、これまで各地で形成されてきた集落営農の一典型といえる。二条大麦・大豆ではブロックローテーションを実施している。

第4表 調査対象の概要

	組織A	組織B	組織C
集落が立地する農業地域	平地農業地域	平地農業地域	中間農業地域
組織形態	特定農業団体	特定農業団体	任意
集落営農のタイプ(島根県)	協業経営型	協業経営型	共同利用型
主な目的	水田作の効率化	水田作の効率化	農地の維持
法人化の目標年	2010年	2011年	予定なし
構成集落数	6	1	1
集落の農家戸数(戸) ①	53	31	21
組織参加の農家戸数(戸) ②	47	28	16
農家参加率 ②÷①×100(%)	89	90	76
オペレータの人数(人)	24	12	3
基幹的オペレータの人数(人)	9	5	1
オペレータ作業の年間延べ人日(人日)	590	368	10 *
組織運営を担う60歳未満の人材の有無	有	有	有
認定農業者の参加人数(人)	1	1	0
集落の圃場区画30a以上の割合	9割	6割	1割
組織の経営水田面積(ha) ③	63.5	55.0	10.0
2007年度作付延べ面積(ha) ④	92.0	66.0	6.7
水稲	37.6 ○	36.0 ○	6.7 ○
二条大麦	21.8 ◎	13.0 ◎	
大豆	30.3 ◎	17.0 ◎	
その他	2.3		
土地利用効率 ④÷③×100(%)	145	120	67
作業受託	無	有	有**
組織専有の主な機械(リースを含む)	11台	11台	4台
トラクタ	4台(66・47・36・23kW)	4台(31・22・18・15kW)	
田植機	2台(8・6条)	2台(いずれも8条)	
自脱型コンバイン	2台(6・4条)	2台(いずれも5条)	
普通型コンバイン	1台	1台	
麦播種機	2台	2台	
乾燥機			4台(25・20・13・9石)
組織専有の主な施設	格納庫 育苗用ハウス	格納庫(自治会の 旧集会所)	乾燥調製施設

資料：聞き取り調査結果をもとに作成。

注1. *コメ乾燥調製作業のみ。**すべて再委託。

注2. 水田・畑作経営所得安定対策の加入状況：○ナラシ、◎ゲタ+ナラシ。

集落外の作業受託は、参加農家が受けていた水稲作業を引き継いだ分と（収穫1ha、全作業1ha）、JAの幹旋による大豆収穫8haからなる。

組織Cは、集落共同のコメ乾燥調製施設を補助事業で導入したことを契機に、農地の維持、生き甲斐としての農業の継続、を主な目的として2007年に農用地利用改善団体として設立され、2008年に集落営農として設立予定である。オペレータによる共同作業は、現在

のところコメ乾燥調製作業のみである。水稻作の3作業（耕起・代かき、田植え、収穫）各2haの作業受託は、経営所得安定対策の面積要件を満たすため、そのまま同市内の法人Dに再委託している（2階建て方式による加入）。法人Dは作業受託の斡旋に加え、補助事業の受け皿として機械を導入しており、組織Cと法人Dともに、組織間連携による便益を実現している。

2) 位置付けと課題

研究会による集落営農の分類を参考に、組織A～Cにおける地域貢献の実現度と今後の経営発展の可能性をみる。まず、地域貢献の実現度は、すべての組織で高いと評価できる。組織A・Bは、水稻、二条大麦、大豆の作付により、水田での土地利用100%以上を達成しており、基幹的オペレータも複数名確保できている。組織Cは、コメ乾燥調製機械・作業の共同化、法人Dとの連携による作業受託の取りまとめによって耕作放棄地の発生防止に貢献しているうえ、いずれも50歳代の副組合長2人の人材を確保できている。次に、今後の経営発展の可能性は、組織A・Bで高く、組織Cも、地域貢献型（第7図）としては高いと評価できる。ただし、①近年の米価下落と燃料費・資材費高騰が組織A～Cの経営を圧迫しつつある点、②組織Cの今後の経営発展の可能性は、法人Dとの組織間連携の展開に規定されている点に留意する必要がある。

調査対象が掲げる主な課題として（第5表）、組織Aは、女性労働力の活用を視野に入れた積極的な組織運営をあげる一方、地力低下という生産技術的な課題もあげている。組織Cは、コメ乾燥調製作業以外での共同作業の実施を課題としてあげている。複数の組織に共通する課題として、組織A・Bは、新規作目の導入、法人化後のビジョンの明確化を、組織A・Cは、隣接集落の農家との統合をあげている。

第5表 調査対象が掲げる主な課題

	組織A	組織B	組織C
生産技術・作業	地力低下		作業の共同化
新規作目の導入	ハトムギ、ミニヒマワリの導入	ハトムギの導入	
人材活用	女性労働力の活用		
統合・分割	隣接集落の農家との統合		隣接集落の農家との統合
法人化	法人化後のビジョンの明確化	法人化後のビジョンの明確化	

資料：聞き取り調査結果をもとに作成。

4. おわりに

本稿では、島根県でのプロジェクト初年度調査結果をもとに、島根県の集落営農の動向、県研究会による新しい集落営農支援の方向性、調査対象である組織A～Cの特徴と課題について若干考察した。

最後に、組織A～Cの事例調査における今後の研究課題を3点のみ指摘したい。第1に、

複合化、経済活動多角化の展開方向に関する分析があげられる。とりわけ、新規作目の導入と女性労働力の活用を検討している組織Aの動向が注目される。第2に、「経営の論理」と「むらの論理」の調整に関する分析があげられる。とりわけ、組織Bは、高い収益性の実現よりも集落の水田作の継続（地域貢献）を重視しており、法人化にあたり、これらの論理の調整が今後重要になるであろう。第3に、組織Cにおいてみられる組織間連携に関する分析があげられる。島根県の中山間地域において、このような組織間連携はまだ始まったばかりであり、今後の動向が注目される。

- 注(1) 県内中山間地域の居住人口割合（2000年時点で61%）は、島根県中山間地域研究センターが2000年国勢調査データをもとに計算している。また、同センターでは、県条例指定の中山間地域に全域含まれる町村において、2030年人口が対2000年の58%に減少し、高齢化率が2000年32%から2030年45%に上昇すると試算している（2000～2005年の国勢調査データをもとにコーホート変化率法で推計）。
- (2) 1980年代後半以降に各地で設立された集落営農の多くは、労働力不足を主な契機としており、1975年以降の「新島根方式」は、その先駆けといえる。集落営農の設立と労働力不足に関する整理は金子[2]pp. 217-218に詳しい。労働力不足に関連する他の研究として、高橋[7]は、農業主業経営の有無別に集落営農の発展方向を分析している。
- (3) 近年では、農外参入企業を新たな担い手として位置付け、県・市町・JAが連携して、全国に先駆けた経営支援を行っている。県内の農外企業参入事例と関係機関支援については、島根県[4]、山本[19]を参照のこと。
- (4) さらに、地域資源の管理活動など、過疎高齢化とされる集落の住民による自律的な取組も県内で芽生えつつある。この点については、山下[17]、山下[18]に詳しい。
- (5) 組織の事業運営におけるこれらの論理と組織管理の特質に関する近年の研究としては伊庭[1]を、これらの論理の調整をふまえた集落営農合併に関する近年の研究としては高橋・梅本[9]をそれぞれ参照のこと。
- (6) 2000年世界農林業センサス集落カードを用いた分析として谷口[12]を、事例調査分析として谷口[13]、谷口[14]をそれぞれ参照のこと。
- (7) 研究会の議事録は、島根県[5]において公開されている。
- (8) 農林水産省[16]によると、2008年2月1日現在で、「集落営農」の経営所得安定対策への加入率と加入予定なしの割合は、全国51.0%、44.7%に対して、島根県35.8%、60.3%である。なお、農林水産省[16]の「集落営農」は、農業用機械の所有のみを共同で行う組織を除いている。一方、島根県が定義する集落営農はこれを含むため、両者の総数は一致しない。
- (9) 県研究会の経営発展型と地域貢献型に関連する事例調査研究として、企業型と農地維持型という集落営農の分類を適用した河野ら[3]がある。また、高橋[8]p. 5は、集落営農の役割として、農業生産の担い手（私益の提供、共益の向上）、地域環境保全の担い手（公益の向上）、を指摘している。

引用文献

- [1] 伊庭治彦（2005）『地域農業組織の新たな展開と組織管理』、農林統計協会。
- [2] 金子いづみ（2008）「労働力構成の視点からみた集落営農と農業集落の構造的連関」『農業経済研究』79(4)，pp. 217-232。

- [3] 河野 章・山本和博・網藤芳男 (2008)「農地維持型集落営農におけるリーダーの経営理念と組織の運営」『農業経営研究』46(1), pp. 25-30.
- [4] 島根県 (online)「企業の農業参入」, <http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/sannyu/> (アクセス年月日: 2008年8月29日).
- [5] 島根県 (online)「次世代の集落営農の在り方研究会」, <http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/ninaite/eino/kenkyukai/> (アクセス年月日: 2008年8月29日).
- [6] 島根県 (2008)「次世代の集落営農の在り方研究会報告書」.
- [7] 高橋明広 (2003)『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展』, 農林統計協会.
- [8] 高橋明広 (2007)『集落営農の組織化に向けて—その留意点と推進方策—』, 中央農業総合研究センター.
- [9] 高橋明広・梅本 雅 (2007)「組織機能のシェアリングの視点からみた集落営農合併の意義と課題—富山県F経営を素材に—」『2007年度日本農業経済学会論文集』, pp.105-112.
- [10] 竹山孝治 (2006)「島根県における集落営農経営の現状と新展開」『農業法研究』41, pp. 34-51.
- [11] 竹山孝治 (2007)「集落営農型法人における収益分配方式と経営分析指標」『島根県農業技術センター研究報告』37, pp. 25-40.
- [12] 谷口憲治 (2004)「集落営農の地域性と集落型農業法人の存立基盤—島根県における集落営農を主要対象として—」『島根大学生物資源科学部研究報告』9, pp. 13-21.
- [13] 谷口憲治 (2005)「中山間地域における地域資源管理組織による耕作放棄地への対応」『農林統計調査』2005年4月号, pp. 11-18.
- [14] 谷口憲治 (2007)「地域資源の利活用による地域農業・農村振興方策」『島根大学生物資源科学部研究報告』12, pp. 41-48.
- [15] 農林水産省 (online)「認定農業者, 特定農業法人, 特定農業団体の認定状況 (平成20年3月末現在)」, <http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/noukei/nintei/2003.pdf> (アクセス年月日: 2008年8月29日).
- [16] 農林水産省 (online)「集落営農実態調査結果の概要 (平成20年2月1日現在)」, <http://www.maff.go.jp/toukei/sokuhou/data/syuraku2008/syuraku2008.pdf> (アクセス年月日: 2008年8月29日).
- [17] 山下裕作 (2006)「実践としての農村伝承—暮らしの記憶と農村活動の主体形成—」『農業および園芸』81(8), pp. 845-854.
- [18] 山下裕作 (2006)「「遊び仕事」の記憶と農村伝承—「過疎高齢化」という「錯覚」を超えるもの—」『現代農業』2006年8月増刊号, pp. 148-157.
- [19] 山本善久 (2006)「島根県における建設業からの農外企業参入事例と関係機関支援の特徴」『農業経営通信』229, pp. 2-5.

第13章 広島県における「集落法人」の経営展開と課題

広島大学農学部（現：愛媛大学農学部）板橋 衛

1. はじめに

広島県は、2007年度から実施された「品目横断的経営安定対策」による「追い込み」⁽¹⁾的な展開が本格化する以前から集落営農づくりへの取組が顕著であり、「集落農業型農業生産法人（以下、「集落法人」と略す。）」⁽²⁾の設立も広範にみられた。こうした背景には、農業就業人口に占める65歳以上の割合が69.6%（2005年農業センサス）であり、高齢化が著しく進んでいることに代表される脆弱化した広島県の農業構造がある。また、耕地面積の8割近くが中山間地に位置するという恵まれない土地条件のため、個別家族経営では耕地面積規模拡大には限界を有しているためでもある。

集落法人のほとんどは、「集落の農地保全」「機械の効率利用」「住みよい集落環境の創造」を経営目標および設立の動機にしており、「専門の担い手の育成確保」を目標としている法人は約半数であった⁽³⁾。また、中山間地域等直接支払いの受け皿となるケースも多く、地域および農地を守るための仕組み作りという側面がきわめて強く先行した集落法人である。そのため、国の政策が想定する「経営体」的性格は、当初はかなり希薄であったとみられる。

しかし他方で、法人であるからには、常に経営収支が問われている。法人の代表者からも、「当初の目的は地域と農地を守るためであったが、それと同時に経営的に成り立つ仕組みも考えなければならなくなった。」という言葉がよく聞かれる。米価低迷の影響から販売収入が減少し、予定した経営収支が成り立たなくなっているため、集落内農家への還元を厚くした支出構造、米販売のみに依存した収入構造を見直さざるを得なくなっているのである。経営収支の問題を考慮した経営展開は、法人化を選択した以上、ある面で当然の方向であるとも言える⁽⁴⁾。

本稿では、そうした経営面の収支も考慮した展開を行いつつある広島県内の集落法人に注目するが、集落法人の経営展開そのものが地域の農業生産力再構築にほかならないと考えるからである。広島県の場合は「品目横断的経営安定対策」に先んじた展開とはいえ、後述するように県農政による強力な推進に誘導された面も否めない。しかし、早期より取り組まれた集落活動を活かした集団化をベースにし、地域および農業生産の再構築の切り札として、農家自らが主体的に集落法人の設立を選択した側面を重視するからである。

以下、広島県農政による集落法人育成政策を振り返り（2.）、設立された集落法人の全般的経営構造を検討する（3.）。そして、経営収支を強く意識した展開を行いつつある2つの集落法人の経営展開を分析することにより（4.）、地域の農業生産力再構築の可能性および課題について考察する（5.）。

2. 広島県における集落法人の設立状況と県農政の支援

(1) 地域農業集団の育成と県農政

広島県では、地域農政期になると地域農政推進対策として諸事業を実施してきたが、1983年に、国が「地域農政推進対策事業実施要綱」を改正し、地域農業集団育成事業を創設したことに伴い、同事業を進める。この事業目的は、土地利用型農業の規模拡大と生産性の向上を推進するため、意欲ある中核農家を中心に、兼業農家などを幅広く包摂した地縁的集団として地域農業集団を広範に育成することである。また、この集団による農用地などの利用調整活動を通じて、中核的農家の経営規模拡大や生産組織の育成を促進させ、地域全体として生産性の高い農業構造の確立を図ることも企図された。そのため、1集団当たり20万円程度の助成が3年間行われ、広範な育成が図られ、1983年度と1984年度の2年間で、最終的に設立された集団数の半分以上にあたる868集団が設立されている。最も設立数の多い時期には、集団がカバーする県内の集落、農家数、および農地面積は約半分に達した。

その後、1986年からは地域農業の整備促進事業として、「いきいき農業集団モデル育成事業」を県単事業として実施する。事業目的は、「いきいき農業ひろしま」の中心的担い手として地域農業集団を位置づけ、地域の主要作物の振興計画を作成し、地域農業の活性化を図ることであり、モデル的な集団に対して10万円の助成を実施している。またこの一環として、地域農業集団相互の情報交換などを目的とした「広島県地域農業集団連絡協議会」が県段階に設置され、その事務局機能は農協中央会が担う。この協議会では、研究集会、交流集会、先進地視察、機関誌発行などが行われ、連絡協議会育成強化対策事業として県からの助成が続けられた。

こうした地域農業集団の設立は、圃場整備の実施が契機となるケースが多く、農業機械の共同購入時に助成を受け、共同利用、共同作業を行うことで、活動が実質化している。1997年度における活動内容および実施集団の割合をみると、「農用地の流動化の促進」50.6%、農用地の利用向上39.1%、機械・施設の共同利用36.1%、農作業の共同化24.5%、作付地の集団化17.8%などであり、1990年代後半になると、事実上活動を休止している集団も多くなってきていた⁽⁵⁾。

(2) 集落法人の育成と県農政

広島県において、集落法人設立の第一号は1988年度における「一木生産組合」であるが、集落農場型という点ではやや変則的であり、実質的には1989年度に設立された「重兼農場」がモデルといえる⁽⁶⁾。重兼農場の設立に当たっては、高生産性農業生産システム（低コスト農業生産）を確立することを目的に実施された同年度の県による「集落農場育成対策モデル事業」が利用されている。

第1表 広島県における集落法人の設立状況
(2008年6月20日現在)

年度	設立数	うち		特定農 業法人	圃場整 備要件	中山間 直接支 払活用
		担い手 中心型	全戸 参加型			
1988年	1		1			
1989年	1		1	1		1
1990年						
1991年						
1992年	1	1		1		
1993年						
1994年						
1995年	2	1	1	2	1	2
1996年						
1997年	1		1	1		1
1998年						
1999年	2		2	2	2	2
2000年	2		2	2	1	1
2001年	8	1	7	8	4	6
2002年	19	2	17	19	4	14
2003年	22		22	21	6	12
2004年	7	1	6	7	4	3
2005年	8		8	8	1	7
2006年	23	6	17	8	3	3
2007年	26	8	18	—	—	—
2008年	4		4	—	—	—
合計	127	20	107	80	26	52

資料：広島県資料及び聞き取り調査（2006年7,11,12月、2008年6月）

注1）「担い手中心型」「全戸参加型」は広島県の分類による。

- 2）2002年度設立の法人のうち1つが、「担い手中心型」から「全戸参加型」に性格（広島県の位置づけ上）が変化している。
- 3）圃場整備要件は、県営の「21世紀型」「担い手育成型」「経営体育成型」であり、農地集積が義務化されている事業を実施した地域をベースに設立された法人である。
- 4）2007年度以降の設立法人の性格に関しては、資料不足のため、特定農業法人、圃場整備要件、中山間直接支払活用に関して不明である。
- 5）2008年度の4法人は、6月20日段階。

その後の設立状況は、第1表に示した通りであるが、2000年度までは年間で平均1法人以下の設立状況であった。しかしその後、食料・農業・農村基本法の具体化として、広島県が2000年3月に策定した「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の中で、企業的経営体の育成として、土地利用型農業の場合は集落法人の育成を目指すことが施策の柱に位置づけられてから急展開を示す。そこでは、2010年までに410の集落法人を設立することが目標とされており、地域農業集団の中で、何らかの機械の共同利用組織を有

しているなど、活動が活発な集団数から導き出された数値であり、実現可能性の高い目標と目論まれていた。第1表にみられるように、2001年度には8法人、2002年度19法人、2003年度22法人と設立が相次ぎ、2003年度までに59法人が設立され、目標の69%の達成率であった。

しかし2004年度は7法人の設立に留まった。2004年度に設立が急減した要因としては、1つには、連担地加算を加えると10a当たり45,000円であった農用地利用集積促進事業による農地集積への促進費の支払が認定農業者などに限定されることになったためである。2つには、2004年度で期限が切れる中山間地等直接支払制度の継続の見通しが立っていなかったためであり、実質的にはこの制度による助成金の位置づけが集落法人内では大きいことが窺われる。3つめには農業会議が主催して3年間開催されていた集落のリーダー育成講座が終了したこともあり、法人設立に尽くす人材育成ができなかったことがあげられる。それまでは、この講座に出席したリーダーが中心となり、法人設立に至るケースが多く見られた。さらに、4つめとしては、2004年度は台風被害が相次いだことに加えて米価低迷が顕著になり、既設集落法人の経営状況が厳しくなる実態が明らかになったことも関係がある。こうしたことから、2004年度は集落法人設立の動機付けが薄らいだものと考えられる。しかしペースは落ちたが、その後も設立は相次いでおり、基本的には地域における集落、農業、農地を維持するための仕組み作りを急がなければならないと考える農家の危機意識があるといえる。

こうした法人設立には、県の方針のもと、普及組織の働きかけにより、市町村や農協などの協力を得て支援が行われてきた⁽⁷⁾。2001年度から2005年度までは県単独の支援事業を創設し、法人設立に要する経費の助成を行ってきた。大型の農業機械・施設の整備に要する法人の初期投資は、市町村負担分の助成も受けることにより半額負担に抑制された。2006年度からも継続的な事業を行っており、設立促進費として初年度の活動や初期投資に対して集積面積に応じた助成を行っている。特に2007年度からは小規模でも収益性の高い園芸作物などを導入した場合には、集落面積要件を緩和する措置もとられており、再び設立数が増加している。また、当初は、農協利用から離れることが懸念されるため、集落法人の設立にあまり協力的ではなかった農協系統も、法人設立段階から対応する動きもみられるようになり、農協内に法人連絡協議会を組織し、施設利用や生産資材利用の法人メリットを示すところもあり、関係機関の協力的支援体制が確立しつつある⁽⁸⁾。

しかし、次にみるように、設立された集落法人の収益構造が必ずしも計画通りとは言えない中で、新たな集落法人の設立への支援と同時に既存の集落法人に対する指導が県農政を中心とした関連機関の大きな課題となっており、より持続的な経営の構築をめざした経営力の強化をキーワードとした指導を強化している。

3. 集落法人の経営

(1) 米販売収入中心の収益と営業赤字の経営構造

設立された集落法人の経営概況については、第2表に示した通りである。母集団の法人数が毎年変化するために単純比較はできないが、この表より経営状況を分析してみよう。

第2表 広島県における集落法人の経営概況(調査法人平均)

		単位:千円、%							
		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度	
収益	売上高	19,782	100.0	17,930	100.0	19,800	100.0	22,136	100.0
	うち 米販売	16,651	84.2	14,849	82.8	17,522	88.5	17,554	79.3
	その他販売	1,583	8.0	2,026	11.3	1,773	9.0	4,582	20.7
	作業受託	1,548	7.8	1,055	5.9	505	2.6	-	(注3)
費用	合計	23,418	100.0	23,190	100.0	19,853	100.0	25,845	100.0
	うち 材料・製造費	9,301	39.7	12,189	52.6	8,943	45.0	11,457	44.3
	労務費	3,805	16.2	4,205	18.1	3,098	15.6	5,149	19.9
	作業委託費	2,703	11.5	2,256	9.7	2,783	14.0	3,965	15.3
	役員報酬	1,899	8.1	314	1.4	571	2.9	726	2.8
	支払地代	3,828	16.3	2,940	12.7	2,783	14.0	2,721	10.5
	一般管理費	1,882	8.0	1,286	5.5	1,675	8.4	1,827	7.1
営業利益		-3,636		-5,260		-53		-3,709	
	営業外収益	5,313		11,210		7,080		6,525	
	営業外費用	782		911		3,285		1,203	
経常利益		895		5,039		3,742		1,613	
集落農業所得(注1)		13,130		14,754		12,977		14,174	
調査法人数(法人)		38		45		48		67	
平均構成員(人)		41		39		43		45	
平均経営面積(ha)		30		28		26		28	
平均支払地代(円/10a)(注2)		12,760		10,500		10,704		9,718	

資料:広島県、広島県集落法人連絡協議会

注. 1)集落農業所得は、「労務費+作業委託費+役員報酬+支払地代+経常利益」である。

2)経営面積は利用権設定面積と作業受託面積の合計であり、その面積から計算した支払い地代である。

よって地主に支払われる小作料は、この金額よりも高い。

3)2006年度の作業受託収益はその他販売に含まれる。

収益の約 80 %が米の販売であり、野菜や花卉などの園芸作物を導入している集落法人は、2004 年度の調査で約半分ほどあるが⁽⁹⁾、その販売金額は 2.9 %である。そのため、米価低迷が続く今日において、米販売に依存した収益構造の見直しが急務になっている。また、作業受託に関しては、127 法人(2008 年 6 月 20 日現在の設立数)平均の受託面積が 2.1ha⁽¹⁰⁾であり、収益面でのウエイトは決して高くはない。しかし、担い手中心型の法人に限ってみると平均作業受託面積は 4.7ha であり、全体平均の 2 倍以上の面積がある。一番多い法人では 25.3ha を受託しているが、この法人は担い手中心型の法人という位置づけではない⁽¹¹⁾。

収益から費用の合計を差し引いた営業利益は、2003 年度と比較して 2005 年度においては 100 万円以上圧縮されているがマイナスであり、赤字の構造にある。これを、産地づくり交付金や中山間地等直接支払などの補助金による営業外利益により補填される形で

經常利益が黒字になっている。こうした構造は、理事層の多くが、設立当初よりある程度、補助金などの収入を予定して経営を行ってきたからであり、集落内構成員への還元を重視した支出を行っているためでもある。第2表の中における集落農業所得の高さがそのことを示しており、法人構成員の作業への出役に対して支払われる労務費、畦畔等の草刈りや水管理に対して支払われる作業委託費、役員報酬、支払地代の合計が2003年度52.2%、2006年度は低下したが48.6%であり、費用の大きな割合を占めている。こうした支出面での特徴もあり、経営的には営業赤字になっている。

このような経営状況に対して、設立された集落法人内においても経営方向の見直しを検討しつつある。経営コストの更なる低減への取組、新規作目の導入および販売体制の変更などによる収益増加への試みであるが、具体的に次のような形で行われつつある。

（2）経営体質強化への取組

1つは、経営面における集落内への支出の見直しである。先述したように集落法人の母集団が異なるため単純比較はできないが、第2表に示したように、集落の構成員に支払われる労務費・作業委託費・役員報酬・支払地代の合計が支出全体に占める割合は、4ポイント程度ではあるが低下している。特に支払地代は大幅に低下しており、いくつかの集落法人において、実際に支払地代の見直しが行われている。支払地代に関しては、地域資源である農地を維持・管理していくために、たとえマイナスになっても仕方がないと考えている集落法人もみられるが⁽¹²⁾、基盤整備償還の関係や地代収入に固執する高齢者などもみられるため、実際に実施することは容易なことではないと考えられる。また、労務費に関しては、その割合が増加しているが、後述事例に見られるように、時間当たり単価や作業ごとの価格差などの面では見直しも行われつつある。

2つは、作業面におけるさらなるコストダウンへの取組である。稲作においては、農業技術指導所からの指導もあり、疎植栽培や直播栽培を始める法人が増加しつつある。こうした栽培技術を選択することにより、米の単収が減少することは予測されているが、省力化を優先している。また、労務費支出の削減を図るため、労務管理の徹底に務める動きもみられる。しかし、従来の農家個々による栽培管理方法に対して意見することにもなる労務管理の徹底は、集落内の人間関係の問題にもなりかねないことであり、これも実際には難しい課題である⁽¹³⁾。

その他、作業面でのコストダウン方法としては、集落法人間や地域の営農組織と連携することによる機械維持コストの軽減も行われつつあり⁽¹⁴⁾、機械などの投資を抑えた形での稲作以外の作目導入にもつながっている。これらの連携のいくつかは、地域ごとに結成された法人間のネットワーク組織である集落法人地域協議会の活動から派生した取組であることも、集落法人独自の経営体質強化の動きとして注目されている。

3つめとしては、収益の拡大を目的とした青果物導入や農産物加工、米の直接販売活動などの取組があげられる。これはコストダウンのみでは法人経営の希望や活力が生じないための選択でもある。収益の中心的な位置づけではないが、2004年度の調査で見ると、約半数の集落法人が野菜や花卉などの園芸作物を導入しており、導入したいと考えている集落法人を合わせると70.9%に達する。また、農産物加工が同様に54.5%、米の消費者

などへの直接販売が 74.5 %であり、特に収益低下が顕著であり集落への還元額が少ない集落法人ほど積極的な取組を検討している⁽¹⁵⁾。青果物導入は、女性労働力の活動の機会提供を企図しての動きでもある⁽¹⁶⁾が、次の事例で見るように、栽培技術や加工技術の習得面においては専従者的役割の確保が課題であり、継続的な出役という点においては高齢者や女性労働者のみでの取組には限界もみられる。

こうした取組は、集落法人のタイプに関わらず全般的にみられる傾向である。そこでは単に集落の農地を守るという目的から、今後の継続性のためには、経営収支も考慮した「経営体」としての確立も余儀なくされている現状が垣間見られるが、問題はそうした新たな経営展開を行うことにより、集落法人の性格にどのような変化が生じているかである。このことを、様々な支出の見直を行ってコストダウンを図りつつ、他方で稲作以外の部門への取組を行っている2つの事例から検討してみよう。

4. コストダウンと経営の多角化に取り組む集落法人－2つの事例から－

(1) (農) A法人 (第3表参照)

第3表 事例集落法人の概要

法人名	A	B
法人形態	農事組合法人	農事組合法人
法人のタイプ	担い手中心型	全戸参加型
設立年次	1995年	2002年
構成員	16人	88人
利用権設定面積	48.6ha	29.4ha
作業受託面積	3.7ha	臨時的に対応
主な作付作物	水稻: 30.4ha トマト: 0.4ha キャベツ: 1.5ha	水稻: 25.7ha ぶどう: 2.0ha
支払地代(円/10a)	組合員: 18,000円 集落内非組合員: 12,000円 集落外農地: 6000円	11,250円
作業委託費(円/10a)	4,000円 (畦畔作業、水管理合計)	畦畔草刈: 3,000円 水管理: 1,500円
労務費(円/時間)	一般作業: 700円～1,350円	一般作業: 750円 防除: 1,500円
作業従事者	従業員: 9名	オペレーター: 10名 水稻作業従事者: 20名 ぶどう従事者: 6名

資料: 各法人資料、聞き取り調査(2005年8月、2006年11月(A)、12月(B))。

注: 法人のタイプは広島県の分類による。

1) 設立の経緯と労働力面の特徴

同集落法人が位置する北広島町（旧芸北町）の集落は島根県境に近い中山間地域であり、早くから過疎化と高齢化が進展しており、集落機能の維持さえ危ぶまれる限界的集落であったが、圃場整備は比較的早期に行われ、1991年には完了している。集落内には後継者不在の農家がほとんどであり、農作業を委託する農家も多く見られたが、受け手となる担い手農家は限られていた。現法人代表はその数少ない担い手農家であり、水稲と野菜作に取り組む専業経営であった。また、農業委員にも従事しており、集落内の農家からは、農業者年金の受給資格を得るために農地の第三者委譲に関する相談を受けるようになるが、担い手が少ない集落であるため、結果的に現法人代表が農地を借り受けざるを得ない状況になる。そのため、集落内外を含めて10ha以上の経営を行い、労働力の関係から野菜作は中止せざるを得ず、水稲単作の経営を妻と2人で行っていた。しかし、1994年に妻の体調の関係から現法人代表がたった1人で全農作業に従事し、その作業量が多く大変苦勞し、もし自らも病気などになった場合における集落内の農地管理に対し、圃場整備の償還金の支払いも含め、強い不安感を有することになる。それを機に、集落の農地をどう維持管理するべきかという問題を集落全体に呼びかけ、話し合いが繰り返される中で、集落の法人化を選択肢として位置づけ、東広島市の重兼農場への視察なども行い検討し、1995年の収穫作業が終了した後に、集落内農家23戸のうち15戸の参加により集落法人の設立に至っている。

集落法人設立時の主な労働力は、現代表夫婦と他農家の後継者の3人であり、専業的に農作業に従事した。その他の農家は、体力・経験に応じて限定的に作業を受け持つ程度であり、担い手中心型の集落法人といえる。設立時は受託面積を含めて水稲作付面積は20haであったが、専従者3人の生活が成り立つ経営規模の確保という観点で、水稲作付面積30haを目標とした。こうした、専従者の生活が成り立つ所得を確保するという考え方はその後の経営展開においても重視されている。設立後、この法人はUターンやIターンの形で若い従業員⁽¹⁷⁾を受け入れ、農繁期には彼らが専業的に農作業に従事している。従業員に対して十分な給与を支給することを目的に、臨時的農作業従事者と格差をつけた労務費の支払を行っており、時給当たり700円から1,350円と幅を設け、次に見るような経営の多角化を図っているのである。

2) 経営の多角化

設立から数年間は、小麦・大豆作に適さない湿田という条件も要因であるが、水稲生産調整は受け入れずに水稲のみの作付を行っている。収穫後は法人の乾燥貯蔵施設を利用し、農協には出荷することなく米屋や消費者に直接販売していた。そのため米価下落の影響は大きくは受けてはいないが、早くから水稲以外の作目導入も模索していた。しかし労働力が不足しており、取り組むことはできなかった。

野菜作としてトマトを導入する契機となったのは現代表の息子の就農であるが、高校卒業後には既に技術習得を目的として県の農業技術大学校に入学している。息子は1999年に就農するが、同時に大学校の同級生が従業員として法人に就職し⁽¹⁸⁾、トマト栽培の労働力は豊富になる。トマト栽培に関しては息子を責任者として位置づけており、水稲育苗用のハウス跡地などを利用して40aの栽培を行っている。その後、トマトとの輪作的作

物としてハウレンソウ栽培を行った時期もあるが、施設土壌の塩類集積によりトマトの樹勢に悪影響を与えることと、労働力が多くかかることを考慮し、中止している。またその後、代表の娘達が次々と就農し、花卉やパプリカなどの作目にも取り組んでいるが、まだ試験的な位置づけでもある。そうした中で、2005年度よりキャベツの栽培に本格的に取り組んでおり、2005年度は1.0haの作付であったが、2006年度は1.5haに拡大し、2007年度は2.0haの作付を計画している。キャベツ栽培は、お好み焼きの材料としての県内産キャベツの普及促進を目的に、県が推進するプロジェクトであり、収穫後は全農広島県本部が買い取る契約である。そのため、価格的には保証されている。キャベツ栽培に関しては、2006年に就農した集落外出身者を責任者として位置づけ、キャベツ栽培の専門的技術を習得するよう育成している。

このように、野菜作に関しては、品目ごとに専従者を責任者として位置づけ、専門的技術習得とやる気向上を図っている。また、野菜作に関しては、農家女性の労働力を期待して計画した側面もあるが、実態としては、日々の管理が必要で適期作業を行うためには、当てにはできない事も多く、現在ではほとんどが従業員によって行われている⁽¹⁹⁾。

3) 黒字経営体制の確立と今後の展望

経営収支構造は、営業利益が赤字で経常利益がプラスであり、県内集落法人平均と同様の構造である。支出の中では、従業員への労務費が大きな割合を占めている。従業員を中心とした作業体系であり、専従者を養いつつ積極的に経営の多角化を行ってきた結果とみることができる。支払地代は、当初は構成員に対して10a当たり25,000円を支払っていたが、1997年より18,000円に引き下げている。それでもこの地域では高額の地代であるが、基盤整備の償還を考慮するとこれを維持していかなければならないという判断である。また、集落内の法人構成員以外の農地は12,000円で利用権設定を行っており、集落外の農地は6,000円と格差をつけている。こうした格差はあるが、集落外でも高齢化などにより労働力が不足しており、利用権設定を求める動きも多くなっている。また、畦畔草刈りや水管理の地権者への委託は水田10a当たり換算で4,000円に設定してあるが、当初より法人側が作業・管理するケースが多く、現在ではほとんど委託料は発生していない。

こうした現状に対して法人としては、野菜作を導入して経営の多角化を図り収益の増加を追求しつつ、水稻作に関しては集落を基盤とした経営体質を変えていく時期ではないかとの考えもみられる。労働力不足が顕著になっている集落外からは、比較的好条件の農地も利用権設定を頼まれるケースがみられ、逆に集落内農地は高地代であるにもかかわらず条件的には恵まれておらず、可能であれば借り受けて作業を実施したくない農地があるのが事実である。しかし実際には圃場整備の償還金の問題もあり、集落法人としての責任から集落内の農地は管理せざるを得ないが、それを行うことが経営面の採算を厳しくしているのも事実である。今後、機械更新が必要になり、より一層の経営黒字体質が求められ、基盤整備の償還が終了する時期になると経営方針の大幅な転換も考えられるが、その場合には農事組合法人という法人形態を株式会社に組織換えすることも視野に入れている。

（２）（農）Ｂ法人（第３表参照）

１）設立の経緯と労働力面の特徴

同集落法人は標高 500m 前後の世羅町北部の中山間地域に位置している。兼業化と高齢化が進み、耕作放棄地の拡大も進みつつあった同地域の 6 つの集落が、2000 年から着工した県営担い手型圃場整備事業を受け、基盤整備終了後の有効な経営のあり方を話し合う中で、現在の耕作者の大半が高齢者であることと、圃場整備事業の採択要件である事業終了後の農用地 50 % 以上の担い手への集積を考慮し、集落法人化が選択肢に入ってきた。さらに関係機関などへの相談を行う過程で、前述した県の補助事業による集落法人設立に対する助成金が得られること、法人化することにより圃場事業の個人負担率の更なる軽減⁽²⁰⁾を受けられることも起因して話が進み、圃場事業の面工事が終了した工区（２集落に関わる）の農家 41 戸、利用権設定面積 15ha で 2002 年に集落法人が設立された。その後、工事が完了したその他の集落からも参加がみられ、現在は 88 戸、利用権設定面積は 29.4ha に達しており、圃場整備事業の約 55ha の半分以上の集積を実現している⁽²¹⁾。

労働力としては、30 歳代と 40 歳代を中心にした 10 名のオペレーターが登録されているが、すべて農外に恒常的に勤務しており、土日の作業従事がほとんどである。その他、役員層を中心に日常的に作業を行っているが、田植え時期などに最大限集めても 20 名程度である。全戸参加型の集落法人とはいえ労働力的には限られた人数であり、労働力不足下で経営展開を行わざるを得ない状況にある。

２）設立後の経営展開

設立後の作付は水稻を中心としつつ、国の試験場によるテスト的作付体系として水稻→麦→大豆の 2 年 3 作体系も行っていた。これは試験場の実験圃場的な位置づけでもあり、転作奨励金に当たる助成金が 10a 当たり 83,000 円と高額であった。しかし、収量的には期待された結果は得られず、試験研究の打ち切りと同時に 2005 年までで中止しており、2006 年は水稻中心に切り替えている⁽²²⁾。

水稻栽培には省力化技術が多く用いられている。育苗は、育苗ハウスを必要としない乳苗段階まであり、播種後数日で田植えを実施する。また、直播も 5.4ha ほど実施している。こうした技術を採用するに当たっては、単収の低下も十分予想されたが、労働力不足を考慮し省力化を優先している。また、畦畔管理に関しては年 3 回作業などを条件に水田 10a 換算で 3,000 円の委託管理料を支払っており、水管理に関しても水系ごとに、同様に 1,500 円で委託している。しかし、この委託料水準の低位さの問題もあるが、労力的な関係から急速に法人への依存が増加している。その他、防除などの水稻作業においてもオペレーター層の従事が休日に限定されるため、適期の作業を難しくしている。こうした水稻作業における省力化技術の実施と労働力不足による管理作業の不徹底などが要因し、2003 年度には 10 俵近くあった 10a 当たり水稻収量が、2006 年は 7.4 俵にまで低下した。そのため、根本的な地力対策も必要であるとの認識のもと、2006 年の収穫後には 10a 当たり 1.5t の牛糞堆肥を投入しており、2007 年以降も実施する計画である。

他方、米価下落の影響もあり、米販売にのみ依存した収益構造では減少傾向に歯止めがかからないため、新たな収益源を確保することを目的に、2005 年からブドウ栽培に着手

しており、2 ha に苗木を移植した。これは、世羅町のワイナリーに仕込む原料として栽培が奨励されたことを受けたためでもあり、初期投資の 85 %が県と町による補助で賄われている。ブドウの導入に関しては、世羅町内の果樹農家が経営面で苦勞していることをよく知る組合員からは反対意見も多く出されたが、将来の期待と希望という観点と、補助が受けられる時期の決断として、役員層の主導で決定されている。

ブドウの栽培技術に関しては農業技術指導所から受けており、役員の中のブドウ担当者を中心に主に6人が作業に従事している。その中には、勤務先定年後にブドウ栽培に従事している方もみられ、熱心に従事しているようである。当初期待された女性労働は、手伝い程度に限定されており、思ったほど当てにはできていない。そうしたこともあり、比較的若く、技術的にも熟達した専従的な担当者を、集落外からでも雇用したいという構想を有している。ブドウ栽培は、取り組んでからまだ2年目であり、収穫はごくわずかであるが、将来は10a 当たり 40 万円の収益が見込まれている。さらに、生食用としての出荷分に関しては、消費者への直接販売も検討しており、現在、農協への全量出荷の米に関してもそうした直売ルートでのセット販売を構想している。

3) 経営体質の改善と今後の展望

B 法人の経営収支も営業利益がマイナスで経常利益がプラスという構造が毎年続いている。そのため、2006 年より集落内構成員への還元額の見直しを行っている。労務費としての支払いは防除を除いた作業のすべてを、設立時からの時給 1,000 円から 750 円に引き下げている。また、支払地代も 10a 当たり 15,000 円から 11,250 円に引き下げしており、役員層としては、7,500 円にまでは引き下げる必要があるとの意向も有している。労務費が引き下がったことにより、集落内組合員の出役意欲がより低下することも考えられたが、畦畔管理や水管理も法人側が行わなければならないほど労働力は不足しており、役員層やオペレーター層が受け入れたため、大きな影響はみられなかったようである。とはいえ今後も高齢化により、一層の労働力不足が懸念されるため、一般の出役労賃を下げることとは別に、常時雇用的職員を厚遇して受け入れることも検討されており、具体的にはブドウ栽培面の技術者の専従職員化を目標としている。

このように、全戸参加型の集落法人においても経営収支の問題は常に問われている。そのため、集落内構成員への還元を重視した支出構造の見直しが行われつつあり、経営の多角化に対応して集落外からでも専門的な従業員の確保も目標とされている。

5. おわりに

広島県における集落法人の展開は、国の政策による「追い込み」的展開に先んじてはいたが、県の政策による強力な推進がみられた。しかし根本的には、過疎化・高齢化する中で集落内の農業・農地を維持管理するための方法とし、集落内の農家自らが集落法人化を決断したためであり、そうした意味では、この集落法人の経営展開が地域の農業生産力再構築の取組そのものであるといえる。

とはいえ設立された集落法人の平均的経営状況は営業利益がマイナスであり、補助金な

どを補填した経常収支でかろうじてプラスである。米価が低迷する中で当初目論んだほどの収益を有していないためでもあるが、集落内の構成員に対する支出を重視しているためである。そうした点においては、法人化することにより集落内の農業・農地を維持しつつコストダウンを図り、そのメリットを集落内に還元するという役割は十分に果たしているといえるが、農政の求める「経営体」では決してないと考えられる。しかし、引き続く米価低迷により当初予定していた収益がさらに減少し、補助金が継続することも不透明な状況の中で、機械や施設更新にも備えた経営体力の確立が急務の課題となり、営業利益での黒字化が目標とされている。そのためのコストダウンの更なる追求と経営の多角化は、確かに蓋然的展開とみることはできる。問題はその経営展開を通して集落法人の性格が変化している側面である。

注目すべきは、そうした取組の中で、集落を基盤とした事業活動を最重要視してきた集落法人が、その集落から相対的に独立する活動が見られる点であると考えられる。支出面での見直しは、これまで最も重視していた集落内構成員への支払に関わる部分でも見られ、多くの集落法人では支払地代の減額、労賃の支配方法とその水準などの見直しを行っている。また、比較的低地代になる集落外の農地の借入を行う動きも見られており、A法人では将来的には集落外の農地に基盤を移すことも視野に入れている。経営の多角化を図るための青果物の導入においても、集落内の全農家が農作業に従事する形での参加ではなく、すでに限られた労働力で対応しており、さらに専従者を位置づけるケース（A法人）や、今後の予定ではあるが責任者の採用を企図するケース（B法人）もみられ⁽²³⁾、集落内に人材が不足する場合は、新規参入者の受け入れも視野に入っている点も見逃せない点である。

こうした集落法人の展開の背景には、全戸参加型の集落法人とはいえ、農業従事が可能な集落内構成員が設立時よりもさらに限定されている点があげられる。すでにオペレーターは限られているが、畦畔の草刈りや水管理などの作業に従事できる構成員も減少しつつあり、そうした作業を集落法人が行わざるを得なくなっている。そのため、集落法人が経営収支を強く意識した事業展開を行うことに対して、地権者である構成員の相対的な発言権の低下があるのではないかと考えられる⁽²⁴⁾。

農業生産力の点では、労働生産性にきわめて偏った展開である点を指摘しておかなければならない。実際に多くの集落法人では、水稻作の単収が減少している。これは、米の販売面を意識し、収量よりも良食味米の生産を重要視しているためでもあるが、直播栽培や疎植栽培などの省力化技術、大型機械作業中心による倒伏回避の肥料設計など、より少ない労働力で米生産を行うための栽培体系を実施しているためでもある。これは、構成員の労働力の減少に加え、経営費としての労務費支出を抑えるための選択でもある。しかし、どうしても管理作業は疎かになり、適期作業が難しくなるケースもあり、大幅な単収減少につながることもある。また、地力の低下も否めない。野菜の品目選定においても、作業時間の長さが一番の選択指標になっているケースもみられる。こうした形での地域の農業生産力の再構築なのである。

今後、定年者が集落内に帰農する動きを本格化することも想定されている。しかし、経営収支を考慮に入れ、経営の多角化を図りつつある集落法人の事業活動にとっては、集落内の資源のみに依存した展開では限界がある。そのため、集落から相対的に独立した経営

展開は行わざるを得ないであろうが、それで集落内の農業・農地を維持することがどこまで可能であるか。広島県の集落法人の展開は、早くも大きな課題に取り組まなければならないのが現状である。

- 注（１）「集落農場型農業生産法人」とは、広島県が「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の中で用いている呼称であり、本節はそれに従う。なお広島県は集落法人を「集落（１～数集落）が１つの経営となって、集落の農地を１つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人」と定義している。
- （２）田代洋一「農業の協同を紡ぐ《９》経営所得安定対策等を斬る」『文化連情報』No.334, 2006年。
- （３）広島県農林水産部「集落農場型農業生産法人経営調査報告書」2005年。
- （４）安藤光義「集落営農の持続的な発展に向けて」安藤光義編著『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所, 2006年。
- （５）板橋衛「中山間地域における農協の農用地利用調整事業の展開と経営構造に関する研究」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告第三十一輯』家の光出版総合サービス 2005年。
- （６）重兼農場に関しては多くの論文で取り上げられているが、田代洋一『農地政策と地域』日本経済評論社, 1993年, 田代洋一編著『日本農業の主体形成』筑波書房, 2004年を参照。
- （７）石田良二「「集落農場型農業生産法人」育成と普及活動」『農業と経済』第68巻第6号, 2002年。
- （８）広島県農林水産部総括管理局農業活性化推進室集落法人育成グループ「広島県における集落農場型農業生産法人の育成」『農業と経済』第72巻第12号, 2006年。
- （９）広島県農林水産部「前掲書」2005年。
- （10）受託作業内容別の面積に関しては不明である。
- （11）文中でも述べたが、広島県の支援事業における面積要件の緩和から、園芸作物の導入を中心とした担い手型集落法人もみられるようになった。そこでは経営面積が小規模であり、受託面積も少ない傾向にある。2005年度までに設立された集落法人のうち受託を行っている担い手型集落法人に限ってみると、平均の受託面積は17.3haである。
- （12）長浜健一郎「地域資源管理と集落営農」『農業と経済』第71巻第5号, 2005年。
- （13）板橋衛「集落農場型農業生産法人経営における労務管理」『地域農業と農協』第35巻第4号, 2006年。
- （14）金子いづみ「集落営農と大規模農家の対等なネットワーク参加と調整活動」安藤光義編著『前掲書』2006年など参照。また、三原農協では、集落法人の協議会の事務局を務め、法人関連の機械の共同利用と営農集団や大規模農家をも含めた作業の調整を実施している（「日本農業新聞」2006年11月21日）。
- （15）広島県農林水産部「前掲書」2005年。
- （16）園芸作物の導入に関しての女性労働の位置づけに関しては、棚田光雄「集落営農展開の類型と課題」『近畿・中国・四国農研農業経営研究』第14号, 2006年, 安藤光義「前掲論文」安藤光義編著『前掲書』2006年を参照。
- （17）A法人では、オペレーターと呼ばずに従業員という位置づけである。
- （18）この従業員は2006年に地元に戻り、そこでトマト栽培を始めている。
- （19）その他、水道施設管理の委託や牛群検定の委託作業なども受けており、それぞれ、従業員が担当している。
- （20）受益者負担は12.5%であるが、法人化することにより県の補助を受け、5%にまで軽減すると見込まれた。
- （21）比較的平地に位置する1つの集落（約20ha）は法人に参加していない。
- （22）転作面積は町内で調整しており、山間地の水田における転作消化部分があるため、B法人には水稻中心の作付が可能になっている。

- (23) 棚田光雄「前掲論文」においても、園芸作目に関しては責任者の確保が重要な課題であると指摘している。
- (24) 田代洋一『前掲書』2006 年では、同様な指摘として、管理作業を協業組織側が行うことで生産者組織としての事業展開になると述べられている。

第 1 4 章

佐賀県における集落営農の動向

佐賀大学経済学部 品川 優

1. 統計データによる集落営農の姿

(1) 佐賀県における稲作推進運動と生産組織

佐賀県では、1995 年の新食糧法の施行を画期として、基幹作目である米の振興を図るため 1995 ～ 2000 年度に「佐賀米『活き活き』運動」を、01 ～ 05 年度に「さが 21 水田農業パワーアップ運動」を展開し(第 1 表)、さらに「新たな米政策対策事業」を 04 ～ 08 年度に実施している。

「活き活き」運動は UR 対策関連で実施され、3 本の柱から構成される。第 1 は、共同乾燥施設を核とした大規模農家・生産組織を「担い手」として 1,000 の「担い手」の育成・確保を目標としている。「担い手」の内訳は、大規模農家 100 戸・生産組織 900 である。第 2 は、高品質で低タンパクな米づくりを推奨し、1 等米比率やタンパク質含有量等の具体的な数値を掲げている。第 3 は、需要拡大を目指した販売体制づくりの構築を推進している。そして、この「活き活き」運動を引き継いだパワーアップ運動では、米だけでなく麦・大豆の目標値を新たに設定し、裏作や生産調整を含めた水田農業の高度利用とその活性化を図るものである。さらに「新たな米政策対策事業」では、「担い手」のさらなる育成・確保を図るために農業施設および農業機械に対する補助を打ち出している。

このように県主導による「担い手」づくりが展開したことも影響し、佐賀県では生産組織が地域農業に大きな役割を果たしている。

第 1 表 佐賀県における稲作推進運動の展開

佐賀米「活き活き」運動		さが21水田農業パワーアップ運動						
期間：1995～2000年度（UR対策関連）		期間：2001～2005年度						
（1）効率的・安定的な担い手づくり		（1）効率的・低コストな生産体制づくり						
生産組織数目標	900組織	生産組織・大規模経営農家数目標		1,000				
大規模経営農家数目標		100戸						
（2）高品質で特色ある米づくり		（2）売れる米・麦・大豆づくり						
①品質向上目標		①米の品質向上目標						
1等米比率	85%以上	1等米比率	整粒歩合	玄米水分	タンパク含量			
整粒歩合	80%以上	85%以上	80%以上	15%	6.8%以下			
玄米水分	15%	(コシヒカリ6.5%以下)						
②タンパク含有量目標値		②麦の品質向上目標						
ヒノヒカリ	7.0%	上位等級率	発芽勢	整粒歩合	仕上水分	タンパク含量		
コシヒカリ	6.6%	100%	98%以上	95%以上	12%	10～11%		
びかいち	7.2%	・ビール麦		2.5ミリ篩	12%			
あこがれ	6.8%	・大粒大麦	90%以上	い目以上				
③もち米の品質向上		・小麦	90%以上		12%	10～11%		
④優良品種の導入促進		③大豆の品質向上目標						
（3）信頼ある販売システムづくり		1等米比率	大粒率	仕上水分	タンパク含量			
①計画的・安定的な供給体制の確立		95%以上	70%以上	11～13%	40%			
②安定的な販路の確立と有利販売		（3）需要拡大を目指した販売体制づくり						
資料：「佐賀米『活き活き』運動推進対策事業実録集（2001年3月）」及び「さが21水田農業パワーアップ運動の概要」より作成。								

資料：「佐賀米『活き活き』運動推進対策事業実績集(2001年3月)」及び「さが 21 水田農業パワーアップ運動の概要」より作成。

(2) 佐賀県における生産組織の現状

1) 生産組織

佐賀県における生産組織の現状を確認するために、生産組織に参加した農家の割合と、生産組織の活動・取組の2つの側面からみていくことにする。なお、統計データ上の制約から2005年ではなく2000年の農業センサスを素材としている。

第2表 生産組織への参加農家状況

	生産組織 への参加 実農家数 (戸)	販売農家 に占める 割合	参加実農家数に占める割合 (%)			
			機械・施 設の共同 利用組織	受託組織	協業経営 体	オペレー ターとし て従事
全 国	345,902	14.8	80.8	34.3	7.6	21.8
北九州	55,795	23.5	90.7	53.4	3.3	15.1
佐 賀	23,497	66.8	98.7	89.3	0.7	13.4

資料：『2000年世界農林業センサス』より作成。

注：販売農家のデータである。

まず、生産組織に参加した農家の実態を示したのが第2表である。販売農家において、佐賀県で生産組織に参加した農家割合は7割弱と、全国および北九州を大きく上回っている。その具体的内容は、全国・北九州・佐賀ともに機械・施設の共同利用組織への参加が極めて高い点で共通している。しかし、受託組織については佐賀県のみ9割にもおよぶ農家が何らかの形で受託組織に関係していること、これに対し佐賀県の協業経営体およびオペレーターとして従事した農家割合は全国・北九州を下回る点が、佐賀県の特徴である。

他方、第3表は農家集団によって運営されている生産組織数およびその活動をみたものであり、佐賀県では761の生産組織が確認できる⁽¹⁾。事業種類は、全国および佐賀県では「共同利用のみ」が各46.7%・33.6%と最もシェアが高く、次に「共同利用・受託」がそれぞれ20.8%・30.5%と高い。さらに佐賀県では「栽培協定・共同利用・受託」が22.6%と高い点が特徴的であり、受託を行う組織を合計すると413組織と全体の54.3%に及ぶ。

第3表 事業種類別にみた農業生産組織 — 農家集団運営

	総組織数	単 一 事 業 組 織			複 数 事 業 組 織			
		栽培協定のみのみ	共同利用のみのみ	受託のみのみ	栽培協定・共同利用	栽培協定・受託	共同利用・受託	栽培協定・共同利用・受託
全 国	37,363	6,200	17,462	2,088	2,596	155	7,765	1,097
北九州	4,408	1,391	1,204	165	447	24	791	386
佐 賀	761	4	256	8	88	1	232	172
全 国	100.0	16.6	46.7	5.6	6.9	0.4	20.8	2.9
北九州	100.0	31.6	27.3	3.7	10.1	0.5	17.9	8.8
佐 賀	100.0	0.5	33.6	1.1	11.6	0.1	30.5	22.6

資料：表2と同じ。

注．「航空防除のみ」を行う事業体は除く。

この413組織のうち1組織のみ農事組合法人だが、残りの412組織は任意組合等の非法人であり、農家による任意組合の受託組織が佐賀県の生産組織の中心といえよう。

以上のことから佐賀県は、①生産組織に参加する農家割合が極めて高く、②したがって生産組織の活動が地域農業に大きな影響を与えるが、③生産組織の多くは農家集団が運営する任意組合・非法人であり、④その活動内容は協業経営体のような経営にまで踏み込んだものではなく、⑤多くが受託組織としての活動が中心であり、⑥受託組織においてもオペレーターとして従事する農家は限られており、⑦参加農家の多くが作業の中心的役割を担っているものではない、というのが統計データからみた佐賀県の実態である。

2) 集落営農

では、受託組織という農業生産過程における共同化を図っている生産組織に対し、その地域基盤を主として農業集落とする集落営農がどのくらい設立されているのであろうか。後にみるように、多くは受託組織と集落営農は重複するものであるが、以下ではその設立状況を確認する。

2007年の集落営農実態調査報告書によると、佐賀県では684の集落営農が確認できる。前年の06年は332組織であり、この1年ほどの間に2倍の集落営農が立ち上げられたことが分かる。そのうち法人は、06年はゼロであったが、07年には農事組合法人5組織と有限会社1組織の6組織が法人化している。しかし99%が非法人であり、非法人率は全国平均よりも約10ポイント高い。また、水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)との関係で特定農業法人および特定農業団体の設立状況を確認すると、684の集落営農のうち、前者はゼロ、後者は11団体と少ない。これに対し、同対策の秋期加入申請状況(07年9月)は、特定農業法人は明記されていないが、特定農業団体は13団体、それに準ずる団体が454団体と準ずる団体が圧倒的多数を占めている。

このように特定農業団体数が両統計ともにほぼ同じであることから、集落営農と特定農業団体はイコールの組織といえることができる。それを踏まえると、準ずる団体も集落営農とほぼ同一とみてよいであろう。したがって、佐賀県の品目横断への対応は、集落営農の

準ずる団体によって対応しているのが現状であるといえよう。なお、08 年 3 月時点の設立状況では、特定農業法人が 2 法人立ち上げられ、特定農業団体も 24 団体と 10 団体近く増えている。

以上のことから、佐賀県では品目横断対策の開始に合わせ、特定農業法人や特定農業団体が設立されつつある。多くは準ずる団体による対応であり、農業経営実態をとみなわかない組織といえる。そのことは、先述した佐賀県の生産組織が作業受託を中心とした組織である点と重複しよう。そこで以下では、これら作業受託を中心とする集落営農の現状と課題について、実態調査にもとづきみていくことにする。

2. 佐賀県平野部における集落営農の実態－A 市 B 町の事例（2005 年調査）

（1）B 町の農業概要

B 町は、筑紫平野のほぼ中央に位置する平地水田地帯である。集落数は 51、総農家数 1,025 戸(2000 年)、水田 1,436ha・畑 16ha であり(02 年)、作目別の作付面積は米 1,000ha、裏作麦 1,100ha、転作大豆 400ha の米・麦・大豆生産地帯である。米・麦・大豆以外にも、イチゴ・アスパラ・小ネギといった園芸作目が盛んであり、米・麦に園芸を加えた園芸複合農家が増加している。さらにはアスパラ・小ネギへの傾斜を強め、米・麦に手が回らなくなった農家が米・麦から離脱し、園芸作目に特化・単一化する農家もみられつつある。圃場整備は、1974 年から取り組み 99 年にほぼ完了している(整備率 95%)。1 区画平均 40 a と大きく、用・排水力が強い水田の汎用化が可能であり、米・麦・大豆の生産に適している。そのため標準小作料は 10 a 2 万 7,000 円と県内でも高い(県平均 2 万 1,635 円)。

米の主力はもち米(ヒヨクモチ)で 600ha 作付けしている⁽²⁾。うるち米はヒノヒカリを中心に 330ha、もち米種子が 70ha である。B 町には農協の 3 つのカントリーエレベーター(C E)と種子センターがあり、この 4 施設で 1,330ha と町内の水田をほぼカバーしている。その結果、農協出荷率も 97 % と高い。麦は昔から裏作で作ってきたが、大豆は転作面積の増加とともに 98 年頃から本格的に着手し、現在作付面積の 80 % が集団化・ブロックローテーション(B R)に取り組んでいる。

経営規模別の農家状況をみると、B 町では半分の農家が 1～3 ha 層に位置し、4 ha 前後の比較的規模の大きな農家も多く形成されている。また、多くの集落ではほぼ集落単位で受託組織を設立している。当初は米・麦の受託組織であったが、転作大豆の取組とともに大豆の受託組織が立ち上げられ、役場資料によると米・麦の機械利用組合が 30 組織、大豆機械利用組合が 21 組織あり、7～8 割の集落でいずれかの組織が設立されている。ただし、これら組織の活動は収穫作業の受託に限られている。

このように B 町は佐賀平坦地に位置し、県内でも米・麦・大豆の主要な生産地帯である。その生産の大宗を担っているのが、1～3 ha 層の農家、米・麦・大豆の機械利用組合、園芸複合農家である。これら 3 者がどのような位置関係にあり、B 町の米・麦・大豆生産に取り組んでいるのかについて、B 町の中でも活発な K 1 機械利用組合と A 営農組合の現

状をみていくことにする。

(2) B町における集落営農

K 1 機械利用組合(以下「K 1 組合」)とA営農組合(以下「A組合」)の概要について整理したのが第4表である。いずれも集落を基盤に設立している。設立理由は、K 1 組合は大区画圃場整備を画期とした大型コンバインの導入とその経費節減である。A組合は、コンバインの更新時期を迎えた農家が複数いたこと、高齢化で担い手が枯渇していること、それらを踏まえこれからは個人で農業をする時代ではないということが集落営農を立ち上げた理由である。

第4表 B町の集落営農の活動概況

		K 1 機械利用組合	A 営農組合
設立年次		1985年	2004年
農家戸数		16戸	37戸
参加農家戸数		15戸	37戸
参加面積		40ha	42ha
組合費 (10 a 当たり)		7,500円	4,500円
受託面積	水稻	収穫 26ha(集落内)	収穫 29ha(集落内)
	麦	収穫 40ha(集落内)	収穫 31ha(2集落)
	大豆	K 1 大豆機械利用組合	A大豆機械利用組合
		収穫 30ha(3集落)	収穫 20ha(2集落)
受託料金 (10 a 当たり)	水稻	3,000円	3,500円
	麦	2,500円	3,500円
	大豆	8,000円	8,000円
オペレーター		7人	13人
		うち5人が中心 園芸複合4 米・麦1	うち5人が中心 園芸複合3 米・麦・園芸1 米・麦・酪農1
オペレーター賃金		2,000円/時	1,200円/時

資料：ヒアリング調査(2005年)及び「水田農業ビジョン」より作成。

そこで、両集落ともに集落の全農家に集落営農の立ち上げを呼びかけている。当初は、機械を更新してあまり時間が経過していない農家や様子見の農家、個人でしたい農家などが参加しなかったが、現在ではA組合はすべての農家が、K 1 組合は1戸を除きすべての農家が参加している。

オペレーターは、K 1 組合が7人(30代3人・40代1人・50代3人)であり、常勤の兼業農家を除く5人の農業専従者が中心となって作業をこなしている。その5人が、K 1 集落のすべての認定農業者である。5人のうち4人がイチゴ等の園芸複合農家であり、米・麦の土地利用型は1人のみである。A組合のオペレーターは合計13人(20代2人・30代3人・40代2人・50代4人・60代2人)、このうち常勤の兼業農家が8人を占め、それ以外の5人の農業専従者が中心となり作業をしている。この5人のうち、2人が米・麦の

土地利用型であるが、それに加えイチゴ(22 a)や酪農(30 頭)もする複合農家である。残りの3人は、アスパラなどの園芸専従農家である。したがって、K1組合・A組合ともに園芸農家あるいは園芸複合農家を中心とする集落営農といえる。

2つの集落営農は、第4表に示すように、米・麦の収穫作業のみを受託する組織である。収穫作業の範囲は、基本的には集落内に限定している。ただし、A組合の麦のみ2集落にまたがっているが、集落外からの受託面積は1 ha ほどでしかいないため、ほぼ集落内に限定しているといつてよい。ただし、先に全戸参加の集落営農であることを記したが、機械更新などのタイミングの問題もあり、現段階では集落営農が集落の全面積をカバーしているわけではない。また、収穫作業以外については、各農家が個別に作業を行っている。

他方、転作作物である大豆は、両集落ともにK1組合・A組合とは別個の農協主導により立ち上げた大豆機械利用組合(以下「大豆組合」)が受託作業を行っている。大豆組合のオペレーターは、両組織ともK1組合・A組合のオペレーターと重複している。大豆も米・麦同様に、収穫作業のみの受託であり、K1大豆組合は3集落、A大豆組合は2集落で作業受託をしている。

米・麦の作業料金は、K1組合の場合、作業に要したコストを面積割りしたものが表中の金額である。A組合の作業料金は、A組合が独自に算定したものである。大豆は、農協が設定する作業料金を徴収している。なお、A組合は生産資材のみ代表者名義で一括購入をしている。

K1組合としては、K大豆組合との統合を図り、さらに統合したK組合が収穫作業だけではなくその他の作業も行う体制にもっていくことが今後の課題と考えている。

他方A組合は、A大豆組合との統合を図るとともに、2010年を目標に法人化を目指している。その際、従来は補助金の減少回避を目的に農家が組織に参加する形であったが、今後は法人が将来の姿を提示し、その姿に合わせて参加してもらうことが必要と指摘している。では、その姿とはどのようなものであるのか。A組合は、第4表に示すように隣接集落の麦・大豆の収穫作業を受託していることから、規模の拡大は当該集落までを念頭においたものに限定している。そして、限られた地域範囲の中で、地元農産物の加工販売や有機栽培など付加価値を高める取組・多角化を模索する方向である。

3. 佐賀県条件不利地域における集落営農の実態－C市D町の事例(2004・2006年調査)

(1) D町農業の概要

佐賀県北西部に位置するD町は、八幡岳・作礼山に囲まれた中間農業地域である。2000年の総農家数は598戸、経営耕地面積は576ha、そのうち水田が493ha(85.4%)を占めており、水田中心の地域といえる。作目は米(農業産出額1位で4億円、36.7%)を中心に、イチゴ・タマネギが盛んである。認定農業者は32人(2005年現在)だが、そのほとんどが

イチゴ中心の園芸農家であり、面積要件をクリアする米・麦・大豆の「担い手」となりうるのは3人程度しかいない。圃場整備率は約85%，平野部では1枚30aほどになるが山間部では10～15a程度と小さい。

現在30集落のうち11の集落で集落を基盤とする機械利用組合が立ち上げられている。このうちのいくつかの機械利用組合については後述するが(第5表)、大きな特徴として、第1に多くの機械利用組合の対象作目が米、麦、大豆のいずれか1作目であり、3作目を複合的にカバーしているわけではないこと、第2に収穫作業の受託だけを行う機械利用組合が多いこと、第3にその受託面積はおおむね10ha前後であること、である。したがって、現時点において事業内容や受託規模等いわゆる「担い手」要件を満たす段階にあるわけではない。

(2) 地域間調整と米・麦・大豆の取組

佐賀県の条件不利地域において、米および麦・大豆を取り上げる際に注目すべきことは、2000年から県単事業として地域間調整円滑化対策事業を実施していることである。地域間調整は、平野部が山間部の生産調整面積分を引き受け、その代わり山間部は生産調整を行わず米を作付けする制度である。当初は、山間部の農家と県が10a当たり7,500円ずつを拠出し、佐賀県農協中央会を斡旋役に生産調整義務を引き受けた平野部農家に対し1万5千円を支払っていた。しかし、04年の県単事業の終了にともない佐賀県が撤退したため、05年からは県農協中央会が同制度を引き継いでいる。ただし、県中央会による拠出金はなく、その分農家の拠出金を1万円に引き上げる措置がとられている。

こうした取組は、圃場1枚の面積が小さいこと、水はけがあまりよくないこと、さらに気温の問題を抱えること等農地条件や自然条件が厳しく麦・大豆の生産が困難な条件不利地域に対し、大区画農地と暗渠排水という麦・大豆生産に有利な生産条件を有している佐賀平野部との間で、それぞれの有・不利をカバーし活かしていこうとするものである。D町では、農家の拠出金の引き上げにより10haほど地域間調整の利用面積が減少し、06年度は45haとなっている。とはいえ、現在も生産調整面積の4割近くを地域間調整で処理しており、その意義は大きい。その他の生産調整の形態としては、農業機械が入らない・水が少ないのですぐ田が日焼けする・水のかかりが悪い等の理由で自己保全管理が約35haと大きく、次にイチゴ14ha、実績算入13ha、大豆5.5haと続く。また麦の作付けが21haあるが、転作麦はほとんどなく、大部分は裏作麦である。

他方、米に関しては地域間調整を活用して生産を確保するとともに、01年からタンパク質含有量の少ない極低タンパク米(タンパク質含有量6.0%)および低タンパク米(同6.0%)づくりに取り組み、米の付加価値を高める方向を追求している。これらの米生産は農協管轄のもと行われており、集落を基盤とする任意の機械利用組合およびその集落で、カントリーエレベーター(CE)を利用するものに限定している。その理由は、第1に農業労働力の高齢化が進む中、「ゼロ」から極低・低タンパク米の生産と普及を図ることは困難であると判断し、すでに立ち上げられていた機械利用組合をその受け皿としている。第2に

一定のロットを確保するためには、機械利用組合や集落単位での実践が必要であること、第3に佐賀県の特徴である共乾施設の利用率がD町でも 85.6 %と高く、C Eを通じた品質の均一化や管理が可能であるためである。

特に極低タンパク米については、農業の取組に熱心な機械利用組合(集落)であること、さらに一定の技術要件(株間や植え付け本数、中干しや水通し等基本管理の徹底)をクリアしていることを基準に、農協が指定した3つの機械利用組合に限定している。

06年において、低タンパク米は11の機械利用組合で生産しており、その面積も01年の20.4haから06年には115.4haと5.7倍に増えている。同様に極低タンパク米は、02年6haから06年23.7haへ4倍に増加している。

このようにD町は、麦および大豆の生産が困難な条件不利地域に位置するために、地域間調整を活用して米生産にこだわってきた地域である。そのため、品目横断の導入がD町の麦・大豆生産に大きな影響を与えるものではない。とはいえ、わずかではあるが麦・大豆に取り組んでいる集落営農もそれぞれ1組織存在する⁽³⁾。

そこで麦・大豆に取り組んでいる集落営農の実態を確認するとともに、米については極低タンパク米に取り組むK2機械利用組合(以下「K2組合」)とT機械利用組合(以下「T組合」)を対象にその実態をみていく。

(3) D町における集落営農

1) 麦・大豆に取り組む集落営農

D町で麦に取り組む集落営農はS営農組合、大豆はI大豆組合である。その概要は第5表に記しているのので、ここではそれ以外の内容について簡単にみていくことにする。

第5表 D町における主要な機械利用組合の実態

組織名	S 営農組合	I 大豆組合	K 2 機械利用組合	T 機械利用組合
設立年次	2003年	1989年	2002年	2002年
農家戸数	36	60	13	23
参加農家戸数	24	60	11	10
水田作付面積	28ha	24ha	17ha	28ha
受託面積	米：収穫 20ha 麦：収穫 5ha	大豆：播種 4.5ha 収穫 4.5ha 乾燥 4.5ha	米：収穫 11.5ha	米：田植 5ha 収穫 8ha
活動範囲	集落内	集落内	集落内	集落内
オペレーター		3人 50代中心 (米・麦中心)	7～8人 40代後半～70代前半 (イチゴ農家)	3人 60代 (イチゴ農家)
オペレーター賃金		1,500円/時	2,000円/10a	1,400円/時
極低タンパク米	×	×	○	○
低タンパク米	○	×	○	○

注. ヒアリング調査(2004年・2006年)より作成。

S 営農組合は、S 集落を基盤に米の収穫作業の受託組織として立ち上げられた。しかし、コストの削減やコンバインの稼働率の向上、利用料金の確保を図る必要性に迫られる中、麦の収穫作業にも取り組むようになった。それは換言すると、米の集落営農として続けて

いくためには、麦にも取り組まなければならないことを意味する。とはいえ、麦の受託面積は5 ha 程度に過ぎない。S 営農組合としては、条件不利地域のため麦をつくるのが難しいこと、過去の実績に対する交付金であるため生産拡大のインセンティブが弱いことや今後の政策展開が不透明であることなどを理由に麦をどのようにすべきか模索中である。

他方、I 大豆組合は、当時の集落区長が提起したブロックローテーション(3年に1回)に対応すべく播種機を購入したのがきっかけである。近年では、中山間直接支払いの集落共同分を活用しバインダーや箱洗浄機等の機械を購入している。受託作業とその面積は表のとおりである。I 大豆組合としては、構成員に50歳代以下の年齢層がいないこと、ブロックローテーションも3まわりしたこと、産地づくり交付金への変更にもとない助成金額が2万円ほど少なくなったことなどを理由に、2年ほど前から大豆生産から撤退することを検討している。

2) 極低タンパク米に取り組む集落営農

K 2 組合・T 組合ともに集落を基盤に立ち上げている。K 2 組合を立ち上げた理由は、大型のコンバインの導入とその経費の節減にある。組合費はなく作業料金収入で運営し、補助金と融資によりコンバイン1台を購入している。他方、T 組合は年間1戸当たり1万円の組合費と作業料金収入により運営している。農業機械は、県単補助(1/2 助成)と残額を戸数割り7・面積割り3の比率で参加農家が負担し、田植機1台・コンバイン2台を所有している。

オペレーターは、K 2 組合が7～8人で、いずれもイチゴをメインとする農業専従者である。そのため、オペレーターとしての時間がなかなかとれないのが実情であり、お互いに都合の良いときに当番を決めて作業をしている。T 組合のオペレーターは3人であり、いずれもイチゴを中心とする農業専従者である。したがって、K 2 組合・T 組合ともに園芸複合農家を中心とした集落営農であり、稲作作業の省力化とイチゴへの労力の集中を図るための組織といえる。作業料金は各機械利用組合が独自に設定しており、K 2 組合は収穫作業を1万3,000円、T 組合は田植え5,000円、収穫1万2,000円と両組合ともに標準料金より低く設定している。

K 2 組合・T 組合ともに田植えや収穫作業のみを行う受託組織である。T 集落の水田作付面積27.6haのうち極低タンパク米が8.9ha、低タンパク米が約10haほどであり、残りが結果としていずれにもならなかった普通米である。27.6haのうちT 組合がカバーする受託面積は、田植え5 ha・稲刈り8 haである。他方、K 2 集落の水田作付面積は17ha、そのうち極低タンパク米は9.3haであり、K 2 組合は11.5haの収穫作業を受託している。

K 2 集落では、生産調整の多くは先の地域間調整を活用しており、転作している人も5人しかおらずすべてバラ転である。K 2 集落も、排水が悪いこと、1区画平均10～15aと小さいこと、転作で収益をあげる可能性のある作目がみあたらないこと、イチゴを転作作物とした農地では施設を動かすことが出来ない等の理由で生産調整の本格化・団地化は

困難なようである。他方、T集落はイチゴがメインの集落であり、転作もイチゴによってクリアしている。

K2集落では、今後の水稲作業はK2組合を前面に進めていく予定である。集落では近50代後半の3人が定年退職を迎えるため、この3人がK2組合のリーダーとして活躍してくれることを期待している。また、K2組合へ借地の要望が出てきているが、任意組織は借地ができないため法人化について話し合いをしている。法人化の際には、集落内だけではなく大字をカバーすることも視野に入れている。他方T組合は、その役割として極低タンパク米の生産に加え、あと5年ほどで完全自作できない人が多く出てきたときの受け皿と認識している。つまりT組合は、完全自作から部分委託への移行とその対応を念頭においている。したがって、現段階においてT組合は、法人化まで視野に入れているわけではないことがK2集落との大きな違いである。

4. まとめ

以上簡単に、佐賀県の集落営農の実態を平野部と条件不利地域に区分してみた。いずれも品目横断が本格的に始動する直前に調査したものであり、始動後の姿を示したものではない。しかし、県内の他地域における始動後の集落営農をみると、本稿で取り上げた実態とあまり変化がみられなかった。だが、ここでは必要な範囲で品目横断が施行された後の集落営農の実態も踏まえ、佐賀県の集落営農の特徴や課題について若干の考察を行うことにする。

第1に、統計分析および実態調査で確認できたように、佐賀県の集落営農は作業受託が中心であり、その作業も一部作業(その多くは収穫作業)に限られているのがほとんどであった。しかも集落営農が1つではなく、米・麦に対応した営農組合と転作大豆を受託する機械利用組合が別組織として存立していた。しかしそのオペレーターは重複しており、現場でも両組織の統合を大きな課題の1つとみている。

さらに、品目横断の施行により、全国的にはその対応として集落営農の法人化や特定農業団体化が進められている。しかし、佐賀県ではあまり進んでおらず、品目横断が施行された現在も依然一部の農作業の受託組織にとどまっている。受託組織にとどまる背景や要因それ自体の探求が不可欠であるとともに、品目横断から一線を画している理由の整理も必要であろう。先のB町では、品目横断の施行に関係なく、実態や実績ではすでに麦や大豆の収穫作業の受託を大規模に展開している。むしろ品目横断への対応の点では、当面は「準ずる団体」でもよいとし、品目横断に完全にのるべきかどうかを慎重に判断しているように思われる。

第2に、平野部・条件不利地域を問わず調査事例では、オペレーターの中心が園芸専従あるいは園芸複合農家であった。例えば、K1営農組合の園芸複合農家のオペレーターをみると(表省略)、彼らの生産販売額に占める園芸作目の割合は52～85%と園芸作目が過

半以上を占めている。他方、米・麦についても 250 ～ 400 a とかなりの経営規模を有しており、両方に軸足をおいた中規模園芸複合農家である⁽⁴⁾。したがって、彼ら中規模園芸複合農家が受託組織での活動を通じて、米・麦・大豆の生産を支えているのが実態である。問題は、販売額の高さから園芸作目への特化と米・麦からの離脱がみられる地域もある中で、安定的に彼らをオペレーターを中心としてつなぎとめることができるかが問われている。

第 3 に、佐賀県では共乾施設の利用率が高いことが特色であった。B 町の 2 つの集落営農は、集落営農の法人化の先に 1 つの可能性として C E 単位での組織化を視野に入れている。B 町の場合、平均すると 1 つの C E で 300ha 強の水田面積をカバーしていることになるが、300ha 強の集落営農がどのようなものであるのか、その姿と実現可能性を探ることも大きな課題の 1 つといえよう。他方、条件不利地域の D 町では、極低・低タンパク米の生産を C E 利用者に限定していた。そのことは、C E を土台として集落営農や当該集落の農家が極低・低タンパク米の生産を行うという点において、C E 単位の 1 つの緩やかな協業体とみることもできる。

また、共乾施設単位の大きな意味が、出荷の一元化や販売名義の移譲にある。つまり、C E ですべての米が混合するため、出荷の一元化や販売名義の移譲を躊躇させる「自分の米」という概念が、佐賀県では比較的弱い状況にある。このような捉え方が、米生産が盛んな東北や北陸で可能であるのかどうかも含め、共乾施設単位の集落営農の実現可能性と普遍化の可能性について考察する必要がある。

第 4 に、条件不利地域の集落営農は、ほぼ米を対象とする組織であった。D 町の場合、県独自の地域間調整を活用することによって、条件不利地域で転作麦や大豆に取り組む集落がほとんどないことがその背景にある。しかし、先述したように地域間調整は、条件不利地域が抱える農地条件や自然条件によって麦や大豆の生産がそもそも困難であることをベースに導入した施策である。したがって、条件不利地域における麦・大豆生産の問題は、佐賀県に限らず全国的な問題と捉えることができよう。そして条件不利であるが故に、麦・大豆からの離脱、より究極的には生産調整からの離脱と D 町でみられた高付加価値米への特化が、今後条件不利地域で拮据する可能性も否定できない。

他方、政策論からみると、昨今大規模農家や法人・集落営農に政策対象を絞り込み、さらに作目も水田・畑(米・麦・大豆)に重点をおく傾向にある中で、条件不利地域では上記の理由から品目横断はほとんど関係ない。実質的に条件不利地域が参加できる政策が、中山間直接支払い(地域によっては農地・水・環境対策にも参加)に限られつつある。05 年農林業センサスから中山間地域の詳細なデータが公表されなくなるなど、改めて中山間地域の位置づけが問われている。

注

(1) 『2000 年世界農林業センサス』によると、佐賀県では農家以外の農業事業体 59 に対し、農業サービス事業体数は 515 と組織の大部分は農業サービス事業体である。515 の農業サービス事業体のうち、法人組織が 97 (農事組合法人 1・会社 3・農協等 93)、非法人である任意組合等が 412 と法人化されていない組織が多くを占めている。

ちなみに、この非法人である 412 の任意組合等と農事組合法人 1 を合わせた 413 組織が、本文中で用いる農家集団運営の受託組織である。

(2) 佐賀県のもち米については、元木靖「佐賀県の米作におけるモチ米生産の発展」(『筑波大学人文地理学研究』11 号, 1987 年) を参照。

(3) D 町で麦を作付けしているのは、4～5 ha 規模の農家 3 戸と本文中で扱う集落営農だけである。同様に、大豆の作付は個別農家 1 戸 (1 ha) と本文中の集落営農 (4.5ha) だけである。

(4) 2005 年農業センサスをみても、都府県・北九州・佐賀県ともに経営規模が大きくなるにしたがい複合農家の比重が高くなっている。しかしその程度は異なっており、複合農家のシェアが 1 割を超える層は、都府県 4～5 ha、北九州 1.5～2 ha、佐賀県 1～1.5ha と佐賀県はその分岐階層が低く、さらに佐賀県では経営規模が大きいほど複合経営農家であることが分かる。もちろん、複合経営農家のすべてが園芸関係とは限らない。しかし、準単一複合経営においても、3～5 ha といった中規模層では「施設野菜が首位」の割合が高く、特に佐賀県では 1 割近くを占めており (都府県では約 3% のシェア)、佐賀県では園芸作目との複合経営が比較的多いことがみてとれる。

第 15 章 北九州稲麦大豆輪作地帯における品目横断的 経営安定対策への対応

一 生産組織の集落営農への再編と個別経営の 戦略 一

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構

九州沖縄農業研究センター 笹原和哉

1. 背景

2005年10月に品目横断的経営安定対策（以下、同対策）⁽¹⁾ が発表され、2007年度から実施された。同対策は都府県において、4ha以上の認定農業者と、20ha以上の規模がある特定農業団体および特定農業団体と同様の要件を満たす農作業を行う農作業受託組織（以下、集落営農）、を今後の制度上の担い手として位置づけている。品目横断的経営安定対策実施要領^[2]は集落営農を担い手とする場合の要件として、(ア) 農用地の利用集積目標の設定(イ) 農業生産法人化計画の策定(ロ) 定款または規約の策定(エ) 経理の一元化を求めている。

同対策の担い手に対してのみ麦、大豆を作る際には、かつての麦作経営安定資金と大豆交付金相当の金額が与えられることとなった。周知の通り、麦、大豆作は生産費よりも本体価格が低く、麦作経営安定資金と大豆交付金は生産費と本体価格の差を埋める役割を果たすものであった。従って、原則4ha以下の経営は当時麦および大豆の生産を続ける意思があれば、言い換えれば水田転作を行う気があれば、集落営農の構成員にならざるを得ない。そこで、05年～06年にかけて、政策に対する現場の対応は、極力多くの経営主を今まで受けていた交付金に相当する金額を受け取るために集落営農の構成員とすることへと変容した。各集落営農が効率的かつ安定的な農業経営へと発展することは、その後の課題となっている。

2007年2月現在水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農数は九州全体で1,504件である。集落営農を構成する農業集落数規模別の集落営農数は、「1 農業集落」で構成される集落営農が最も多く全体の66.8%、次いで「2～4 農業集落」が23.2%、「5 農業集落以上」が10.0%である。

北九州における水田作は、佐賀、福岡県からなる筑紫平野を中心として夏作に水稻作および転作としての大豆作、冬作としての麦作から構成されることが、典型的な作付体系となっている。稲麦大豆生産に当たり、平地を中心に集落単位の作業ごとの組合が多く設立されてきた。米麦機械利用組合、大豆生産組合には、経営規模の大小は関係なく、共同で

稲、麦、大豆を生産してきた。

佐賀県においては、2007年8月現在全国2位の件数となる473件の「集落営農組織」が設立され、共同乾燥施設の利用協議会やJA支所を核とした集落営農の形成も再編策の選択肢となったが、41件(388集落を内包)となっている。単一集落で纏まる集落営農が288件、複数集落単位の集落営農が144件(472集落)であり、稲麦の機械利用組合、大豆生産組合を再編元の組織とすることが多い。⁽²⁾ 中山間の一部を除き、ほぼ集落営農によってカバーされたという。また、約4800の認定農業者がいる。福岡県においては各単一農協が再編に当たって、米麦機械利用組合や大豆生産組合が集落営農の基盤となるよう指導し、多くの組織は従っている。なお、中原^[1]によると、福岡県では県内の平地において水田上に米麦機械利用組合や大豆生産組合に代表されるような何らかの生産組織がカバーしている割合は、5割近くに達していた。

その際、組合に属していた4ha以上の認定農業者は、集落営農の中に属するか、外に出るかという選択を行うこととなる。中原^[1]は集落営農に加わらない個別経営の担い手がいる集落は福岡県では県全体で50%に達しているという。つまり両県とも平地においては、既存の米麦機械利用組合、大豆生産組合を核とした再編があり、そこに個別の認定農業者も存在する集落が多く形成されているのである。4ha以上の認定農業者にとっての今回の再編は、彼らが集落営農との関係を選択する機会でもあった。合流または自ら集落営農を率先してゆく、分離して競合する、構成員とはならずとも協力し合う関係となる、等の選択肢があった。集落営農の要件(エ) 経理一元化は認定農業者にとって、集落営農に合流しにくい一因となった。その際一方、集落営農に属する構成員にとっては、認定農業者は競合相手でもあるし、将来のリーダーかもしれないのであり、今後同一集落内にいる認定農業者との関係は重要な問題となりうる。

2. 目的および方法

(1) 目的

本稿の目的は、北九州稲麦大豆輪作地帯において、同対策を背景に、3件の集落営農について、形成に至るまでの中心的農業経営者(以下、集落営農形成担当者)と同一集落に位置する集落営農に加わらない認定農業者である経営主、計6主体の対応から、それぞれのどのような将来の展望のもとで、新たな集落営農とそこに加わらない個別経営の関係が形成されたかを示す。それぞれは形成される予定の集落営農という枠を意識して将来展望を考えなければならず、将来の方向性をどう考えたか明らかにする。その際、各経営の主体が同対策による集落営農に対して肯定的かという視点と、将来展望があるかという視点にて、実態を整理する。

(2) 対象時期と対象地域の概要

本稿は、品目横断的経営安定対策が発表されてから集落営農が形成される時期(2005年

後半～2006年)を対象にして、集落営農形成担当者と同地域に成立する個別経営に対して聴取調査を行った。担当者、個別経営らが在住する地域は筑紫平野の稲麦大豆産地(福岡県朝倉郡筑前町)を対象にする。以降、筑前町の状況について概説する。

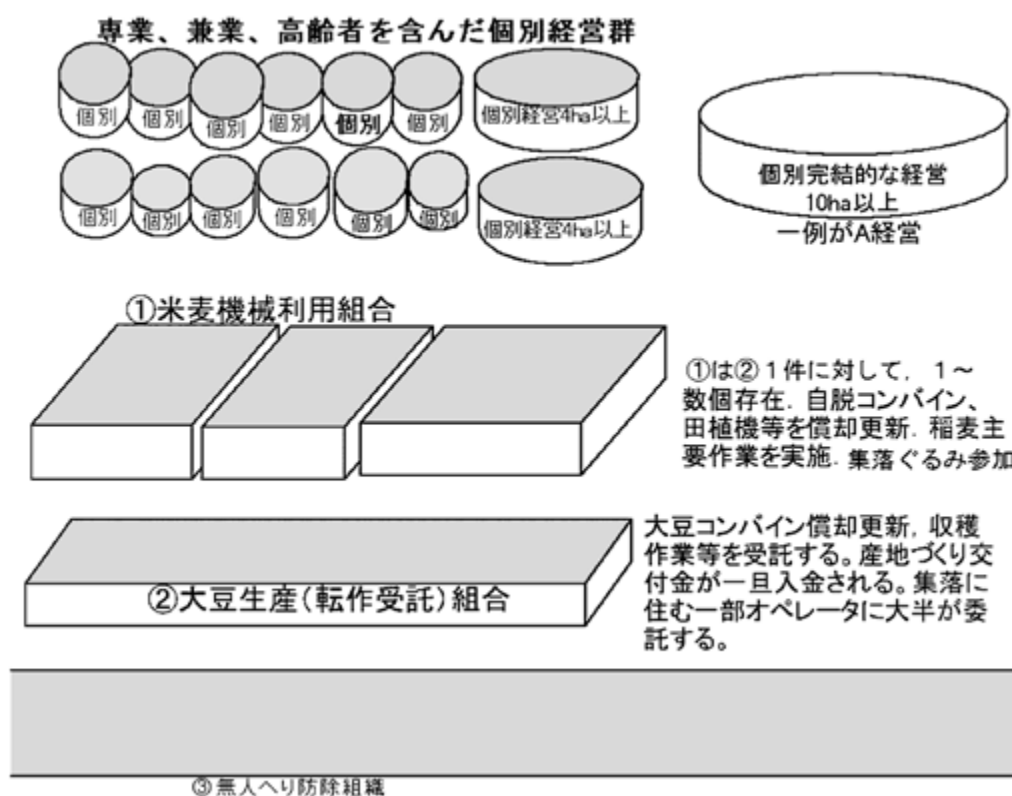
筑前町は水田農業が盛んであり、平均規模が2haを超え、耕地利用率は150%に達している。平均でも延べ3ha以上を作付することになる。同町は、約40%の転作率に対して大部分は大豆の生産が推奨され、町内を8ブロックに区分してブロックローテーションを実施し、転作目標を達成させている。

第1表 当該地域に見られる重層的な生産組織の構造

	共同作業	受託作業	範囲	出役
①(米麦)機械利用組合	田植 (一部水稲直播) 水稲収穫 麦収穫		最も狭い	全組合員
②大豆生産(転作受託)組合		大豆播種 大豆収穫	①より広い	オペレータ
③無人ヘリ等防除作業受託組織		稲、大豆の防除	②よりさらに広い	オペレータ

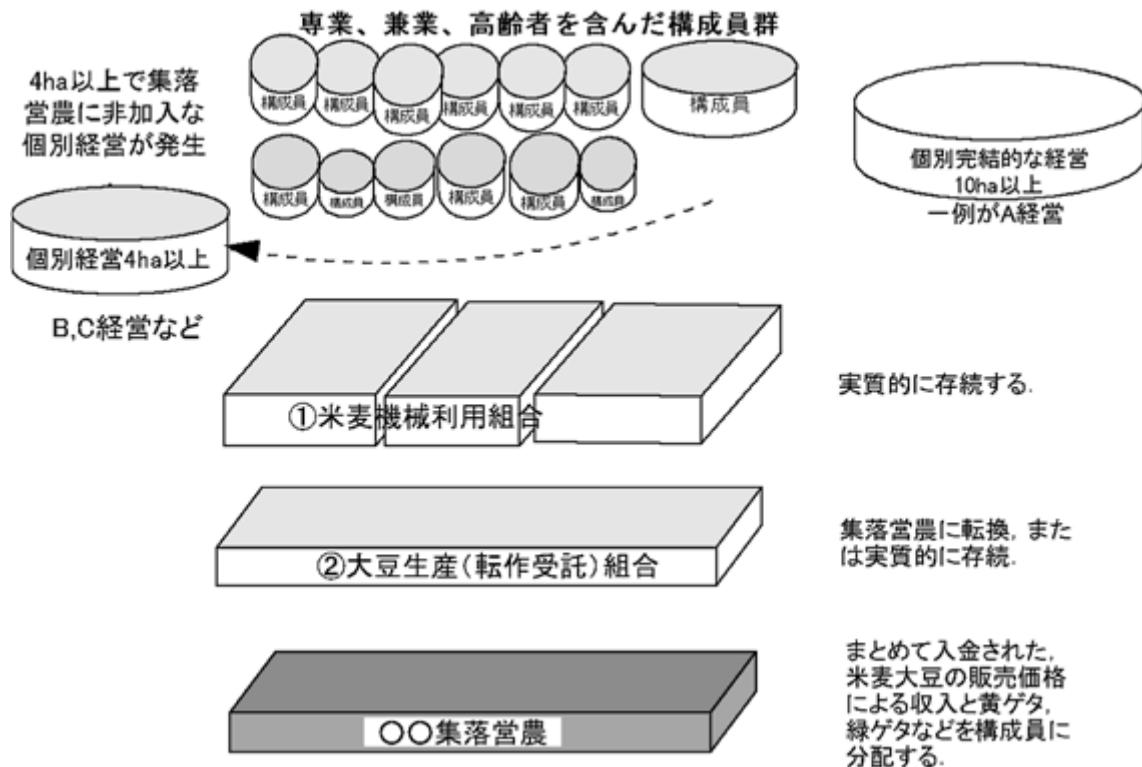
同町内は農作業の生産組織について、北九州の水田農業にて多く見られる、共有する高額農業機械ごとの組織が各集落に重層的に存在している。農作業の単位に応じて、作物や作業ごとの組織が形成されてきた。①は集落やそのうちの数戸を単位にした共同作業等が可能な稲作と麦収穫作業、②は大豆コンバインなどを償却するため、1～数集落の作業単位が求められる大豆収穫、播種作業、③はさらに広域な作業面積が必要な無人ヘリによる防除作業等を行う組織である。それらが重層的に活動してきた(第1表および第1図)。

第1図に示す①②③各組織のオペレータや、リーダー的存在は共通していることが多い。また、②の作業は組織に委託しているが、①は保有する機械を用いて個人で行うという経営も存在する。



第1図 当該地域に見られる重層的組織の構造

JA筑前あさくら管内においては、同対策への対応として、1～2集落単位にあることが多い大豆生産組合をベースに集落営農が形成されることがひな形として提唱された。原則的に各大豆生産組合長が06年の麦作作付前までに要件を満たす作業（規約を定め、計画を提出）を行い、集落営農に組織を転換させる手続きを行うこととなった。同JAは保有する機械を効率よく使うため、ある程度大規模な集落営農からスタートさせようと、現場には20haを満たすだけでなく、40ha以上を推進し、集落営農に対し、経営する意識を持たせようと指導している。



第2図 対象地域においてJA, 町が主導した集落営農のひな形

集落営農が形成される以外に、第1図から第2図へ変化した点は、集落営農に加わらなくても交付金をもらえる4ha以上の経営の一部が、集落営農には加わずに個別で認定農業者になることを選択した点にある。

以下、同町のX, Y, Zの3集落を対象とする。各集落の4ha以上であるA, B, C経営はそれぞれの理由から集落営農には加入していない。

(3) 将来展望

本稿では農業経営の将来展望という、曖昧な言葉を使うため、位置づけを記す。一言で記すと、「将来を頭に描き計画を立てること」を指す。具体的には四つの項目について質問し、具体的な答えがあるかないか次第で、展望があるかないかを判断する。

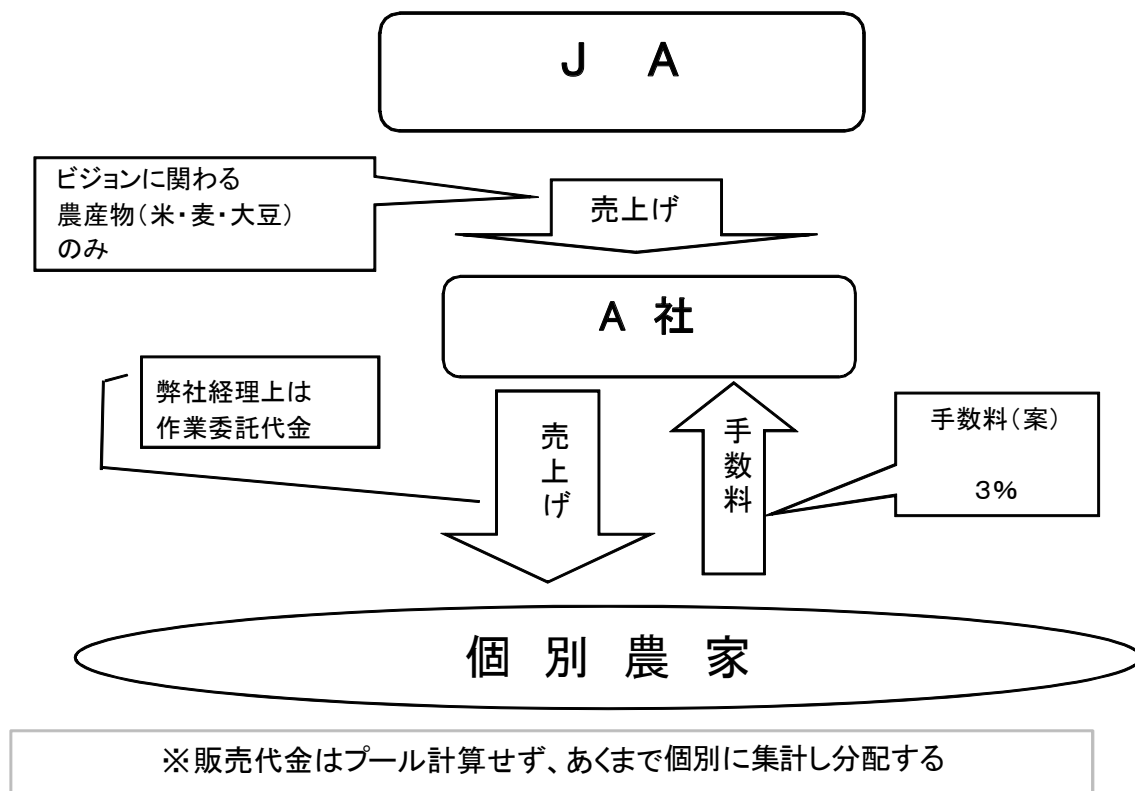
1. 農業経営に関するだいたいの将来計画がある。
2. 今より農業所得があがる効果的な方法について考えている。
3. 自分の経営に将来投資をしてみたいと考えている。
4. この集落で将来誰がリーダーになって農業をしていくべきか考えている。

本稿において対象とした認定農業者の3経営は1998年までに新技術である打込式土中点播直播を積極的に取り入れるなど、自他共に認める革新性の高い経営者であるところに特徴がある。

3. 3種類の集落営農形成と個別経営の対応

(1) A経営とX集落の対応と将来展望

A氏はX集落の農家の出身で、2007年現在、30代前半である。X集落に住み、複数の販売チャンネルを持ち、株式会社A社⁽³⁾を経営する。



この会社では農業生産以外に、野菜の卸売業、レストラン経営、無人ヘリコプターによる空中散布の部門がある。A社は農業生産だけではなく、卸売り部門とレストランという販売チャンネルを作ってつなぐことで、経営が成り立っている。

A氏は将来50～100haの経営規模を目指している。A氏は経営面積を広げていけば取引できる単位の選択肢が広がり、ビジネスチャンスが広がると考えている。集落内にある大豆生産組合、米麦機械利用組合には2005年以前から加わらない。

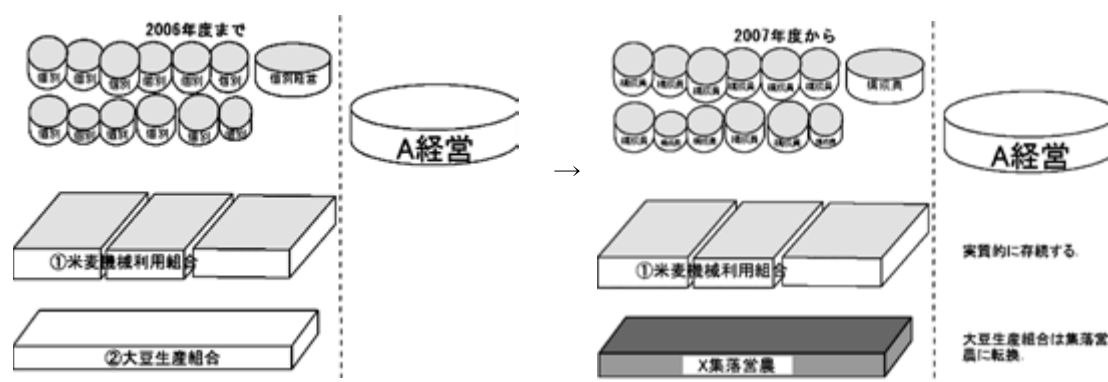
品目横断的経営安定対策が発表された直後、A氏はA社がX集落全圃場を管理し、個別経営（A氏の表現では個別農家）引退後、A社の直轄農地とするというきわめて斬新な計画を発表する（第3図）。これは、同町やJAが、上述したひな形(第2図)を作るより前であった。

A氏は同対策のもとで明確な展望を抱いた。A社自身が集落営農の機能を代替し、JAへ

の稲、麦、大豆の販売による収入、麦大豆の黄ゲタ、緑ゲタを受け取り、それを個別農家へ分配し、その際手数料を取得することを構想する。A氏はこの構想を図示し、X集落内に提案する。

一方、集落営農形成に当たり、主要な人物であった当時の大豆生産組合長（E氏）はA社の構想を受け入れなかった。E氏によると、A社の構想を受け入れられなかった理由として、E氏は自分の土地をA社に奪われるという畏れを感じたという。

結局、E氏を中心したX集落営農が形成される。X集落営農はひな形通りに、X大豆生産組合とその範囲内にある3つの米麦機械利用組合を含めてX集落営農へと転換することとなる。第4図に即して述べると、ほとんど変わらないまま、左から右にそのまま移ったということになる。



第4図 X集落の集落営農形成の選択

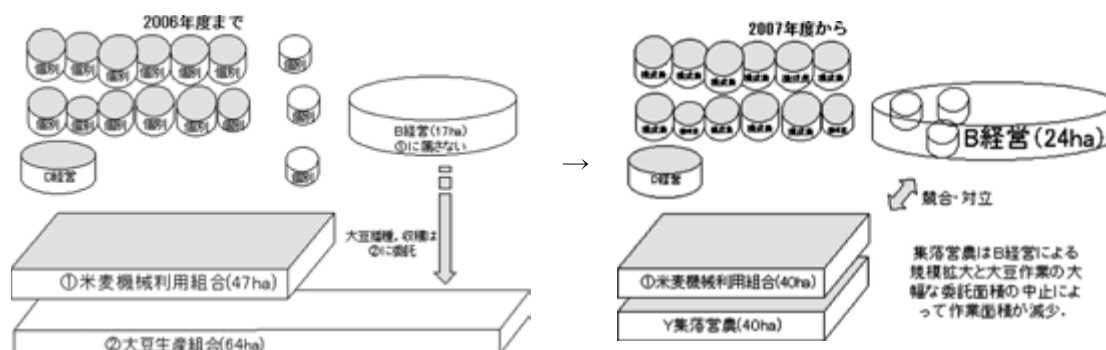
X集落営農においては、稲麦の作業単位として①の機械利用組合は、稲麦用の自脱コンバインの資金償還の為に存続する。このX集落営農とX集落にある3つの機械利用組合の関係は、集落営農の会計処理上、以下のように処理される予定である。X集落営農は機械を持たず、機械利用組合から、田植機や自脱コンバインをリースされる。そして、集落営農がリース料とオペレータ賃金を機械利用組合側に支払う。つまり、X集落営農は、大豆生産については大豆生産組合の名を変えて引き継ぎ、米麦の作業については既存の機械利用組合の機能を変えないようにしている。（第4図参照）

E氏は、ひな形に従って作業を行い、将来法人化に至るかについては、展望を持っていないという。この時、集落営農の形成に当たって、どう農業経営の生産性を上げるか、どう効率化するか等の議論に行き着く以前に、手続きが終了してしまい、同対策の助成対象となることを主たる目的とした集落営農が形成されている。一方、A社は以前のまま、個別完結的に経営しており、状況は変わらない結果に落ち着く。A社は、同対策を契機に自ら集落営農を経営しようとする明確な展望を示し、農地を集積し、自ら集落営農を経営しようとしたが、賛同されないままである。

(2) B経営とY集落の対応と将来展望

一方で、集落営農と分離し、借地にて集落内の土地を集め、目標とする経営規模を達成しようとする経営がある。Y集落に経営主が住むB経営は、稲麦大豆と露地野菜が基幹となる経営であり、乾燥調製施設、モチ加工施設、販売店を持つ有限会社である。出荷する露地野菜は県を超えた野菜の直売グループにおいて販売されている。B経営は同対策が提示される前後に、集落内の7haを収集し、経営面積を24haとする。新たな借地については管理作業等、作業の一部は地権者に委託している。また、B経営は同対策が提示されると大豆コンバインを装備し、それまでY集落の大豆生産組合に委託していた播種、収穫作業を中断し、集落営農との関係を断ち切る選択をした。(第5図参照)

以前B経営はY集落の米麦機械利用組合に参加し、副組合長を担い、負担を感じながらも圃場の1筆ごとのデータを表計算ソフトに入力し管理するなど、Y集落内のリーダー的経営であった。しかしB経営は成長に伴い次第に独立し、糯米、野菜の販路を開拓し、個別完結的な方向へ展開している。具体的な将来展望としては50haの経営を目指す。Y集落の水田の面積が現在64haであり、つまり集落内の大半の農地を自ら利用する意欲があることになる。B経営は地権者に、露地野菜の収穫の作業も委託し、B経営の雇用者に近いような対処をしている。B経営は「うちについてくる方がY集落についていくより幸せになると言うことを示したい」と意欲的である。一方、2006年度までの米麦機械利用組合の頃に比べて、Y集落営農はB経営の新たな借地面積と、B経営が大豆に関する作業委託を中止した面積分だけ利用面積が減少したため、Y集落営農は単位面積当たりの減価償却費が増大し、償還計画に悪影響がある。さらに、B経営が将来展望に沿ってY集落営農の構成員の土地を集積しようとする、本稿冒頭に記した集落営農の要件(ア)には、集落における2/3以上の面積の利用集積が記されているため、Y集落営農は存立基盤がさらに不安定になる。Y集落営農とB経営両者は土地利用に関して片方の効率化の進展が、どちらかの非効率に結びつく関係となる。



第5図 Y集落における同対策前後の状況

2006年時点にて、Y集落営農の形成担当者であるD氏に、B経営との対応を含めて将来展望をどのように考えているかを聴取したところ、集落営農の形成はあくまでも政策に対応しているだけであり、法人化の際にはどう経営するか目途が立たず、将来展望どころではない状況だという。Y集落営農の形成に当たり、集落営農が目指すべき効率化、安定化という方向に至るには、経営基盤の農地の競合相手が集落内にあり、簡単に進みにくい状況である。

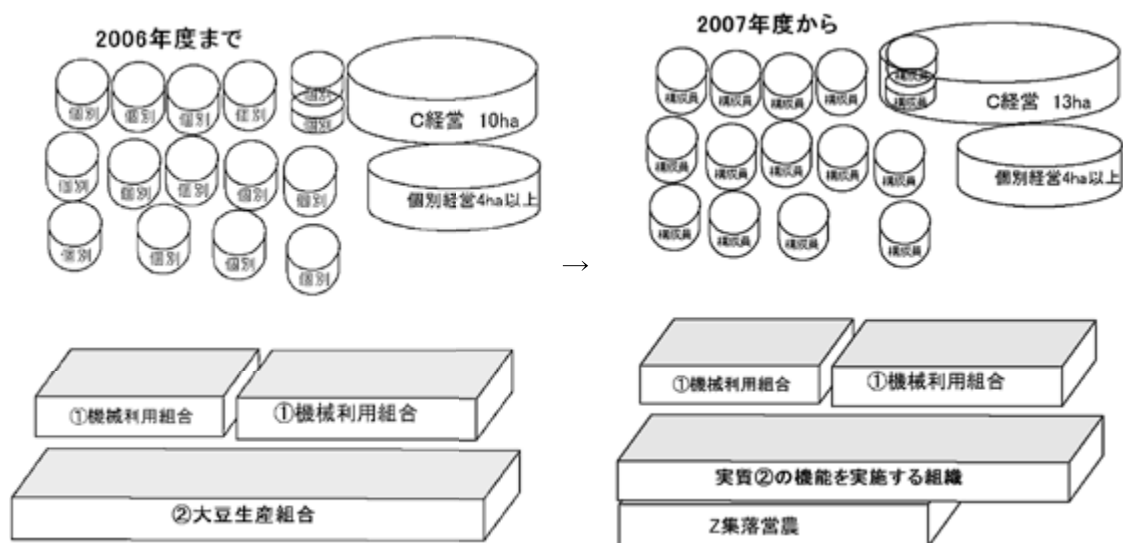
なお、A、B経営に共通することは、経営者自らは地元出身の農家であることによる安心感を強調し、農地を自ら目標とする規模まで拡大し、自ら経営していこうとしている。両者は将来は自らの法人が地域全体の担い手であり続けていこうとする明確な意思がある。自らの経営の持続性、不測の事態に対する地域への影響については不安を抱いていない。

(3) C経営とZ集落の対応と将来展望

個別経営として集落営農から分離して活動する経営も、自らは発展させつつも、集落営農と対立する、あるいは集落営農の機能を脅かすことを望まないであろう。協力し合う関係を成立させている事例もある。Z集落に経営主が住むC経営は経営面積が現在10haであり、稲麦の乾燥調製施設を保有し、10年以上にわたって生産した米の全量を消費者へ直接販売し続けている。無人ヘリによる防除作業を行う法人を経営している。C経営は米麦機械利用組合の主なオペレータの1人であり、大豆生産組合の組合長でもあった。C経営ともう1経営の認定農業者は、経理一元化は望まないという理由から、個別経営のまま、集落営農に加わらない。集落内の他の経営者らは、オペレータや補助員として行動する際、C経営の具体的な指示に従ってきた。さらに、1996年から水稻直播をC経営が試行したことをきっかけに、1998年以降同米麦機械利用組合においては、水稻直播が定着している。

C経営は同政策を契機に、近隣の兼業経営の圃場を借地し、13haまで規模拡大を行う予定である。この借地は、B経営の行っていることに似て、地権者に圃場の管理作業を委託するものである。

Z集落営農が形成された範囲は2集落分であり、2つの米麦機械利用組合とC氏が代表であった1つの大豆生産組合があり、F氏は片方の米麦機械利用組合の代表であった。Z集落営農の形成担当者であるF氏は、当初C経営らを含めたZ集落営農形成を目標とするが、現実にはC経営らが加入しない状況に到った。そこで、Z集落営農では、実質的にC氏が加入しないままリーダー役を果たし続けられるように工夫している。C経営らの専業経営は集落営農には加入しないが、自ら利用する水田の主要作業を集落営農に委託するよう要請した。また、集落営農にC氏らをオペレータとして雇用することによって、実質以前からの米麦機械利用組合や大豆生産組合のある頃と同様に、C氏が主導して集落営農が活動できるようにしている(第6図参照)。



第6図 Z集落の集落営農形成前後の状況

このようにZ集落営農はF氏の機転から、以前より機能しづらい、非効率になる事態をなんとか回避している。C経営の経営主は、協力した理由として、将来自分も集落の他の経営者に農地を管理される時期が来る可能性があることを想定してのことだという。C氏は集落営農に対して、自らが集落の農業を引っ張る時期が過ぎた後に、集落の農業を牽引する人材を育てる機関として期待しており、集落営農の体制作りに協力している。

なお、Z集落営農においても将来の担い手が育つかという展望に対しては不安がある。そこで、F氏はX、Y集落営農とは異なる具体的な対応に着手している。町内の新たな農産物直売所建設を積極的に推進し、建設決定に到っている。F氏は同集落営農が高齢者の圃場にて花卉や野菜を生産し、直売所にて販売する計画を立てている。またF氏は構成員を直売所の食品加工部門の従業員や販売員に充てて、構成員のマーケティング感覚の育成と、直売所を起点に新たな販売チャネルを開拓しようとする展望がある。成功すれば、多くの構成員が同集落営農の製品を売り捌くセンスを持てる。これを次世代への財産ととらえれば、1つの集落に大きな個別経営を作る場合よりも、地域全体にとっての活性化につながる可能性がある。ただし、F氏の展望には、法人化以降は現在のようなC経営らと集落営農関係が継続できるのかが分からないという限界がある。同対策は個別経営を集落営農に加わるか否かと、2つを完全に切り離して考えているために、経理一元化は困るが作業は一緒に行う、協力しつつ同じ集落営農にはならないという、つかず離れずの選択をしたいCとZ集落のようなケースにおいては、Cが役員になれないといったジレンマが起こる。北九州に多数存在する米麦機械利用組合、大豆生産組合が、Cのような認定農業者に支えられる場合が少なくないと考えられる。この関係を壊さず、かつ集落営農の法人化が

可能になる余地を残しておくことが、個別経営と集落営農が将来展望を持ち続けるために、現在の集落営農法人化（特定農業団体等への移行）の際、必要だと考える。

（４）小括

品目横断的経営安定対策によって１つの土地の利用主体は１つに限られ、利用面積の要件で交付金が決定される状況になった。北九州の平地においては、個別経営と集落営農を上手く共存させていく方法が事例において、複雑になってきたといえる。XおよびY集落営農をみる限り、集落営農の形成においては、効率的かつ安定的な法人経営を作っていくとする政策の基本方向はA、Bと対抗する集落営農という構図によって、優先されない対応が現実に行われてしまっている。しかしながら、C経営とZ集落営農の関係は個別経営も集落営農も将来展望を持ちつつ、かつ良好な関係に到る方法もあることを示している。

４．将来展望について

個別のA、B、C、D、E経営に将来展望への回答を依頼したところ、それぞれが集落を視野に入れた自らの経営に対する将来展望がある。集落と自分の経営の関係をどう位置づけていくか、それぞれの形がある。A、B、Cの経営主の違いの一つは、A、Bは自らあるいは自らが設立する法人が長く将来にわたって農業を行い続けることに疑いを持っていない。CはAやBとは異なり、集落内に多くの人が営農を続けていくことに、自らの個別経営としての発展と、同等の意義を見いだしているのである。

一方、集落営農の形成担当者D、E経営には将来展望がない。経営の効率化、安定化をどう実践するかを含め、将来どう展開するかという、集落営農にとっての今後の決して簡単ではないはずの課題に形成時点ではまだ手が着いていなかった。稲、麦、大豆のJA出荷のみでは基本的に将来の生産者の収入が今後増える展望を持つことは、現実的ではない。新たな販売チャネルの開拓、あるいは新商品開発に取り組まないままでは、将来展望がないというのは当然である。この状況を喩えると、会社を立ちあげようとする時点で多くの従業員が要る一方、会社の将来が白紙であるという、かなり悲惨な状況ではないか。これでは、今後資金調達もままならないと予想される。

一方、A、B、Cの個別経営について将来展望があるかどうかは、Aは野菜などの卸売り、Bは野菜と加工販売、Cは米の販売ルートと、独自の販売チャネルがあるレベルに達すると将来展望が現れてくると推測できる。現状の米価の低迷に束縛されず、今後も収入の安定性が確保され、あるいは新たな売り先を開拓する自信もあると考えられる。

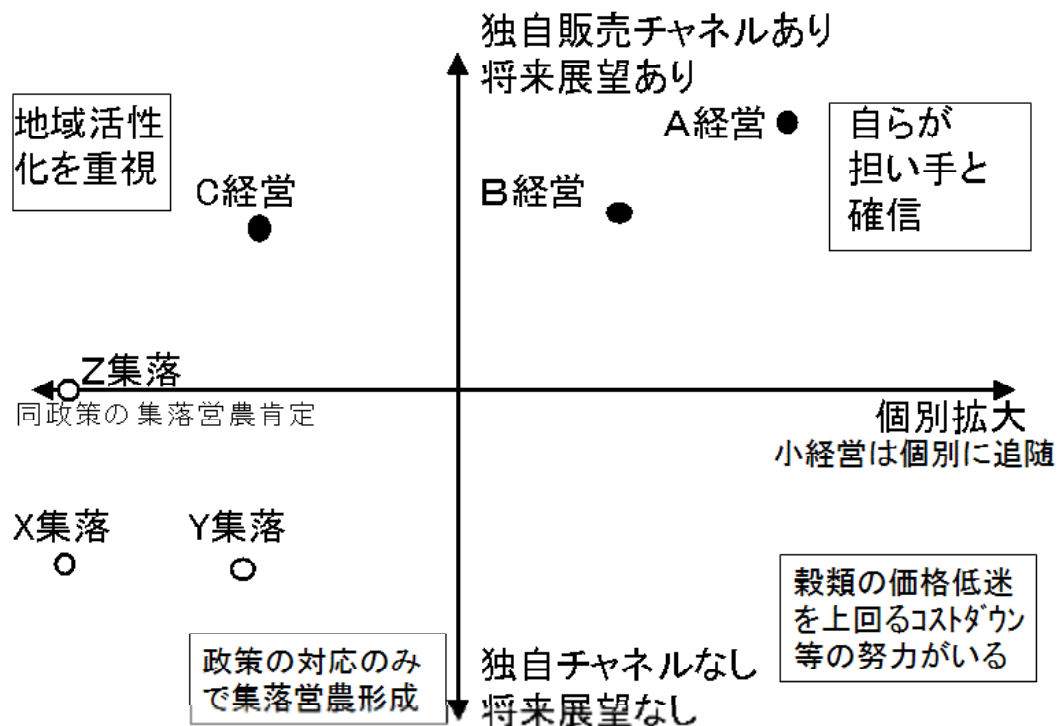
第２表に整理してA、B、C経営とD、E経営を比較すると、A、B、C経営が乾燥調製施設を保有し、直接販売の実績があり、すなわち自力の販売チャネルがある。販売チャネル開拓ができているということと、将来展望のあるなしとは関連することが示唆される。

第2表 調査対象者の個別経営主としての比較

集落営農に加入しない3経営		X, Y集落営農の中心的経営
A, B, C経営	実例	D経営, E経営
あり	将来展望	なし
13ha以上	規模	6ha, 2ha
保有する	乾燥調整施設	保有しない
米, 野菜の直接販売を行う	直接販売	JA以外の出荷先を持たない

一方、集落営農形成担当者のうち、D、E経営は、自力の販売チャンネルがない。

事例の6主体がどういう方向で展開していこうとしているのか、について整理したのが第7図である。



第7図 同対策の集落営農を肯定するか否かという軸と経営の将来展望から位置づけた調査対象経営と集落営農

第7図は事例とした集落営農と個別経営について、2つの軸に取って位置づけてみたものである。縦軸として上に将来展望があること、下に展望がないこととする。現状では販売チャンネル開拓ができているということと近似していると考えられる。横軸として、同対策で進行する集落営農による地域の発展を志向することを左とし、個別経営が集落の土地

を集めてしまう経営効率化の方向が良いと見ていくかということをも右とする。X集落、Y集落は形成担当者が将来展望を構想せず、集落内の個別経営と離れた所に位置する。筆者はX集落、Y集落のような、担当者が将来展望を構想しないうちに形成された集落営農が北九州内、さらには全国に多数あると推測する。左下にとどまる集落営農をどう展開させるかが今後の課題になると考えられる。第7図の左の上に示した、「地域単位で活性化を目指す」領域に入る集落営農は、優秀な集落営農、あるいは優秀な地域と見なされるだろう。集落営農自身も独自の販売チャネルを開こうとしているZ集落営農は、X、Y集落営農よりも上に位置付き、もしチャネル開拓に成功し、法人化後もC経営との協力関係が続けば、さらに図の左上方向に展開することができると考えられる。

一方、A、B経営は農地の集積、販売チャネル開拓の上で、他経営にとっては先行者である。もし、X、Y集落営農の中の構成員が、自らは販売チャネル開拓ができないなら、A、Bの努力に一定の敬意をもって、A、Bと連携あるいは追随することも1つの有効な選択肢である。

なお独自の販売チャネルがなくても、集落営農が成長する方向はある。現状の稲、麦、大豆に関する生産者価格の低迷を克服するレベルにまで、コストダウンを行う方法である。装備の適正なものへの見直し、圃場の拡大、など効率化によって解決する方向性もある。

5. おわりに

本稿は、北九州の稲麦大豆輪作地帯における一集落に集落営農に加わらない認定農業者と集落営農が並立する状態に到った3集落内の集落営農の形成過程と、関連する個別経営の行動から、集落営農と個別経営の関係がどのように再編されたかについて実態を解明し、その将来展望について整理した。X集落において、将来展望のある個別大規模経営のA経営は集落営農を牽引しようとしたが、E氏らは拒否してX集落営農を形成した。Y集落においてはB経営とD氏を中心としたY集落営農は競合している。共に地域の発展を志向する将来展望を持ったC氏とF氏を中心としたZ集落営農においては協力関係ができていく。集落営農は2012年までの法人化を迫られており、両者の関係が近いうちにもう一度再編される可能性がある。この時にZ集落営農の対応のような法人化が可能になるならば、現在の集落営農に位置付く組織が将来有能な個別経営をつなぎとめやすいと考えられる。

また、独自販売チャネルがあることと将来展望があることは関連していることが示唆され、集落営農において構成員による販売チャネル開拓は、地域の活性化につながる重要な要素となると考えられる。販売チャネル開拓が困難な集落営農には、チャネルをもつ経営との連携、コストダウンによる稲麦大豆の価格低迷を克服、という方向性も残されている。

注(1) 本稿では同対策に誘導されて形成された集落営農組織に限って、検討対象とする。2005年～2006年麦作付時期までの集落営農形成の時期に限り検討対象としており、以降の集落営農、個別経営の将来展望の形成、変更は対

象としない。

- (2) 佐賀県庁のデータ並びに担当者の回答による。集落営農数は平成19年8月時点のもの。
- (3) 株式会社A社については、B経営、C経営と揃えるために、断りなくA経営と書き込んでいる場合があるがA経営とA社は同じことを指している。

参考ならびに引用文献

- [1] 中原秀人 (2005) 「福岡県における水田農業の担い手の現状と集落リーダーが期待する今後の担い手」『平成17年度九州沖縄農業試験研究推進会議 農業経営推進部会 「九州地域における米政策改革への取り組み方向」に関する研究会資料』, 九州沖縄農業研究センター。
- [2] 農林水産省(online)「品目横断的経営安定対策実施要領」, <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8/youryo2.pdf>, (2008.08.31)。
- [3] 農林水産省九州農政局(online)「集落営農実態調査の概要 (九州) (平成20年2月1日現在)」, http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/home/sokuhou/pdf/syuraku_einou080317.pdf。
- [4] 笹原和哉・古川久敬 (2003) : 「革新性が高い農業経営者における先見性の由来」, 『農業経営研究』, 41(2), pp. 59-63.

,

平成 21 年 3 月 18 日

印刷・発行

プロジェクト研究〔経営安定プロ〕研究資料 第 2 号

水田・畑作経営所得安定対策下における
集落営農組織等の動向と今後の課題

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電 話 東京（03）6737-9000

FAX 東京（03）6737-9600

印刷・製本 （株）美巧社